

秋田県地域防災計画修正

新旧対照表

令和6年4月

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																						
		第1編 総則	第1編 総則																							
1	3	<p>第4節 計画の推進 (略)</p> <p>併せて、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>また、男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（以下「多様性条例」という。）における基本理念を踏まえつつ、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場における多様な視点からの対応を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努めるものとする。</p>	<p>第4節 計画の推進 (略)</p> <p>併せて、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>また、男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（以下「多様性条例」という。）における基本理念を踏まえつつ、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場における多様な視点からの対応を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努めるものとする。</p> <p style="color: red;">さらに、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫の整備など、加えて、市町村は、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映</p>																						
2	7	<p>第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機関の名称 (略)</th> <th style="width: 50%;">処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 (秋田支店)</td> <td rowspan="6"> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ・コム ニケーションズ株式会社</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (東北総支社)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル株式会社 (東日本エリア本部)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	東日本電信電話株式会社 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。 	株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店)	エヌ・ティ・ティ・コム ニケーションズ株式会社	KDDI株式会社 (東北総支社)	ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	楽天モバイル株式会社 (東日本エリア本部)	(略)	(略)	<p>第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機関の名称 (略)</th> <th style="width: 50%;">処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 (秋田支店)</td> <td rowspan="6"> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店)</td> </tr> <tr> <td>エヌ・ティ・ティ・コム ニケーションズ株式会社</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 (東北総支社)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社 (仙台WW事業所)</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル株式会社 (東日本エリア本部)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	東日本電信電話株式会社 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。 	株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店)	エヌ・ティ・ティ・コム ニケーションズ株式会社	KDDI株式会社 (東北総支社)	ソフトバンク株式会社 (仙台WW事業所)	楽天モバイル株式会社 (東日本エリア本部)	(略)	(略)	<p>事業所名の変更</p>
機関の名称 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱 (略)																									
東日本電信電話株式会社 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。 																									
株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店)																										
エヌ・ティ・ティ・コム ニケーションズ株式会社																										
KDDI株式会社 (東北総支社)																										
ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)																										
楽天モバイル株式会社 (東日本エリア本部)																										
(略)	(略)																									
機関の名称 (略)	処理すべき事務又は業務の大綱 (略)																									
東日本電信電話株式会社 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。 																									
株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店)																										
エヌ・ティ・ティ・コム ニケーションズ株式会社																										
KDDI株式会社 (東北総支社)																										
ソフトバンク株式会社 (仙台WW事業所)																										
楽天モバイル株式会社 (東日本エリア本部)																										
(略)	(略)																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																												
		第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																													
3	10	第9節 活動体制計画 第2 防災活動体制 図(略)	第9節 活動体制計画 第2 防災活動体制 <u>災害の発生後、又は発生のおそれがある場合、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、災害対策本部の設置など必要な体制をとるものとする。</u> 図(略)	防災基本計画の反映																																																																																																																												
4	12	第3 災害対策本部等の設置基準 【県本庁】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>名称</td><td colspan="2">秋田県災害対策部</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="14">対策部 構成員</td><td>部長</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>部長補佐</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="12">部員</td><td colspan="2">次の各課長 (令和5年4月現在)</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>行政経営課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課</td></tr> <tr><td>企画振興部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>あきた未来創造部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>観光文化</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>スポーツ部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td>農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、林業木材産業課</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>建設部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>出納局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">対策部会議</td><td>開催時期</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>出席者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害対策部		設置権者	(略)		設置基準	(略)		主要業務	(略)		対策部 構成員	部長	(略)	部長補佐	(略)	部員	次の各課長 (令和5年4月現在)		総務部	行政経営課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課	企画振興部	(略)	あきた未来創造部	(略)	観光文化	(略)	スポーツ部	(略)	健康福祉部	(略)	生活環境部	(略)	農林水産部	農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、林業木材産業課	産業労働部	(略)	建設部	(略)	出納局	(略)	教育庁	(略)	警察本部	(略)	事務局員	(略)		対策部会議	開催時期	(略)	出席者	(略)	設置場所	(略)		電話・FAX	(略)		第3 災害対策本部等の設置基準 【県本庁】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>名称</td><td colspan="2">秋田県災害対策部</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="14">対策部 構成員</td><td>部長</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>部長補佐</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="12">部員</td><td colspan="2">次の各課室長 (令和6年4月現在)</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>行政経営課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課、消防保安室</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>企画振興部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>あきた未来創造部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>観光文化</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>スポーツ部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td>農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、林業木材産業課、森林環境保全課</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>建設部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>出納局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">対策部会議</td><td>開催時期</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>出席者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害対策部		設置権者	(略)		設置基準	(略)		主要業務	(略)		対策部 構成員	部長	(略)	部長補佐	(略)	部員	次の各課室長 (令和6年4月現在)		総務部	行政経営課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課、 消防保安室	総務部	(略)	企画振興部	(略)	あきた未来創造部	(略)	観光文化	(略)	スポーツ部	(略)	健康福祉部	(略)	生活環境部	(略)	農林水産部	農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、 林業木材産業課、森林環境保全課	農林水産部	(略)	産業労働部	(略)	建設部	(略)	出納局	(略)	教育庁	(略)	警察本部	(略)	事務局員	(略)		対策部会議	開催時期	(略)	出席者	(略)	設置場所	(略)		電話・FAX	(略)		組織改編等を反映
名称	秋田県災害対策部																																																																																																																															
設置権者	(略)																																																																																																																															
設置基準	(略)																																																																																																																															
主要業務	(略)																																																																																																																															
対策部 構成員	部長	(略)																																																																																																																														
	部長補佐	(略)																																																																																																																														
	部員	次の各課長 (令和5年4月現在)																																																																																																																														
		総務部	行政経営課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課																																																																																																																													
		企画振興部	(略)																																																																																																																													
		あきた未来創造部	(略)																																																																																																																													
		観光文化	(略)																																																																																																																													
		スポーツ部	(略)																																																																																																																													
		健康福祉部	(略)																																																																																																																													
		生活環境部	(略)																																																																																																																													
		農林水産部	農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、林業木材産業課																																																																																																																													
		産業労働部	(略)																																																																																																																													
		建設部	(略)																																																																																																																													
		出納局	(略)																																																																																																																													
教育庁	(略)																																																																																																																															
警察本部	(略)																																																																																																																															
事務局員	(略)																																																																																																																															
対策部会議	開催時期	(略)																																																																																																																														
	出席者	(略)																																																																																																																														
設置場所	(略)																																																																																																																															
電話・FAX	(略)																																																																																																																															
名称	秋田県災害対策部																																																																																																																															
設置権者	(略)																																																																																																																															
設置基準	(略)																																																																																																																															
主要業務	(略)																																																																																																																															
対策部 構成員	部長	(略)																																																																																																																														
	部長補佐	(略)																																																																																																																														
	部員	次の各課室長 (令和6年4月現在)																																																																																																																														
		総務部	行政経営課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課、 消防保安室																																																																																																																													
		総務部	(略)																																																																																																																													
		企画振興部	(略)																																																																																																																													
		あきた未来創造部	(略)																																																																																																																													
		観光文化	(略)																																																																																																																													
		スポーツ部	(略)																																																																																																																													
		健康福祉部	(略)																																																																																																																													
		生活環境部	(略)																																																																																																																													
		農林水産部	農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、 林業木材産業課、森林環境保全課																																																																																																																													
		農林水産部	(略)																																																																																																																													
		産業労働部	(略)																																																																																																																													
建設部	(略)																																																																																																																															
出納局	(略)																																																																																																																															
教育庁	(略)																																																																																																																															
警察本部	(略)																																																																																																																															
事務局員	(略)																																																																																																																															
対策部会議	開催時期	(略)																																																																																																																														
	出席者	(略)																																																																																																																														
設置場所	(略)																																																																																																																															
電話・FAX	(略)																																																																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																														
		第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																																																															
5	13	<p>【県本庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>名称</td><td colspan="3">秋田県災害警戒部</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="14">警戒部 構成員</td><td>部長</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>副部長</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="12">部員</td><td colspan="3">次の各課指定職員 (令和5年4月現在)</td></tr> <tr><td>総務部</td><td colspan="2">行政経営課、総合防災課</td></tr> <tr><td>企画振興部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>あきた未来創造部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>観光文化スポーツ部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td colspan="2">農林政策課、林業木材産業課</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>建設部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>出納局</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>警戒部会議</td><td>開催時期</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td></td><td>出席者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害警戒部			設置権者	(略)			設置基準	(略)			主要業務	(略)			警戒部 構成員	部長	(略)		副部長	(略)		部員	次の各課指定職員 (令和5年4月現在)			総務部	行政経営課、総合防災課		企画振興部	(略)		あきた未来創造部	(略)		観光文化スポーツ部	(略)		健康福祉部	(略)		生活環境部	(略)		農林水産部	農林政策課、林業木材産業課		産業労働部	(略)		建設部	(略)		出納局	(略)		教育庁	(略)		事務局員	(略)		警戒部会議	開催時期	(略)			出席者	(略)		設置場所	(略)			電話・FAX	(略)			<p>【県本庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>名称</td><td colspan="3">秋田県災害警戒部</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="14">警戒部 構成員</td><td>部長</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>副部長</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="12">部員</td><td colspan="3">次の各課室指定職員 (令和6年4月現在)</td></tr> <tr><td>総務部</td><td colspan="2">行政経営課、総合防災課、消防保安室</td></tr> <tr><td>企画振興部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>あきた未来創造部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>観光文化スポーツ部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td colspan="2">農林政策課、林業木材産業課、森林環境保全課</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>建設部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>出納局</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>警戒部会議</td><td>開催時期</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td></td><td>出席者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害警戒部			設置権者	(略)			設置基準	(略)			主要業務	(略)			警戒部 構成員	部長	(略)		副部長	(略)		部員	次の各課 室 指定職員 (令和6年4月現在)			総務部	行政経営課、総合防災課、 消防保安室		企画振興部	(略)		あきた未来創造部	(略)		観光文化スポーツ部	(略)		健康福祉部	(略)		生活環境部	(略)		農林水産部	農林政策課、林業木材産業課、 森林環境保全課		産業労働部	(略)		建設部	(略)		出納局	(略)		教育庁	(略)		事務局員	(略)		警戒部会議	開催時期	(略)			出席者	(略)		設置場所	(略)			電話・FAX	(略)			組織改編等を反映
名称	秋田県災害警戒部																																																																																																																																																																	
設置権者	(略)																																																																																																																																																																	
設置基準	(略)																																																																																																																																																																	
主要業務	(略)																																																																																																																																																																	
警戒部 構成員	部長	(略)																																																																																																																																																																
	副部長	(略)																																																																																																																																																																
	部員	次の各課指定職員 (令和5年4月現在)																																																																																																																																																																
		総務部	行政経営課、総合防災課																																																																																																																																																															
		企画振興部	(略)																																																																																																																																																															
		あきた未来創造部	(略)																																																																																																																																																															
		観光文化スポーツ部	(略)																																																																																																																																																															
		健康福祉部	(略)																																																																																																																																																															
		生活環境部	(略)																																																																																																																																																															
		農林水産部	農林政策課、林業木材産業課																																																																																																																																																															
		産業労働部	(略)																																																																																																																																																															
		建設部	(略)																																																																																																																																																															
		出納局	(略)																																																																																																																																																															
		教育庁	(略)																																																																																																																																																															
事務局員	(略)																																																																																																																																																																	
警戒部会議	開催時期	(略)																																																																																																																																																																
	出席者	(略)																																																																																																																																																																
設置場所	(略)																																																																																																																																																																	
電話・FAX	(略)																																																																																																																																																																	
名称	秋田県災害警戒部																																																																																																																																																																	
設置権者	(略)																																																																																																																																																																	
設置基準	(略)																																																																																																																																																																	
主要業務	(略)																																																																																																																																																																	
警戒部 構成員	部長	(略)																																																																																																																																																																
	副部長	(略)																																																																																																																																																																
	部員	次の各課 室 指定職員 (令和6年4月現在)																																																																																																																																																																
		総務部	行政経営課、総合防災課、 消防保安室																																																																																																																																																															
		企画振興部	(略)																																																																																																																																																															
		あきた未来創造部	(略)																																																																																																																																																															
		観光文化スポーツ部	(略)																																																																																																																																																															
		健康福祉部	(略)																																																																																																																																																															
		生活環境部	(略)																																																																																																																																																															
		農林水産部	農林政策課、林業木材産業課、 森林環境保全課																																																																																																																																																															
		産業労働部	(略)																																																																																																																																																															
		建設部	(略)																																																																																																																																																															
		出納局	(略)																																																																																																																																																															
		教育庁	(略)																																																																																																																																																															
事務局員	(略)																																																																																																																																																																	
警戒部会議	開催時期	(略)																																																																																																																																																																
	出席者	(略)																																																																																																																																																																
設置場所	(略)																																																																																																																																																																	
電話・FAX	(略)																																																																																																																																																																	
6	14	<p>【県本庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>名称</td><td colspan="3">秋田県災害対策連絡室</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>連絡室構成員</td><td colspan="3">室長 … 総合防災課長、室員 … 総合防災課職員</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害対策連絡室			設置権者	(略)			設置基準	(略)			主要業務	(略)			連絡室構成員	室長 … 総合防災課長、室員 … 総合防災課職員			設置場所	(略)			電話・FAX	(略)			<p>【県本庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>名称</td><td colspan="3">秋田県災害対策連絡室</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>連絡室構成員</td><td colspan="3">室長 … 総合防災課長、室員 … 総合防災課、消防保安室職員</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害対策連絡室			設置権者	(略)			設置基準	(略)			主要業務	(略)			連絡室構成員	室長 … 総合防災課長、室員 … 総合防災課、 消防保安室 職員			設置場所	(略)			電話・FAX	(略)			組織改編を反映																																																																																																						
名称	秋田県災害対策連絡室																																																																																																																																																																	
設置権者	(略)																																																																																																																																																																	
設置基準	(略)																																																																																																																																																																	
主要業務	(略)																																																																																																																																																																	
連絡室構成員	室長 … 総合防災課長、室員 … 総合防災課職員																																																																																																																																																																	
設置場所	(略)																																																																																																																																																																	
電話・FAX	(略)																																																																																																																																																																	
名称	秋田県災害対策連絡室																																																																																																																																																																	
設置権者	(略)																																																																																																																																																																	
設置基準	(略)																																																																																																																																																																	
主要業務	(略)																																																																																																																																																																	
連絡室構成員	室長 … 総合防災課長、室員 … 総合防災課、 消防保安室 職員																																																																																																																																																																	
設置場所	(略)																																																																																																																																																																	
電話・FAX	(略)																																																																																																																																																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																								
		第1編 総則	第1編 総則																									
7	16	第9節 活動体制計画 第3 災害対策本部等の設置基準 【災害対策現地派遣班】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>秋田県災害対策現地派遣班</td> </tr> <tr> <td>設置権者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>派遣要件</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主要業務</td> <td> 1 被害情報の収集 2 県から市町村への指示事項の伝達 3 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整 4 災害時の制度運用に関する助言 5 その他 </td> </tr> <tr> <td>派遣班員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名 称	秋田県災害対策現地派遣班	設置権者	(略)	派遣要件	(略)	主要業務	1 被害情報の収集 2 県から市町村への指示事項の伝達 3 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整 4 災害時の制度運用に関する助言 5 その他	派遣班員	(略)	その他	(略)	第9節 活動体制計画 第3 災害対策本部等の設置基準 【災害対策現地派遣班】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>秋田県災害対策現地派遣班</td> </tr> <tr> <td>設置権者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>派遣要件</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主要業務</td> <td> 1 被害情報の収集 2 県から市町村への指示事項の伝達 3 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整 4 その他 </td> </tr> <tr> <td>派遣班員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名 称	秋田県災害対策現地派遣班	設置権者	(略)	派遣要件	(略)	主要業務	1 被害情報の収集 2 県から市町村への指示事項の伝達 3 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整 4 その他	派遣班員	(略)	その他	(略)	所要の修正
名 称	秋田県災害対策現地派遣班																											
設置権者	(略)																											
派遣要件	(略)																											
主要業務	1 被害情報の収集 2 県から市町村への指示事項の伝達 3 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整 4 災害時の制度運用に関する助言 5 その他																											
派遣班員	(略)																											
その他	(略)																											
名 称	秋田県災害対策現地派遣班																											
設置権者	(略)																											
派遣要件	(略)																											
主要業務	1 被害情報の収集 2 県から市町村への指示事項の伝達 3 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整 4 その他																											
派遣班員	(略)																											
その他	(略)																											
8	17	第5 災害対策本部の構成 (令和5年4月現在) 図(略)	第5 災害対策本部の構成 (令和6年4月現在) 図(略)	時点修正																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																	
		第1編 総則	第1編 総則																																		
9	18	第6 災害対策本部各部・各班等の業務分掌 (令和5年4月現在) 1 本庁(知事部局) (略)	第6 災害対策本部各部・各班等の業務分掌 (令和6年4月現在) 1 本庁(知事部局) (略)	組織改編を反映																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">総務部</th> <th style="width: 15%;">総括責任者</th> <th style="width: 15%;">総務部長</th> <th style="width: 55%;"></th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防災班</td> <td style="text-align: center;">総合防災課長</td> <td></td> <td> ① 気象警報・注意報等、地震・津波、噴火予警報等の受理伝達に関する事。 ② 被害状況等の収集・総括に関する事。 ③ 災害対策本部の運営及び庶務に関する事。 ④ 災害対策本部会議に関する事。 ⑤ 県防災会議に関する事。 ⑥ 本部長の指示命令の伝達に関する事。 ⑦ 自衛隊の災害派遣(応援)要請に関する事。 ⑧ 災害救助法の適用事務処理に関する事。 ⑨ 県総合防災情報システムの運用に関する事。 ⑩ 消防防災ヘリコプターの運用に関する事。 ⑪ 総務省消防庁、中央防災会議(内閣府)等への連絡・報告に関する事。 ⑫ 備蓄物資の払い出しに関する事。 ⑬ 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力ネットワーク(株)秋田支社の被害調査に関する事。 ⑭ 危険物等運搬車両事故対策に関する事。 ⑮ 県関係者の安否に関する相談及び情報収集に関する事。 ⑯ 高圧ガス・液化石油ガスの応急対策に関する事。 ⑰ 被災者の受入支援に関する事。 ⑱ 被災地支援の総括に関する事。 ⑲ その他本部長の命ずる事務に関する事。 </td> </tr> </tbody> </table>	総務部		総括責任者	総務部長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		防災班	総合防災課長		① 気象警報・注意報等、地震・津波、噴火予警報等の受理伝達に関する事。 ② 被害状況等の収集・総括に関する事。 ③ 災害対策本部の運営及び庶務に関する事。 ④ 災害対策本部会議に関する事。 ⑤ 県防災会議に関する事。 ⑥ 本部長の指示命令の伝達に関する事。 ⑦ 自衛隊の災害派遣(応援)要請に関する事。 ⑧ 災害救助法の適用事務処理に関する事。 ⑨ 県総合防災情報システムの運用に関する事。 ⑩ 消防防災ヘリコプターの運用に関する事。 ⑪ 総務省消防庁、中央防災会議(内閣府)等への連絡・報告に関する事。 ⑫ 備蓄物資の払い出しに関する事。 ⑬ 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力ネットワーク(株)秋田支社の被害調査に関する事。 ⑭ 危険物等運搬車両事故対策に関する事。 ⑮ 県関係者の安否に関する相談及び情報収集に関する事。 ⑯ 高圧ガス・液化石油ガスの応急対策に関する事。 ⑰ 被災者の受入支援に関する事。 ⑱ 被災地支援の総括に関する事。 ⑲ その他本部長の命ずる事務に関する事。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">総務部</th> <th style="width: 15%;">総括責任者</th> <th style="width: 15%;">総務部長</th> <th style="width: 55%;"></th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防災班</td> <td style="text-align: center;">総合防災課長</td> <td></td> <td> ① 気象警報・注意報等、地震・津波、噴火予警報等の受理伝達に関する事。 ② 被害状況等の収集・総括に関する事。 ③ 災害対策本部の運営及び庶務に関する事。 ④ 災害対策本部会議に関する事。 ⑤ 県防災会議に関する事。 ⑥ 本部長の指示命令の伝達に関する事。 ⑦ 自衛隊の災害派遣(応援)要請に関する事。 ⑧ 災害救助法の適用事務処理に関する事。 ⑨ 県総合防災情報システムの運用に関する事。 ⑩ 総務省消防庁、中央防災会議(内閣府)等への連絡・報告に関する事。 ⑪ 備蓄物資の払い出しに関する事。 ⑫ 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力ネットワーク(株)秋田支社の被害調査に関する事。 ⑬ 県関係者の安否に関する相談及び情報収集に関する事。 ⑭ 被災者の受入支援に関する事 ⑮ 被災地支援の総括に関する事 ⑯ その他本部長の命ずる事務に関する事。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防保安班</td> <td style="text-align: center;">消防保安室長</td> <td></td> <td> ① 消防防災ヘリコプターの運用に関する事。 ② 危険物等運搬車両事故対策に関する事。 ③ 高圧ガス・液化石油ガスの応急対策に関する事 ④ <u>その他本部長の命ずる事務に関する事。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	総務部	総括責任者	総務部長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		防災班	総合防災課長		① 気象警報・注意報等、地震・津波、噴火予警報等の受理伝達に関する事。 ② 被害状況等の収集・総括に関する事。 ③ 災害対策本部の運営及び庶務に関する事。 ④ 災害対策本部会議に関する事。 ⑤ 県防災会議に関する事。 ⑥ 本部長の指示命令の伝達に関する事。 ⑦ 自衛隊の災害派遣(応援)要請に関する事。 ⑧ 災害救助法の適用事務処理に関する事。 ⑨ 県総合防災情報システムの運用に関する事。 ⑩ 総務省消防庁、中央防災会議(内閣府)等への連絡・報告に関する事。 ⑪ 備蓄物資の払い出しに関する事。 ⑫ 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力ネットワーク(株)秋田支社の被害調査に関する事。 ⑬ 県関係者の安否に関する相談及び情報収集に関する事。 ⑭ 被災者の受入支援に関する事 ⑮ 被災地支援の総括に関する事 ⑯ その他本部長の命ずる事務に関する事。	消防保安班
総務部	総括責任者	総務部長																																			
班名	班長	分掌事務																																			
(略)	(略)	(略)																																			
防災班	総合防災課長		① 気象警報・注意報等、地震・津波、噴火予警報等の受理伝達に関する事。 ② 被害状況等の収集・総括に関する事。 ③ 災害対策本部の運営及び庶務に関する事。 ④ 災害対策本部会議に関する事。 ⑤ 県防災会議に関する事。 ⑥ 本部長の指示命令の伝達に関する事。 ⑦ 自衛隊の災害派遣(応援)要請に関する事。 ⑧ 災害救助法の適用事務処理に関する事。 ⑨ 県総合防災情報システムの運用に関する事。 ⑩ 消防防災ヘリコプターの運用に関する事。 ⑪ 総務省消防庁、中央防災会議(内閣府)等への連絡・報告に関する事。 ⑫ 備蓄物資の払い出しに関する事。 ⑬ 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力ネットワーク(株)秋田支社の被害調査に関する事。 ⑭ 危険物等運搬車両事故対策に関する事。 ⑮ 県関係者の安否に関する相談及び情報収集に関する事。 ⑯ 高圧ガス・液化石油ガスの応急対策に関する事。 ⑰ 被災者の受入支援に関する事。 ⑱ 被災地支援の総括に関する事。 ⑲ その他本部長の命ずる事務に関する事。																																		
総務部	総括責任者	総務部長																																			
班名	班長	分掌事務																																			
(略)	(略)	(略)																																			
防災班	総合防災課長		① 気象警報・注意報等、地震・津波、噴火予警報等の受理伝達に関する事。 ② 被害状況等の収集・総括に関する事。 ③ 災害対策本部の運営及び庶務に関する事。 ④ 災害対策本部会議に関する事。 ⑤ 県防災会議に関する事。 ⑥ 本部長の指示命令の伝達に関する事。 ⑦ 自衛隊の災害派遣(応援)要請に関する事。 ⑧ 災害救助法の適用事務処理に関する事。 ⑨ 県総合防災情報システムの運用に関する事。 ⑩ 総務省消防庁、中央防災会議(内閣府)等への連絡・報告に関する事。 ⑪ 備蓄物資の払い出しに関する事。 ⑫ 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力ネットワーク(株)秋田支社の被害調査に関する事。 ⑬ 県関係者の安否に関する相談及び情報収集に関する事。 ⑭ 被災者の受入支援に関する事 ⑮ 被災地支援の総括に関する事 ⑯ その他本部長の命ずる事務に関する事。																																		
消防保安班	消防保安室長		① 消防防災ヘリコプターの運用に関する事。 ② 危険物等運搬車両事故対策に関する事。 ③ 高圧ガス・液化石油ガスの応急対策に関する事 ④ <u>その他本部長の命ずる事務に関する事。</u>																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																
		第1編 総則	第1編 総則																																																	
10	19	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">観光文化課[※]-9部</td> <td style="width: 15%;">総括責任者</td> <td style="width: 15%;">観光文化課[※]-9部長</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td colspan="2">分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>交通政策班</td> <td>交通政策課長</td> <td colspan="2"> ①～② (略) ③ 東日本旅客鉄道(株)秋田支社・盛岡支社、<u>私鉄各社</u>及び各バス会社の被害調査に関すること。 ④ (略) </td> </tr> </table>	観光文化課 [※] -9部	総括責任者	観光文化課 [※] -9部長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		交通政策班	交通政策課長	①～② (略) ③ 東日本旅客鉄道(株)秋田支社・盛岡支社、 <u>私鉄各社</u> 及び各バス会社の被害調査に関すること。 ④ (略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">観光文化課[※]-9部</td> <td style="width: 15%;">総括責任者</td> <td style="width: 15%;">観光文化課[※]-9部長</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td colspan="2">分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>交通政策班</td> <td>交通政策課長</td> <td colspan="2"> ①～② (略) ③ 東日本旅客鉄道(株)秋田支社・盛岡支社、<u>第3セクター鉄道</u>及び各バス会社の被害調査に関すること。 ④ (略) </td> </tr> </table>	観光文化課 [※] -9部	総括責任者	観光文化課 [※] -9部長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		交通政策班	交通政策課長	①～② (略) ③ 東日本旅客鉄道(株)秋田支社・盛岡支社、 <u>第3セクター鉄道</u> 及び各バス会社の被害調査に関すること。 ④ (略)		分掌事務の修正																
観光文化課 [※] -9部	総括責任者	観光文化課 [※] -9部長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
交通政策班	交通政策課長	①～② (略) ③ 東日本旅客鉄道(株)秋田支社・盛岡支社、 <u>私鉄各社</u> 及び各バス会社の被害調査に関すること。 ④ (略)																																																		
観光文化課 [※] -9部	総括責任者	観光文化課 [※] -9部長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
交通政策班	交通政策課長	①～② (略) ③ 東日本旅客鉄道(株)秋田支社・盛岡支社、 <u>第3セクター鉄道</u> 及び各バス会社の被害調査に関すること。 ④ (略)																																																		
11	19	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">企画振興部</td> <td style="width: 15%;">総括責任者</td> <td style="width: 15%;">企画振興部長</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td colspan="2">分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村班</td> <td>市町村課長</td> <td colspan="2">① り災市町村の行財政指導に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	企画振興部	総括責任者	企画振興部長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		市町村班	市町村課長	① り災市町村の行財政指導に関すること。		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">企画振興部</td> <td style="width: 15%;">総括責任者</td> <td style="width: 15%;">企画振興部長</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td colspan="2">分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村班</td> <td>市町村課長</td> <td colspan="2"> ① り災市町村の行財政指導に関すること。 <u>② 市町村への応援の要請に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	企画振興部	総括責任者	企画振興部長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		市町村班	市町村課長	① り災市町村の行財政指導に関すること。 <u>② 市町村への応援の要請に関すること。</u>		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		分掌事務の修正
企画振興部	総括責任者	企画振興部長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
市町村班	市町村課長	① り災市町村の行財政指導に関すること。																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
企画振興部	総括責任者	企画振興部長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
市町村班	市町村課長	① り災市町村の行財政指導に関すること。 <u>② 市町村への応援の要請に関すること。</u>																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
12	20	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">健康福祉部</td> <td style="width: 15%;">総括責任者</td> <td style="width: 15%;">健康福祉部長</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td colspan="2">分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>地域・家庭福祉班</td> <td>地域・家庭福祉課長</td> <td colspan="2"> ① 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ②～④ (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療薬事班</td> <td>医療薬事課長</td> <td colspan="2"> ① 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 保健医療調整本部業務に関すること。 ③ り災者の医療救護に関すること。 ④ 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ⑤ 医療救護所の設置に関すること。 ⑥ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑦ 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> </table>	健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	① 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ②～④ (略)		(略)	(略)	(略)		医療薬事班	医療薬事課長	① 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 保健医療調整本部業務に関すること。 ③ り災者の医療救護に関すること。 ④ 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ⑤ 医療救護所の設置に関すること。 ⑥ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑦ 災害対策本部の事務局業務に関すること。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">健康福祉部</td> <td style="width: 15%;">総括責任者</td> <td style="width: 15%;">健康福祉部長</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td colspan="2">分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>地域・家庭福祉班</td> <td>地域・家庭福祉課長</td> <td colspan="2"> ① 児童福祉施設<u>等</u>の被害調査及び応急対策に関すること。 ②～④ (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療薬事班</td> <td>医療薬事課長</td> <td colspan="2"> ① 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 保健医療福祉調整本部業務に関すること。 <u>③ 災害派遣医療チーム(DMAT)の立ち上げ等に関すること。</u> ④ り災者の医療救護に関すること。 ⑤ 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ⑥ 医療救護所の設置に関すること。 ⑦ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑧ 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> </table>	健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	① 児童福祉施設 <u>等</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 ②～④ (略)		(略)	(略)	(略)		医療薬事班	医療薬事課長	① 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 保健医療福祉調整本部業務に関すること。 <u>③ 災害派遣医療チーム(DMAT)の立ち上げ等に関すること。</u> ④ り災者の医療救護に関すること。 ⑤ 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ⑥ 医療救護所の設置に関すること。 ⑦ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑧ 災害対策本部の事務局業務に関すること。		分掌事務の修正
健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	① 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ②～④ (略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
医療薬事班	医療薬事課長	① 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 保健医療調整本部業務に関すること。 ③ り災者の医療救護に関すること。 ④ 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ⑤ 医療救護所の設置に関すること。 ⑥ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑦ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																																		
健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	① 児童福祉施設 <u>等</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 ②～④ (略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
医療薬事班	医療薬事課長	① 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 ② 保健医療福祉調整本部業務に関すること。 <u>③ 災害派遣医療チーム(DMAT)の立ち上げ等に関すること。</u> ④ り災者の医療救護に関すること。 ⑤ 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ⑥ 医療救護所の設置に関すること。 ⑦ 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑧ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																
		第1編 総則	第1編 総則																																																	
13	21	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">農林水産部</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 15%;">出納局長</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業木材産業班</td> <td>林業木材産業課長</td> <td colspan="2"> ① 林業関係施設の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林環境保全班</td> <td>森林環境保全課長</td> <td colspan="2">① 山地被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	農林水産部	総括責任者	出納局長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		林業木材産業班	林業木材産業課長	① 林業関係施設の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。		(略)	(略)	(略)		森林環境保全班	森林環境保全課長	① 山地被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">農林水産部</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 15%;">出納局長</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業木材産業班</td> <td>林業木材産業課長</td> <td colspan="2"> ① 林業関係施設の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局所管に係る森林の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林環境保全班</td> <td>森林環境保全課長</td> <td colspan="2"> ① 山地被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局所管に係る治山施設、林道の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	農林水産部	総括責任者	出納局長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		林業木材産業班	林業木材産業課長	① 林業関係施設の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局所管に係る森林の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。		(略)	(略)	(略)		森林環境保全班	森林環境保全課長	① 山地被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局所管に係る治山施設、林道の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。		分掌事務の修正
農林水産部	総括責任者	出納局長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
林業木材産業班	林業木材産業課長	① 林業関係施設の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
森林環境保全班	森林環境保全課長	① 山地被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。																																																		
農林水産部	総括責任者	出納局長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
林業木材産業班	林業木材産業課長	① 林業関係施設の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局所管に係る森林の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
森林環境保全班	森林環境保全課長	① 山地被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。 ② 東北森林管理局所管に係る治山施設、林道の被害調査に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																																		
14	21	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">産業労働部</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 15%;">出納局長</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資源エネルギー産業班</td> <td>クリーンエネルギー産業振興課長</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	産業労働部	総括責任者	出納局長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		資源エネルギー産業班	クリーンエネルギー産業振興課長	(略)		(略)	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">産業労働部</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 15%;">出納局長</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クリーンエネルギー産業振興班</td> <td>クリーンエネルギー産業振興課長</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	産業労働部	総括責任者	出納局長		班名	班長	分掌事務		(略)	(略)	(略)		クリーンエネルギー産業振興班	クリーンエネルギー産業振興課長	(略)		(略)	(略)	(略)		分掌事務の修正								
産業労働部	総括責任者	出納局長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
資源エネルギー産業班	クリーンエネルギー産業振興課長	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
産業労働部	総括責任者	出納局長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
クリーンエネルギー産業振興班	クリーンエネルギー産業振興課長	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
15	22	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">出納局</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 15%;">出納局長</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計班</td> <td>会計課長</td> <td colspan="2"> ① 災害関係の経理に関すること。 ② 局内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出納局	総括責任者	出納局長		班名	班長	分掌事務		会計班	会計課長	① 災害関係の経理に関すること。 ② 局内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">出納局</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 15%;">出納局長</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計班</td> <td>会計課長</td> <td colspan="2"> ① 局内の連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出納局	総括責任者	出納局長		班名	班長	分掌事務		会計班	会計課長	① 局内の連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		分掌事務の修正								
出納局	総括責任者	出納局長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
会計班	会計課長	① 災害関係の経理に関すること。 ② 局内の連絡調整に関すること。 ③ 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
出納局	総括責任者	出納局長																																																		
班名	班長	分掌事務																																																		
会計班	会計課長	① 局内の連絡調整に関すること。 ② 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																										
		第1編 総則	第1編 総則																																																											
16	23	2 教育庁 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">教育庁</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 25%;">教育長</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td></td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">教育班（各班共通）</td> <td>施設整備室長</td> <td rowspan="10">(略)</td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td>幼保推進課長</td> </tr> <tr> <td>義務教育課長</td> </tr> <tr> <td>高校教育課長</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td>保健体育課長</td> </tr> <tr> <td>福利課長</td> </tr> <tr> <td>教職員給与課長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育庁	総括責任者	教育長		班名	班長		分掌事務	(略)	(略)	(略)		教育班（各班共通）	施設整備室長	(略)		幼保推進課長	義務教育課長	高校教育課長	特別支援教育課長	生涯学習課長	保健体育課長	福利課長	教職員給与課長	(略)	(略)	(略)		2 教育庁 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">教育庁</th> <th style="width: 20%;">総括責任者</th> <th style="width: 25%;">教育長</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班名</td> <td>班長</td> <td></td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">教育班（各班共通）</td> <td>施設整備室長</td> <td rowspan="10">(略)</td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td>教職員給与課長</td> </tr> <tr> <td>幼保推進課長</td> </tr> <tr> <td>義務教育課長</td> </tr> <tr> <td>高校教育課長</td> </tr> <tr> <td>全国高等学校総合文化祭推進室長</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育課長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td>保健体育課長</td> </tr> <tr> <td>福利課長</td> </tr> <tr> <td>教職員給与課長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育庁	総括責任者	教育長		班名	班長		分掌事務	(略)	(略)	(略)		教育班（各班共通）	施設整備室長	(略)		教職員給与課長	幼保推進課長	義務教育課長	高校教育課長	全国高等学校総合文化祭推進室長	特別支援教育課長	生涯学習課長	保健体育課長	福利課長	教職員給与課長	(略)	(略)	(略)		時点修正
教育庁	総括責任者	教育長																																																												
班名	班長		分掌事務																																																											
(略)	(略)	(略)																																																												
教育班（各班共通）	施設整備室長	(略)																																																												
	幼保推進課長																																																													
	義務教育課長																																																													
	高校教育課長																																																													
	特別支援教育課長																																																													
	生涯学習課長																																																													
	保健体育課長																																																													
	福利課長																																																													
	教職員給与課長																																																													
	(略)			(略)	(略)																																																									
教育庁	総括責任者	教育長																																																												
班名	班長		分掌事務																																																											
(略)	(略)	(略)																																																												
教育班（各班共通）	施設整備室長	(略)																																																												
	教職員給与課長																																																													
	幼保推進課長																																																													
	義務教育課長																																																													
	高校教育課長																																																													
	全国高等学校総合文化祭推進室長																																																													
	特別支援教育課長																																																													
	生涯学習課長																																																													
	保健体育課長																																																													
	福利課長																																																													
教職員給与課長																																																														
(略)	(略)	(略)																																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																								
		第1編 総則	第1編 総則																																									
17	28	<p>第11 国及び他都道府県等との連絡体制 2 現地対策本部等との連携 (略)</p> <p>別表1 災害対策本部事務局の構成と業務内容 (令和5年4月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事務局組織</th> <th style="width: 5%;">人数</th> <th style="width: 30%;">分掌事務</th> <th style="width: 50%;">担任者 (○印は班長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策班</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> 本部の設置・廃止 本部会議・事務局調整会議の開催 情報分析・応急対策方針の企画立案 応急対策等の進行管理 各部・各地域対策部等との調整 政府現地対策本部との調整 各班の人員調整及び特命班の設置 災害救助法の適用 </td> <td> ○総合防災課1 総合防災課6、消防学校1、福祉政策課1、医務薬事課1、農林政策課1、建設政策課1 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係機関調整班</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td> 関係機関との連絡調整 関係機関等への応援要請・受入調整 </td> <td> ○総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 ※自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株) </td> </tr> </tbody> </table>	事務局組織	人数	分掌事務	担任者 (○印は班長)	(略)	(略)	(略)	(略)	対策班	(略)	本部の設置・廃止 本部会議・事務局調整会議の開催 情報分析・応急対策方針の企画立案 応急対策等の進行管理 各部・各地域対策部等との調整 政府現地対策本部との調整 各班の人員調整及び特命班の設置 災害救助法の適用	○総合防災課1 総合防災課6、消防学校1、福祉政策課1、医務薬事課1、農林政策課1、建設政策課1	(略)	(略)	(略)	(略)	関係機関調整班	9	関係機関との連絡調整 関係機関等への応援要請・受入調整	○総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 ※自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)	<p>第11 国及び他都道府県等との連絡体制 2 現地対策本部等との連携 (略)</p> <p>別表1 災害対策本部事務局の構成と業務内容 (令和6年4月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事務局組織</th> <th style="width: 5%;">人数</th> <th style="width: 30%;">分掌事務</th> <th style="width: 50%;">担任者 (○印は班長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策班</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td> 本部の設置・廃止 本部会議・事務局調整会議の開催 情報分析・応急対策方針の企画立案 応急対策等の進行管理 各部・各地域対策部等との調整 政府現地対策本部との調整 各班の人員調整及び特命班の設置 災害救助法の適用 </td> <td> ○総合防災課1 総合防災課・消防保安室6、消防学校1、福祉政策課1、医務薬事課1、農林政策課1、建設政策課1 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係機関調整班</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td> 関係機関との連絡調整 関係機関等への応援要請・受入調整 </td> <td> ○総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、森林環境保全課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 ※自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株) </td> </tr> </tbody> </table>	事務局組織	人数	分掌事務	担任者 (○印は班長)	(略)	(略)	(略)	(略)	対策班	(略)	本部の設置・廃止 本部会議・事務局調整会議の開催 情報分析・応急対策方針の企画立案 応急対策等の進行管理 各部・各地域対策部等との調整 政府現地対策本部との調整 各班の人員調整及び特命班の設置 災害救助法の適用	○総合防災課1 総合防災課・ 消防保安室 6、消防学校1、福祉政策課1、医務薬事課1、農林政策課1、建設政策課1	(略)	(略)	(略)	(略)	関係機関調整班	10	関係機関との連絡調整 関係機関等への応援要請・受入調整	○総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、 森林環境保全課1 、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 ※自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、 東北電力(株) 、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)	組織改編等を反映
事務局組織	人数	分掌事務	担任者 (○印は班長)																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
対策班	(略)	本部の設置・廃止 本部会議・事務局調整会議の開催 情報分析・応急対策方針の企画立案 応急対策等の進行管理 各部・各地域対策部等との調整 政府現地対策本部との調整 各班の人員調整及び特命班の設置 災害救助法の適用	○総合防災課1 総合防災課6、消防学校1、福祉政策課1、医務薬事課1、農林政策課1、建設政策課1																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
関係機関調整班	9	関係機関との連絡調整 関係機関等への応援要請・受入調整	○総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 ※自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)																																									
事務局組織	人数	分掌事務	担任者 (○印は班長)																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
対策班	(略)	本部の設置・廃止 本部会議・事務局調整会議の開催 情報分析・応急対策方針の企画立案 応急対策等の進行管理 各部・各地域対策部等との調整 政府現地対策本部との調整 各班の人員調整及び特命班の設置 災害救助法の適用	○総合防災課1 総合防災課・ 消防保安室 6、消防学校1、福祉政策課1、医務薬事課1、農林政策課1、建設政策課1																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
関係機関調整班	10	関係機関との連絡調整 関係機関等への応援要請・受入調整	○総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、 森林環境保全課1 、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 ※自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、 東北電力(株) 、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																
		第1編 総則	第1編 総則																																																																	
18	28	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務局組織</th> <th style="width: 5%;">人数</th> <th style="width: 30%;">分掌事務</th> <th style="width: 55%;">担当者（○印は班長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>【受援班】</td> <td>(略)</td> <td>他の都道府県等から派遣される広域 応援職員等の応援要請及び受入調整 国等の個別のマニュアル等に基づいた 派遣職員を含めた広域応援状況の 取りまとめ</td> <td>(○政策監) (総合防災課) (総合政策課) 【市町村課】</td> </tr> <tr> <td>【ヘリコプター等 運用調整班】 (航空運用調整 班)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(○<u>総合防災課航空隊班1</u>) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画 機関</td> </tr> <tr> <td>【消防調整班】 (消防応援活動調 整本部)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(○<u>総合防災課1</u>) (<u>総合防災課航空隊班1</u>) ※緊急消防援助隊指揮支援部隊長、秋田市 消防本部、現地消防本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務局組織	人数	分掌事務	担当者（○印は班長）	(略)	(略)	(略)	(略)	【受援班】	(略)	他の都道府県等から派遣される広域 応援職員等の応援要請及び受入調整 国等の個別のマニュアル等に基づいた 派遣職員を含めた広域応援状況の 取りまとめ	(○政策監) (総合防災課) (総合政策課) 【市町村課】	【ヘリコプター等 運用調整班】 (航空運用調整 班)	(略)	(略)	(○ <u>総合防災課航空隊班1</u>) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画 機関	【消防調整班】 (消防応援活動調 整本部)	(略)	(略)	(○ <u>総合防災課1</u>) (<u>総合防災課航空隊班1</u>) ※緊急消防援助隊指揮支援部隊長、秋田市 消防本部、現地消防本部	(略)	(略)	(略)	(略)	計	64				(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務局組織</th> <th style="width: 5%;">人数</th> <th style="width: 30%;">分掌事務</th> <th style="width: 55%;">担当者（○印は班長）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>【受援班】</td> <td>(略)</td> <td>他の都道府県等から派遣される広域 応援職員等の応援要請及び受入調整 国等の個別のマニュアル等に基づいた 派遣職員を含めた広域応援状況の 取りまとめ</td> <td>(○政策監) (総合防災課・<u>消防保安室</u>) (総合政策課) 【市町村課】</td> </tr> <tr> <td>【ヘリコプター等 運用調整班】 (航空運用調整 班)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(○<u>消防保安室消防防災航空隊チーム1</u>) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画 機関</td> </tr> <tr> <td>【消防調整班】 (消防応援活動調 整本部)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(○<u>消防保安室1</u>) (<u>消防保安室消防防災航空隊チーム1</u>) ※緊急消防援助隊指揮支援部隊長、秋田市 消防本部、現地消防本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務局組織	人数	分掌事務	担当者（○印は班長）	(略)	(略)	(略)	(略)	【受援班】	(略)	他の都道府県等から派遣される広域 応援職員等の応援要請及び受入調整 国等の個別のマニュアル等に基づいた 派遣職員を含めた広域応援状況の 取りまとめ	(○政策監) (総合防災課・ <u>消防保安室</u>) (総合政策課) 【市町村課】	【ヘリコプター等 運用調整班】 (航空運用調整 班)	(略)	(略)	(○ <u>消防保安室消防防災航空隊チーム1</u>) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画 機関	【消防調整班】 (消防応援活動調 整本部)	(略)	(略)	(○ <u>消防保安室1</u>) (<u>消防保安室消防防災航空隊チーム1</u>) ※緊急消防援助隊指揮支援部隊長、秋田市 消防本部、現地消防本部	(略)	(略)	(略)	(略)	計	65				(略)			組織改編等を反映
事務局組織	人数	分掌事務	担当者（○印は班長）																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
【受援班】	(略)	他の都道府県等から派遣される広域 応援職員等の応援要請及び受入調整 国等の個別のマニュアル等に基づいた 派遣職員を含めた広域応援状況の 取りまとめ	(○政策監) (総合防災課) (総合政策課) 【市町村課】																																																																	
【ヘリコプター等 運用調整班】 (航空運用調整 班)	(略)	(略)	(○ <u>総合防災課航空隊班1</u>) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画 機関																																																																	
【消防調整班】 (消防応援活動調 整本部)	(略)	(略)	(○ <u>総合防災課1</u>) (<u>総合防災課航空隊班1</u>) ※緊急消防援助隊指揮支援部隊長、秋田市 消防本部、現地消防本部																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
計	64																																																																			
	(略)																																																																			
事務局組織	人数	分掌事務	担当者（○印は班長）																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
【受援班】	(略)	他の都道府県等から派遣される広域 応援職員等の応援要請及び受入調整 国等の個別のマニュアル等に基づいた 派遣職員を含めた広域応援状況の 取りまとめ	(○政策監) (総合防災課・ <u>消防保安室</u>) (総合政策課) 【市町村課】																																																																	
【ヘリコプター等 運用調整班】 (航空運用調整 班)	(略)	(略)	(○ <u>消防保安室消防防災航空隊チーム1</u>) ※秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画 機関																																																																	
【消防調整班】 (消防応援活動調 整本部)	(略)	(略)	(○ <u>消防保安室1</u>) (<u>消防保安室消防防災航空隊チーム1</u>) ※緊急消防援助隊指揮支援部隊長、秋田市 消防本部、現地消防本部																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
計	65																																																																			
	(略)																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																												
		第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																																																																													
19	31	第10節 職員の動員・派遣計画 第3動員の指定 (略) 別表2 動員区分一覧 【本庁】(知事部局、教育庁、警察本部) (令和5年4月現在)	第10節 職員の動員・派遣計画 第3動員の指定 (略) 別表2 動員区分一覧 【本庁】(知事部局、教育庁、警察本部) (令和6年4月現在)	組織改編を反映																																																																																																																																																																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">動員区分</th> <th style="width: 25%;">第1動員</th> <th style="width: 25%;">第2動員</th> <th style="width: 25%;">第3動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>知事等</td> <td></td> <td></td> <td>知事、副知事2</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td></td> <td>危機管理監、副危機管理監</td> <td>部長、危機管理監、副危機管理監、次長1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合防災課</td> <td>課長 職員2.5</td> <td>課長(1) 職員2.5(2.5)</td> <td>課長(1) 職員2.5(2.5)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課2.7名</td> <td>7課1校4.3名(3.2)</td> <td>7課1校6.6名(3.7)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長3</td> </tr> <tr> <td>福祉政策課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員6(1)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>2課5名(2)</td> <td>6課3.1名(2)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、森林技監、次長4</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水田総合利用課</td> <td></td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員3(1)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>森林環境保全課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課2名</td> <td>4課8名(4)</td> <td>1.1課4.0名(4)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	知事等			知事、副知事2	総務部		危機管理監、副危機管理監	部長、危機管理監、副危機管理監、次長1	(略)	(略)	(略)	(略)	総合防災課	課長 職員2.5	課長(1) 職員2.5(2.5)	課長(1) 職員2.5(2.5)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	2課2.7名	7課1校4.3名(3.2)	7課1校6.6名(3.7)	(略)	(略)	(略)	(略)	健康福祉部			部長、次長3	福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	1課1名	2課5名(2)	6課3.1名(2)	(略)	(略)	(略)	(略)	農林水産部			部長、森林技監、次長4	(略)	(略)	(略)	(略)	水田総合利用課		課長 職員1(1)	課長 職員3(1)	(略)	(略)	(略)	(略)	森林環境保全課			課長 職員2	計	2課2名	4課8名(4)	1.1課4.0名(4)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">動員区分</th> <th style="width: 25%;">第1動員</th> <th style="width: 25%;">第2動員</th> <th style="width: 25%;">第3動員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> </tr> <tr> <td>知事等</td> <td></td> <td></td> <td>知事、副知事2</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td></td> <td>危機管理監、副危機管理監</td> <td>部長、危機管理監、副危機管理監、次長2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合防災課</td> <td>課長 職員2.2</td> <td>課長(1) 職員2.2(2.2)</td> <td>課長(1) 職員2.2(2.2)</td> </tr> <tr> <td>消防保安室</td> <td>室長 職員8</td> <td>室長(1) 職員8(8)</td> <td>室長(1) 職員8(8)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員2(1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課1室3.3名</td> <td>7課1室4.9名(3.8)</td> <td>7課1室7.3名(4.3)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長2</td> </tr> <tr> <td>福祉政策課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員5(1)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>2課5名(2)</td> <td>6課2.9名(2)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、森林技監、次長4</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水田総合利用課</td> <td></td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員2(1)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>森林環境保全課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員3(1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3課3名</td> <td>5課1.0名(5)</td> <td>1.1課4.0名(5)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	知事等			知事、副知事2	総務部		危機管理監、副危機管理監	部長、危機管理監、副危機管理監、次長2	(略)	(略)	(略)	(略)	総合防災課	課長 職員2.2	課長(1) 職員2.2(2.2)	課長(1) 職員2.2(2.2)	消防保安室	室長 職員8	室長(1) 職員8(8)	室長(1) 職員8(8)	(略)		課長 職員2(1)	課長 職員2(1)	計	2課1室3.3名	7課1室4.9名(3.8)	7課1室7.3名(4.3)	(略)	(略)	(略)	(略)	健康福祉部			部長、次長2	福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員5(1)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	1課1名	2課5名(2)	6課2.9名(2)	(略)	(略)	(略)	(略)	農林水産部			部長、森林技監、次長4	(略)	(略)	(略)	(略)	水田総合利用課		課長 職員1(1)	課長 職員2(1)	(略)	(略)	(略)	(略)	森林環境保全課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員3(1)	計	3課3名	5課1.0名(5)	1.1課4.0名(5)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																																																																																													
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																																													
知事等			知事、副知事2																																																																																																																																																																													
総務部		危機管理監、副危機管理監	部長、危機管理監、副危機管理監、次長1																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
総合防災課	課長 職員2.5	課長(1) 職員2.5(2.5)	課長(1) 職員2.5(2.5)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
計	2課2.7名	7課1校4.3名(3.2)	7課1校6.6名(3.7)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
健康福祉部			部長、次長3																																																																																																																																																																													
福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
計	1課1名	2課5名(2)	6課3.1名(2)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
農林水産部			部長、森林技監、次長4																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
水田総合利用課		課長 職員1(1)	課長 職員3(1)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
森林環境保全課			課長 職員2																																																																																																																																																																													
計	2課2名	4課8名(4)	1.1課4.0名(4)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																																																																																													
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																																													
知事等			知事、副知事2																																																																																																																																																																													
総務部		危機管理監、副危機管理監	部長、危機管理監、副危機管理監、次長2																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
総合防災課	課長 職員2.2	課長(1) 職員2.2(2.2)	課長(1) 職員2.2(2.2)																																																																																																																																																																													
消防保安室	室長 職員8	室長(1) 職員8(8)	室長(1) 職員8(8)																																																																																																																																																																													
(略)		課長 職員2(1)	課長 職員2(1)																																																																																																																																																																													
計	2課1室3.3名	7課1室4.9名(3.8)	7課1室7.3名(4.3)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
健康福祉部			部長、次長2																																																																																																																																																																													
福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員5(1)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
計	1課1名	2課5名(2)	6課2.9名(2)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
農林水産部			部長、森林技監、次長4																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
水田総合利用課		課長 職員1(1)	課長 職員2(1)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													
森林環境保全課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員3(1)																																																																																																																																																																													
計	3課3名	5課1.0名(5)	1.1課4.0名(5)																																																																																																																																																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																													

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																			
		第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																																																																																																				
20	32	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">動員区分</th> <th style="width: 20%;">第1動員</th> <th style="width: 20%;">第2動員</th> <th style="width: 20%;">第3動員</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、建設技監、建設産業振興統括監、次長4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>3課4名</td> <td>6課19名(6)</td> <td>9課4.6名(5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td></td> <td></td> <td>局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員2(1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>1課1名</td> <td>2課7名(2)</td> <td>2課8名(2)</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>(略)</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員4</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>1課1名</td> <td>6課2室10名(1)</td> <td>9課2室4.4名(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td></td> <td></td> <td>本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備第二課</td> <td></td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員5(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td>1課3名(1)</td> <td>1課7名(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総計</td> <td>1.7課4.3名</td> <td>3.8課3室1校 1.2.7名(5.9名)</td> <td>6.4課4室1校 3.3.9名(6.9名)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員		部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部		(略)	(略)	(略)	(略)		建設部			部長、建設技監、建設産業振興統括監、次長4		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		計	3課4名	6課19名(6)	9課4.6名(5)		出納局			局長		会計課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員3(1)	(略)	(略)		課長 職員2(1)	課長 職員2(1)	計	1課1名	2課7名(2)	2課8名(2)	教育庁			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	高校教育課	(略)	職員1	課長 職員4	(略)	(略)	(略)	(略)	計	1課1名	6課2室10名(1)	9課2室4.4名(1)		県警察本部			本部長		警備第二課		課長 職員2(1)	課長 職員5(2)		計		1課3名(1)	1課7名(2)		総計	1.7課4.3名	3.8課3室1校 1.2.7名(5.9名)	6.4課4室1校 3.3.9名(6.9名)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">動員区分</th> <th style="width: 20%;">第1動員</th> <th style="width: 20%;">第2動員</th> <th style="width: 20%;">第3動員</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部局</td> <td>災害警戒部</td> <td>災害対策部</td> <td>災害対策本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、建設産業振興統括監、次長3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>3課4名</td> <td>6課19名(6)</td> <td>9課4.4名(5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td></td> <td></td> <td>局長、次長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員2(1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>1課1名</td> <td>2課7名(2)</td> <td>2課9名(2)</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>(略)</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員3</td> </tr> <tr> <td>全国高等学校総合文化祭推進室</td> <td></td> <td></td> <td>室長 職員1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>1課1名</td> <td>6課2室10名(1)</td> <td>9課3室4.5名(1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td></td> <td></td> <td>本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備第二課</td> <td></td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員4(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td>1課3名(1)</td> <td>1課6名(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総計</td> <td>1.8課1室4.8名</td> <td>3.9課4室1校 1.3.5名(6.6名)</td> <td>6.4課6室1校 3.4.3名(7.6名)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員		部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部		(略)	(略)	(略)	(略)		建設部			部長、建設産業振興統括監、次長3		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		計	3課4名	6課19名(6)	9課4.4名(5)		出納局			局長、次長		会計課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員3(1)	(略)	(略)		課長 職員2(1)	課長 職員2(1)	計	1課1名	2課7名(2)	2課9名(2)	教育庁			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	高校教育課	(略)	職員1	課長 職員3	全国高等学校総合文化祭推進室			室長 職員1	(略)	(略)	(略)	(略)		計	1課1名	6課2室10名(1)	9課3室4.5名(1)		県警察本部			本部長		警備第二課		課長 職員2(1)	課長 職員4(2)		計		1課3名(1)	1課6名(2)		総計	1.8課1室4.8名	3.9課4室1校 1.3.5名(6.6名)	6.4課6室1校 3.4.3名(7.6名)		時点修正
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																																																																																																																				
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
建設部			部長、建設技監、建設産業振興統括監、次長4																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
計	3課4名	6課19名(6)	9課4.6名(5)																																																																																																																																																																																																				
出納局			局長																																																																																																																																																																																																				
会計課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員3(1)	(略)																																																																																																																																																																																																			
(略)		課長 職員2(1)	課長 職員2(1)																																																																																																																																																																																																				
計	1課1名	2課7名(2)	2課8名(2)																																																																																																																																																																																																				
教育庁			(略)	(略)																																																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
高校教育課	(略)	職員1	課長 職員4																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
計	1課1名	6課2室10名(1)	9課2室4.4名(1)																																																																																																																																																																																																				
県警察本部			本部長																																																																																																																																																																																																				
警備第二課		課長 職員2(1)	課長 職員5(2)																																																																																																																																																																																																				
計		1課3名(1)	1課7名(2)																																																																																																																																																																																																				
総計	1.7課4.3名	3.8課3室1校 1.2.7名(5.9名)	6.4課4室1校 3.3.9名(6.9名)																																																																																																																																																																																																				
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																																																																																																																				
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
建設部			部長、建設産業振興統括監、次長3																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
計	3課4名	6課19名(6)	9課4.4名(5)																																																																																																																																																																																																				
出納局			局長、次長																																																																																																																																																																																																				
会計課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員3(1)	(略)																																																																																																																																																																																																			
(略)		課長 職員2(1)	課長 職員2(1)																																																																																																																																																																																																				
計	1課1名	2課7名(2)	2課9名(2)																																																																																																																																																																																																				
教育庁			(略)	(略)																																																																																																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
高校教育課	(略)	職員1	課長 職員3																																																																																																																																																																																																				
全国高等学校総合文化祭推進室			室長 職員1																																																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																				
計	1課1名	6課2室10名(1)	9課3室4.5名(1)																																																																																																																																																																																																				
県警察本部			本部長																																																																																																																																																																																																				
警備第二課		課長 職員2(1)	課長 職員4(2)																																																																																																																																																																																																				
計		1課3名(1)	1課6名(2)																																																																																																																																																																																																				
総計	1.8課1室4.8名	3.9課4室1校 1.3.5名(6.6名)	6.4課6室1校 3.4.3名(7.6名)																																																																																																																																																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																				
		第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																																					
21	38	第11節 秋田県の概況 第2 地勢 (略) 1 総括 【秋田県の河川】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">級別</th> <th rowspan="3">河川数</th> <th rowspan="3">流路延長(m)</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">国直轄管理</th> <th colspan="2">県管理</th> </tr> <tr> <th>河川数</th> <th>流路延長(m)</th> <th>河川数</th> <th>流路延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一級河川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>子吉川</td> <td>53</td> <td>417,763</td> <td>12</td> <td style="color: blue;">45,550</td> <td>45</td> <td>372,213</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="color: blue;">319,138</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二級河川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="color: blue;">319,138</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	級別	河川数	流路延長(m)	内 訳				国直轄管理		県管理		河川数	流路延長(m)	河川数	流路延長(m)	一級河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	53	417,763	12	45,550	45	372,213	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	計	(略)	(略)	319,138	(略)	(略)	二級河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	計	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合計	計	(略)	(略)	319,138	(略)	(略)	第11節 秋田県の概況 第2 地勢 (略) 1 総括 【秋田県の河川】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">級別</th> <th rowspan="3">河川数</th> <th rowspan="3">流路延長(m)</th> <th colspan="4">内 訳</th> </tr> <tr> <th colspan="2">国直轄管理</th> <th colspan="2">県管理</th> </tr> <tr> <th>河川数</th> <th>流路延長(m)</th> <th>河川数</th> <th>流路延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一級河川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>子吉川</td> <td>53</td> <td>417,763</td> <td>12</td> <td style="color: red;">45,480</td> <td>45</td> <td>372,213</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="color: red;">319,068</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二級河川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td style="color: red;">319,068</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	級別	河川数	流路延長(m)	内 訳				国直轄管理		県管理		河川数	流路延長(m)	河川数	流路延長(m)	一級河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	53	417,763	12	45,480	45	372,213	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	計	(略)	(略)	319,068	(略)	(略)	二級河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	計	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	合計	計	(略)	(略)	319,068	(略)	(略)	時点修正
		級別				河川数	流路延長(m)	内 訳																																																																																																																																
国直轄管理								県管理																																																																																																																																
河川数	流路延長(m)		河川数	流路延長(m)																																																																																																																																				
一級河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
	子吉川	53	417,763	12	45,550	45	372,213																																																																																																																																	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
	計	計	(略)	(略)	319,138	(略)	(略)																																																																																																																																	
二級河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
	計	計	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
合計	計	(略)	(略)	319,138	(略)	(略)																																																																																																																																		
級別	河川数	流路延長(m)	内 訳																																																																																																																																					
			国直轄管理		県管理																																																																																																																																			
			河川数	流路延長(m)	河川数	流路延長(m)																																																																																																																																		
一級河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
	子吉川	53	417,763	12	45,480	45	372,213																																																																																																																																	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
	計	計	(略)	(略)	319,068	(略)	(略)																																																																																																																																	
二級河川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
	計	計	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																	
合計	計	(略)	(略)	319,068	(略)	(略)																																																																																																																																		
22	39	第4 気象 2 気温 (略) 【最高・最低気温の観測記録】 (令和4年8月31日現在)	第4 気象 2 気温 (略) 【最高・最低気温の観測記録】 (令和5年8月31日現在)	時点修正																																																																																																																																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>点</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最高気温 (年月日)</td> <td>39.1℃ (S53.8.3)</td> <td style="color: blue;">38.6℃ (R3.8.7)</td> <td>37.0℃ (H12.7.31)</td> <td>37.1℃ (S53.8.3)</td> <td style="color: blue;">38.2℃ (S53.8.3)</td> <td>37.8℃ (H12.7.31)</td> <td>37.8℃ (H30.8.23)</td> <td style="color: blue;">38.6℃ (H30.8.23)</td> <td>35.3℃ (H11.7.27)</td> </tr> <tr> <td>日最低気温 (年月日)</td> <td>-12.4℃ (H11.2.4)</td> <td>-17.8℃ (S59.2.18)</td> <td>-22.4℃ (S52.1.27)</td> <td>-17.2℃ (S59.2.18)</td> <td>-24.6℃ (M21.2.5)</td> <td>-16.7℃ (S59.2.18)</td> <td>-14.9℃ (H3.2.20)</td> <td>-16.4℃ (H30.2.2)</td> <td>-15.5℃ (S52.1.2)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	日最高気温 (年月日)	39.1℃ (S53.8.3)	38.6℃ (R3.8.7)	37.0℃ (H12.7.31)	37.1℃ (S53.8.3)	38.2℃ (S53.8.3)	37.8℃ (H12.7.31)	37.8℃ (H30.8.23)	38.6℃ (H30.8.23)	35.3℃ (H11.7.27)	日最低気温 (年月日)	-12.4℃ (H11.2.4)	-17.8℃ (S59.2.18)	-22.4℃ (S52.1.27)	-17.2℃ (S59.2.18)	-24.6℃ (M21.2.5)	-16.7℃ (S59.2.18)	-14.9℃ (H3.2.20)	-16.4℃ (H30.2.2)	-15.5℃ (S52.1.2)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>点</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最高気温 (年月日)</td> <td>39.1℃ (S53.8.3)</td> <td style="color: red;">38.9℃ (R5.8.8)</td> <td>37.0℃ (H12.7.31)</td> <td>37.1℃ (S53.8.3)</td> <td style="color: red;">38.5℃ (R5.8.23)</td> <td>37.8℃ (H12.7.31)</td> <td>37.8℃ (H30.8.23)</td> <td style="color: red;">39.2℃ (R5.8.31)</td> <td>35.3℃ (H11.7.27)</td> </tr> <tr> <td>日最低気温 (年月日)</td> <td>-12.4℃ (H11.2.4)</td> <td>-17.8℃ (S59.2.18)</td> <td>-22.4℃ (S52.1.27)</td> <td>-17.2℃ (S59.2.18)</td> <td>-24.6℃ (M21.2.5)</td> <td>-16.7℃ (S59.2.18)</td> <td>-14.9℃ (H3.2.20)</td> <td>-16.4℃ (H30.2.2)</td> <td>-15.5℃ (S52.1.2)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	日最高気温 (年月日)	39.1℃ (S53.8.3)	38.9℃ (R5.8.8)	37.0℃ (H12.7.31)	37.1℃ (S53.8.3)	38.5℃ (R5.8.23)	37.8℃ (H12.7.31)	37.8℃ (H30.8.23)	39.2℃ (R5.8.31)	35.3℃ (H11.7.27)	日最低気温 (年月日)	-12.4℃ (H11.2.4)	-17.8℃ (S59.2.18)	-22.4℃ (S52.1.27)	-17.2℃ (S59.2.18)	-24.6℃ (M21.2.5)	-16.7℃ (S59.2.18)	-14.9℃ (H3.2.20)	-16.4℃ (H30.2.2)	-15.5℃ (S52.1.2)	時点修正																																																																								
点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																																																																																															
日最高気温 (年月日)	39.1℃ (S53.8.3)	38.6℃ (R3.8.7)	37.0℃ (H12.7.31)	37.1℃ (S53.8.3)	38.2℃ (S53.8.3)	37.8℃ (H12.7.31)	37.8℃ (H30.8.23)	38.6℃ (H30.8.23)	35.3℃ (H11.7.27)																																																																																																																															
日最低気温 (年月日)	-12.4℃ (H11.2.4)	-17.8℃ (S59.2.18)	-22.4℃ (S52.1.27)	-17.2℃ (S59.2.18)	-24.6℃ (M21.2.5)	-16.7℃ (S59.2.18)	-14.9℃ (H3.2.20)	-16.4℃ (H30.2.2)	-15.5℃ (S52.1.2)																																																																																																																															
点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																																																																																															
日最高気温 (年月日)	39.1℃ (S53.8.3)	38.9℃ (R5.8.8)	37.0℃ (H12.7.31)	37.1℃ (S53.8.3)	38.5℃ (R5.8.23)	37.8℃ (H12.7.31)	37.8℃ (H30.8.23)	39.2℃ (R5.8.31)	35.3℃ (H11.7.27)																																																																																																																															
日最低気温 (年月日)	-12.4℃ (H11.2.4)	-17.8℃ (S59.2.18)	-22.4℃ (S52.1.27)	-17.2℃ (S59.2.18)	-24.6℃ (M21.2.5)	-16.7℃ (S59.2.18)	-14.9℃ (H3.2.20)	-16.4℃ (H30.2.2)	-15.5℃ (S52.1.2)																																																																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																														
		第1編 総則	第1編 総則																																																																																																															
23	40	<p>4 雨 (略)</p> <p style="text-align: center;">【降水量の観測記録】（令和4年8月31日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">点</th> <th style="width: 5%;">地</th> <th style="width: 10%;">能代</th> <th style="width: 10%;">鷹巣</th> <th style="width: 10%;">鹿角</th> <th style="width: 10%;">阿仁合</th> <th style="width: 10%;">秋田</th> <th style="width: 10%;">角館</th> <th style="width: 10%;">本荘</th> <th style="width: 10%;">横手</th> <th style="width: 10%;">湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年降水量 (年)</td> <td></td> <td>2,072mm (H10)</td> <td>2,258mm (S56)</td> <td><u>1,998.0mm</u> (H25)</td> <td>2,771mm (S54)</td> <td>2,439.4mm (T11)</td> <td>2,687.5mm (H22)</td> <td>2,499.5mm (H25)</td> <td>2,348mm (H14)</td> <td>2,756.0mm (H25)</td> </tr> <tr> <td>月降水量 (年月)</td> <td></td> <td>466mm (S56.8)</td> <td><u>469mm</u> (S56.8)</td> <td><u>478.0mm</u> (H25.8)</td> <td><u>552mm</u> (H7.8)</td> <td>543.0mm (H25.7)</td> <td>621.0mm (H25.7)</td> <td>648.5mm (H25.7)</td> <td>453mm (H10.8)</td> <td>693.5mm (H25.7)</td> </tr> <tr> <td>日降水量 (年月日)</td> <td></td> <td><u>136.0mm</u> (H25.9.16)</td> <td><u>169mm</u> (H19.9.17)</td> <td>293.0mm (H25.8.9)</td> <td>200.0mm (H30.5.18)</td> <td><u>186.8mm</u> (S12.8.31)</td> <td><u>221mm</u> (H19.9.17)</td> <td>193.5mm (R3.7.12)</td> <td>262.0mm (H29.7.22)</td> <td>182.0mm (H30.8.5)</td> </tr> <tr> <td>日最大1時間 降水量 (年月日)</td> <td></td> <td>57mm (H15.8.25)</td> <td>70.5mm (R4.8.3)</td> <td>108.5mm (H25.8.9)</td> <td>68.0mm (H26.7.19)</td> <td>72.4mm (S39.8.13)</td> <td>66mm (H2.7.26)</td> <td>77mm (H19.8.27)</td> <td>68.5mm (H29.7.22)</td> <td>50mm (H元.7.24)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	年降水量 (年)		2,072mm (H10)	2,258mm (S56)	<u>1,998.0mm</u> (H25)	2,771mm (S54)	2,439.4mm (T11)	2,687.5mm (H22)	2,499.5mm (H25)	2,348mm (H14)	2,756.0mm (H25)	月降水量 (年月)		466mm (S56.8)	<u>469mm</u> (S56.8)	<u>478.0mm</u> (H25.8)	<u>552mm</u> (H7.8)	543.0mm (H25.7)	621.0mm (H25.7)	648.5mm (H25.7)	453mm (H10.8)	693.5mm (H25.7)	日降水量 (年月日)		<u>136.0mm</u> (H25.9.16)	<u>169mm</u> (H19.9.17)	293.0mm (H25.8.9)	200.0mm (H30.5.18)	<u>186.8mm</u> (S12.8.31)	<u>221mm</u> (H19.9.17)	193.5mm (R3.7.12)	262.0mm (H29.7.22)	182.0mm (H30.8.5)	日最大1時間 降水量 (年月日)		57mm (H15.8.25)	70.5mm (R4.8.3)	108.5mm (H25.8.9)	68.0mm (H26.7.19)	72.4mm (S39.8.13)	66mm (H2.7.26)	77mm (H19.8.27)	68.5mm (H29.7.22)	50mm (H元.7.24)	<p>4 雨 (略)</p> <p style="text-align: center;">【降水量の観測記録】（令和5年8月31日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">点</th> <th style="width: 5%;">地</th> <th style="width: 10%;">能代</th> <th style="width: 10%;">鷹巣</th> <th style="width: 10%;">鹿角</th> <th style="width: 10%;">阿仁合</th> <th style="width: 10%;">秋田</th> <th style="width: 10%;">角館</th> <th style="width: 10%;">本荘</th> <th style="width: 10%;">横手</th> <th style="width: 10%;">湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年降水量 (年)</td> <td></td> <td>2,072mm (H10)</td> <td>2,258mm (S56)</td> <td><u>2045mm</u> (R04)</td> <td>2,771mm (S54)</td> <td>2,439.4mm (T11)</td> <td>2,687.5mm (H22)</td> <td>2,499.5mm (H25)</td> <td>2,348mm (H14)</td> <td>2,756.0mm (H25)</td> </tr> <tr> <td>月降水量 (年月)</td> <td></td> <td>466mm (S56.8)</td> <td><u>699.0mm</u> (R04.8)</td> <td><u>639.0mm</u> (R04.8)</td> <td><u>612.5mm</u> (R04.8)</td> <td>543.0mm (H25.7)</td> <td>621.0mm (H25.7)</td> <td>648.5mm (H25.7)</td> <td>453mm (H10.8)</td> <td>693.5mm (H25.7)</td> </tr> <tr> <td>日降水量 (年月日)</td> <td></td> <td><u>180.0mm</u> (R5.7.15)</td> <td><u>187.5mm</u> (R5.7.15)</td> <td>293.0mm (H25.8.9)</td> <td>200.0mm (H30.5.18)</td> <td><u>188.5mm</u> (R5.7.15)</td> <td><u>243.0mm</u> (R5.7.15)</td> <td>193.5mm (R3.7.12)</td> <td>262.0mm (H29.7.22)</td> <td>182.0mm (H30.8.5)</td> </tr> <tr> <td>日最大1時間 降水量 (年月日)</td> <td></td> <td>57mm (H15.8.25)</td> <td>70.5mm (R4.8.3)</td> <td>108.5mm (H25.8.9)</td> <td>68.0mm (H26.7.19)</td> <td>72.4mm (S39.8.13)</td> <td>66mm (H2.7.26)</td> <td>77mm (H19.8.27)</td> <td>68.5mm (H29.7.22)</td> <td>50mm (H元.7.24)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	年降水量 (年)		2,072mm (H10)	2,258mm (S56)	<u>2045mm</u> (R04)	2,771mm (S54)	2,439.4mm (T11)	2,687.5mm (H22)	2,499.5mm (H25)	2,348mm (H14)	2,756.0mm (H25)	月降水量 (年月)		466mm (S56.8)	<u>699.0mm</u> (R04.8)	<u>639.0mm</u> (R04.8)	<u>612.5mm</u> (R04.8)	543.0mm (H25.7)	621.0mm (H25.7)	648.5mm (H25.7)	453mm (H10.8)	693.5mm (H25.7)	日降水量 (年月日)		<u>180.0mm</u> (R5.7.15)	<u>187.5mm</u> (R5.7.15)	293.0mm (H25.8.9)	200.0mm (H30.5.18)	<u>188.5mm</u> (R5.7.15)	<u>243.0mm</u> (R5.7.15)	193.5mm (R3.7.12)	262.0mm (H29.7.22)	182.0mm (H30.8.5)	日最大1時間 降水量 (年月日)		57mm (H15.8.25)	70.5mm (R4.8.3)	108.5mm (H25.8.9)	68.0mm (H26.7.19)	72.4mm (S39.8.13)	66mm (H2.7.26)	77mm (H19.8.27)	68.5mm (H29.7.22)	50mm (H元.7.24)	時点修正
点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																																																																								
年降水量 (年)		2,072mm (H10)	2,258mm (S56)	<u>1,998.0mm</u> (H25)	2,771mm (S54)	2,439.4mm (T11)	2,687.5mm (H22)	2,499.5mm (H25)	2,348mm (H14)	2,756.0mm (H25)																																																																																																								
月降水量 (年月)		466mm (S56.8)	<u>469mm</u> (S56.8)	<u>478.0mm</u> (H25.8)	<u>552mm</u> (H7.8)	543.0mm (H25.7)	621.0mm (H25.7)	648.5mm (H25.7)	453mm (H10.8)	693.5mm (H25.7)																																																																																																								
日降水量 (年月日)		<u>136.0mm</u> (H25.9.16)	<u>169mm</u> (H19.9.17)	293.0mm (H25.8.9)	200.0mm (H30.5.18)	<u>186.8mm</u> (S12.8.31)	<u>221mm</u> (H19.9.17)	193.5mm (R3.7.12)	262.0mm (H29.7.22)	182.0mm (H30.8.5)																																																																																																								
日最大1時間 降水量 (年月日)		57mm (H15.8.25)	70.5mm (R4.8.3)	108.5mm (H25.8.9)	68.0mm (H26.7.19)	72.4mm (S39.8.13)	66mm (H2.7.26)	77mm (H19.8.27)	68.5mm (H29.7.22)	50mm (H元.7.24)																																																																																																								
点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																																																																								
年降水量 (年)		2,072mm (H10)	2,258mm (S56)	<u>2045mm</u> (R04)	2,771mm (S54)	2,439.4mm (T11)	2,687.5mm (H22)	2,499.5mm (H25)	2,348mm (H14)	2,756.0mm (H25)																																																																																																								
月降水量 (年月)		466mm (S56.8)	<u>699.0mm</u> (R04.8)	<u>639.0mm</u> (R04.8)	<u>612.5mm</u> (R04.8)	543.0mm (H25.7)	621.0mm (H25.7)	648.5mm (H25.7)	453mm (H10.8)	693.5mm (H25.7)																																																																																																								
日降水量 (年月日)		<u>180.0mm</u> (R5.7.15)	<u>187.5mm</u> (R5.7.15)	293.0mm (H25.8.9)	200.0mm (H30.5.18)	<u>188.5mm</u> (R5.7.15)	<u>243.0mm</u> (R5.7.15)	193.5mm (R3.7.12)	262.0mm (H29.7.22)	182.0mm (H30.8.5)																																																																																																								
日最大1時間 降水量 (年月日)		57mm (H15.8.25)	70.5mm (R4.8.3)	108.5mm (H25.8.9)	68.0mm (H26.7.19)	72.4mm (S39.8.13)	66mm (H2.7.26)	77mm (H19.8.27)	68.5mm (H29.7.22)	50mm (H元.7.24)																																																																																																								
24	42	<p>第12節 秋田県の人口推移と高齢化</p> <p>本県の人口は、出生率の低下や若年層などの県外流出による減少が続いている。</p> <p>また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は<u>38.6%</u>（令和4年10月1日現在）を占め、さらに国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」によると、本県の2045年（令和27年）における高齢者の割合は50.1%へ上昇すると推計されることから、県及び市町村は、この現状と将来動向を踏まえ、災害時における高齢者対策の早期策定と、対策の実施に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠である。</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 秋田県の人口推移と高齢化</p> <p>本県の人口は、出生率の低下や若年層などの県外流出による減少が続いている。</p> <p>また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は<u>39.0%</u>（令和5年10月1日現在）を占め、さらに国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」によると、本県の2045年（令和27年）における高齢者の割合は50.1%へ上昇すると推計されることから、県及び市町村は、この現状と将来動向を踏まえ、災害時における高齢者対策の早期策定と、対策の実施に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠である。</p> <p>(略)</p>	時点修正																																																																																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
25	42	<p>【秋田県の年齢別人口】</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">総人口</th> <th rowspan="2">年少人口 (0～14歳)</th> <th rowspan="2">生産年齢人口 (15～64歳)</th> <th rowspan="2">老年人口 (65歳以上)</th> <th colspan="3">年齢別割合 (%)</th> <th rowspan="2">従属人口 指数</th> <th rowspan="2">年少人口 指数</th> <th rowspan="2">老年人口 指数</th> <th rowspan="2">老年化 指数</th> </tr> <tr> <th>年少人口</th> <th>生産年齢人口</th> <th>老年人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="color: blue;"> <td>平成24</td> <td>1,063,143</td> <td>118,079</td> <td>617,868</td> <td>325,343</td> <td>11.1</td> <td>58.2</td> <td>30.7</td> <td>71.8</td> <td>19.1</td> <td>52.7</td> <td>275.5</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1,050,132</td> <td>114,769</td> <td>602,794</td> <td>330,716</td> <td>10.9</td> <td>57.5</td> <td>31.5</td> <td>73.9</td> <td>19.0</td> <td>54.9</td> <td>288.2</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>1,036,861</td> <td>111,631</td> <td>585,373</td> <td>338,004</td> <td>10.8</td> <td>56.6</td> <td>32.7</td> <td>76.8</td> <td>19.1</td> <td>57.7</td> <td>302.8</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>1,023,119</td> <td>106,041</td> <td>565,237</td> <td>343,301</td> <td>10.5</td> <td>55.7</td> <td>33.8</td> <td>79.5</td> <td>18.8</td> <td>60.7</td> <td>323.7</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1,009,659</td> <td>103,338</td> <td>550,243</td> <td>347,538</td> <td>10.3</td> <td>55.0</td> <td>34.7</td> <td>81.9</td> <td>18.8</td> <td>63.2</td> <td>336.3</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>995,374</td> <td>100,402</td> <td>535,356</td> <td>351,076</td> <td>10.2</td> <td>54.2</td> <td>35.6</td> <td>84.3</td> <td>18.8</td> <td>65.6</td> <td>349.7</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>980,684</td> <td>97,400</td> <td>520,829</td> <td>353,915</td> <td>10.0</td> <td>53.6</td> <td>36.4</td> <td>86.7</td> <td>18.7</td> <td>68.0</td> <td>363.4</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>965,927</td> <td>94,669</td> <td>506,896</td> <td>355,822</td> <td>9.9</td> <td>52.9</td> <td>37.2</td> <td>88.9</td> <td>18.7</td> <td>70.2</td> <td>375.9</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>959,502</td> <td>92,855</td> <td>506,960</td> <td>359,687</td> <td>9.7</td> <td>52.8</td> <td>37.5</td> <td>89.3</td> <td>18.3</td> <td>70.9</td> <td>387.4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>944,874</td> <td>89,904</td> <td>495,364</td> <td>359,606</td> <td>9.5</td> <td>52.4</td> <td>38.1</td> <td>90.7</td> <td>18.1</td> <td>72.6</td> <td>400.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>929,915</td> <td>86,502</td> <td>484,454</td> <td>358,959</td> <td>9.3</td> <td>52.1</td> <td>38.6</td> <td>92.0</td> <td>17.9</td> <td>74.1</td> <td>415.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各年10月1日現在。平成27年及び令和2年は国勢調査、その他は県算出入口による。 総人口には年齢不詳の者を含む。 なお、平成24年から令和元年までの年齢別割合は、「年齢不詳」を除いて算出している。 また、令和2年以降の年齢別人口等は、「年齢不詳」を補完した「不詳補完値」を用いて算出している(略)</p>	年次	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合 (%)			従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年化 指数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	平成24	1,063,143	118,079	617,868	325,343	11.1	58.2	30.7	71.8	19.1	52.7	275.5	25	1,050,132	114,769	602,794	330,716	10.9	57.5	31.5	73.9	19.0	54.9	288.2	26	1,036,861	111,631	585,373	338,004	10.8	56.6	32.7	76.8	19.1	57.7	302.8	27	1,023,119	106,041	565,237	343,301	10.5	55.7	33.8	79.5	18.8	60.7	323.7	28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55.0	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3	29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7	30	980,684	97,400	520,829	353,915	10.0	53.6	36.4	86.7	18.7	68.0	363.4	令和元	965,927	94,669	506,896	355,822	9.9	52.9	37.2	88.9	18.7	70.2	375.9	2	959,502	92,855	506,960	359,687	9.7	52.8	37.5	89.3	18.3	70.9	387.4	3	944,874	89,904	495,364	359,606	9.5	52.4	38.1	90.7	18.1	72.6	400.0	4	929,915	86,502	484,454	358,959	9.3	52.1	38.6	92.0	17.9	74.1	415.0	<p>【秋田県の年齢別人口】</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">総人口</th> <th rowspan="2">年少人口 (0～14歳)</th> <th rowspan="2">生産年齢人口 (15～64歳)</th> <th rowspan="2">老年人口 (65歳以上)</th> <th colspan="3">年齢別割合 (%)</th> <th rowspan="2">従属人口 指数</th> <th rowspan="2">年少人口 指数</th> <th rowspan="2">老年人口 指数</th> <th rowspan="2">老年化 指数</th> </tr> <tr> <th>年少人口</th> <th>生産年齢人口</th> <th>老年人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="color: red;"> <td>平成25</td> <td>1,050,132</td> <td>114,769</td> <td>602,794</td> <td>330,716</td> <td>10.9</td> <td>57.5</td> <td>31.5</td> <td>73.9</td> <td>19.0</td> <td>54.9</td> <td>288.2</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>1,036,861</td> <td>111,631</td> <td>585,373</td> <td>338,004</td> <td>10.8</td> <td>56.6</td> <td>32.7</td> <td>76.8</td> <td>19.1</td> <td>57.7</td> <td>302.8</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>1,023,119</td> <td>106,041</td> <td>565,237</td> <td>343,301</td> <td>10.5</td> <td>55.7</td> <td>33.8</td> <td>79.5</td> <td>18.8</td> <td>60.7</td> <td>323.7</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1,009,659</td> <td>103,338</td> <td>550,243</td> <td>347,538</td> <td>10.3</td> <td>55.0</td> <td>34.7</td> <td>81.9</td> <td>18.8</td> <td>63.2</td> <td>336.3</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>995,374</td> <td>100,402</td> <td>535,356</td> <td>351,076</td> <td>10.2</td> <td>54.2</td> <td>35.6</td> <td>84.3</td> <td>18.8</td> <td>65.6</td> <td>349.7</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>980,684</td> <td>97,400</td> <td>520,829</td> <td>353,915</td> <td>10.0</td> <td>53.6</td> <td>36.4</td> <td>86.7</td> <td>18.7</td> <td>68.0</td> <td>363.4</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>965,927</td> <td>94,669</td> <td>506,896</td> <td>355,822</td> <td>9.9</td> <td>52.9</td> <td>37.2</td> <td>88.9</td> <td>18.7</td> <td>70.2</td> <td>375.9</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>959,502</td> <td>92,855</td> <td>506,960</td> <td>359,687</td> <td>9.7</td> <td>52.8</td> <td>37.5</td> <td>89.3</td> <td>18.3</td> <td>70.9</td> <td>387.4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>944,874</td> <td>89,904</td> <td>495,364</td> <td>359,606</td> <td>9.5</td> <td>52.4</td> <td>38.1</td> <td>90.7</td> <td>18.1</td> <td>72.6</td> <td>400.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>929,915</td> <td>86,502</td> <td>484,454</td> <td>358,959</td> <td>9.3</td> <td>52.1</td> <td>38.6</td> <td>92.0</td> <td>17.9</td> <td>74.1</td> <td>415.0</td> </tr> <tr style="color: red;"> <td>5</td> <td>913,514</td> <td>82,961</td> <td>474,037</td> <td>356,516</td> <td>9.1</td> <td>51.9</td> <td>39.0</td> <td>92.7</td> <td>17.5</td> <td>75.2</td> <td>429.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各年10月1日現在。平成27年及び令和2年は国勢調査、その他は県算出入口による。 総人口には年齢不詳の者を含む。 なお、平成24年から令和元年までの年齢別割合は、「年齢不詳」を除いて算出している。 また、令和2年以降の年齢別人口等は、「年齢不詳」を補完した「不詳補完値」を用いて算出している(略)</p>	年次	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合 (%)			従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年化 指数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	平成25	1,050,132	114,769	602,794	330,716	10.9	57.5	31.5	73.9	19.0	54.9	288.2	26	1,036,861	111,631	585,373	338,004	10.8	56.6	32.7	76.8	19.1	57.7	302.8	27	1,023,119	106,041	565,237	343,301	10.5	55.7	33.8	79.5	18.8	60.7	323.7	28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55.0	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3	29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7	30	980,684	97,400	520,829	353,915	10.0	53.6	36.4	86.7	18.7	68.0	363.4	令和元	965,927	94,669	506,896	355,822	9.9	52.9	37.2	88.9	18.7	70.2	375.9	2	959,502	92,855	506,960	359,687	9.7	52.8	37.5	89.3	18.3	70.9	387.4	3	944,874	89,904	495,364	359,606	9.5	52.4	38.1	90.7	18.1	72.6	400.0	4	929,915	86,502	484,454	358,959	9.3	52.1	38.6	92.0	17.9	74.1	415.0	5	913,514	82,961	474,037	356,516	9.1	51.9	39.0	92.7	17.5	75.2	429.7	時点修正
		年次						総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)					老年人口 (65歳以上)	年齢別割合 (%)			従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年化 指数																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			年少人口	生産年齢人口	老年人口																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		平成24	1,063,143	118,079	617,868	325,343	11.1	58.2	30.7	71.8	19.1	52.7	275.5																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		25	1,050,132	114,769	602,794	330,716	10.9	57.5	31.5	73.9	19.0	54.9	288.2																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		26	1,036,861	111,631	585,373	338,004	10.8	56.6	32.7	76.8	19.1	57.7	302.8																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		27	1,023,119	106,041	565,237	343,301	10.5	55.7	33.8	79.5	18.8	60.7	323.7																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55.0	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		30	980,684	97,400	520,829	353,915	10.0	53.6	36.4	86.7	18.7	68.0	363.4																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		令和元	965,927	94,669	506,896	355,822	9.9	52.9	37.2	88.9	18.7	70.2	375.9																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		2	959,502	92,855	506,960	359,687	9.7	52.8	37.5	89.3	18.3	70.9	387.4																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		3	944,874	89,904	495,364	359,606	9.5	52.4	38.1	90.7	18.1	72.6	400.0																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		4	929,915	86,502	484,454	358,959	9.3	52.1	38.6	92.0	17.9	74.1	415.0																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		年次	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合 (%)			従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年化 指数																																																																																																																																																																																																																																																																																													
年少人口	生産年齢人口						老年人口																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成25	1,050,132	114,769	602,794	330,716	10.9	57.5	31.5	73.9	19.0	54.9	288.2																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26	1,036,861	111,631	585,373	338,004	10.8	56.6	32.7	76.8	19.1	57.7	302.8																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27	1,023,119	106,041	565,237	343,301	10.5	55.7	33.8	79.5	18.8	60.7	323.7																																																																																																																																																																																																																																																																																															
28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55.0	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3																																																																																																																																																																																																																																																																																															
29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7																																																																																																																																																																																																																																																																																															
30	980,684	97,400	520,829	353,915	10.0	53.6	36.4	86.7	18.7	68.0	363.4																																																																																																																																																																																																																																																																																															
令和元	965,927	94,669	506,896	355,822	9.9	52.9	37.2	88.9	18.7	70.2	375.9																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	959,502	92,855	506,960	359,687	9.7	52.8	37.5	89.3	18.3	70.9	387.4																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	944,874	89,904	495,364	359,606	9.5	52.4	38.1	90.7	18.1	72.6	400.0																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	929,915	86,502	484,454	358,959	9.3	52.1	38.6	92.0	17.9	74.1	415.0																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	913,514	82,961	474,037	356,516	9.1	51.9	39.0	92.7	17.5	75.2	429.7																																																																																																																																																																																																																																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由								
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策									
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画									
26	47	第1節 防災知識の普及計画 第5 災害予防に関する普及・啓発運動 (略) 3 県民自ら行う防災知識の学習・心得 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">平時からの取組</td> <td>1～6 (略) 7 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認 8～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	平時からの取組	1～6 (略) 7 地すべり災害危険箇所など 、災害危険箇所の確認 8～10 (略)	(略)	(略)	第1節 防災知識の普及計画 第5 災害予防に関する普及・啓発運動 (略) 3 県民自ら行う防災知識の学習・心得 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">平時からの取組</td> <td>1～6 (略) 7 土砂災害警戒区域等、災害危険箇所の確認 8～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	平時からの取組	1～6 (略) 7 土砂災害警戒区域等 、災害危険箇所の確認 8～10 (略)	(略)	(略)	使用名称の変更に伴う修正
平時からの取組	1～6 (略) 7 地すべり災害危険箇所など 、災害危険箇所の確認 8～10 (略)											
(略)	(略)											
平時からの取組	1～6 (略) 7 土砂災害警戒区域等 、災害危険箇所の確認 8～10 (略)											
(略)	(略)											
27	57	第4節 災害情報の収集・伝達計画 第2 情報収集・伝達体制 3 県・市町村 (略) (9) 衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全 LTE (PS-LTE) などの移動通信系の活用体制の整備について努めるものとする。 (10) 県は、災害時に安否不明者 (行方不明者となる疑いのある者) の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。	第2 情報収集・伝達体制 3 県・市町村 第2 情報収集・伝達体制 3 県・市町村 (略) (9) 衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全 モバイルシステム などの移動通信系の活用体制の整備について努めるものとする。 (10) 県は、災害時に安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。 ◎ 資料編参照	文言の適正化基本方針の策定に伴う修正								
28	57	(新設)	(11) 障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 加えて、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	防災基本計画(R5.5修正)の反映								

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
29	61	<p>第5節 避難計画</p> <p>第2 市町村の実施範囲</p> <p>2 指定緊急避難場所等に関する事項</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。(略)</p>	<p>第5節 避難計画</p> <p>第2 市町村の実施範囲</p> <p>2 指定緊急避難場所等に関する事項</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努めるものとする。<u>併せて、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。加えて、停電時において、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。<u>また、特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u>(略)</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正)の反映ほか</p>
30	62	<p>(3) 指定避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。加えて、平常時から、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、市町村においては、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉部局が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 指定避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p><u>また、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u>加えて、平常時から、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、市町村においては、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉部局が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正)の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
31	63	<p>3 避難情報の判断基準</p> <p>(3) 緊急安全確保措置</p> <p>避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する</p>	<p>3 避難情報の判断基準</p> <p>(3) 緊急安全確保</p> <p>避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する</p>	語句の適正化
32	63	<p>4 発令基準の設定</p> <p>市町村は、国の「避難情報に関するガイドライン」や県の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を参考に、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の具体的な発令基準を設定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p>	<p>4 発令基準の設定</p> <p>市町村は、国の「避難情報に関するガイドライン」や県の「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の具体的な発令基準を設定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。</p>	語句の適正化
33	64	<p>9 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援</p> <p>市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。</p>	<p>9 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援</p> <p>市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。</p>	語句の適正化

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
34	65	<p>第3 県の実施範囲</p> <p>2 避難指示等発令基準策定のためのガイドラインを作成し市町村に示すほか、市町村に対し、発令基準の設定に必要な情報を提供する。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するほか、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。</p>	<p>第3 県の実施範囲</p> <p>2 避難情報の判断・伝達マニュアルを作成し市町村に示すほか、市町村に対し、発令基準の設定に必要な情報を提供する。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するほか、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。</p>	語句の適正化
35	65	<p>6 土砂災害危険箇所などの避難警戒基準に関する資料を関係市町村に提供する。</p>	<p>6 土砂災害警戒区域等の避難警戒基準に関する資料を関係市町村に提供する。</p>	使用名称の変更に伴う修正
36	67	<p>(新設)</p>	<p>第7 被災者支援の仕組みの整備等</p> <p>市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。また、県は、市町村における被災者支援の仕組みづくり等への支援に努めるものとする。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																													
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																																														
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																																																																																																														
37	69	第6節 広域防災拠点整備計画 第4 広域防災拠点の指定等 (略)	第6節 広域防災拠点整備計画 第4 広域防災拠点の指定等 (略)	広域防災拠点 の追加指定に 伴う修正																																																																																																																																																																													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 40%;">施設の名称</th> <th style="width: 20%;">機能</th> <th style="width: 10%;">ヘリポートの有無</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">県北 地域</td> <td>長根山運動公園</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長木川河川緑地</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北欧の杜公園</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道の駅ふたつ</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大館樹海ドーム</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大館能代空港</td> <td>航空搬送拠点臨時医療施設</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">中央 地域</td> <td>飯田川南公園一帯</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立中央公園運動広場</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立中央公園スカイドーム</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋田空港</td> <td>航空搬送拠点臨時医療施設</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>由利本荘総合防災公園</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>由利本荘総合防災公園由利本荘アリーナ</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">県南 地域</td> <td>道の駅協和一帯</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大仙市総合公園（農業科学館・大曲西中学校を含む）</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横手市赤坂総合公園（横手南中学校を含む）</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道の駅十文字</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神岡中央公園屋内多目的施設「獺ドーム」（B & G海洋センターを含む）</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協和多目的交流施設「樹バレル」</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋田ふるさと村ドーム劇場</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">◎各施設の所在地及び面積等…資料編参照</p>	地域		施設の名称	機能	ヘリポートの有無	備考	県北 地域	長根山運動公園	集結場所・ベースキャンプ	有		長木川河川緑地	集結場所・ベースキャンプ	有		北欧の杜公園	集結場所・ベースキャンプ			道の駅ふたつ	集結場所・ベースキャンプ	有		大館樹海ドーム	一次物資集積拠点	有		大館能代空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有		中央 地域	飯田川南公園一帯	集結場所・ベースキャンプ			県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ			県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点			秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有		由利本荘総合防災公園	集結場所・ベースキャンプ			由利本荘総合防災公園由利本荘アリーナ	一次物資集積拠点			県南 地域	道の駅協和一帯	集結場所・ベースキャンプ			大仙市総合公園（農業科学館・大曲西中学校を含む）	集結場所・ベースキャンプ	有		横手市赤坂総合公園（横手南中学校を含む）	集結場所・ベースキャンプ	有		道の駅十文字	集結場所・ベースキャンプ			神岡中央公園屋内多目的施設「獺ドーム」（B & G海洋センターを含む）	一次物資集積拠点			協和多目的交流施設「樹バレル」	一次物資集積拠点			秋田ふるさと村ドーム劇場	一次物資集積拠点	有						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 40%;">施設の名称</th> <th style="width: 20%;">機能</th> <th style="width: 10%;">ヘリポートの有無</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">県北 地域</td> <td>長根山運動公園</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長木川河川緑地</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北欧の杜公園</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道の駅ふたつ</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大館樹海ドーム</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大館能代空港</td> <td>航空搬送拠点臨時医療施設</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">中央 地域</td> <td>飯田川南公園一帯</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立中央公園運動広場</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立中央公園スカイドーム</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋田空港</td> <td>航空搬送拠点臨時医療施設</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>由利本荘総合防災公園</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>由利本荘総合防災公園由利本荘アリーナ</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">県南 地域</td> <td>道の駅協和一帯</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大仙市総合公園（農業科学館・大曲西中学校を含む）</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横手市赤坂総合公園（横手南中学校を含む）</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道の駅十文字</td> <td>集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神岡中央公園屋内多目的施設「獺ドーム」（B & G海洋センターを含む）</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協和多目的交流施設「樹バレル」</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>秋田ふるさと村ドーム劇場</td> <td>一次物資集積拠点</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="color: red;">道の駅おがち「小町の郷」</td> <td style="color: red;">集結場所・ベースキャンプ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">◎各施設の所在地及び面積等…資料編参照</p>	地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無	備考	県北 地域	長根山運動公園	集結場所・ベースキャンプ	有		長木川河川緑地	集結場所・ベースキャンプ	有		北欧の杜公園	集結場所・ベースキャンプ			道の駅ふたつ	集結場所・ベースキャンプ	有		大館樹海ドーム	一次物資集積拠点	有		大館能代空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有		中央 地域	飯田川南公園一帯	集結場所・ベースキャンプ			県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ			県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点			秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有		由利本荘総合防災公園	集結場所・ベースキャンプ			由利本荘総合防災公園由利本荘アリーナ	一次物資集積拠点			県南 地域	道の駅協和一帯	集結場所・ベースキャンプ			大仙市総合公園（農業科学館・大曲西中学校を含む）	集結場所・ベースキャンプ	有		横手市赤坂総合公園（横手南中学校を含む）	集結場所・ベースキャンプ	有		道の駅十文字	集結場所・ベースキャンプ			神岡中央公園屋内多目的施設「獺ドーム」（B & G海洋センターを含む）	一次物資集積拠点			協和多目的交流施設「樹バレル」	一次物資集積拠点			秋田ふるさと村ドーム劇場	一次物資集積拠点	有		道の駅おがち「小町の郷」
地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無	備考																																																																																																																																																																													
県北 地域	長根山運動公園	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	長木川河川緑地	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	北欧の杜公園	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	道の駅ふたつ	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	大館樹海ドーム	一次物資集積拠点	有																																																																																																																																																																														
	大館能代空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有																																																																																																																																																																														
中央 地域	飯田川南公園一帯	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点																																																																																																																																																																															
	秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有																																																																																																																																																																														
	由利本荘総合防災公園	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	由利本荘総合防災公園由利本荘アリーナ	一次物資集積拠点																																																																																																																																																																															
県南 地域	道の駅協和一帯	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	大仙市総合公園（農業科学館・大曲西中学校を含む）	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	横手市赤坂総合公園（横手南中学校を含む）	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	道の駅十文字	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	神岡中央公園屋内多目的施設「獺ドーム」（B & G海洋センターを含む）	一次物資集積拠点																																																																																																																																																																															
	協和多目的交流施設「樹バレル」	一次物資集積拠点																																																																																																																																																																															
	秋田ふるさと村ドーム劇場	一次物資集積拠点	有																																																																																																																																																																														
地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無	備考																																																																																																																																																																													
県北 地域	長根山運動公園	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	長木川河川緑地	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	北欧の杜公園	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	道の駅ふたつ	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	大館樹海ドーム	一次物資集積拠点	有																																																																																																																																																																														
	大館能代空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有																																																																																																																																																																														
中央 地域	飯田川南公園一帯	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点																																																																																																																																																																															
	秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有																																																																																																																																																																														
	由利本荘総合防災公園	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	由利本荘総合防災公園由利本荘アリーナ	一次物資集積拠点																																																																																																																																																																															
県南 地域	道の駅協和一帯	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	大仙市総合公園（農業科学館・大曲西中学校を含む）	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	横手市赤坂総合公園（横手南中学校を含む）	集結場所・ベースキャンプ	有																																																																																																																																																																														
	道の駅十文字	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															
	神岡中央公園屋内多目的施設「獺ドーム」（B & G海洋センターを含む）	一次物資集積拠点																																																																																																																																																																															
	協和多目的交流施設「樹バレル」	一次物資集積拠点																																																																																																																																																																															
	秋田ふるさと村ドーム劇場	一次物資集積拠点	有																																																																																																																																																																														
	道の駅おがち「小町の郷」	集結場所・ベースキャンプ																																																																																																																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
38	71	<p>第7節 備蓄計画</p> <p>第2 計画の前提とする想定地震</p> <p>備蓄計画は、県と市町村の現実的な災害への備えであることから、その前提は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定地震：北由利断層（M=7.3） ※発生確率は100年以内に6%以下と評価 ・発災時期：冬の18時 ・避難者数：139,193人（発災から1日後の避難所への避難者） 	<p>第7節 備蓄計画</p> <p>第2 計画の前提とする想定地震</p> <p>備蓄計画は、県と市町村の現実的な災害への備えであることから、その前提は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定地震：北由利断層（M=7.3） ※発生確率は100年以内に6%以下と評価 ・発災時期：冬の18時 ・避難者数：139,193人（発災から1日後の避難所への避難者） <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">（参考）想定地震における1日後の避難者数</p> <p style="text-align: center;">夏10時：109,953人 冬2時：134,553人 冬18時：139,193人</p> </div>	
39	71	<p>第4 県と市町村との共同備蓄品目</p> <p>県及び市町村は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない1.9品目を「共同備蓄品目」と定め（次表）、これらを備蓄するよう努める。また、過去の災害等を踏まえ、1.9品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、段ボールベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。</p>	<p>第4 県と市町村との共同備蓄品目</p> <p>県及び市町村は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない品目を「共同備蓄品目」と定め（資料編参照）、これらを備蓄するよう努める。また、過去の災害等を踏まえ、共同備蓄品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、段ボールベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
40	71	<p>第5 県と市町村の備蓄目標量</p> <p>共同備蓄品目について県と市町村が最低限備蓄すべき量は、第2及び第3に定める避難者数及び役割分担から次表のとおりとし、県と市町村の役割分担は、それぞれ1/2ずつとする。</p> <p>県は、当該1/2を備蓄目標量と設定し、これらを備蓄するよう努める。</p> <p>また、市町村は、当該1/2を人口に応じて按分した量（資料編参照）と、地震被害想定調査における各市町村の最大避難者数等を考慮し、それぞれの備蓄目標量を設定するとともに、これらを備蓄するよう努める。</p> <p>（表）（略）</p>	<p>第5 県と市町村の備蓄目標量</p> <p>共同備蓄品目について県と市町村が最低限備蓄すべき量は、第2及び第3に定める避難者数及び役割分担を基に定め（資料編参照）、県と市町村の役割分担は、それぞれ1/2ずつとする。</p> <p>県は、当該1/2を備蓄目標量と設定し、これらを備蓄するよう努める。</p> <p>また、市町村は、当該1/2を人口に応じて按分した量（資料編参照）と、地震被害想定調査における各市町村の最大避難者数等を考慮し、それぞれの備蓄目標量を設定するとともに、これらを備蓄するよう努める。</p> <p>（表）（略）（略）</p>	所要の修正
41	73	<p>第8節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上において極めて重要である。</p> <p>このため、県、市町村及び関係機関は、通信及び放送施設を災害から防護するために必要な対策の実施と通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化を図る。</p> <p>さらに、関係機関における相互連絡、並びに迅速な情報の共有化を図るため、関係機関をネットワークする通信システムの整備が必要である。</p>	<p>第8節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上において極めて重要である。</p> <p>このため、県、市町村及び関係機関は、通信及び放送施設を災害から防護するために必要な対策の実施と通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化を図る。</p> <p>さらに、関係機関における相互連絡、並びに迅速な情報の共有化を図るため、関係機関をネットワークする通信システムの整備が必要である。</p> <p>加えて、県、市町村及び電気通信事業者は、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図るものとする。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映
42	83	<p>第9節 水害予防計画</p> <p>第2 浸水想定区域の指定</p> <p>1 洪水浸水想定区域</p> <p>（略）</p> <p>【国管理河川における洪水浸水想定区域の公表】（令和4年7月末現在）</p> <p>表（略）</p>	<p>第9節 水害予防計画</p> <p>第2 浸水想定区域の指定</p> <p>1 洪水浸水想定区域</p> <p>（略）</p> <p>【国管理河川における洪水浸水想定区域の公表】（令和5年3月末現在）</p> <p>表（略）</p>	時点修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
43	83	<p>【県管理河川における洪水浸水想定区域の公表】（令和4年7月末現在）</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p>	<p>【県管理河川における洪水浸水想定区域の公表】（令和5年3月末現在）</p> <p style="text-align: center;">表（略）</p>	時点修正
44	85	<p>（新設）</p> <p>第4 洪水・高潮ハザードマップの作成等 （略） ※以下同様</p> <p>第5 発令基準の設定等</p> <p>第6 避難計画の策定</p> <p>第7 孤立地区（集落等）の防止</p> <p>第8 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>第9 訓練の実施</p> <p>第10 河川の概況</p> <p>第11 ダムの概況</p> <p>第12 農業用ため池の概況</p> <p>第13 八郎潟防潮水門の概況</p>	<p><u>第4 河川の維持管理</u> <u>河川管理者は、河川整備計画等に基づき、次の維持管理を行うものとする。</u></p> <p><u>1 河道の流下能力の維持管理</u> <u>出水後の土砂堆積の状況や、倒木・流木などを河川巡視により確認し、河積を阻害していると判断される場合は対策を講じるものとする。その際、瀬や淵の保全や再生など、現況の河川環境の保全に配慮する。また、流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、動物の生息環境に配慮しながら必要に応じて伐採するものとする。</u></p> <p><u>2 護岸・堤防等河川管理施設の維持管理</u> <u>堤防や護岸などの河川管理施設の機能が維持されるよう、定期的な点検や維持修繕の工事を行うとともに、出水時の河床洗掘などにより、機能が損なわれる危険がある場合には、必要な対策を講じるものとする。また、堤防法面に植生が繁茂し、巡視や点検などに支障を及ぼさないよう、必要に応じて除草を行うほか、許可工作物については、河川管理上の支障にならないよう、施設管理者に対して適切に指導していくものとする。</u></p> <p>第5 洪水・高潮ハザードマップの作成等 （略） ※以下同様</p> <p>第6 発令基準の設定等</p> <p>第7 避難計画の策定</p> <p>第8 孤立地区（集落等）の防止</p> <p>第9 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>第10 訓練の実施</p> <p>第11 河川の概況</p> <p>第12 ダムの概況</p> <p>第13 農業用ため池の概況</p> <p>第14 八郎潟防潮水門の概況</p>	河川の維持管理業務を追記

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																	
45	86	<p>第10 河川の概況 (略)</p> <p>1 河川改修事業の推進 令和3年3月末時点で、要築堤延長に対する整備率は47.7%である。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分 河川別</th> <th style="width: 10%;">河川数</th> <th style="width: 10%;">流路延長 (km)</th> <th style="width: 10%;">要改修延長 (築堤延長) (km)</th> <th style="width: 10%;">改修済延長 (築堤延長) (km)</th> <th style="width: 10%;">改修率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級河川</td> <td>309</td> <td>2,743.1</td> <td>1,862.6</td> <td>959.9</td> <td>51.5</td> </tr> <tr> <td>2級河川</td> <td>51</td> <td>451.3</td> <td>380.8</td> <td>110.8</td> <td>29.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>360</td> <td>3,194.4</td> <td>2,243.4</td> <td>1,070.7</td> <td>47.7</td> </tr> </tbody> </table>	区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延長) (km)	改修済延長 (築堤延長) (km)	改修率 (%)	1級河川	309	2,743.1	1,862.6	959.9	51.5	2級河川	51	451.3	380.8	110.8	29.1	計	360	3,194.4	2,243.4	1,070.7	47.7	<p>第11 河川の概況 (略)</p> <p>1 河川改修事業の推進 令和5年3月末時点で、要築堤延長に対する整備率は47.9%である。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分 河川別</th> <th style="width: 10%;">河川数</th> <th style="width: 10%;">流路延長 (km)</th> <th style="width: 10%;">要改修延長 (築堤延長) (km)</th> <th style="width: 10%;">改修済延長 (築堤延長) (km)</th> <th style="width: 10%;">改修率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級河川</td> <td>309</td> <td>2,743.1</td> <td>1,862.6</td> <td>961.9</td> <td>51.6</td> </tr> <tr> <td>2級河川</td> <td>51</td> <td>451.3</td> <td>380.8</td> <td>111.5</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>360</td> <td>3,194.4</td> <td>2,243.4</td> <td>1,073.4</td> <td>47.9</td> </tr> </tbody> </table>	区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延長) (km)	改修済延長 (築堤延長) (km)	改修率 (%)	1級河川	309	2,743.1	1,862.6	961.9	51.6	2級河川	51	451.3	380.8	111.5	29.3	計	360	3,194.4	2,243.4	1,073.4	47.9	時点修正
区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延長) (km)	改修済延長 (築堤延長) (km)	改修率 (%)																																															
1級河川	309	2,743.1	1,862.6	959.9	51.5																																															
2級河川	51	451.3	380.8	110.8	29.1																																															
計	360	3,194.4	2,243.4	1,070.7	47.7																																															
区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延長) (km)	改修済延長 (築堤延長) (km)	改修率 (%)																																															
1級河川	309	2,743.1	1,862.6	961.9	51.6																																															
2級河川	51	451.3	380.8	111.5	29.3																																															
計	360	3,194.4	2,243.4	1,073.4	47.9																																															
46	87	<p>2 改修中の河川 (略)</p> <p style="text-align: right;">(令和4年4月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>新波川</td> </tr> <tr> <td>大規模特定河川事業</td> <td>新城川ほか5河川</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>三種川ほか5河川</td> </tr> <tr> <td>流域治水対策河川事業</td> <td>玉川ほか4河川</td> </tr> <tr> <td>総合流域防災事業</td> <td>土貫川</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	河川名	床上浸水対策特別緊急事業	新波川	大規模特定河川事業	新城川ほか5河川	広域河川改修事業	三種川ほか5河川	流域治水対策河川事業	玉川ほか4河川	総合流域防災事業	土貫川	<p>2 改修中の河川 (略)</p> <p style="text-align: right;">(令和5年3月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>新波川</td> </tr> <tr> <td>大規模特定河川事業</td> <td>新城川ほか5河川</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>三種川ほか5河川</td> </tr> <tr> <td>流域治水対策河川事業</td> <td>玉川ほか4河川</td> </tr> <tr> <td>総合流域防災事業</td> <td>土貫川</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	河川名	床上浸水対策特別緊急事業	新波川	大規模特定河川事業	新城川ほか5河川	広域河川改修事業	三種川ほか5河川	流域治水対策河川事業	玉川ほか4河川	総合流域防災事業	土貫川	時点修正																								
事業名	河川名																																																			
床上浸水対策特別緊急事業	新波川																																																			
大規模特定河川事業	新城川ほか5河川																																																			
広域河川改修事業	三種川ほか5河川																																																			
流域治水対策河川事業	玉川ほか4河川																																																			
総合流域防災事業	土貫川																																																			
事業名	河川名																																																			
床上浸水対策特別緊急事業	新波川																																																			
大規模特定河川事業	新城川ほか5河川																																																			
広域河川改修事業	三種川ほか5河川																																																			
流域治水対策河川事業	玉川ほか4河川																																																			
総合流域防災事業	土貫川																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																												
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																													
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																													
47	87	第11 ダムの概況 (略) 【ダムの整備現状】 (令和3年4月現在) 表 (略)	第12 ダムの概況 (略) 【ダムの整備現状】 (令和5年4月現在) 表 (略)	時点修正																																												
48	88	第12 農業用ため池の概況 (略) 【農業用ため池の整備現状】 (令和4年4月現在、単位：箇所) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ため池総数 (①)</th> <th rowspan="2">①のうち、防災重点農業用ため池</th> <th colspan="3">①の整備状況</th> </tr> <tr> <th>整備済</th> <th>整備中</th> <th>整備予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,672</td> <td style="text-align: center;">1,049</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">49</td> </tr> </tbody> </table> ※整備状況の箇所数は、県営ため池整備事業による整備箇所数。 ※整備予定の箇所数は、令和4年度から令和7年度までの新規採択箇所数。	ため池総数 (①)	①のうち、防災重点農業用ため池	①の整備状況			整備済	整備中	整備予定	2,672	1,049	53	24	49	第13 農業用ため池の概況 (略) 【農業用ため池の整備現状】 (令和5年4月現在、単位：箇所) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ため池総数 (①)</th> <th rowspan="2">①のうち、防災重点農業用ため池</th> <th colspan="3">①の整備状況</th> </tr> <tr> <th>整備済</th> <th>整備中</th> <th>整備予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,672</td> <td style="text-align: center;">1,049</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> </tbody> </table> ※整備状況の箇所数は、県営ため池整備事業による整備箇所数。 ※整備予定の箇所数は、令和6年度から令和7年度までの新規採択箇所数。	ため池総数 (①)	①のうち、防災重点農業用ため池	①の整備状況			整備済	整備中	整備予定	2,672	1,049	60	30	18	時点修正																		
ため池総数 (①)	①のうち、防災重点農業用ため池	①の整備状況																																														
		整備済	整備中	整備予定																																												
2,672	1,049	53	24	49																																												
ため池総数 (①)	①のうち、防災重点農業用ため池	①の整備状況																																														
		整備済	整備中	整備予定																																												
2,672	1,049	60	30	18																																												
49	90	第10節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画 第2 海岸保全施設 1 整備概況 (略) (令和4年3月現在) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管省庁</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理総延長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>保全区域延長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>整備済延長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	所管省庁	国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	延長				管理総延長	(略)	(略)	(略)	保全区域延長	(略)	(略)	(略)	整備済延長	(略)	(略)	(略)	第10節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画 第2 海岸保全施設 1 整備概況 (略) (令和5年3月現在) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管省庁</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理総延長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>保全区域延長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>整備済延長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	所管省庁	国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	延長				管理総延長	(略)	(略)	(略)	保全区域延長	(略)	(略)	(略)	整備済延長	(略)	(略)	(略)	時点修正
所管省庁	国土交通省			水産庁所管																																												
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																														
延長																																																
管理総延長	(略)	(略)	(略)																																													
保全区域延長	(略)	(略)	(略)																																													
整備済延長	(略)	(略)	(略)																																													
所管省庁	国土交通省		水産庁所管																																													
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																														
延長																																																
管理総延長	(略)	(略)	(略)																																													
保全区域延長	(略)	(略)	(略)																																													
整備済延長	(略)	(略)	(略)																																													

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																									
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																										
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																																										
50	90	2 対策事業 (略) (令和4年4月現在)	2 対策事業 (略) (令和5年4月現在)	時点修正																																																																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業 (津波)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>八森漁港海岸 樁(船川港)漁港海岸、 <u>平沢漁港海岸</u> 象潟漁港海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名		国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	高潮対策事業 (津波)	(略)	(略)	八森漁港海岸 樁(船川港)漁港海岸、 <u>平沢漁港海岸</u> 象潟漁港海岸	侵食対策事業	(略)	(略)		海岸環境整備事業	(略)	(略)		老朽化対策事業	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業 (津波)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>八森漁港海岸、 樁(船川港)漁港海岸、 象潟漁港海岸</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	高潮対策事業 (津波)	(略)	(略)	八森漁港海岸、 樁(船川港)漁港海岸、 象潟漁港海岸	侵食対策事業	(略)	(略)		海岸環境整備事業	(略)	(略)		老朽化対策事業	(略)	(略)																																																														
事業名	国土交通省			水産庁所管																																																																																																									
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																																																																																											
高潮対策事業 (津波)	(略)	(略)	八森漁港海岸 樁(船川港)漁港海岸、 <u>平沢漁港海岸</u> 象潟漁港海岸																																																																																																										
侵食対策事業	(略)	(略)																																																																																																											
海岸環境整備事業	(略)	(略)																																																																																																											
老朽化対策事業	(略)	(略)																																																																																																											
事業名	国土交通省		水産庁所管																																																																																																										
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																																																																																											
高潮対策事業 (津波)	(略)	(略)	八森漁港海岸、 樁(船川港)漁港海岸、 象潟漁港海岸																																																																																																										
侵食対策事業	(略)	(略)																																																																																																											
海岸環境整備事業	(略)	(略)																																																																																																											
老朽化対策事業	(略)	(略)																																																																																																											
51	91	第3 港湾施設 2 公共岸壁の整備状況 (令和3年3月現在)	第3 港湾施設 2 公共岸壁の整備状況 (令和5年3月現在)	時点修正																																																																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="10">水深</th> </tr> <tr> <th>-13m</th> <th>-12m</th> <th>-11m</th> <th>-10m</th> <th>-9m</th> <th>-8m</th> <th>-7.5m</th> <th>-5.5m</th> <th>-5m</th> <th>-4.5m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田港</td> <td>2</td> <td>1</td> <td><u>1</u></td> <td>8</td> <td>1</td> <td></td> <td>8</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>船川港</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>能代港</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ このほか、本荘港では、-4.0m物揚場(L=70m)、-3.0m物揚場(L=210m)が整備済みであり、戸賀港では-2~-4m物揚場(L=552m)が整備済みである。</p>	名称		水深										-13m	-12m	-11m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m	秋田港	2	1	<u>1</u>	8	1		8	2	5	2	船川港				1		1	2				能代港	1			1			2		1		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="10">水深</th> </tr> <tr> <th>-13m</th> <th>-12m</th> <th>-11m</th> <th>-10m</th> <th>-9m</th> <th>-8m</th> <th>-7.5m</th> <th>-5.5m</th> <th>-5m</th> <th>-4.5m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田港</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>8</td> <td>1</td> <td></td> <td>8</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>船川港</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>能代港</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ このほか、本荘港では、-4.0m物揚場(L=70m)、-3.0m物揚場(L=210m)が整備済みであり、戸賀港では-2~-4m物揚場(L=552m)が整備済みである。</p>	名称	水深										-13m	-12m	-11m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m	秋田港	2	1		8	1		8	2	5	2	船川港				1		1	2				能代港	1			1			2
名称	水深																																																																																																												
	-13m	-12m	-11m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m																																																																																																			
秋田港	2	1	<u>1</u>	8	1		8	2	5	2																																																																																																			
船川港				1		1	2																																																																																																						
能代港	1			1			2		1																																																																																																				
名称	水深																																																																																																												
	-13m	-12m	-11m	-10m	-9m	-8m	-7.5m	-5.5m	-5m	-4.5m																																																																																																			
秋田港	2	1		8	1		8	2	5	2																																																																																																			
船川港				1		1	2																																																																																																						
能代港	1			1			2		1																																																																																																				
52	91	3 港湾施設の整備・管理 (1) 港湾整備 ア 船舶の大型化、高速化に対応するため、大水深の泊地や航路を整備し、船舶航行の安全を確保する。 イ 円滑な港湾活動や港内の安全を図るため、防波堤等の外かく施設の整備促進を図る。 (2)～(4) (略)	3 港湾施設の整備・管理 (1) 港湾整備 ア 船舶の大型化、高速化に対応するため、大水深の泊地や航路を整備し、船舶航行の安全を確保する。 イ 円滑な港湾活動や港内の安全を図るため、防波堤等の外かく施設の整備促進を図る。 <u>併せて、国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、対策を行う。</u> <u>ウ 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、対策を行う。</u> (2)～(4) (略)	防災基本計画の反映																																																																																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																		
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																			
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																																																			
53	92	第4 漁港施設 3 県内の指定漁港 <div style="text-align: right; color: red;">(令和3年4月現在)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>管理者</th> <th>指定漁港</th> <th>所在地</th> <th>指定数</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">第1種</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">市町村</td> <td>若美、加茂、門前、脇本、船越、五里合、湯之尻</td> <td>男鹿市</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td>潟上</td> <td>潟上市</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>松ヶ崎、西目、道川、本荘</td> <td>由利本荘市</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>小砂川</td> <td>にかほ市</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">県</td> <td>八郎潟湖</td> <td>八郎潟町</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">第2種</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">県</td> <td>岩館、八森</td> <td>八峰町</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>畠</td> <td>男鹿市</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>平沢、金浦、象潟</td> <td>にかほ市</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td>樺(船川港)</td> <td>男鹿市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4種</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td>北浦</td> <td>男鹿市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> </tbody> </table>	種別	管理者	指定漁港	所在地	指定数	計	第1種	市町村	若美、加茂、門前、脇本、船越、五里合、湯之尻	男鹿市	7	13	潟上	潟上市	1	松ヶ崎、西目、道川、本荘	由利本荘市	4	小砂川	にかほ市	1		県	八郎潟湖	八郎潟町	1	1	第2種	県	岩館、八森	八峰町	2	6	畠	男鹿市	1	平沢、金浦、象潟	にかほ市	3	第3種	県	樺(船川港)	男鹿市	1	1	第4種	県	北浦	男鹿市	1	1		計	—	—	—	22	第4 漁港施設 3 県内の指定漁港 <div style="text-align: right; color: red;">(令和5年4月現在)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>管理者</th> <th>指定漁港</th> <th>所在地</th> <th>指定数</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">第1種</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">市町村</td> <td>若美、加茂、門前、脇本、船越、五里合、湯之尻</td> <td>男鹿市</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td>潟上</td> <td>潟上市</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>松ヶ崎、西目、道川、本荘</td> <td>由利本荘市</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>小砂川</td> <td>にかほ市</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">県</td> <td>八郎潟湖</td> <td>八郎潟町</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">第2種</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">県</td> <td>岩館、八森</td> <td>八峰町</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>畠</td> <td>男鹿市</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>平沢、金浦、象潟</td> <td>にかほ市</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td>樺(船川港)</td> <td>男鹿市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4種</td> <td style="text-align: center;">県</td> <td>北浦</td> <td>男鹿市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> </tbody> </table>	種別	管理者	指定漁港	所在地	指定数	計	第1種	市町村	若美、加茂、門前、脇本、船越、五里合、湯之尻	男鹿市	7	13	潟上	潟上市	1	松ヶ崎、西目、道川、本荘	由利本荘市	4	小砂川	にかほ市	1		県	八郎潟湖	八郎潟町	1	1	第2種	県	岩館、八森	八峰町	2	6	畠	男鹿市	1	平沢、金浦、象潟	にかほ市	3	第3種	県	樺(船川港)	男鹿市	1	1	第4種	県	北浦	男鹿市	1	1		計	—	—	—	22	時点修正
種別	管理者	指定漁港	所在地	指定数	計																																																																																																																	
第1種	市町村	若美、加茂、門前、脇本、船越、五里合、湯之尻	男鹿市	7	13																																																																																																																	
		潟上	潟上市	1																																																																																																																		
		松ヶ崎、西目、道川、本荘	由利本荘市	4																																																																																																																		
		小砂川	にかほ市	1																																																																																																																		
	県	八郎潟湖	八郎潟町	1	1																																																																																																																	
第2種	県	岩館、八森	八峰町	2	6																																																																																																																	
		畠	男鹿市	1																																																																																																																		
		平沢、金浦、象潟	にかほ市	3																																																																																																																		
第3種	県	樺(船川港)	男鹿市	1	1																																																																																																																	
第4種	県	北浦	男鹿市	1	1																																																																																																																	
	計	—	—	—	22																																																																																																																	
種別	管理者	指定漁港	所在地	指定数	計																																																																																																																	
第1種	市町村	若美、加茂、門前、脇本、船越、五里合、湯之尻	男鹿市	7	13																																																																																																																	
		潟上	潟上市	1																																																																																																																		
		松ヶ崎、西目、道川、本荘	由利本荘市	4																																																																																																																		
		小砂川	にかほ市	1																																																																																																																		
	県	八郎潟湖	八郎潟町	1	1																																																																																																																	
第2種	県	岩館、八森	八峰町	2	6																																																																																																																	
		畠	男鹿市	1																																																																																																																		
		平沢、金浦、象潟	にかほ市	3																																																																																																																		
第3種	県	樺(船川港)	男鹿市	1	1																																																																																																																	
第4種	県	北浦	男鹿市	1	1																																																																																																																	
	計	—	—	—	22																																																																																																																	
54	92	4 漁港整備事業の推進 (1) 漁港漁場整備長期計画(第4次:平成29年~令和3年、第5次:令和4年~令和8年(予定))に基づき、漁港施設の機能を維持し、新たな想定地震に対応した施設の強化を含めた漁港施設の老朽化対策を促進する。 (2) (略)	4 漁港整備事業の推進 (1) 漁港漁場整備長期計画(第4次:平成29年~令和3年、第5次:令和4年~令和8年)に基づき、漁港施設の機能を維持し、新たな想定地震に対応した施設の強化を含めた漁港施設の老朽化対策を促進する。 (2) (略)	時点修正																																																																																																																		
55	95	第12節 危険物施設等災害予防計画 第2 危険物施設 ○ 概況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">現況</td> <td colspan="5">消防法別表に掲げる危険物(石油類等発火性、引火性のある物など)の製造所等施設の状況は次のとおりである。 <div style="text-align: right; color: red;">(令和3年3月現在)</div></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">製造所</td> <td style="text-align: center;">貯蔵所</td> <td style="text-align: center;">取扱所</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設数</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4,087</td> <td style="text-align: center;">1,682</td> <td style="text-align: center;">5,777</td> <td style="text-align: center;">2,287</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: right; color: red;">(令和3年:秋田県消防防災年報)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	現況	消防法別表に掲げる危険物(石油類等発火性、引火性のある物など)の製造所等施設の状況は次のとおりである。 <div style="text-align: right; color: red;">(令和3年3月現在)</div>					区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	施設数	8	4,087	1,682	5,777	2,287		(令和3年:秋田県消防防災年報)					対策	(略)					第12節 危険物施設等災害予防計画 第2 危険物施設 ○ 概況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">現況</td> <td colspan="5">消防法別表に掲げる危険物(石油類等発火性、引火性のある物など)の製造所等施設の状況は次のとおりである。 <div style="text-align: right; color: red;">(令和4年3月現在)</div></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">製造所</td> <td style="text-align: center;">貯蔵所</td> <td style="text-align: center;">取扱所</td> <td style="text-align: center;">計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設数</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4,024</td> <td style="text-align: center;">1,654</td> <td style="text-align: center;">5,686</td> <td style="text-align: center;">2,234</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: right; color: red;">(令和4年:秋田県消防防災年報)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	現況	消防法別表に掲げる危険物(石油類等発火性、引火性のある物など)の製造所等施設の状況は次のとおりである。 <div style="text-align: right; color: red;">(令和4年3月現在)</div>					区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	施設数	8	4,024	1,654	5,686	2,234		(令和4年:秋田県消防防災年報)					対策	(略)					時点修正																																																								
現況	消防法別表に掲げる危険物(石油類等発火性、引火性のある物など)の製造所等施設の状況は次のとおりである。 <div style="text-align: right; color: red;">(令和3年3月現在)</div>																																																																																																																					
	区分	製造所		貯蔵所	取扱所	計																																																																																																																
	施設数	8	4,087	1,682	5,777	2,287																																																																																																																
	(令和3年:秋田県消防防災年報)																																																																																																																					
対策	(略)																																																																																																																					
現況	消防法別表に掲げる危険物(石油類等発火性、引火性のある物など)の製造所等施設の状況は次のとおりである。 <div style="text-align: right; color: red;">(令和4年3月現在)</div>																																																																																																																					
	区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計																																																																																																																	
	施設数	8	4,024	1,654	5,686	2,234																																																																																																																
	(令和4年:秋田県消防防災年報)																																																																																																																					
対策	(略)																																																																																																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																	
56	96	<p>1 火薬類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現況</td> <td> 県内の火薬類製造施設 … 10か所 (令和4年3月31日現在) 火薬庫 … 96棟 (令和4年3月31日現在) これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。 </td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の火薬類製造施設 … 10か所 (令和4年3月31日現在) 火薬庫 … 96棟 (令和4年3月31日現在) これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。	対策	(略)	<p>1 火薬類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現況</td> <td> 県内の火薬類製造施設 … 10か所 (令和5年3月31日現在) 火薬庫 … 99棟 (令和5年3月31日現在) これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。 </td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の火薬類製造施設 … 10か所 (令和5年3月31日現在) 火薬庫 … 99棟 (令和5年3月31日現在) これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。	対策	(略)	時点修正																																																																								
		現況	県内の火薬類製造施設 … 10か所 (令和4年3月31日現在) 火薬庫 … 96棟 (令和4年3月31日現在) これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。																																																																																	
対策	(略)																																																																																			
現況	県内の火薬類製造施設 … 10か所 (令和5年3月31日現在) 火薬庫 … 99棟 (令和5年3月31日現在) これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。																																																																																			
対策	(略)																																																																																			
57	96	<p>2 高圧ガス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現況</td> <td> 県内の高圧ガス製造所 … 105か所 (令和4年9月1日現在) 貯蔵所 … 50か所 (令和4年9月1日現在) 取り扱いガスは、酸素、窒素、水素、炭酸ガス、特殊高圧ガスなど多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。 </td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の高圧ガス製造所 … 105か所 (令和4年9月1日現在) 貯蔵所 … 50か所 (令和4年9月1日現在) 取り扱いガスは、酸素、窒素、水素、炭酸ガス、特殊高圧ガスなど多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。	対策	(略)	<p>2 高圧ガス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現況</td> <td> 県内の高圧ガス製造所 … 102か所 (令和5年9月1日現在) 貯蔵所 … 51か所 (令和5年9月1日現在) 取り扱いガスは、酸素、窒素、水素、炭酸ガス、特殊高圧ガスなど多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。 </td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の高圧ガス製造所 … 102か所 (令和5年9月1日現在) 貯蔵所 … 51か所 (令和5年9月1日現在) 取り扱いガスは、酸素、窒素、水素、炭酸ガス、特殊高圧ガスなど多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。	対策	(略)	時点修正																																																																								
		現況	県内の高圧ガス製造所 … 105か所 (令和4年9月1日現在) 貯蔵所 … 50か所 (令和4年9月1日現在) 取り扱いガスは、酸素、窒素、水素、炭酸ガス、特殊高圧ガスなど多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。																																																																																	
対策	(略)																																																																																			
現況	県内の高圧ガス製造所 … 102か所 (令和5年9月1日現在) 貯蔵所 … 51か所 (令和5年9月1日現在) 取り扱いガスは、酸素、窒素、水素、炭酸ガス、特殊高圧ガスなど多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。																																																																																			
対策	(略)																																																																																			
58	98	<p>4 LPガス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (令和4年9月1日現在)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">事業所数</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="width: 10%;">現況</td> <td>充填所(オートガススタンド)</td> <td style="text-align: center;">26 (10)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費プラント</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オートガススタンド専用</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容器検査所専用</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動式</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">販売事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">231</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">利用世帯数</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">約238,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (令和4年9月1日現在)				事業所数	備考	現況	充填所(オートガススタンド)	26 (10)		消費プラント	5		オートガススタンド専用	1		容器検査所専用	1		移動式	15		計	48		販売事業所				231		利用世帯数				約238,000		対策	(略)		<p>4 LPガス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (令和5年9月1日現在)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">事業所数</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="width: 10%;">現況</td> <td>充填所(オートガススタンド)</td> <td style="text-align: center;">26 (11)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費プラント</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オートガススタンド専用</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容器検査所専用</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動式</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">販売事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">226</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">利用世帯数</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">約240,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (令和5年9月1日現在)				事業所数	備考	現況	充填所(オートガススタンド)	26 (11)		消費プラント	5		オートガススタンド専用	1		容器検査所専用	1		移動式	15		計	48		販売事業所				226		利用世帯数				約240,000		対策	(略)		時点修正
		県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (令和4年9月1日現在)																																																																																		
	事業所数	備考																																																																																		
現況	充填所(オートガススタンド)	26 (10)																																																																																		
	消費プラント	5																																																																																		
	オートガススタンド専用	1																																																																																		
	容器検査所専用	1																																																																																		
	移動式	15																																																																																		
	計	48																																																																																		
販売事業所																																																																																				
	231																																																																																			
利用世帯数																																																																																				
	約238,000																																																																																			
対策	(略)																																																																																			
県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (令和5年9月1日現在)																																																																																				
	事業所数	備考																																																																																		
現況	充填所(オートガススタンド)	26 (11)																																																																																		
	消費プラント	5																																																																																		
	オートガススタンド専用	1																																																																																		
	容器検査所専用	1																																																																																		
	移動式	15																																																																																		
	計	48																																																																																		
販売事業所																																																																																				
	226																																																																																			
利用世帯数																																																																																				
	約240,000																																																																																			
対策	(略)																																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																	
59	99	<p>5 毒物・劇物</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内の施設等は次のとおりである。 (令和4年3月31日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">業種・施設等</th> <th style="width: 30%;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物、劇物製造業</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td style="text-align: center;">695</td> </tr> <tr> <td>電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> </tbody> </table> <p>対 策 (略)</p> </div>	業種・施設等	箇所数	毒物、劇物製造業	11	販売業	695	電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	13	<p>5 毒物・劇物</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県内の施設等は次のとおりである。 (令和5年3月31日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">業種・施設等</th> <th style="width: 30%;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物、劇物製造業</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td style="text-align: center;">661</td> </tr> <tr> <td>電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> </tbody> </table> <p>対 策 (略)</p> </div>	業種・施設等	箇所数	毒物、劇物製造業	11	販売業	661	電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	13	時点修正
業種・施設等	箇所数																			
毒物、劇物製造業	11																			
販売業	695																			
電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	13																			
業種・施設等	箇所数																			
毒物、劇物製造業	11																			
販売業	661																			
電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	13																			
60	99	<p>第3 危険物等運搬車両</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">現 況</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対 策</td> <td> 1～3 (略) 4 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と作業分担を協議するとともに、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。 5 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。 </td> </tr> </table> </div>	現 況	(略)	対 策	1～3 (略) 4 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と作業分担を協議するとともに、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。 5 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。	<p>第3 危険物等運搬車両</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">現 況</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対 策</td> <td> 1～3 (略) 4 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。 </td> </tr> </table> </div>	現 況	(略)	対 策	1～3 (略) 4 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。	所要の修正								
現 況	(略)																			
対 策	1～3 (略) 4 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と作業分担を協議するとともに、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。 5 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。																			
現 況	(略)																			
対 策	1～3 (略) 4 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																													
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																														
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																																																																																														
61	102	第14節 土砂災害予防計画 第2 地すべり 1 発生多発地域 (略) これらの地域を中心に508か所の危険区域があり、うち193か所が防止区域に指定され、166か所が概成し、12か所が工事中で所管別の状況は次のとおりである。	第14節 土砂災害予防計画 第2 地すべり 1 発生多発地域 (略) これらの地域を中心に888か所の危険区域があり、うち200か所が防止区域に指定され、171か所が概成し、12か所が工事中で所管別の状況は次のとおりである。	時点修正等																																																																																																																																																													
		<p style="text-align: center;">【地すべり危険箇所数一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="2">林 野 庁</th> <th>国土交通省</th> <th>農林水産省</th> <th rowspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>国有林</th> <th>民有林</th> <th>県建設部</th> <th>県農林水産部</th> </tr> <tr> <th>森林管理局 (R4.3現在)</th> <th>県農林水産部 (R4.3現在)</th> <th>(R4.3現在)</th> <th>(R4.3現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現 況</td> <td>箇 所 数</td> <td>19</td> <td>250</td> <td>262</td> <td>67</td> <td>598</td> </tr> <tr> <td>面 積 (ha)</td> <td>269.0</td> <td>11,413.0</td> <td>13,616.8</td> <td>4,092.1</td> <td>29,390.9</td> </tr> <tr> <td>保 全 対 象 人 家</td> <td>137</td> <td>3,054</td> <td>8,532</td> <td>266</td> <td>11,989</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">指 定 ・ 未 指 定 の 区 分</td> <td rowspan="4">指 定</td> <td>概 成</td> <td>-</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>27</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>未 成</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>-</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td>78</td> <td>84</td> <td>31</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">未 指 定</td> <td>着 工</td> <td>18</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>未 着 工</td> <td>1</td> <td>137</td> <td>178</td> <td>36</td> <td>352</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>19</td> <td>172</td> <td>178</td> <td>36</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>			林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計	国有林	民有林	県建設部	県農林水産部	森林管理局 (R4.3現在)	県農林水産部 (R4.3現在)	(R4.3現在)	(R4.3現在)	現 況	箇 所 数	19	250	262	67	598	面 積 (ha)	269.0	11,413.0	13,616.8	4,092.1	29,390.9	保 全 対 象 人 家	137	3,054	8,532	266	11,989	指 定 ・ 未 指 定 の 区 分	指 定	概 成	-	72	67	27	166	工 事 中	-	4	4	4	12	未 成	-	2	13	-	15	計	-	78	84	31	193	未 指 定	着 工	18	35	-	-	53	未 着 工	1	137	178	36	352	計		19	172	178	36	405	<p style="text-align: center;">【地すべり危険箇所数一覧】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="2">林 野 庁</th> <th>国土交通省</th> <th>農林水産省</th> <th rowspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>国有林</th> <th>民有林</th> <th>県建設部</th> <th>県農林水産部</th> </tr> <tr> <th>森林管理局 (R5.3現在)</th> <th>県農林水産部 (R5.3現在)</th> <th>(R5.3現在)</th> <th>(R5.3現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現 況</td> <td>箇 所 数</td> <td>19</td> <td>257</td> <td>545</td> <td>67</td> <td>888</td> </tr> <tr> <td>面 積 (ha)</td> <td>269.0</td> <td>11,413.0</td> <td>-</td> <td>4,092.1</td> <td>15,774.1</td> </tr> <tr> <td>保 全 対 象 人 家</td> <td>137</td> <td>3,054</td> <td>-</td> <td>266</td> <td>3,457</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">指 定 ・ 未 指 定 の 区 分</td> <td rowspan="4">指 定</td> <td>概 成</td> <td>-</td> <td>76</td> <td>68</td> <td>27</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>未 成</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>-</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td>85</td> <td>84</td> <td>31</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">未 指 定</td> <td>着 工</td> <td>18</td> <td>37</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>未 着 工</td> <td>1</td> <td>135</td> <td>461</td> <td>36</td> <td>633</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>19</td> <td>172</td> <td>461</td> <td>36</td> <td>688</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p style="color: red; font-size: small;">※国土交通省 県建設部 は「土砂災害警戒区域（地すべり）」の数値を計上。</p>			林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計	国有林	民有林	県建設部	県農林水産部	森林管理局 (R5.3現在)	県農林水産部 (R5.3現在)	(R5.3現在)	(R5.3現在)	現 況	箇 所 数	19	257	545	67	888	面 積 (ha)	269.0	11,413.0	-	4,092.1	15,774.1	保 全 対 象 人 家	137	3,054	-	266	3,457	指 定 ・ 未 指 定 の 区 分	指 定	概 成	-	76	68	27	171	工 事 中	-	5	3	4	12	未 成	-	4	13	-	17	計	-	85	84	31	200	未 指 定	着 工	18	37	-	-	55	未 着 工	1	135	461	36	633	計		19	172	461
		林 野 庁			国土交通省	農林水産省	計																																																																																																																																																										
		国有林			民有林	県建設部		県農林水産部																																																																																																																																																									
		森林管理局 (R4.3現在)	県農林水産部 (R4.3現在)	(R4.3現在)	(R4.3現在)																																																																																																																																																												
現 況	箇 所 数	19	250	262	67	598																																																																																																																																																											
	面 積 (ha)	269.0	11,413.0	13,616.8	4,092.1	29,390.9																																																																																																																																																											
	保 全 対 象 人 家	137	3,054	8,532	266	11,989																																																																																																																																																											
指 定 ・ 未 指 定 の 区 分	指 定	概 成	-	72	67	27	166																																																																																																																																																										
		工 事 中	-	4	4	4	12																																																																																																																																																										
		未 成	-	2	13	-	15																																																																																																																																																										
		計	-	78	84	31	193																																																																																																																																																										
	未 指 定	着 工	18	35	-	-	53																																																																																																																																																										
未 着 工		1	137	178	36	352																																																																																																																																																											
計		19	172	178	36	405																																																																																																																																																											
		林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計																																																																																																																																																											
		国有林	民有林	県建設部	県農林水産部																																																																																																																																																												
		森林管理局 (R5.3現在)	県農林水産部 (R5.3現在)	(R5.3現在)	(R5.3現在)																																																																																																																																																												
現 況	箇 所 数	19	257	545	67	888																																																																																																																																																											
	面 積 (ha)	269.0	11,413.0	-	4,092.1	15,774.1																																																																																																																																																											
	保 全 対 象 人 家	137	3,054	-	266	3,457																																																																																																																																																											
指 定 ・ 未 指 定 の 区 分	指 定	概 成	-	76	68	27	171																																																																																																																																																										
		工 事 中	-	5	3	4	12																																																																																																																																																										
		未 成	-	4	13	-	17																																																																																																																																																										
		計	-	85	84	31	200																																																																																																																																																										
	未 指 定	着 工	18	37	-	-	55																																																																																																																																																										
未 着 工		1	135	461	36	633																																																																																																																																																											
計		19	172	461	36	688																																																																																																																																																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																						
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																							
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																							
62	103	<p>2 対象事業の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">森林管理局関係</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県農林水産部関係</td> <td style="text-align: center;">農村振興局所管</td> <td>現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">林野庁所管</td> <td>現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の172か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">県建設部関係</td> <td>現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未成13か所の早期着工を図る。また、未指定の178か所についても、適宜、防止区域指定を行い、対策を実施する。 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合で、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、県が緊急調査を行う。(略)</td> </tr> </table>	森林管理局関係		(略)	県農林水産部関係	農村振興局所管	現在施工中の4か所については 早期概成に努めるとともに 、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。	林野庁所管	現在施工中の 4か所 については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の172か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。	県建設部関係		現在施工中の 4か所 については早期概成に努めるとともに、未成13か所の早期着工を図る。 また、未指定の178か所についても、適宜、防止区域指定を行い、対策を実施する。 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合で、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、県が緊急調査を行う。(略)	<p>2 対象事業の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">森林管理局関係</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県農林水産部関係</td> <td style="text-align: center;">農村振興局所管</td> <td>現在施工中の4か所についてはR.5概成予定である。また、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">林野庁所管</td> <td>現在施工中の5か所については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の172か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">県建設部関係</td> <td>現在施工中の3か所については早期概成に努めるとともに、未成13か所の早期着工を図る。 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合で、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、県が緊急調査を行う。(略)</td> </tr> </table>	森林管理局関係		(略)	県農林水産部関係	農村振興局所管	現在施工中の4か所については R.5概成予定である。また 、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。	林野庁所管	現在施工中の 5か所 については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の172か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。	県建設部関係		現在施工中の 3か所 については早期概成に努めるとともに、未成13か所の早期着工を図る。 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合で、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、県が緊急調査を行う。(略)	時点修正
森林管理局関係		(略)																								
県農林水産部関係	農村振興局所管	現在施工中の4か所については 早期概成に努めるとともに 、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。																								
	林野庁所管	現在施工中の 4か所 については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の172か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。																								
県建設部関係		現在施工中の 4か所 については早期概成に努めるとともに、未成13か所の早期着工を図る。 また、未指定の178か所についても、適宜、防止区域指定を行い、対策を実施する。 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合で、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、県が緊急調査を行う。(略)																								
森林管理局関係		(略)																								
県農林水産部関係	農村振興局所管	現在施工中の4か所については R.5概成予定である。また 、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。																								
	林野庁所管	現在施工中の 5か所 については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の172か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。																								
県建設部関係		現在施工中の 3か所 については早期概成に努めるとともに、未成13か所の早期着工を図る。 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合で、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法に基づき、県が緊急調査を行う。(略)																								
63	103	<p>第3 急傾斜地</p> <p>1 <u>危険箇所の概況</u> 急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度が30度以上、かつ、高さ5m以上の急傾斜地を対象とし、被害想定区域内の人家戸数等の以下要件により急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）及び（Ⅱ）に分類している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）</u></td> <td>被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場合を含む。）ある箇所</td> </tr> <tr> <td><u>急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）</u></td> <td>被害想定区域内に人家1～4戸、以下、急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）の考え方と同様</td> </tr> </table>	<u>急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）</u>	被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場合を含む。）ある箇所	<u>急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）</u>	被害想定区域内に人家1～4戸、以下、急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）の考え方と同様	<p>第3 急傾斜地</p> <p>1 <u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の概況</u> <u>以下の条件等に該当する、土砂災害のおそれのある区域を指定している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域 <p style="text-align: right;">(R5.3.31時点)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td><u>土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）</u></td> <td style="text-align: right;">3,189箇所</td> </tr> <tr> <td><u>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）</u></td> <td style="text-align: right;">3,115箇所</td> </tr> </table>	<u>土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）</u>	3,189箇所	<u>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）</u>	3,115箇所	使用名称の変更に伴う修正														
<u>急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）</u>	被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場合を含む。）ある箇所																									
<u>急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）</u>	被害想定区域内に人家1～4戸、以下、急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）の考え方と同様																									
<u>土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）</u>	3,189箇所																									
<u>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）</u>	3,115箇所																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																						
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																							
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																							
64	104	<p>第4 土石流</p> <p>1 危険箇所の概況</p> <p>土石流危険渓流は、溪床勾配が2度以上の渓流を対象とし、保全人家戸数等の以下要件により土石流危険渓流（Ⅰ）及び（Ⅱ）に分類している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">土石流危険渓流（Ⅰ）</td> <td style="padding: 5px;">保全人家5戸以上、又は保全人家が5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">土石流危険渓流（Ⅱ）</td> <td style="padding: 5px;">保全人家戸数が1戸以上5戸未満の場所に流入する渓流</td> </tr> </table>	土石流危険渓流（Ⅰ）	保全人家5戸以上、又は保全人家が5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流	土石流危険渓流（Ⅱ）	保全人家戸数が1戸以上5戸未満の場所に流入する渓流	<p>第4 土石流</p> <p>1 土砂災害警戒区域等（土石流）の概況</p> <p style="color: red;">以下の条件等に該当する、土砂災害のおそれのある区域を指定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域 <p style="text-align: right; color: red;">（R5.3.31時点）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">土砂災害警戒区域（土石流）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">4,128箇所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">土砂災害特別警戒区域（土石流）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,076箇所</td> </tr> </table>	土砂災害警戒区域（土石流）	4,128箇所	土砂災害特別警戒区域（土石流）	3,076箇所	使用名称の変更に伴う修正																																														
土石流危険渓流（Ⅰ）	保全人家5戸以上、又は保全人家が5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流																																																									
土石流危険渓流（Ⅱ）	保全人家戸数が1戸以上5戸未満の場所に流入する渓流																																																									
土砂災害警戒区域（土石流）	4,128箇所																																																									
土砂災害特別警戒区域（土石流）	3,076箇所																																																									
65	104	<p>第5 山地</p> <p>1 山地の概況 （略）</p> <p>【山地災害危険地区の現状】</p> <p style="text-align: right; color: blue;">（令和4年3月現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">危険地区数</th> <th colspan="3">着 工 地 区 数</th> <th rowspan="2">未着工地区数</th> </tr> <tr> <th>概成地区</th> <th>未成地区</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 有 林※</td> <td style="text-align: center;">346</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">184</td> <td style="text-align: center;">246</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>民 有 林</td> <td style="text-align: center; color: blue;">7,594</td> <td style="text-align: center; color: blue;">1,930</td> <td style="text-align: center; color: blue;">147</td> <td style="text-align: center; color: blue;">2,077</td> <td style="text-align: center; color: blue;">5,517</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center; color: blue;">7,940</td> <td style="text-align: center; color: blue;">1,992</td> <td style="text-align: center; color: blue;">331</td> <td style="text-align: center; color: blue;">2,323</td> <td style="text-align: center; color: blue;">5,617</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数	概成地区	未成地区	小計	国 有 林※	346	62	184	246	100	民 有 林	7,594	1,930	147	2,077	5,517	計	7,940	1,992	331	2,323	5,617	<p>第5 山地</p> <p>1 山地の概況 （略）</p> <p>【山地災害危険地区の現状】</p> <p style="text-align: right; color: red;">（令和5年3月現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">危険地区数</th> <th colspan="3">着 工 地 区 数</th> <th rowspan="2">未着工地区数</th> </tr> <tr> <th>概成地区</th> <th>未成地区</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 有 林※</td> <td style="text-align: center;">346</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">184</td> <td style="text-align: center;">246</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>民 有 林</td> <td style="text-align: center; color: red;">7,603</td> <td style="text-align: center; color: red;">1,958</td> <td style="text-align: center; color: red;">144</td> <td style="text-align: center; color: red;">2,102</td> <td style="text-align: center; color: red;">5,501</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center; color: red;">7,949</td> <td style="text-align: center; color: red;">2,020</td> <td style="text-align: center; color: red;">328</td> <td style="text-align: center; color: red;">2,348</td> <td style="text-align: center; color: red;">5,601</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数	概成地区	未成地区	小計	国 有 林※	346	62	184	246	100	民 有 林	7,603	1,958	144	2,102	5,501	計	7,949	2,020	328	2,348	5,601	時点修正
区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数																																																					
		概成地区	未成地区	小計																																																						
国 有 林※	346	62	184	246	100																																																					
民 有 林	7,594	1,930	147	2,077	5,517																																																					
計	7,940	1,992	331	2,323	5,617																																																					
区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数																																																					
		概成地区	未成地区	小計																																																						
国 有 林※	346	62	184	246	100																																																					
民 有 林	7,603	1,958	144	2,102	5,501																																																					
計	7,949	2,020	328	2,348	5,601																																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由								
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策									
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画									
66	105	<p>第6 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方</p> <p>(1) 情報の発表は、大雨警報発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が高まったと予測される場合とする。</p> <p>(2) 情報の伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から地域防災計画等で定めた伝達経路により行うものとする。</p> <p>なお、指定行政機関及び指定公共機関等への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。</p> <p>(3)～(7)（略）</p>	<p>第6 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要がありとされる警戒レベル4に相当。</p> <p>1 土砂災害警戒情報の基本的な考え方</p> <p>(1) 情報の発表は、大雨警報（土砂災害）発表後における降雨及び降雨予測を分析・解析し、これらの結果から土砂災害の発生危険性が高まったと予測される場合とする。</p> <p>(2) 情報の伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から地域防災計画等で定めた伝達経路により行うものとする。</p> <p>なお、指定行政機関及び指定公共機関等への情報伝達に関しては警報の伝達に準ずる。</p> <p>(3)～(7)（略）</p>	文言の適正化								
67	106	<p>6 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">発表基準</td> <td>大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解除基準</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	発表基準	大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。	解除基準	（略）	<p>6 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">発表基準</td> <td>大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解除基準</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	発表基準	大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。	解除基準	（略）	文言の適正化
発表基準	大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。											
解除基準	（略）											
発表基準	大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。 なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。											
解除基準	（略）											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																					
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																					
68	107	<p>8 市町村の取組等に関する事項 (1)～(2) (略) (3) 情報伝達体制及び避難計画の整備 市町村は、土砂災害危険箇所及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。 (略) (4) (略)</p>	<p>8 市町村の取組等に関する事項 (1)～(2) (略) (3) 情報伝達体制及び避難計画の整備 市町村は、土砂災害警戒区域等及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。 (略) (4) (略)</p>	使用名称の変更に伴う修正																																				
69	109	<p>第11 盛土による災害防止に向けた対応 県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、助言や支援を行うものとする。</p>	<p>第11 盛土による災害防止に向けた対応 県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、助言や支援を行うものとする。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映																																				
70	111	<p>第15節 公共施設災害予防計画 第3 水道 1 施設の概況 水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのにに対し、管路は災害に対して脆弱である。水道事業等は304箇所で給水人口は約87万人である</p> <p style="text-align: center;">【水道事業等の現状】</p> <p style="text-align: right;">(令和3年3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上水道</th> <th>簡易水道</th> <th>専用水道</th> <th>小規模水道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">88</td> <td style="text-align: center;">89</td> <td style="text-align: center;">304</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td style="text-align: center;">795,608</td> <td style="text-align: center;">66,126</td> <td style="text-align: center;">3,251</td> <td style="text-align: center;">3,770</td> <td style="text-align: center;">868,755</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合計	箇所数	22	105	88	89	304	給水人口	795,608	66,126	3,251	3,770	868,755	<p>第15節 公共施設災害予防計画 第3 水道 1 施設の概況 水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのにに対し、管路は災害に対して脆弱である。水道事業等は300箇所で給水人口は約86万人である</p> <p style="text-align: center;">【水道事業等の現状】</p> <p style="text-align: right;">(令和4年3月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上水道</th> <th>簡易水道</th> <th>専用水道</th> <th>小規模水道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">104</td> <td style="text-align: center;">87</td> <td style="text-align: center;">87</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td style="text-align: center;">794,253</td> <td style="text-align: center;">62,169</td> <td style="text-align: center;">3,037</td> <td style="text-align: center;">3,524</td> <td style="text-align: center;">862,983</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合計	箇所数	22	104	87	87	300	給水人口	794,253	62,169	3,037	3,524	862,983	時点修正
区分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合計																																			
箇所数	22	105	88	89	304																																			
給水人口	795,608	66,126	3,251	3,770	868,755																																			
区分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合計																																			
箇所数	22	104	87	87	300																																			
給水人口	794,253	62,169	3,037	3,524	862,983																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																	
71	112	<p>第5 電力</p> <p>1 現況</p> <p>県内の最大発電設備容量は、3,737,905kW（うち東北電力(株)分は2,626,962kW）である。これらの施設から電力の安定供給を図るため、台風、洪水、雷害、塩害等の自然災害から防護するための施設の改善、併せて気象情報に基づく非常体制や災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。</p>	<p>第5 電力</p> <p>1 現況</p> <p>県内の最大発電設備容量は、3,886,831kW（うち東北電力(株)分は2,626,962kW）である。これらの施設から電力の安定供給を図るため、台風、洪水、雷害、塩害等の自然災害から防護するための施設の改善、併せて気象情報に基づく非常体制や災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。</p>	時点修正																																																																																
72	112	<p>2 発電所の現状</p> <p style="text-align: right; color: blue;">(令和3年12月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県</th> <th>東北電力(株)</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>26</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>火力発電所</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地熱発電所</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>68</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>148</td> <td>189</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	県	東北電力(株)	その他	計	水力発電所	17	20	26	63	火力発電所	-	2	-	2	地熱発電所	-	2	3	5	風力発電所	-	-	68	68	太陽光発電所	-	-	44	44	バイオマス発電所	-	-	7	7	計	17	24	148	189	<p>2 発電所の現状</p> <p style="text-align: right; color: red;">(令和5年3月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県</th> <th>東北電力(株)</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>火力発電所</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地熱発電所</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>71</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>150</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	県	東北電力(株)	その他	計	水力発電所	17	20	25	62	火力発電所	-	2	-	2	地熱発電所	-	2	3	5	風力発電所	-	-	71	71	太陽光発電所	-	-	44	44	バイオマス発電所	-	-	7	7	計	17	24	150	191	時点修正
区分	県	東北電力(株)	その他	計																																																																																
水力発電所	17	20	26	63																																																																																
火力発電所	-	2	-	2																																																																																
地熱発電所	-	2	3	5																																																																																
風力発電所	-	-	68	68																																																																																
太陽光発電所	-	-	44	44																																																																																
バイオマス発電所	-	-	7	7																																																																																
計	17	24	148	189																																																																																
区分	県	東北電力(株)	その他	計																																																																																
水力発電所	17	20	25	62																																																																																
火力発電所	-	2	-	2																																																																																
地熱発電所	-	2	3	5																																																																																
風力発電所	-	-	71	71																																																																																
太陽光発電所	-	-	44	44																																																																																
バイオマス発電所	-	-	7	7																																																																																
計	17	24	150	191																																																																																
73	114	<p>第9 社会公共施設等</p> <p>2 医療施設</p> <p>(1) 概況</p> <p>県内の医療施設のうち、病院は65施設（令和3年11月1日現在）あり、全病院の病床数の合計は14,107床である。</p>	<p>第9 社会公共施設等</p> <p>2 医療施設</p> <p>(1) 概況</p> <p>県内の医療施設のうち、病院は64施設（令和5年4月1日現在）あり、全病院の病床数の合計は13,916床である。</p>	時点修正																																																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
74	115	<p>第10 その他</p> <p>県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。</p>	<p>第10 防災関係機関相互の連携</p> <p>(1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。</p>	防災基本計画の反映
75	117	<p>第16節 風害予防計画</p> <p>第3 対策等</p> <p>2 各機関における対策</p> <p>(1) 強風から森林を防護するため、スギ人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第16節 風害予防計画</p> <p>第3 対策等</p> <p>2 各機関における対策</p> <p>(1) 強風から森林を防護するため、スギ人工林においては適正な間伐の実施及び針広混交林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行う。</p> <p>(略)</p>	語句の適正化等
76	120	<p>第17節 雪害予防計画</p> <p>第6 民生対策</p> <p>4 住民への情報提供</p> <p>(1) 降雪前の広報活動 (略)</p> <p>(2) 降雪期における対応</p> <p>ア～キ (略)</p>	<p>第17節 雪害予防計画</p> <p>第6 民生対策</p> <p>4 住民への情報提供</p> <p>(1) 降雪前の広報活動 (略)</p> <p>(2) 降雪期における対応</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 集中的な大雪が予測される場合における不要不急の道路利用の自粛</p>	重複記載の整理

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																					
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																					
77	121	<p>4 住民への情報提供 (1) 降雪前の広報活動 ア～エ (略)</p> <p><u>オ 集中的な大雪が予測される場合の備え</u> 県民は、集中的な大雪が予測される場合は、一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。また、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食物及び毛布等を備えておく必要がある。</p> <p>県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。</p>	<p>4 住民への情報提供 (1) 降雪前の広報活動 ア～エ (略)</p> <p><u>オ 運転時の必要な準備に係る周知</u> 県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備（スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食物及び毛布等を備えておくよう心がけること等）について、車両の運転者への周知に努める。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映、重複記載の整理																				
78	122	<p>第7 農林漁業対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="width: 50%;">(略)</td><td style="width: 50%;">(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>林業関係対策</td><td>平時において、適切な間伐を実施し、雪による枝倒れの軽減を図る。</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	林業関係対策	平時において、適切な間伐を実施し、雪による枝倒れの軽減を図る。	<p>第7 農林漁業対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="width: 50%;">(略)</td><td style="width: 50%;">(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>林業関係対策</td><td>平時において、適切な間伐を実施し、雪による倒木の軽減を図る。</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	林業関係対策	平時において、適切な間伐を実施し、雪による倒木の軽減を図る。	語句の適正化
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
林業関係対策	平時において、適切な間伐を実施し、雪による枝倒れの軽減を図る。																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
林業関係対策	平時において、適切な間伐を実施し、雪による倒木の軽減を図る。																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
79	124	<p>第9 豪雪地帯対策基本計画の推進</p> <p>2 計画の概要</p> <p>次の5つの基本的方向に基づき、施策を実施する。</p> <p>(1) 交通及び通信の確保</p> <p>歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努め、雪害の防除や冬期の除雪作業を考慮した道路整備を行うとともに、防雪施設等の維持保全を図るほか、道路状況に関する情報提供システムの充実や冬期交通安全対策を強化し、安全で快適な道路交通の確保に努める。</p> <p>(2) 農林水産業、<u>商工業その他の産業の振興等</u></p> <p>本県の積雪特性を踏まえ、森林の多面的機能が十分発揮されるよう、<u>計画的に間伐等の森林整備を促進するほか、産学官が一体となり、除排雪への対応も担う</u>建設産業人材の確保・育成を推進する。</p> <p>(3) 生活環境施設の総合的な整備</p> <p>建物の配置や構造検討に当たって地域の降雪量等に十分配慮する等の安全な教育環境の形成や、医療・介護・福祉の連携によるサポート体制の強化を図るほか、<u>地域コミュニティ機能の向上を促し、地域支え合い体制を強化するとともに、多様な主体と連携を図ることにより</u>、除排雪体制の維持・向上に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) その他の雪対策向上施策の推進</p> <p>県民に対し、<u>気象情報</u>や、除排雪・防災に関わる研究データ、作業の労力削減や安全確保等に資する用具などの情報を提供する。</p>	<p>第9 豪雪地帯対策基本計画の推進</p> <p>2 計画の概要</p> <p>次の5つの基本的方向に基づき、施策を実施する。</p> <p>(1) 交通及び通信の確保</p> <p>歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努め、雪害の防除や冬期の除雪作業を考慮した道路整備を行うとともに、防雪施設等の維持保全を図るほか、道路状況に関する情報提供システムの充実や冬期交通安全対策を強化し、安全で快適な道路交通の確保に努める。</p> <p><u>豪雪時には、交通への影響を最小限とするため、情報の共有、代替輸送の調整など、交通事業者や道路管理者等の関係機関との連携を図る。</u></p> <p>(2) 農林水産業・<u>商工業その他産業の振興等</u></p> <p>本県の積雪特性を踏まえ、森林の多面的機能が十分発揮されるよう、<u>多様で健全な森林の維持を図るほか、除雪等の地域社会を支える建設産業の持続的な発展に向け</u>、建設産業の人材の確保・育成を推進する。</p> <p>(3) 生活環境施設の総合的な整備</p> <p>建物の配置や構造検討に当たって地域の降雪量等に十分配慮する等の安全な教育環境の形成や、医療・介護・福祉の連携によるサポート体制の強化を図るほか、<u>住民同士による自主的な除排雪活動の促進</u>や多様な主体の<u>参画・連携</u>を図ることにより、<u>地域支え合い体制を一層強化し</u>、除排雪体制の維持・向上に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) その他の雪対策向上施策の推進</p> <p>県民に対し、<u>気候変動の影響</u>や、除排雪・防災に関わる研究データ、作業の労力削減や安全確保等に資する用具などの情報を提供する。</p>	秋田県豪雪地帯対策基本計画(R5.10)の反映
80	124	<p>3 計画の期間</p> <p>計画の期間は、<u>平成30年度から令和4年度</u>までの5年間である。</p> <p><u>(次期計画は、令和5年10月に策定予定)</u></p>	<p>3 計画の期間</p> <p>計画の期間は、<u>令和5年度から令和9年度</u>までの5年間である。</p>	秋田県豪雪地帯対策基本計画(R5.10)の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																										
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																											
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																											
81	124	<p>第10 その他</p> <p>県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、除排雪時の安全対策や除雪作業の省力化のため、克雪に係る技術の普及促進を図るものとする。</p>	<p>第10 その他</p> <p>県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、<u>道路や屋根雪等の除排雪時の事故防止や安全対策のほか</u>、除雪作業の省力化のため、克雪に<u>関する</u>技術の普及促進を図るものとする。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映																																																																										
82	129	<p>第19節 危険物等大量流出災害予防計画</p> <p>第2 設備、資機材の整備等</p> <p>1 現況</p> <p><u>令和3年</u>中における秋田港及び船川港の専用ドルフィンへの、タンカー入港隻数は<u>568隻</u>である。</p> <p>また、原油・揮発油・重油・LPG・化学薬品等の危険物の取扱量は<u>192万kl</u>であり、その内訳は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 港名</th> <th colspan="5">専用ドルフィン（D/W）</th> <th rowspan="2">タンカー 入港隻数</th> <th rowspan="2">危険物 取扱量 (kl)</th> </tr> <tr> <th>10,001～</th> <th>5,001～ 10,000</th> <th>3,001～ 5,000</th> <th>2,001～ 3,000</th> <th>～2,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田港</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td><u>528</u></td> <td><u>1,623,636</u></td> </tr> <tr> <td>船川港</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>40</u></td> <td><u>292,429</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td><u>568</u></td> <td><u>1,916,065</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分 港名	専用ドルフィン（D/W）					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 (kl)	10,001～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000	秋田港	2	4	1	4	1	<u>528</u>	<u>1,623,636</u>	船川港	1	1				<u>40</u>	<u>292,429</u>	計	3	5	1	4	1	<u>568</u>	<u>1,916,065</u>	<p>第19節 危険物等大量流出災害予防計画</p> <p>第2 設備、資機材の整備等</p> <p>1 現況</p> <p><u>令和5年</u>中における秋田港及び船川港の専用ドルフィンへの、タンカー入港隻数は<u>758隻</u>である。</p> <p>また、原油・揮発油・重油・LPG・化学薬品等の危険物の取扱量は<u>233万kl</u>であり、その内訳は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 港名</th> <th colspan="5">専用ドルフィン（D/W）</th> <th rowspan="2">タンカー 入港隻数</th> <th rowspan="2">危険物 取扱量 (kl)</th> </tr> <tr> <th>10,001～</th> <th>5,001～ 10,000</th> <th>3,001～ 5,000</th> <th>2,001～ 3,000</th> <th>～2,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田港</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td><u>719</u></td> <td><u>1,981,891</u></td> </tr> <tr> <td>船川港</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>39</u></td> <td><u>347,113</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td><u>758</u></td> <td><u>2,329,004</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分 港名	専用ドルフィン（D/W）					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 (kl)	10,001～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000	秋田港	2	4	1	4	1	<u>719</u>	<u>1,981,891</u>	船川港	1	1				<u>39</u>	<u>347,113</u>	計	3	5	1	4	1	<u>758</u>	<u>2,329,004</u>	時点修正
区分 港名	専用ドルフィン（D/W）					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 (kl)																																																																							
	10,001～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000																																																																									
秋田港	2	4	1	4	1	<u>528</u>	<u>1,623,636</u>																																																																							
船川港	1	1				<u>40</u>	<u>292,429</u>																																																																							
計	3	5	1	4	1	<u>568</u>	<u>1,916,065</u>																																																																							
区分 港名	専用ドルフィン（D/W）					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 (kl)																																																																							
	10,001～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000																																																																									
秋田港	2	4	1	4	1	<u>719</u>	<u>1,981,891</u>																																																																							
船川港	1	1				<u>39</u>	<u>347,113</u>																																																																							
計	3	5	1	4	1	<u>758</u>	<u>2,329,004</u>																																																																							
83	131	<p>第20節 文化財災害予防計画</p> <p>第2 文化財の指定状況</p> <p>県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は<u>542件</u>で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。(略)</p>	<p>第20節 文化財災害予防計画</p> <p>第2 文化財の指定状況</p> <p>県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は<u>546件</u>で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。(略)</p>	時点修正																																																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																										
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																																																											
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																																																																																																																											
		【文化財指定等の状況】	【文化財指定等の状況】																																																																																																																																																																																											
84	131	(令和4年4月現在)	(令和5年3月現在)	時点修正																																																																																																																																																																																										
		(略)	(略)																																																																																																																																																																																											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>国 指 定</th> <th>県指定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">有形文化財</td> <td>建 造 物</td> <td>重文 27</td> <td>25</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>絵 画</td> <td>重文 4</td> <td>31</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>彫 刻</td> <td>重文 1</td> <td>54</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工芸品</td> <td>国 宝</td> <td>1</td> <td rowspan="2">65</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>重 要</td> <td>重文 1</td> </tr> <tr> <td>書籍・典籍</td> <td>重文 1</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>重文 3</td> <td>58</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>重文 1</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無 形 文 化 財</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民 俗</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>重有民 6</td> <td>14</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>重無民 17</td> <td>47</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">記 念 物</td> <td rowspan="2">史 跡</td> <td>特別史跡</td> <td>1</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">53</td> </tr> <tr> <td>史 跡</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>名 勝</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別名勝及び天然記念物</td> <td>1</td> <td>0</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名勝及び天然記念物</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天然記念物</td> <td>特別天然記念物</td> <td>2</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">重要伝統的建造物群保存地区</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>110</td> <td>432</td> <td>542</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		国 指 定	県指定	計	有形文化財	建 造 物	重文 27	25	52	絵 画	重文 4	31	35	彫 刻	重文 1	54	55	工芸品	国 宝	1	65	67	重 要	重文 1	書籍・典籍	重文 1	18	19	古文書	0	15	15	考古資料	重文 3	58	61	歴史資料	重文 1	22	23	無 形 文 化 財		0	0	0	民 俗	有形民俗文化財	重有民 6	14	20	無形民俗文化財	重無民 17	47	64	記 念 物	史 跡	特別史跡	1	40	53	史 跡	12	名 勝	5	1	6	特別名勝及び天然記念物		1	0	3	名勝及び天然記念物		0	2	天然記念物	特別天然記念物	2	40	67	天然記念物	25	重要伝統的建造物群保存地区		2	0	2	合 計		110	432	542	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>国 指 定</th> <th>県指定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">有形文化財</td> <td>建 造 物</td> <td>重文 28</td> <td>25</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>絵 画</td> <td>重文 4</td> <td>31</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>彫 刻</td> <td>重文 1</td> <td>54</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工芸品</td> <td>国 宝</td> <td>1</td> <td rowspan="2">65</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>重 要</td> <td>重文 1</td> </tr> <tr> <td>書籍・典籍</td> <td>重文 1</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>重文 3</td> <td>59</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>重文 1</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無 形 文 化 財</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民 俗</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>重有民 6</td> <td>14</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>重無民 17</td> <td>48</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">記 念 物</td> <td rowspan="2">史 跡</td> <td>特別史跡</td> <td>1</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">53</td> </tr> <tr> <td>史 跡</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>名 勝</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別名勝及び天然記念物</td> <td>1</td> <td>0</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">名勝及び天然記念物</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天然記念物</td> <td>特別天然記念物</td> <td>2</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">重要伝統的建造物群保存地区</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>111</td> <td>435</td> <td>546</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		国 指 定	県指定	計	有形文化財	建 造 物	重文 28	25	53	絵 画	重文 4	31	35	彫 刻	重文 1	54	55	工芸品	国 宝	1	65	67	重 要	重文 1	書籍・典籍	重文 1	18	19	古文書	0	15	15	考古資料	重文 3	59	62	歴史資料	重文 1	22	23	無 形 文 化 財		0	1	1	民 俗	有形民俗文化財	重有民 6	14	20	無形民俗文化財	重無民 17	48	65	記 念 物	史 跡	特別史跡	1	40	53	史 跡	12	名 勝	5	1	6	特別名勝及び天然記念物		1	0	3	名勝及び天然記念物		0	2	天然記念物	特別天然記念物	2	40	67	天然記念物	25	重要伝統的建造物群保存地区		2	0	2	合 計		111	435	546	
種 別		国 指 定	県指定	計																																																																																																																																																																																										
有形文化財	建 造 物	重文 27	25	52																																																																																																																																																																																										
	絵 画	重文 4	31	35																																																																																																																																																																																										
	彫 刻	重文 1	54	55																																																																																																																																																																																										
	工芸品	国 宝	1	65	67																																																																																																																																																																																									
		重 要	重文 1																																																																																																																																																																																											
	書籍・典籍	重文 1	18	19																																																																																																																																																																																										
	古文書	0	15	15																																																																																																																																																																																										
	考古資料	重文 3	58	61																																																																																																																																																																																										
	歴史資料	重文 1	22	23																																																																																																																																																																																										
無 形 文 化 財		0	0	0																																																																																																																																																																																										
民 俗	有形民俗文化財	重有民 6	14	20																																																																																																																																																																																										
	無形民俗文化財	重無民 17	47	64																																																																																																																																																																																										
記 念 物	史 跡	特別史跡	1	40	53																																																																																																																																																																																									
		史 跡	12																																																																																																																																																																																											
	名 勝	5	1	6																																																																																																																																																																																										
	特別名勝及び天然記念物		1	0	3																																																																																																																																																																																									
	名勝及び天然記念物		0	2																																																																																																																																																																																										
	天然記念物	特別天然記念物	2	40	67																																																																																																																																																																																									
		天然記念物	25																																																																																																																																																																																											
重要伝統的建造物群保存地区		2	0	2																																																																																																																																																																																										
合 計		110	432	542																																																																																																																																																																																										
種 別		国 指 定	県指定	計																																																																																																																																																																																										
有形文化財	建 造 物	重文 28	25	53																																																																																																																																																																																										
	絵 画	重文 4	31	35																																																																																																																																																																																										
	彫 刻	重文 1	54	55																																																																																																																																																																																										
	工芸品	国 宝	1	65	67																																																																																																																																																																																									
		重 要	重文 1																																																																																																																																																																																											
	書籍・典籍	重文 1	18	19																																																																																																																																																																																										
	古文書	0	15	15																																																																																																																																																																																										
	考古資料	重文 3	59	62																																																																																																																																																																																										
	歴史資料	重文 1	22	23																																																																																																																																																																																										
無 形 文 化 財		0	1	1																																																																																																																																																																																										
民 俗	有形民俗文化財	重有民 6	14	20																																																																																																																																																																																										
	無形民俗文化財	重無民 17	48	65																																																																																																																																																																																										
記 念 物	史 跡	特別史跡	1	40	53																																																																																																																																																																																									
		史 跡	12																																																																																																																																																																																											
	名 勝	5	1	6																																																																																																																																																																																										
	特別名勝及び天然記念物		1	0	3																																																																																																																																																																																									
	名勝及び天然記念物		0	2																																																																																																																																																																																										
	天然記念物	特別天然記念物	2	40	67																																																																																																																																																																																									
		天然記念物	25																																																																																																																																																																																											
重要伝統的建造物群保存地区		2	0	2																																																																																																																																																																																										
合 計		111	435	546																																																																																																																																																																																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>国登録</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録有形文化財（建造物）</td> <td>206件 (92か所)</td> <td>206件 (92か所)</td> </tr> <tr> <td>登録記念物（動物）</td> <td>1件（2か所）</td> <td>1件（2か所）</td> </tr> <tr> <td>登録有形民俗文化財</td> <td>1件（1か所）</td> <td>1件（1か所）</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	国登録	計	登録有形文化財（建造物）	206件 (92か所)	206件 (92か所)	登録記念物（動物）	1件（2か所）	1件（2か所）	登録有形民俗文化財	1件（ 1か所 ）	1件（ 1か所 ）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>国登録</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録有形文化財（建造物）</td> <td>210件</td> <td>206件</td> </tr> <tr> <td>登録記念物（動物）</td> <td>1件（2か所）</td> <td>1件（2か所）</td> </tr> <tr> <td>登録有形民俗文化財</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	国登録	計	登録有形文化財（建造物）	210件	206件	登録記念物（動物）	1件（2か所）	1件（2か所）	登録有形民俗文化財	1件	1件																																																																																																																																																																			
種 別	国登録	計																																																																																																																																																																																												
登録有形文化財（建造物）	206件 (92か所)	206件 (92か所)																																																																																																																																																																																												
登録記念物（動物）	1件（2か所）	1件（2か所）																																																																																																																																																																																												
登録有形民俗文化財	1件（ 1か所 ）	1件（ 1か所 ）																																																																																																																																																																																												
種 別	国登録	計																																																																																																																																																																																												
登録有形文化財（建造物）	210件	206件																																																																																																																																																																																												
登録記念物（動物）	1件（2か所）	1件（2か所）																																																																																																																																																																																												
登録有形民俗文化財	1件	1件																																																																																																																																																																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
85	134	<p>第21節 特殊災害予防計画</p> <p>第1 航空機災害 (略)</p> <p>1 情報の収集・公表</p> <p>(1) 秋田地方気象台及び<u>仙台航空測候所</u>は、航空機の安全確保にかかわる気象、地象、水象の現象を正確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等を適時・的確に発表する。</p> <p>また、局地的な気象変化を監視する航空気象観測施設の整備、並びに航空気象予報・警報の精度向上に努め、航空交通安全のための気象情報の充実を図るものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第21節 特殊災害予防計画</p> <p>第1 航空機災害 (略)</p> <p>1 情報の収集・公表</p> <p>(1) 秋田地方気象台及び<u>東京航空地方気象台</u>は、航空機の安全確保にかかわる気象、地象、水象の現象を正確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等を適時・的確に発表する。</p> <p>また、局地的な気象変化を監視する航空気象観測施設の整備、並びに航空気象予報・警報の精度向上に努め、航空交通安全のための気象情報の充実を図るものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	語句の適正化
86	138	<p>第5 危険物等積載運搬車両</p> <p>2 対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と危険物撤去・移送又は中和作業分担を協議するとともに、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故に対する課題の整理と発生時の対応に備える。</u></p> <p>(5) 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。</p>	<p>第5 危険物等積載運搬車両</p> <p>2 対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。</u></p>	所要の修正
87	140	<p>第22節 廃棄物処理計画</p> <p>第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p>1 市町村の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次の事項等を含む市町村災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。</p> <p>① 緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画</p> <p>② 災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置計画</p> <p>③ 有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>第22節 廃棄物処理計画</p> <p>第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p>1 市町村の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次の事項等を含む市町村災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。</p> <p>① 緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画</p> <p>② 災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置計画</p> <p>③ 有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画</p> <p><u>④ 周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策					
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画					
88	142	第23節 医療救護計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">実施機関</td> <td>(一社)秋田県医師会、(一社)秋田県歯科医師会、(公社)秋田県看護協会、(一社)秋田県薬剤師会、日本赤十字社秋田県支部、医療機関、県健康福祉部、県警察本部、市町村、消防機関</td> </tr> </table>	実施機関	(一社)秋田県医師会、(一社)秋田県歯科医師会、(公社)秋田県看護協会、(一社)秋田県薬剤師会、日本赤十字社秋田県支部、医療機関、県健康福祉部、県警察本部、市町村、消防機関	第23節 医療救護計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">実施機関</td> <td>(一社)秋田県医師会、(一社)秋田県歯科医師会、(公社)秋田県看護協会、(一社)秋田県薬剤師会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県社会福祉協議会、医療機関、県健康福祉部、県警察本部、市町村、消防機関</td> </tr> </table>	実施機関	(一社)秋田県医師会、(一社)秋田県歯科医師会、(公社)秋田県看護協会、(一社)秋田県薬剤師会、日本赤十字社秋田県支部、 秋田県社会福祉協議会 、医療機関、県健康福祉部、県警察本部、市町村、消防機関	所要の修正
実施機関	(一社)秋田県医師会、(一社)秋田県歯科医師会、(公社)秋田県看護協会、(一社)秋田県薬剤師会、日本赤十字社秋田県支部、医療機関、県健康福祉部、県警察本部、市町村、消防機関							
実施機関	(一社)秋田県医師会、(一社)秋田県歯科医師会、(公社)秋田県看護協会、(一社)秋田県薬剤師会、日本赤十字社秋田県支部、 秋田県社会福祉協議会 、医療機関、県健康福祉部、県警察本部、市町村、消防機関							
89	142	第2 災害時の医療提供体制の整備 1 県の役割 相当規模の災害等が発生し、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置される場合及び秋田県健康福祉部長が必要と認める場合、秋田県保健医療調整本部（以下「県保健医療調整本部」という。）を設置し、被災地域での迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。 (略) (2) 県保健医療調整本部の整備 災害対策に係る保健医療活動の総合調整として、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等を行う体制を整備する。 (略)	第2 災害時の医療提供体制の整備 1 県の役割 相当規模の災害等が発生し、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置される場合及び秋田県健康福祉部長が必要と認める場合、秋田県保健医療 福祉 調整本部（以下「県保健医療 福祉 調整本部」という。）を設置し、被災地域での迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。 (略) (2) 県保健医療 福祉 調整本部の整備 災害対策に係る保健医療 福祉 活動の総合調整として、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療 福祉 活動に関する情報の連携、整理、分析等を行う体制を整備する。 (略)	防災基本計画（R5.5修正）の反映				
90	143	2 市町村の役割 (略) (1) 県保健医療調整本部への要請 災害の種類や規模に応じ、当該市町村で対応が困難な場合は、県保健医療調整本部に対し、必要な医療支援を求めるものとする。 (略)	2 市町村の役割 (略) (1) 県保健医療 福祉 調整本部への要請 災害の種類や規模に応じ、当該市町村で対応が困難な場合は、県保健医療 福祉 調整本部に対し、必要な医療支援を求めるものとする。 (略)	防災基本計画（R5.5修正）の反映				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
91	143	<p>第3 災害時の医療提供体制</p> <p>1 県保健医療調整本部の設置</p> <p>(1) 県保健医療調整本部</p> <p>県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については秋田県健康福祉部長を本部長とする県保健医療調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、傷病者の搬送・受入、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。</p> <p>(2) 災害医療コーディネートチーム</p> <p>① 県保健医療調整本部長の指揮下に災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。</p> <p>② コーディネーターを補佐し、小児・周産期医療に関する調整等を行うため、県保健医療調整本部に災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）を配置する。</p> <p>③ コーディネーター及びリエゾンを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、県保健医療調整本部に災害医療連絡調整員（以下「連絡調整員」という。）を配置する。</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>⑥ コーディネーター等は、大規模災害発生時等において、<u>県保健医療調整本部長の指揮下で</u>、災害医療コーディネートチームとして災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行う。</p> <p>⑦（略）</p>	<p>第3 災害時の医療提供体制</p> <p>1 県保健医療<u>福祉</u>調整本部の設置</p> <p>(1) 県保健医療<u>福祉</u>調整本部</p> <p>県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については秋田県健康福祉部長を本部長とする県保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、傷病者の搬送・受入、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。</p> <p>(2) 災害医療コーディネートチーム</p> <p>① 県保健医療<u>福祉</u>調整本部長の指揮下に災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。</p> <p>② コーディネーターと<u>連絡を図り</u>、小児・周産期医療に関する調整等を行うため、県保健医療<u>福祉</u>調整本部に災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）を配置する。</p> <p>③ コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、県保健医療<u>福祉</u>調整本部に災害医療連絡調整員（以下「連絡調整員」という。）を配置する。</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>⑥ コーディネーター等は、大規模災害発生時等において、災害医療コーディネートチームとして災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行う。</p> <p>⑦（略）</p>	<p>防災基本計画（R5.5修正）の反映</p>
92	144	<p>2 地域保健医療調整本部の設置</p> <p>(1) 地域保健医療調整本部</p> <p>県は、<u>被災二次医療圏ごとに</u>地域振興局福祉環境部長を本部長とする地域保健医療調整本部を設置し、市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。</p> <p>(2) 地域災害医療コーディネートチーム</p> <p>① 地域保健医療調整本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）を配置する。</p> <p>② 地域コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、地域保健医療調整本部に地域災害医療連絡調整員（以下「地域連絡調整員」という。）を配置する。</p> <p>③～④</p>	<p>2 地域保健医療<u>福祉</u>調整本部の設置</p> <p>(1) 地域保健医療<u>福祉</u>調整本部</p> <p>県は、地域振興局福祉環境部長を本部長とする地域保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置し、市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。</p> <p>(2) 地域災害医療コーディネートチーム</p> <p>① 地域保健医療<u>福祉</u>調整本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う地域災害医療コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）を配置する。</p> <p>② 地域コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、地域保健医療<u>福祉</u>調整本部に地域災害医療連絡調整員（以下「地域連絡調整員」という。）を配置する。</p> <p>③～④</p>	<p>防災基本計画（R5.5修正）の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
93	145	<p>4 保健医療活動チーム</p> <p>(1) 災害派遣医療チーム (DMAT)</p> <p>① (略)</p> <p>② DMAT県調整本部の設置</p> <p>ア 県保健医療調整本部の指揮下に、県内で活動する全てのDMATを指揮・調整するDMAT県調整本部を設置する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)</p> <p>① (略)</p> <p>② DPAT県調整本部の設置</p> <p>ア 県保健医療調整本部の指揮下に、県内で活動する全てのDPATを指揮・調整するDPAT県調整本部を設置する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)</p> <p>(略)</p> <p>(4) その他</p> <p>県は、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、医療救護班 (日本赤十字社他)、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、その他の災害対策に係る保健医療で活動するチームについて、受入れを調整し、被災地での活動を支援する。</p>	<p>4 保健医療活動チーム</p> <p>(1) 災害派遣医療チーム (DMAT)</p> <p>① (略)</p> <p>② DMAT県調整本部の設置</p> <p>ア 県保健医療福祉調整本部の指揮下に、県内で活動する全てのDMATを指揮・調整するDMAT県調整本部を設置する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)</p> <p>① (略)</p> <p>② DPAT県調整本部の設置</p> <p>ア 県保健医療福祉調整本部の指揮下に、県内で活動する全てのDPATを指揮・調整するDPAT県調整本部を設置する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)</p> <p>(略)</p> <p>(4) その他</p> <p>県は、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、医療救護班 (日本赤十字社他)、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会によるチーム、災害支援ナース、日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)、日本災害リハビリテーション支援協会チーム (JRAT)、災害派遣福祉チーム (DWAT)、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームについて、受入れを調整し、被災地での活動を支援する。</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映等</p>
94	147	<p>第4 医薬品等の備蓄体制の整備</p> <p>6 血液製剤等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 秋田県赤十字血液センターは、県保健医療調整本部との連絡体制を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 医薬品等の備蓄体制の整備</p> <p>6 血液製剤等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 秋田県赤十字血液センターは、県保健医療福祉調整本部との連絡体制を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
95	149	<p>第24節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 要配慮者の避難支援</p> <p>1 避難支援の基本的な考え方</p> <p>(3) 市町村は、要配慮者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、福祉関係部局と防災関係部局が連携し情報の共有に努めるとともに、民間団体、福祉団体、地域団体等の関係機関とも共有し、災害時に活用できるようにすることが必要であること。</p> <p>なお、各市町村における個人情報の取扱いについては、各市町村の個人情報保護条例に基づいて、適切に収集、管理、利用及び提供を行う必要があること。</p>	<p>第24節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 要配慮者の避難支援</p> <p>1 避難支援の基本的な考え方</p> <p>(3) 市町村は、要配慮者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、福祉関係部局と防災関係部局が連携し情報の共有に努めるとともに、民間団体、福祉団体、地域団体等の関係機関とも共有し、災害時に活用できるようにすることが必要であること。</p> <p>なお、各市町村における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び各市町村の個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて、適切に収集、管理、利用及び提供を行う必要があること。</p>	所要の修正
96	150	<p>2 避難行動要支援者名簿の作成と活用</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>2 避難行動要支援者名簿の作成と活用</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	防災基本計画 (R5.5修正)の反映
97	150	<p>3 個別避難計画の作成と活用等</p> <p>(1) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>3 個別避難計画の作成と活用等</p> <p>(1) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	防災基本計画 (R5.5修正)の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
98	150	<p>(2) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(2) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	防災基本計画 (R5.5修正)の反映
99	151	(新設)	<u>(6) 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	防災基本計画 (R5.5修正)の反映
100	151	<p>(新設)</p> <p><u>4 避難行動要支援者の避難支援と安否確認</u> (略)</p>	<p><u>4 個別避難計画作成に係る支援</u> 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 <u>秋田地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u></p> <p><u>5 避難行動要支援者の避難支援と安否確認</u> (略)</p>	防災基本計画 (R5.5修正)の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由								
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策									
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画									
101	153	<p>第25節 災害ボランティア活動支援計画 第2 災害ボランティアの活動分野</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">専門ボランティア</td> <td>1～5 (略) 6 土砂災害危険箇所の調査 (斜面判定士) 7～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	専門ボランティア	1～5 (略) 6 土砂災害危険箇所 の調査 (斜面判定士) 7～10 (略)	一般ボランティア	(略)	<p>第25節 災害ボランティア活動支援計画 第2 災害ボランティアの活動分野</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">専門ボランティア</td> <td>1～5 (略) 6 土砂災害警戒区域等の調査 (斜面判定士) 7～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	専門ボランティア	1～5 (略) 6 土砂災害警戒区域等 の調査 (斜面判定士) 7～10 (略)	一般ボランティア	(略)	使用名称の変更に伴う修正
専門ボランティア	1～5 (略) 6 土砂災害危険箇所 の調査 (斜面判定士) 7～10 (略)											
一般ボランティア	(略)											
専門ボランティア	1～5 (略) 6 土砂災害警戒区域等 の調査 (斜面判定士) 7～10 (略)											
一般ボランティア	(略)											
102	154	<p>第3 災害ボランティア活動への支援 3 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成</p> <p>市町村社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市町村及び地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努める。</p> <p>市町村は、市町村社会福祉協議会によるマニュアル作成について、積極的に協力・支援するよう努める。</p>	<p>第3 災害ボランティア活動への支援 3 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成</p> <p>市町村社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市町村及び地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努める。</p> <p>市町村は、市町村社会福祉協議会によるマニュアル作成について、積極的に協力・支援するよう努めるほか、災害発生時の官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、現地災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努める。特に、現地災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記するなど、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映								

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由						
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策							
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画							
103	154	<p>4 災害ボランティア活動の環境整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">活動支援拠点</td> <td> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておくものとする。</p> <p>1 県域及び市町村域ごとのボランティア受付</p> <p>2 ボランティアの要請把握と振り分けなど</p> <p>3 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動拠点の整備</td> <td> <p>1 ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市町村が用意する。</p> <p>2 県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合、関係市町村等と協議の上活動拠点となる県有施設の提供に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害ボランティア活動の環境整備</td> <td> <p>1 県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。</p> <p>2 広報誌やインターネットなどを活用し、災害ボランティア活動の普及啓発を図るほか、活動マニュアルの作成や災害ボランティアの防災訓練等を働きかけることにより、平時の体制整備に努める。</p> </td> </tr> </table> <p>第4 災害ボランティアとの連携</p> <p>県及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>さらに、県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	活動支援拠点	<p>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておくものとする。</p> <p>1 県域及び市町村域ごとのボランティア受付</p> <p>2 ボランティアの要請把握と振り分けなど</p> <p>3 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所</p>	活動拠点の整備	<p>1 ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市町村が用意する。</p> <p>2 県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合、関係市町村等と協議の上活動拠点となる県有施設の提供に努める。</p>	災害ボランティア活動の環境整備	<p>1 県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。</p> <p>2 広報誌やインターネットなどを活用し、災害ボランティア活動の普及啓発を図るほか、活動マニュアルの作成や災害ボランティアの防災訓練等を働きかけることにより、平時の体制整備に努める。</p>	<p>4 災害ボランティア活動の環境整備等</p> <p>(1) 活動支援の拠点</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておくものとする。</p> <p>① 県域及び市町村域ごとのボランティア受付</p> <p>② ボランティアの要請把握と振り分けなど</p> <p>③ 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所</p> <p>(2) 活動拠点の整備</p> <p>原則としてボランティアを受け入れる市町村において、NPO・ボランティア等と連携し、ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点を用意する。</p> <p>県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合、関係市町村等と協議の上活動拠点となる県有施設の提供に努める。</p> <p>(3) 活動環境の整備等</p> <p>県及び市町村は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体などと連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成や、NPO・ボランティア団体等のリーダーの育成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>加えて、県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。併せて、発災時における災害ボランティアとの連携について検討するものとする。</p>	<p>所用の修正 (重複表記の整理)</p>
活動支援拠点	<p>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておくものとする。</p> <p>1 県域及び市町村域ごとのボランティア受付</p> <p>2 ボランティアの要請把握と振り分けなど</p> <p>3 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所</p>									
活動拠点の整備	<p>1 ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市町村が用意する。</p> <p>2 県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合、関係市町村等と協議の上活動拠点となる県有施設の提供に努める。</p>									
災害ボランティア活動の環境整備	<p>1 県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努める。</p> <p>2 広報誌やインターネットなどを活用し、災害ボランティア活動の普及啓発を図るほか、活動マニュアルの作成や災害ボランティアの防災訓練等を働きかけることにより、平時の体制整備に努める。</p>									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
104	155	(新設)	<p>(4) 災害中間支援組織の育成等</p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動する災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成や機能強化に努める。また、災害中間支援組織の運営（支援）者や、秋田県災害ボランティアセンター設置の要請先機関（県社会福祉協議会）との役割分担等について、別途、定めるよう努めるものとする。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																			
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																				
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																				
105	168	第2節 広域応援計画 第2 県及び県内市町村による応援 <u>(新設)</u>	第2節 広域応援計画 第2 県及び県内市町村による応援 3 県内12町村及び県町村会による災害時における相互援助に関する協定 ◎ 県内12町村及び県町村会による災害時における相互援助に関する協定…資料編参照 県内12町村及び県町村会では、独自に相互応援協定を締結しており、県は、町村会と緊密に連携して被災町村への応援・調整を行う。	協定締結(R5.10)に伴う修正																																																																			
106	169	第5 全国知事会における相互応援協定 <u>【各ブロックの構成】</u> (表) (略)	第5 全国知事会における相互応援協定 (削除)	所要の修正																																																																			
107	175	第11 災害時応援協定一覧 1 行政機関との協定 (令和3年10月末現在)	第11 災害時応援協定一覧 1 行政機関との協定 (令和5年10月末現在)	時点修正																																																																			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定等の名称</th> <th>協定の相手方</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 2件</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9団体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都道府県 7件</td> <td>通信施設の優先利用に関する協定</td> <td>秋田県警察本部</td> <td>S.38.7.1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">80団体</td> <td>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</td> <td>全国知事会、各地方知事会</td> <td>H.8.9.1 (H26.10.21)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日	国 2件	(略)	(略)	(略)	9団体	(略)	(略)	(略)	都道府県 7件	通信施設の優先利用に関する協定	秋田県警察本部	S.38.7.1	(略)	(略)	(略)	80団体	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各地方知事会	H.8.9.1 (H26.10.21)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定等の名称</th> <th>協定の相手方</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 2件</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9団体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都道府県 7件</td> <td>通信施設の優先利用に関する協定</td> <td>秋田県警察本部</td> <td>S.38.5.1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">80団体</td> <td>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</td> <td>全国知事会、各地方知事会</td> <td>H.8.9.1 (H3.11.22)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日	国 2件	(略)	(略)	(略)	9団体	(略)	(略)	(略)	都道府県 7件	通信施設の優先利用に関する協定	秋田県警察本部	S.38.5.1	(略)	(略)	(略)	80団体	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各地方知事会	H.8.9.1 (H3.11.22)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																				
国 2件	(略)	(略)	(略)																																																																				
9団体	(略)	(略)	(略)																																																																				
都道府県 7件	通信施設の優先利用に関する協定	秋田県警察本部	S.38.7.1																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																				
80団体	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各地方知事会	H.8.9.1 (H26.10.21)																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																				
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																				
国 2件	(略)	(略)	(略)																																																																				
9団体	(略)	(略)	(略)																																																																				
都道府県 7件	通信施設の優先利用に関する協定	秋田県警察本部	S.38.5.1																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																				
80団体	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会、各地方知事会	H.8.9.1 (H3.11.22)																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																				
108	176	2 民間機関等との協定 (令和3年10月末現在)	2 民間機関等との協定 (令和5年10月末現在)	時点修正																																																																			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定等の名称</th> <th>協定の相手方</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害救護・医療救護 29件 29団体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日	(略)	(略)	(略)	(略)	災害救護・医療救護 29件 29団体	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定等の名称</th> <th>協定の相手方</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害救護・医療救護 29件 29団体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日	(略)	(略)	(略)	(略)	災害救護・医療救護 29件 29団体	(略)	(略)	(略)																																												
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
災害救護・医療救護 29件 29団体	(略)	(略)	(略)																																																																				
	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																				
災害救護・医療救護 29件 29団体	(略)	(略)	(略)																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																					
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																					
109	177	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">協定等の名称</th> <th style="width: 30%;">協定の相手方</th> <th style="width: 30%;">締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>秋田DMATの派遣に関する協定書</td> <td>県立脳血管研究センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送 4件 5団体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日		(略)	(略)	(略)	(略)	秋田DMATの派遣に関する協定書	県立脳血管研究センター	(略)		(略)	(略)	(略)	輸送 4件 5団体	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">協定等の名称</th> <th style="width: 30%;">協定の相手方</th> <th style="width: 30%;">締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>秋田DMATの派遣に関する協定書</td> <td>県立循環器・脳脊髄センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>輸送 5件 6団体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定</td> <td>一般社団法人A Z-COM 丸和・支援ネットワーク</td> <td>R4.2.15</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日		(略)	(略)	(略)	(略)	秋田DMATの派遣に関する協定書	県立循環器・脳脊髄センター	(略)		(略)	(略)	(略)	輸送 5件 6団体	(略)	(略)	(略)		災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	一般社団法人A Z-COM 丸和・支援ネットワーク	R4.2.15	時点修正																								
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																					
	(略)	(略)	(略)																																																																					
(略)	秋田DMATの派遣に関する協定書	県立脳血管研究センター	(略)																																																																					
	(略)	(略)	(略)																																																																					
輸送 4件 5団体	(略)	(略)	(略)																																																																					
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																					
	(略)	(略)	(略)																																																																					
(略)	秋田DMATの派遣に関する協定書	県立循環器・脳脊髄センター	(略)																																																																					
	(略)	(略)	(略)																																																																					
輸送 5件 6団体	(略)	(略)	(略)																																																																					
	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	一般社団法人A Z-COM 丸和・支援ネットワーク	R4.2.15																																																																					
110	178	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">協定等の名称</th> <th style="width: 30%;">協定の相手方</th> <th style="width: 30%;">締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害復旧 23件 33団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>物資 13件 17団体</td> <td>災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書</td> <td>石油連盟</td> <td>H26.3.14</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他 18件 18団体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小計 103件 121団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※協定締結後に見直しをしている場合、()に最終改定年月日を記載している。</p>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日		(略)	(略)	(略)	災害復旧 23件 33団体				物資 13件 17団体	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	H26.3.14		(略)	(略)	(略)	その他 18件 18団体	(略)	(略)	(略)	小計 103件 121団体				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">協定等の名称</th> <th style="width: 30%;">協定の相手方</th> <th style="width: 30%;">締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害復旧 26件 44団体</td> <td>電気自動車を活用した災害連携協定</td> <td>日産自動車株式会社、秋田日産自動車株式会社、羽後日産モーター株式会社、株式会社日産サティオ秋田、日産プリンス秋田販売株式会社</td> <td>R4.7.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山地災害時における被害状況調査に関する協定</td> <td>一般社団法人秋田県林業コンサルタント</td> <td>R4.10.12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害発生時等における用地調査等の応急対策業務に関する協定</td> <td>一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部秋田県部会</td> <td>R5.3.28</td> </tr> <tr> <td>物資 14件 18団体</td> <td>災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書</td> <td>石油連盟</td> <td>H26.3.14 (R1.10.24)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害時等における天幕等資機材の供給に関する協定</td> <td>太陽工業株式会社</td> <td>R2.10.13</td> </tr> <tr> <td>その他 18件 18団体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小計 107件 130団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※協定締結後に見直しをしている場合、()に最終改定年月日を記載している。</p>	区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日		(略)	(略)	(略)	災害復旧 26件 44団体	電気自動車を活用した災害連携協定	日産自動車株式会社、秋田日産自動車株式会社、羽後日産モーター株式会社、株式会社日産サティオ秋田、日産プリンス秋田販売株式会社	R4.7.8		山地災害時における被害状況調査に関する協定	一般社団法人秋田県林業コンサルタント	R4.10.12		災害発生時等における用地調査等の応急対策業務に関する協定	一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部秋田県部会	R5.3.28	物資 14件 18団体	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	H26.3.14 (R1.10.24)		(略)	(略)	(略)		災害時等における天幕等資機材の供給に関する協定	太陽工業株式会社	R2.10.13	その他 18件 18団体	(略)	(略)	(略)	小計 107件 130団体				時点修正
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																					
	(略)	(略)	(略)																																																																					
災害復旧 23件 33団体																																																																								
物資 13件 17団体	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	H26.3.14																																																																					
	(略)	(略)	(略)																																																																					
その他 18件 18団体	(略)	(略)	(略)																																																																					
小計 103件 121団体																																																																								
区分	協定等の名称	協定の相手方	締結年月日																																																																					
	(略)	(略)	(略)																																																																					
災害復旧 26件 44団体	電気自動車を活用した災害連携協定	日産自動車株式会社、秋田日産自動車株式会社、羽後日産モーター株式会社、株式会社日産サティオ秋田、日産プリンス秋田販売株式会社	R4.7.8																																																																					
	山地災害時における被害状況調査に関する協定	一般社団法人秋田県林業コンサルタント	R4.10.12																																																																					
	災害発生時等における用地調査等の応急対策業務に関する協定	一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部秋田県部会	R5.3.28																																																																					
物資 14件 18団体	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	H26.3.14 (R1.10.24)																																																																					
	(略)	(略)	(略)																																																																					
	災害時等における天幕等資機材の供給に関する協定	太陽工業株式会社	R2.10.13																																																																					
その他 18件 18団体	(略)	(略)	(略)																																																																					
小計 107件 130団体																																																																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
111	181	<p>第3節 予報、警報等の発表・伝達計画</p> <p>第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供 (略)</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 (略)</p>	<p>第3節 予報、警報等の発表・伝達計画</p> <p>第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供 (略)</p> <p>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「該当行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。 (略)</p>	文言の適正化
112	181	<p>第3 気象に関する特別警報・警報・注意報 (略)</p> <p>特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれが著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況であり、住民は命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において市町村から住民への周知の措置が義務づけられていることから、市町村は、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。 (略)</p>	<p>第3 気象に関する特別警報・警報・注意報 (略)</p> <p>特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれが著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況で、住民は命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において市町村から住民への周知の措置が義務づけられていることから、市町村は、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。 (略)</p>	文言の適正化
113	182	<p>1 種類・発表基準 (略) また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p><u>大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u></p> <p><u>次表に示す特別警報の種類と発表基準は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と発表基準の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものである。</u></p> <p><u>なお、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害などの二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報などの発表基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</u></p>	<p>1 種類・発表基準 (略) また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p>	文言の適正化

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																										
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																											
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																											
114	183	<p style="text-align: center;">【秋田地方気象台が提供する防災気象情報】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">特別 警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警報</td> <td>大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で あり 、命の危険が 迫っているため 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	(略)	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの 避難が必要 とされる警戒レベル4に相当。	警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は 危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報 河川 の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は 危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。	(略)	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 など による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	(略)	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの 避難が必要 とされる警戒レベル4に相当する。	<p style="text-align: center;">【秋田地方気象台が提供する防災気象情報】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">特別 警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要がありとされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警報</td> <td>大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要がありとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要がありとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要がありとされる警戒レベル4に相当する。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険が あり 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	(略)	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から 避難する必要があり とされる警戒レベル4に相当。	警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が 危険な場所から避難する必要があり とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が 危険な場所から避難する必要があり とされる警戒レベル3に相当。	(略)	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 等 による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	(略)	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から 避難する必要があり とされる警戒レベル4に相当する。	<p>文言の適正化</p>
種 類	概 要																													
特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で あり 、命の危険が 迫っているため 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																													
	(略)																													
	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの 避難が必要 とされる警戒レベル4に相当。																													
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は 危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。																													
	洪水警報 河川 の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は 危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。																													
	(略)																													
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 など による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																													
	(略)																													
	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの 避難が必要 とされる警戒レベル4に相当する。																													
種 類	概 要																													
特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険が あり 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																													
	(略)																													
	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から 避難する必要があり とされる警戒レベル4に相当。																													
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が 危険な場所から避難する必要があり とされる警戒レベル3に相当。																													
	洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が 危険な場所から避難する必要があり とされる警戒レベル3に相当。																													
	(略)																													
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 等 による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																													
	(略)																													
	高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から 避難する必要があり とされる警戒レベル4に相当する。																													

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																								
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																									
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																									
115	184	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水 注意報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮 注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>融雪 注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜 注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのある時に発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>早期注意情報 (警報級の可能性)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	(略)	(略)	洪水 注意報	河川の 上 流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	(略)	(略)	高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	(略)	(略)	融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。	霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのある時に発表される。	(略)	(略)	早期注意情報 (警報級の可能性)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水 注意報</td> <td>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮 注意報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>融雪 注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜 注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>早期注意情報 (警報級の可能性)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	(略)	(略)	洪水 注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	(略)	(略)	高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	(略)	(略)	融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあると発表される。	霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	(略)	(略)	早期注意情報 (警報級の可能性)	(略)	文言の適正化
種 類	概 要																																											
(略)	(略)																																											
洪水 注意報	河川の 上 流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																											
(略)	(略)																																											
高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																											
(略)	(略)																																											
融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。																																											
霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのある時に発表される。																																											
(略)	(略)																																											
早期注意情報 (警報級の可能性)	(略)																																											
種 類	概 要																																											
(略)	(略)																																											
洪水 注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																											
(略)	(略)																																											
高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。																																											
(略)	(略)																																											
融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあると発表される。																																											
霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。																																											
(略)	(略)																																											
早期注意情報 (警報級の可能性)	(略)																																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																					
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																					
116	185	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">秋田県気象情報</td> <td> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が発表される。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土砂災害警戒情報</td> <td> <p>(略)</p> <p>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記録的短時間大雨情報</td> <td> <p>大雨警報発表中の数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) <u>地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。</u></p> <p><u>浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。</u></p> <p>(注2) (略)</p>	種 類	概 要	秋田県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が発表される。</p>	土砂災害警戒情報	<p>(略)</p> <p>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p>	(略)	(略)	記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中の数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">秋田県気象情報</td> <td> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が速やかに発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかけられる中で、<u>重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの秋田県気象情報が発表される場合がある。</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土砂災害警戒情報</td> <td> <p>(略)</p> <p>市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要のあるとされる警戒レベル4に相当する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">記録的短時間大雨情報</td> <td> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) <u>地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。</u></p> <p><u>地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u></p> <p>(注2) (略)</p>	種 類	概 要	秋田県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が速やかに発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかけられる中で、<u>重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの秋田県気象情報が発表される場合がある。</u></p>	土砂災害警戒情報	<p>(略)</p> <p>市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要のあるとされる警戒レベル4に相当する。</p>	(略)	(略)	記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p>	<p>文言の適正化</p>
種 類	概 要																							
秋田県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が発表される。</p>																							
土砂災害警戒情報	<p>(略)</p> <p>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p>																							
(略)	(略)																							
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中の数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p>																							
種 類	概 要																							
秋田県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が速やかに発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかけられる中で、<u>重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの秋田県気象情報が発表される場合がある。</u></p>																							
土砂災害警戒情報	<p>(略)</p> <p>市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要のあるとされる警戒レベル4に相当する。</p>																							
(略)	(略)																							
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低い土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p>																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																	
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																		
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																		
117	186	【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】	【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】	文言の適正化																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td> 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td> 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 </td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類		概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 90%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td> 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td> 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 </td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td> 各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湿水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
種 類	概 要																				
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																				
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 																				
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																				
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。																				
種 類	概 要																				
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																				
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 																				
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																				
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湿水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																														
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																															
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																															
118	187	<p style="text-align: center;">【特別警報基準】</p> <p style="text-align: center;">(令和4年6月30日現在)</p> <div style="text-align: center; background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 各基準と指標(発表条件)との関係 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">現象</th> <th style="width: 60%;">特別警報の基準</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※</td> <td style="text-align: center;">雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風</td> <td>暴風が吹くと予想される場合※</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高潮</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合※</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波浪</td> <td>高波になると予想される場合※</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：実績に当たっては、降水帯、降雲帯、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標(発表条件)を設け、これらの実況および予想に基づいて判断します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">現象</th> <th style="width: 90%;">指標(発表条件)を満たす主な事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大雨※1</td> <td>令和元年東日本台風(死者・行方不明者94人) 令和2年7月豪雨(死者・行方不明者86人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風※2</td> <td>昭和34年台風第15号(伊勢湾台風)(死者・行方不明者5,000人以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高潮※2</td> <td>昭和9年室戸台風(死者・行方不明者3,000人以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波浪※2</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風雪※2</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪</td> <td>昭和56年豪雪(死者・行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪(死者・行方不明者231人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※1 顕著な災害(損壊家屋1,000棟程度以上、浸水家屋10,000棟程度以上)の事例等が該当。 ※2 「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。 ーただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。 ・台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。 ・温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。</p>	現象	特別警報の基準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※	雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)	暴風	暴風が吹くと予想される場合※	台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合※	波浪	高波になると予想される場合※	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※	雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※	現象	指標(発表条件)を満たす主な事例	大雨※1	令和元年東日本台風(死者・行方不明者94人) 令和2年7月豪雨(死者・行方不明者86人)	暴風※2	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風)(死者・行方不明者5,000人以上)	高潮※2	昭和9年室戸台風(死者・行方不明者3,000人以上)	波浪※2	二	暴風雪※2	二	大雪	昭和56年豪雪(死者・行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪(死者・行方不明者231人)	<p style="text-align: center;">【気象等に関する特別警報の発表基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現象の種類</th> <th style="width: 80%;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高潮</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。 特別警報の発表基準について参考資料 気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html)</p>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合	暴風	暴風が吹くと予想される場合	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	文言の適正化
現象	特別警報の基準																																																	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※	雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)																																																
暴風	暴風が吹くと予想される場合※	台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)																																																
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合※																																																	
波浪	高波になると予想される場合※																																																	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※	雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)																																																
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※																																																	
現象	指標(発表条件)を満たす主な事例																																																	
大雨※1	令和元年東日本台風(死者・行方不明者94人) 令和2年7月豪雨(死者・行方不明者86人)																																																	
暴風※2	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風)(死者・行方不明者5,000人以上)																																																	
高潮※2	昭和9年室戸台風(死者・行方不明者3,000人以上)																																																	
波浪※2	二																																																	
暴風雪※2	二																																																	
大雪	昭和56年豪雪(死者・行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪(死者・行方不明者231人)																																																	
現象の種類	基準																																																	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合																																																	
暴風	暴風が吹くと予想される場合																																																	
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合																																																	
波浪	高波になると予想される場合																																																	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																																	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																	
119	188	<p style="text-align: center;">【大雪特別警報の指標（各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深）】</p> <p style="text-align: center;">(令和3年10月28日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地点名</th> <th style="width: 20%;">50年に一度の積雪深 (cm)</th> <th style="width: 25%;">既往最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>秋田</td><td>89</td><td>117</td></tr> <tr><td>能代</td><td><u>100</u></td><td>92</td></tr> <tr><td>鷹巣</td><td><u>149</u></td><td>131</td></tr> <tr><td>鹿角</td><td>121</td><td>130</td></tr> <tr><td>五城目</td><td>127</td><td>137</td></tr> <tr><td>阿仁合</td><td><u>219</u></td><td>188</td></tr> <tr><td>雄和</td><td>—</td><td><u>71</u></td></tr> <tr><td>角館</td><td>191</td><td>169</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地点名</th> <th style="width: 20%;">50年に一度の積雪深 (cm)</th> <th style="width: 25%;">既往最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大正寺</td><td><u>162</u></td><td>152</td></tr> <tr><td>本荘</td><td>96</td><td>93</td></tr> <tr><td>横手</td><td><u>229</u></td><td>203</td></tr> <tr><td>矢島</td><td><u>205</u></td><td>177</td></tr> <tr><td>湯沢</td><td><u>202</u></td><td>175</td></tr> <tr><td>湯の岱</td><td>233</td><td>222</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“—”としている。 注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がり<u>で50年に一度の値となる現象を対象。</u> 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)	秋田	89	117	能代	<u>100</u>	92	鷹巣	<u>149</u>	131	鹿角	121	130	五城目	127	137	阿仁合	<u>219</u>	188	雄和	—	<u>71</u>	角館	191	169	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)	大正寺	<u>162</u>	152	本荘	96	93	横手	<u>229</u>	203	矢島	<u>205</u>	177	湯沢	<u>202</u>	175	湯の岱	233	222	<p style="text-align: center;">【大雪特別警報の指標（各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深）】</p> <p style="text-align: center;">(令和4年11月21日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地点名</th> <th style="width: 20%;">50年に一度の積雪深 (cm)</th> <th style="width: 25%;">既往最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>秋田</td><td>89</td><td>117</td></tr> <tr><td>能代</td><td><u>102</u></td><td>92</td></tr> <tr><td>鷹巣</td><td><u>152</u></td><td>131</td></tr> <tr><td>鹿角</td><td>121</td><td>130</td></tr> <tr><td>五城目</td><td>127</td><td>137</td></tr> <tr><td>阿仁合</td><td><u>221</u></td><td>188</td></tr> <tr><td>雄和</td><td>—</td><td><u>91</u></td></tr> <tr><td>角館</td><td>191</td><td>169</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地点名</th> <th style="width: 20%;">50年に一度の積雪深 (cm)</th> <th style="width: 25%;">既往最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大正寺</td><td><u>164</u></td><td>152</td></tr> <tr><td>本荘</td><td>96</td><td>93</td></tr> <tr><td>横手</td><td><u>234</u></td><td>203</td></tr> <tr><td>矢島</td><td><u>207</u></td><td>177</td></tr> <tr><td>湯沢</td><td><u>204</u></td><td>175</td></tr> <tr><td>湯の岱</td><td>233</td><td>222</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“—”としている。 注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がり<u>をもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。</u>個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。</p>	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)	秋田	89	117	能代	<u>102</u>	92	鷹巣	<u>152</u>	131	鹿角	121	130	五城目	127	137	阿仁合	<u>221</u>	188	雄和	—	<u>91</u>	角館	191	169	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)	大正寺	<u>164</u>	152	本荘	96	93	横手	<u>234</u>	203	矢島	<u>207</u>	177	湯沢	<u>204</u>	175	湯の岱	233	222	時点修正等
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)																																																																																																		
秋田	89	117																																																																																																		
能代	<u>100</u>	92																																																																																																		
鷹巣	<u>149</u>	131																																																																																																		
鹿角	121	130																																																																																																		
五城目	127	137																																																																																																		
阿仁合	<u>219</u>	188																																																																																																		
雄和	—	<u>71</u>																																																																																																		
角館	191	169																																																																																																		
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)																																																																																																		
大正寺	<u>162</u>	152																																																																																																		
本荘	96	93																																																																																																		
横手	<u>229</u>	203																																																																																																		
矢島	<u>205</u>	177																																																																																																		
湯沢	<u>202</u>	175																																																																																																		
湯の岱	233	222																																																																																																		
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)																																																																																																		
秋田	89	117																																																																																																		
能代	<u>102</u>	92																																																																																																		
鷹巣	<u>152</u>	131																																																																																																		
鹿角	121	130																																																																																																		
五城目	127	137																																																																																																		
阿仁合	<u>221</u>	188																																																																																																		
雄和	—	<u>91</u>																																																																																																		
角館	191	169																																																																																																		
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)																																																																																																		
大正寺	<u>164</u>	152																																																																																																		
本荘	96	93																																																																																																		
横手	<u>234</u>	203																																																																																																		
矢島	<u>207</u>	177																																																																																																		
湯沢	<u>204</u>	175																																																																																																		
湯の岱	233	222																																																																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
120	189	<p>警報・注意報発表基準一覧表 (仙台管区気象台管内) 令和4年5月26日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">発表官署</th> <th colspan="6">秋田地方気象台</th> </tr> <tr> <th colspan="2">府県予報区</th> <th colspan="6">秋田県</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一次細分区域</th> <th colspan="3">沿岸</th> <th colspan="3">内陸</th> </tr> <tr> <th colspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th>秋田中央地域</th> <th>能代山本地域</th> <th>本荘由利地域</th> <th>北秋鹿角地域</th> <th>仙北平鹿地域</th> <th>湯沢雄勝地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警</td> <td>大雨</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風 (平均風速)</td> <td colspan="3">陸上 18m/s^{*1}, 海上 18m/s</td> <td colspan="3">15m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪 (平均風速)</td> <td colspan="3">陸上 18m/s 雪を伴う^{*1}, 海上 18m/s 雪を伴う</td> <td colspan="3">15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">報</td> <td>大雪</td> <td colspan="3">平野部 12時間降雪の深さ35cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm, 秋田市市街地 6時間降雪の深さ25cm あるいは 12時間降雪の深さ35cm</td> <td colspan="3">平野部 12時間降雪の深さ40cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm</td> </tr> <tr> <td>波浪 (有義波高)</td> <td colspan="6">6.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">注</td> <td>洪水</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風 (平均風速)</td> <td colspan="3">陸上 12m/s^{*2}, 海上 12m/s</td> <td colspan="3">10m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪 (平均風速)</td> <td colspan="3">陸上 12m/s 雪を伴う^{*2}, 海上 12m/s 雪を伴う</td> <td colspan="3">10m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="3">平野部 12時間降雪の深さ15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm</td> <td colspan="3">平野部 12時間降雪の深さ20cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">意</td> <td>波浪 (有義波高)</td> <td colspan="6">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="6">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="6">融雪により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">報</td> <td>濃霧 (視程)</td> <td colspan="3">陸上 100m, 海上 500m</td> <td colspan="3">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="6">①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="6">①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="6">夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>霜</td> <td colspan="6">早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="6">大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)</td> <td colspan="6">100mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1} 秋田地方気象台の観測値は19m/s、八森 (アメダス) の観測値は西から北西においては22m/sを目安とする。 ^{*2} 秋田地方気象台の観測値は13m/s、八森 (アメダス) の観測値は西から北西においては16m/sを目安とする。 ^{*3} 冬期の気温は秋田地方気象台の値。</p>	発表官署		秋田地方気象台						府県予報区		秋田県						一次細分区域		沿岸			内陸			市町村等をまとめた地域		秋田中央地域	能代山本地域	本荘由利地域	北秋鹿角地域	仙北平鹿地域	湯沢雄勝地域	警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合						洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合						暴風 (平均風速)	陸上 18m/s ^{*1} , 海上 18m/s			15m/s			暴風雪 (平均風速)	陸上 18m/s 雪を伴う ^{*1} , 海上 18m/s 雪を伴う			15m/s 雪を伴う			報	大雪	平野部 12時間降雪の深さ35cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm, 秋田市市街地 6時間降雪の深さ25cm あるいは 12時間降雪の深さ35cm			平野部 12時間降雪の深さ40cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm			波浪 (有義波高)	6.0m						高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合						大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合						注	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合						強風 (平均風速)	陸上 12m/s ^{*2} , 海上 12m/s			10m/s			風雪 (平均風速)	陸上 12m/s 雪を伴う ^{*2} , 海上 12m/s 雪を伴う			10m/s 雪を伴う			大雪	平野部 12時間降雪の深さ15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm			平野部 12時間降雪の深さ20cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm			意	波浪 (有義波高)	3.0m						高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合						雷	落雷等により被害が予想される場合						融雪	融雪により被害が予想される場合						報	濃霧 (視程)	陸上 100m, 海上 500m			100m			乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上						なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続						低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき ^{*3}							霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)							着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合							記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	100mm						<p>警報・注意報発表基準一覧表 (仙台管区気象台管内) 令和5年6月8日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">発表官署</th> <th colspan="6">秋田地方気象台</th> </tr> <tr> <th colspan="2">府県予報区</th> <th colspan="6">秋田県</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一次細分区域</th> <th colspan="3">沿岸</th> <th colspan="3">内陸</th> </tr> <tr> <th colspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th>秋田中央地域</th> <th>能代山本地域</th> <th>本荘由利地域</th> <th>北秋鹿角地域</th> <th>仙北平鹿地域</th> <th>湯沢雄勝地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警</td> <td>大雨</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風 (平均風速)</td> <td colspan="3">陸上 18m/s^{*1}, 海上 18m/s</td> <td colspan="3">15m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪 (平均風速)</td> <td colspan="3">陸上 18m/s 雪を伴う^{*1}, 海上 18m/s 雪を伴う</td> <td colspan="3">15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">報</td> <td>大雪</td> <td colspan="3">平野部 12時間降雪の深さ35cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm, 秋田市市街地 6時間降雪の深さ25cm あるいは 12時間降雪の深さ35cm</td> <td colspan="3">平野部 12時間降雪の深さ40cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm</td> </tr> <tr> <td>波浪 (有義波高)</td> <td colspan="6">6.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">注</td> <td>洪水</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風 (平均風速)</td> <td colspan="3">陸上 12m/s^{*2}, 海上 12m/s</td> <td colspan="3">10m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪 (平均風速)</td> <td colspan="3">陸上 12m/s 雪を伴う^{*2}, 海上 12m/s 雪を伴う</td> <td colspan="3">10m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="3">平野部 12時間降雪の深さ15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm, 秋田市市街地 12時間降雪の深さ15cm</td> <td colspan="3">平野部 12時間降雪の深さ20cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">意</td> <td>波浪 (有義波高)</td> <td colspan="6">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td colspan="6">区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="6">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="6">融雪により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">報</td> <td>濃霧 (視程)</td> <td colspan="3">陸上 100m, 海上 500m</td> <td colspan="3">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="6">①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="6">①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="6">夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>霜</td> <td colspan="6">早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="6">大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)</td> <td colspan="6">100mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*1} 秋田地方気象台の観測値は19m/s、八森 (アメダス) の観測値は西から北西においては22m/sを目安とする。 ^{*2} 秋田地方気象台の観測値は13m/s、八森 (アメダス) の観測値は西から北西においては16m/sを目安とする。 ^{*3} 冬期の気温は秋田地方気象台の値。</p>	発表官署		秋田地方気象台						府県予報区		秋田県						一次細分区域		沿岸			内陸			市町村等をまとめた地域		秋田中央地域	能代山本地域	本荘由利地域	北秋鹿角地域	仙北平鹿地域	湯沢雄勝地域	警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合						洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合						暴風 (平均風速)	陸上 18m/s ^{*1} , 海上 18m/s			15m/s			暴風雪 (平均風速)	陸上 18m/s 雪を伴う ^{*1} , 海上 18m/s 雪を伴う			15m/s 雪を伴う			報	大雪	平野部 12時間降雪の深さ35cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm, 秋田市市街地 6時間降雪の深さ25cm あるいは 12時間降雪の深さ35cm			平野部 12時間降雪の深さ40cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm			波浪 (有義波高)	6.0m						高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合						大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合						注	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合						強風 (平均風速)	陸上 12m/s ^{*2} , 海上 12m/s			10m/s			風雪 (平均風速)	陸上 12m/s 雪を伴う ^{*2} , 海上 12m/s 雪を伴う			10m/s 雪を伴う			大雪	平野部 12時間降雪の深さ15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm, 秋田市市街地 12時間降雪の深さ15cm			平野部 12時間降雪の深さ20cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm			意	波浪 (有義波高)	3.0m						高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合						雷	落雷等により被害が予想される場合						融雪	融雪により被害が予想される場合						報	濃霧 (視程)	陸上 100m, 海上 500m			100m			乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上						なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続						低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき ^{*3}							霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)							着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合							記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	100mm						<p>時点修正等</p>
発表官署		秋田地方気象台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
府県予報区		秋田県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
一次細分区域		沿岸			内陸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市町村等をまとめた地域		秋田中央地域	能代山本地域	本荘由利地域	北秋鹿角地域	仙北平鹿地域	湯沢雄勝地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	暴風 (平均風速)	陸上 18m/s ^{*1} , 海上 18m/s			15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	暴風雪 (平均風速)	陸上 18m/s 雪を伴う ^{*1} , 海上 18m/s 雪を伴う			15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
報	大雪	平野部 12時間降雪の深さ35cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm, 秋田市市街地 6時間降雪の深さ25cm あるいは 12時間降雪の深さ35cm			平野部 12時間降雪の深さ40cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	波浪 (有義波高)	6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
注	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	強風 (平均風速)	陸上 12m/s ^{*2} , 海上 12m/s			10m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	風雪 (平均風速)	陸上 12m/s 雪を伴う ^{*2} , 海上 12m/s 雪を伴う			10m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	大雪	平野部 12時間降雪の深さ15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm			平野部 12時間降雪の深さ20cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
意	波浪 (有義波高)	3.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	融雪	融雪により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
報	濃霧 (視程)	陸上 100m, 海上 500m			100m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき ^{*3}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	100mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
発表官署		秋田地方気象台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
府県予報区		秋田県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
一次細分区域		沿岸			内陸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市町村等をまとめた地域		秋田中央地域	能代山本地域	本荘由利地域	北秋鹿角地域	仙北平鹿地域	湯沢雄勝地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	暴風 (平均風速)	陸上 18m/s ^{*1} , 海上 18m/s			15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	暴風雪 (平均風速)	陸上 18m/s 雪を伴う ^{*1} , 海上 18m/s 雪を伴う			15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
報	大雪	平野部 12時間降雪の深さ35cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm, 秋田市市街地 6時間降雪の深さ25cm あるいは 12時間降雪の深さ35cm			平野部 12時間降雪の深さ40cm, 山沿い 12時間降雪の深さ50cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	波浪 (有義波高)	6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
注	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	強風 (平均風速)	陸上 12m/s ^{*2} , 海上 12m/s			10m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	風雪 (平均風速)	陸上 12m/s 雪を伴う ^{*2} , 海上 12m/s 雪を伴う			10m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	大雪	平野部 12時間降雪の深さ15cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm, 秋田市市街地 12時間降雪の深さ15cm			平野部 12時間降雪の深さ20cm, 山沿い 12時間降雪の深さ25cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
意	波浪 (有義波高)	3.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	融雪	融雪により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
報	濃霧 (視程)	陸上 100m, 海上 500m			100m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	乾燥	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温-7℃以下 ②最低気温-5℃以下が数日続くとき ^{*3}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	100mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																	
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																		
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																		
121	190	別表1 大雨警報基準	別表1 大雨警報基準	文言の適正化																																																																	
		<p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>※ 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。</p> <p>※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険度の高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数</p>	<p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>※ 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。</p> <p>※ 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</p>																																																																		
122	191	別表2 洪水警報基準	別表2 洪水警報基準	時点修正																																																																	
		<p style="text-align: center; color: blue;">令和4年5月26日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">市町村等をまとめた</th> <th style="width: 5%;">市町村等</th> <th style="width: 35%;">流域雨量指数基準</th> <th style="width: 20%;">複合基準*1</th> <th style="width: 35%;">指定河川洪水予報による基</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td>旧雄物川流域=26, 旭川流域=18.1, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.1, 下浜鮎川流域=10.4, 猿田川流域=9.8, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.6, 三内川流域=20.8, 平尾鳥川流域=9.8, 新城川流域=14.6, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=3.8, 宝川流域=7.5, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.3, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5.1</td> <td>雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(7, 6.8), 下浜鮎川流域=(7, 9.3), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.2), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.4)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=33, 滝川流域=5.6, 相川流域=4.3, 賀茂川流域=5.3, 比詰川流域=5.7</td> <td>滝川流域=(10, 5), 相川流域=(8, 3.8), 比詰川流域=(8, 5.1)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>馬踏川流域=10.8, 西部承水路・東部承水路流域=32.8, 豊川流域=10.4, 妹川流域=5</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>馬場目川流域=18.2, 内川川流域=9.6, 富津内川流域=10.2</td> <td>馬場目川流域=(8, 16.3), 内川川流域=(8, 8.4), 富津内川流域=(10, 9.1)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=24.9, 馬場目川流域=26.4</td> <td>馬場目川流域=(7, 25.6)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=32, 井川流域=11.2, 赤沢川流域=4</td> <td>井川流域=(7, 10)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>大湯村</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=9.8</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた		市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基	秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=26, 旭川流域=18.1, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.1, 下浜鮎川流域=10.4, 猿田川流域=9.8, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.6, 三内川流域=20.8, 平尾鳥川流域=9.8, 新城川流域=14.6, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=3.8, 宝川流域=7.5, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.3, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5.1	雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(7, 6.8), 下浜鮎川流域=(7, 9.3), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.2), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.4)	(略)	男鹿市	西部承水路・東部承水路流域=33, 滝川流域=5.6, 相川流域=4.3, 賀茂川流域=5.3, 比詰川流域=5.7	滝川流域=(10, 5), 相川流域=(8, 3.8), 比詰川流域=(8, 5.1)	(略)	潟上市	馬踏川流域=10.8, 西部承水路・東部承水路流域=32.8, 豊川流域=10.4, 妹川流域=5	-	(略)	五城目町	馬場目川流域=18.2, 内川川流域=9.6, 富津内川流域=10.2	馬場目川流域=(8, 16.3), 内川川流域=(8, 8.4), 富津内川流域=(10, 9.1)	(略)	八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域=24.9, 馬場目川流域=26.4	馬場目川流域=(7, 25.6)	(略)	井川町	西部承水路・東部承水路流域=32, 井川流域=11.2, 赤沢川流域=4	井川流域=(7, 10)	(略)	大湯村	西部承水路・東部承水路流域=9.8	-	(略)	<p style="text-align: center; color: red;">令和5年6月8日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">市町村等をまとめた</th> <th style="width: 5%;">市町村等</th> <th style="width: 35%;">流域雨量指数基準</th> <th style="width: 20%;">複合基準*1</th> <th style="width: 35%;">指定河川洪水予報による基</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td>旧雄物川流域=26.3, 旭川流域=18.2, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.3, 下浜鮎川流域=8.4, 猿田川流域=10, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.8, 三内川流域=20.5, 平尾鳥川流域=8.8, 新城川流域=14.7, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=4.2, 宝川流域=7.4, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.4, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5</td> <td>雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(9, 7.5), 下浜鮎川流域=(7, 7.5), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.3), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.5)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=33.7, 滝川流域=5.6, 相川流域=4.4, 賀茂川流域=5.2, 比詰川流域=5.7</td> <td>滝川流域=(10, 5), 相川流域=(6, 3.8), 比詰川流域=(8, 5.1)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>馬踏川流域=10.8, 西部承水路・東部承水路流域=33.5, 豊川流域=10.4, 妹川流域=5</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>馬場目川流域=18.3, 内川川流域=9.7, 富津内川流域=10.2</td> <td>馬場目川流域=(9, 16.4), 内川川流域=(8, 8.4), 富津内川流域=(10, 9.1)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=24.9, 馬場目川流域=26.9</td> <td>馬場目川流域=(7, 25.6)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=32.5, 井川流域=11.2, 赤沢川流域=4</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>大湯村</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=9.8</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基	秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=26.3, 旭川流域=18.2, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.3, 下浜鮎川流域=8.4, 猿田川流域=10, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.8, 三内川流域=20.5, 平尾鳥川流域=8.8, 新城川流域=14.7, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=4.2, 宝川流域=7.4, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.4, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5	雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(9, 7.5), 下浜鮎川流域=(7, 7.5), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.3), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.5)	(略)	男鹿市	西部承水路・東部承水路流域=33.7, 滝川流域=5.6, 相川流域=4.4, 賀茂川流域=5.2, 比詰川流域=5.7	滝川流域=(10, 5), 相川流域=(6, 3.8), 比詰川流域=(8, 5.1)	(略)	潟上市	馬踏川流域=10.8, 西部承水路・東部承水路流域=33.5, 豊川流域=10.4, 妹川流域=5	-	(略)	五城目町	馬場目川流域=18.3, 内川川流域=9.7, 富津内川流域=10.2	馬場目川流域=(9, 16.4), 内川川流域=(8, 8.4), 富津内川流域=(10, 9.1)	(略)	八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域=24.9, 馬場目川流域=26.9	馬場目川流域=(7, 25.6)	(略)	井川町	西部承水路・東部承水路流域=32.5, 井川流域=11.2, 赤沢川流域=4	-	(略)	大湯村
市町村等をまとめた	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基																																																																	
秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=26, 旭川流域=18.1, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.1, 下浜鮎川流域=10.4, 猿田川流域=9.8, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.6, 三内川流域=20.8, 平尾鳥川流域=9.8, 新城川流域=14.6, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=3.8, 宝川流域=7.5, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.3, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5.1	雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(7, 6.8), 下浜鮎川流域=(7, 9.3), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.2), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.4)	(略)																																																																	
	男鹿市	西部承水路・東部承水路流域=33, 滝川流域=5.6, 相川流域=4.3, 賀茂川流域=5.3, 比詰川流域=5.7	滝川流域=(10, 5), 相川流域=(8, 3.8), 比詰川流域=(8, 5.1)	(略)																																																																	
	潟上市	馬踏川流域=10.8, 西部承水路・東部承水路流域=32.8, 豊川流域=10.4, 妹川流域=5	-	(略)																																																																	
	五城目町	馬場目川流域=18.2, 内川川流域=9.6, 富津内川流域=10.2	馬場目川流域=(8, 16.3), 内川川流域=(8, 8.4), 富津内川流域=(10, 9.1)	(略)																																																																	
	八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域=24.9, 馬場目川流域=26.4	馬場目川流域=(7, 25.6)	(略)																																																																	
	井川町	西部承水路・東部承水路流域=32, 井川流域=11.2, 赤沢川流域=4	井川流域=(7, 10)	(略)																																																																	
	大湯村	西部承水路・東部承水路流域=9.8	-	(略)																																																																	
	市町村等をまとめた	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基																																																																
秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=26.3, 旭川流域=18.2, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.3, 下浜鮎川流域=8.4, 猿田川流域=10, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.8, 三内川流域=20.5, 平尾鳥川流域=8.8, 新城川流域=14.7, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=4.2, 宝川流域=7.4, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.4, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5	雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(9, 7.5), 下浜鮎川流域=(7, 7.5), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.3), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.5)	(略)																																																																	
	男鹿市	西部承水路・東部承水路流域=33.7, 滝川流域=5.6, 相川流域=4.4, 賀茂川流域=5.2, 比詰川流域=5.7	滝川流域=(10, 5), 相川流域=(6, 3.8), 比詰川流域=(8, 5.1)	(略)																																																																	
	潟上市	馬踏川流域=10.8, 西部承水路・東部承水路流域=33.5, 豊川流域=10.4, 妹川流域=5	-	(略)																																																																	
	五城目町	馬場目川流域=18.3, 内川川流域=9.7, 富津内川流域=10.2	馬場目川流域=(9, 16.4), 内川川流域=(8, 8.4), 富津内川流域=(10, 9.1)	(略)																																																																	
	八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域=24.9, 馬場目川流域=26.9	馬場目川流域=(7, 25.6)	(略)																																																																	
	井川町	西部承水路・東部承水路流域=32.5, 井川流域=11.2, 赤沢川流域=4	-	(略)																																																																	
	大湯村	西部承水路・東部承水路流域=9.8	-	(略)																																																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																	
123	191	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">能代山 本地域</td> <td style="width: 10%;">能代市</td> <td style="width: 30%;"> 檜山川流域=<u>10.4</u>, 久喜沢川流域=<u>8.4</u>, 常盤川流域=<u>12.4</u>, 天内川流域=5.2, 種梅川流域=9.8, 内川流域=<u>12.8</u>, 比井野川流域=8.4, 阿仁川流域=57.7, 濁川流域=<u>10.5</u>, 竹生川流域=<u>11</u>, 悪土川流域=5.2, 田代川流域=<u>7.5</u> </td> <td style="width: 30%;"> 米代川流域=(<u>10</u>, <u>58.6</u>), (略) 檜山川流域=(<u>8</u>, <u>9.3</u>), 天内川流域=(5, 3.6), 内川流域=(5, 12), 比井野川流域=(<u>6</u>, 4.9), 悪土川流域=(6, 4.6) </td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>藤里町</td> <td> 藤琴川流域=30.7, 大沢川流域=<u>11.3</u>, 粕毛川流域=28.1, 寺沢川流域=<u>7.1</u>, 小比内川流域=15.8, 長場内川流域=<u>7</u> </td> <td>- (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>三種町</td> <td> 西部承水路・東部承水路流域=23.5, 鯉川流域=<u>8.1</u>, 三種川流域=16.4, 小又川流域=7.3, 鶴川流域=5.3, 金光寺川流域=<u>7.6</u>, 添畑川流域=<u>6.9</u>, 西又川流域=6.8 </td> <td>三種川流域=(5, 11.9) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>八峰町</td> <td> 竹生川流域=<u>7.3</u>, 真瀬川流域=<u>17.5</u>, 水沢川流域=<u>14.8</u>, 塙川流域=<u>12.5</u> </td> <td>- (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>本荘由 利地域</td> <td>由利本 荘市</td> <td> 芋川流域=<u>25</u>, 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鶯川流域=<u>9.3</u>, 笹子川流域=<u>21.7</u>, 直根川流域=<u>12.5</u>, 百宅川流域=<u>9.7</u>, 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域=<u>7.2</u>, 北ノ股川流域=<u>5.8</u>, 黒森川流域=<u>4.4</u>, 須郷川流域=<u>7.7</u>, 坂部川流域=<u>8.8</u>, 杉森川流域=<u>4.9</u>, 大吹川流域=9.5, 丁川流域=<u>12.8</u>, 法内川流域=<u>8.8</u>, 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域=<u>4.7</u>, 勝手川流域=<u>7.8</u>, 君ヶ野川流域=<u>11.5</u>, 二古川流域=<u>6.2</u>, 衣川流域=<u>17.3</u>, 芦川流域=4.7, 蛇川流域=<u>8.1</u>, 福俣川流域=<u>7.7</u>, 黒川流域=<u>7.9</u>, 西目川流域=11.5, 羽広川流域=<u>6.5</u> </td> <td>芋川流域=(10, 24.4), (略) 坂部川流域=(8, 8.6)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>にかほ市</td> <td> 鳥越川流域=<u>10</u>, 天拝川流域=<u>10.5</u>, 大湯川流域=<u>8.7</u>, 大沢川流域=8.1, 白雪川流域=<u>16.9</u>, 赤石川流域=4.5, 奈曾川流域=<u>9.6</u>, 川袋小川流域=5.7, 清水川流域=4.8 </td> <td>赤石川流域=(8, <u>4</u>), (略) 川袋小川流域=(8, 5.1), 清水川流域=(8, 4.3)</td> <td></td> </tr> </table>	能代山 本地域	能代市	檜山川流域= <u>10.4</u> , 久喜沢川流域= <u>8.4</u> , 常盤川流域= <u>12.4</u> , 天内川流域=5.2, 種梅川流域=9.8, 内川流域= <u>12.8</u> , 比井野川流域=8.4, 阿仁川流域=57.7, 濁川流域= <u>10.5</u> , 竹生川流域= <u>11</u> , 悪土川流域=5.2, 田代川流域= <u>7.5</u>	米代川流域=(<u>10</u> , <u>58.6</u>), (略) 檜山川流域=(<u>8</u> , <u>9.3</u>), 天内川流域=(5, 3.6), 内川流域=(5, 12), 比井野川流域=(<u>6</u> , 4.9), 悪土川流域=(6, 4.6)			藤里町	藤琴川流域=30.7, 大沢川流域= <u>11.3</u> , 粕毛川流域=28.1, 寺沢川流域= <u>7.1</u> , 小比内川流域=15.8, 長場内川流域= <u>7</u>	- (略)			三種町	西部承水路・東部承水路流域=23.5, 鯉川流域= <u>8.1</u> , 三種川流域=16.4, 小又川流域=7.3, 鶴川流域=5.3, 金光寺川流域= <u>7.6</u> , 添畑川流域= <u>6.9</u> , 西又川流域=6.8	三種川流域=(5, 11.9) (略)			八峰町	竹生川流域= <u>7.3</u> , 真瀬川流域= <u>17.5</u> , 水沢川流域= <u>14.8</u> , 塙川流域= <u>12.5</u>	- (略)			本荘由 利地域	由利本 荘市	芋川流域= <u>25</u> , 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鶯川流域= <u>9.3</u> , 笹子川流域= <u>21.7</u> , 直根川流域= <u>12.5</u> , 百宅川流域= <u>9.7</u> , 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域= <u>7.2</u> , 北ノ股川流域= <u>5.8</u> , 黒森川流域= <u>4.4</u> , 須郷川流域= <u>7.7</u> , 坂部川流域= <u>8.8</u> , 杉森川流域= <u>4.9</u> , 大吹川流域=9.5, 丁川流域= <u>12.8</u> , 法内川流域= <u>8.8</u> , 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域= <u>4.7</u> , 勝手川流域= <u>7.8</u> , 君ヶ野川流域= <u>11.5</u> , 二古川流域= <u>6.2</u> , 衣川流域= <u>17.3</u> , 芦川流域=4.7, 蛇川流域= <u>8.1</u> , 福俣川流域= <u>7.7</u> , 黒川流域= <u>7.9</u> , 西目川流域=11.5, 羽広川流域= <u>6.5</u>	芋川流域=(10, 24.4), (略) 坂部川流域=(8, 8.6)				にかほ市	鳥越川流域= <u>10</u> , 天拝川流域= <u>10.5</u> , 大湯川流域= <u>8.7</u> , 大沢川流域=8.1, 白雪川流域= <u>16.9</u> , 赤石川流域=4.5, 奈曾川流域= <u>9.6</u> , 川袋小川流域=5.7, 清水川流域=4.8	赤石川流域=(8, <u>4</u>), (略) 川袋小川流域=(8, 5.1), 清水川流域=(8, 4.3)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">能代山 本地域</td> <td style="width: 10%;">能代市</td> <td style="width: 30%;"> 檜山川流域=<u>9.5</u>, 久喜沢川流域=<u>8.1</u>, 常盤川流域=<u>12.2</u>, 天内川流域=5.2, 種梅川流域=9.8, 内川流域=<u>12.9</u>, 比井野川流域=8.4, 阿仁川流域=57.7, 濁川流域=<u>9.5</u>, 竹生川流域=<u>10.8</u>, 悪土川流域=5.2, 田代川流域=<u>7.4</u> </td> <td style="width: 30%;"> 米代川流域=(<u>5</u>, <u>45.6</u>), (略) 檜山川流域=(<u>9</u>, <u>8.5</u>), 天内川流域=(5, 3.6), 内川流域=(5, 12), 比井野川流域=(<u>5</u>, 4.9), 悪土川流域=(6, 4.6) </td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>藤里町</td> <td> 藤琴川流域=30.7, 大沢川流域=<u>11</u>, 粕毛川流域=28.1, 寺沢川流域=<u>6.9</u>, 小比内川流域=15.8, 長場内川流域=<u>6.8</u> </td> <td>- (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>三種町</td> <td> 西部承水路・東部承水路流域=23.5, 鯉川流域=<u>7.9</u>, 三種川流域=16.4, 小又川流域=7.3, 鶴川流域=5.3, 金光寺川流域=<u>7.3</u>, 添畑川流域=<u>6.8</u>, 西又川流域=6.8 </td> <td>三種川流域=(5, 11.9) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>八峰町</td> <td> 竹生川流域=<u>7.1</u>, 真瀬川流域=<u>17.2</u>, 水沢川流域=<u>14.6</u>, 塙川流域=<u>12.3</u> </td> <td>- (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>本荘由 利地域</td> <td>由利本 荘市</td> <td> 芋川流域=<u>25.7</u>, 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鶯川流域=<u>9.1</u>, 笹子川流域=<u>21.5</u>, 直根川流域=<u>12.2</u>, 百宅川流域=<u>9.5</u>, 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域=<u>7.3</u>, <u>土本川流域=3.8</u>, 北ノ股川流域=<u>5.2</u>, 黒森川流域=<u>4.5</u>, 須郷川流域=<u>7.6</u>, 坂部川流域=<u>8.7</u>, 杉森川流域=<u>4.8</u>, 大吹川流域=9.5, 丁川流域=<u>12.6</u>, 法内川流域=<u>8.9</u>, 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域=<u>4.5</u>, 勝手川流域=<u>8.1</u>, 君ヶ野川流域=<u>11.8</u>, 二古川流域=<u>6.5</u>, 衣川流域=<u>18.1</u>, 芦川流域=4.7, 蛇川流域=<u>8.2</u>, 福俣川流域=<u>8</u>, 黒川流域=<u>8</u>, 西目川流域=11.5, 羽広川流域=<u>6.4</u> </td> <td>芋川流域=(10, 24.4), (略) 坂部川流域=(6, 8.6)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>にかほ市</td> <td> 鳥越川流域=<u>9.8</u>, 天拝川流域=<u>10.3</u>, 大湯川流域=<u>8.6</u>, 大沢川流域=8.1, 白雪川流域=<u>16.5</u>, 赤石川流域=4.5, 奈曾川流域=<u>9.4</u>, 川袋小川流域=5.7, 清水川流域=4.8 </td> <td>赤石川流域=(8, <u>3.9</u>), (略) 川袋小川流域=(8, 5.1), 清水川流域=(8, 4.3)</td> <td></td> </tr> </table>	能代山 本地域	能代市	檜山川流域= <u>9.5</u> , 久喜沢川流域= <u>8.1</u> , 常盤川流域= <u>12.2</u> , 天内川流域=5.2, 種梅川流域=9.8, 内川流域= <u>12.9</u> , 比井野川流域=8.4, 阿仁川流域=57.7, 濁川流域= <u>9.5</u> , 竹生川流域= <u>10.8</u> , 悪土川流域=5.2, 田代川流域= <u>7.4</u>	米代川流域=(<u>5</u> , <u>45.6</u>), (略) 檜山川流域=(<u>9</u> , <u>8.5</u>), 天内川流域=(5, 3.6), 内川流域=(5, 12), 比井野川流域=(<u>5</u> , 4.9), 悪土川流域=(6, 4.6)			藤里町	藤琴川流域=30.7, 大沢川流域= <u>11</u> , 粕毛川流域=28.1, 寺沢川流域= <u>6.9</u> , 小比内川流域=15.8, 長場内川流域= <u>6.8</u>	- (略)			三種町	西部承水路・東部承水路流域=23.5, 鯉川流域= <u>7.9</u> , 三種川流域=16.4, 小又川流域=7.3, 鶴川流域=5.3, 金光寺川流域= <u>7.3</u> , 添畑川流域= <u>6.8</u> , 西又川流域=6.8	三種川流域=(5, 11.9) (略)			八峰町	竹生川流域= <u>7.1</u> , 真瀬川流域= <u>17.2</u> , 水沢川流域= <u>14.6</u> , 塙川流域= <u>12.3</u>	- (略)			本荘由 利地域	由利本 荘市	芋川流域= <u>25.7</u> , 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鶯川流域= <u>9.1</u> , 笹子川流域= <u>21.5</u> , 直根川流域= <u>12.2</u> , 百宅川流域= <u>9.5</u> , 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域= <u>7.3</u> , <u>土本川流域=3.8</u> , 北ノ股川流域= <u>5.2</u> , 黒森川流域= <u>4.5</u> , 須郷川流域= <u>7.6</u> , 坂部川流域= <u>8.7</u> , 杉森川流域= <u>4.8</u> , 大吹川流域=9.5, 丁川流域= <u>12.6</u> , 法内川流域= <u>8.9</u> , 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域= <u>4.5</u> , 勝手川流域= <u>8.1</u> , 君ヶ野川流域= <u>11.8</u> , 二古川流域= <u>6.5</u> , 衣川流域= <u>18.1</u> , 芦川流域=4.7, 蛇川流域= <u>8.2</u> , 福俣川流域= <u>8</u> , 黒川流域= <u>8</u> , 西目川流域=11.5, 羽広川流域= <u>6.4</u>	芋川流域=(10, 24.4), (略) 坂部川流域=(6, 8.6)				にかほ市	鳥越川流域= <u>9.8</u> , 天拝川流域= <u>10.3</u> , 大湯川流域= <u>8.6</u> , 大沢川流域=8.1, 白雪川流域= <u>16.5</u> , 赤石川流域=4.5, 奈曾川流域= <u>9.4</u> , 川袋小川流域=5.7, 清水川流域=4.8	赤石川流域=(8, <u>3.9</u>), (略) 川袋小川流域=(8, 5.1), 清水川流域=(8, 4.3)		時点修正
能代山 本地域	能代市	檜山川流域= <u>10.4</u> , 久喜沢川流域= <u>8.4</u> , 常盤川流域= <u>12.4</u> , 天内川流域=5.2, 種梅川流域=9.8, 内川流域= <u>12.8</u> , 比井野川流域=8.4, 阿仁川流域=57.7, 濁川流域= <u>10.5</u> , 竹生川流域= <u>11</u> , 悪土川流域=5.2, 田代川流域= <u>7.5</u>	米代川流域=(<u>10</u> , <u>58.6</u>), (略) 檜山川流域=(<u>8</u> , <u>9.3</u>), 天内川流域=(5, 3.6), 内川流域=(5, 12), 比井野川流域=(<u>6</u> , 4.9), 悪土川流域=(6, 4.6)																																																																	
	藤里町	藤琴川流域=30.7, 大沢川流域= <u>11.3</u> , 粕毛川流域=28.1, 寺沢川流域= <u>7.1</u> , 小比内川流域=15.8, 長場内川流域= <u>7</u>	- (略)																																																																	
	三種町	西部承水路・東部承水路流域=23.5, 鯉川流域= <u>8.1</u> , 三種川流域=16.4, 小又川流域=7.3, 鶴川流域=5.3, 金光寺川流域= <u>7.6</u> , 添畑川流域= <u>6.9</u> , 西又川流域=6.8	三種川流域=(5, 11.9) (略)																																																																	
	八峰町	竹生川流域= <u>7.3</u> , 真瀬川流域= <u>17.5</u> , 水沢川流域= <u>14.8</u> , 塙川流域= <u>12.5</u>	- (略)																																																																	
	本荘由 利地域	由利本 荘市	芋川流域= <u>25</u> , 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鶯川流域= <u>9.3</u> , 笹子川流域= <u>21.7</u> , 直根川流域= <u>12.5</u> , 百宅川流域= <u>9.7</u> , 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域= <u>7.2</u> , 北ノ股川流域= <u>5.8</u> , 黒森川流域= <u>4.4</u> , 須郷川流域= <u>7.7</u> , 坂部川流域= <u>8.8</u> , 杉森川流域= <u>4.9</u> , 大吹川流域=9.5, 丁川流域= <u>12.8</u> , 法内川流域= <u>8.8</u> , 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域= <u>4.7</u> , 勝手川流域= <u>7.8</u> , 君ヶ野川流域= <u>11.5</u> , 二古川流域= <u>6.2</u> , 衣川流域= <u>17.3</u> , 芦川流域=4.7, 蛇川流域= <u>8.1</u> , 福俣川流域= <u>7.7</u> , 黒川流域= <u>7.9</u> , 西目川流域=11.5, 羽広川流域= <u>6.5</u>	芋川流域=(10, 24.4), (略) 坂部川流域=(8, 8.6)																																																																
		にかほ市	鳥越川流域= <u>10</u> , 天拝川流域= <u>10.5</u> , 大湯川流域= <u>8.7</u> , 大沢川流域=8.1, 白雪川流域= <u>16.9</u> , 赤石川流域=4.5, 奈曾川流域= <u>9.6</u> , 川袋小川流域=5.7, 清水川流域=4.8	赤石川流域=(8, <u>4</u>), (略) 川袋小川流域=(8, 5.1), 清水川流域=(8, 4.3)																																																																
能代山 本地域	能代市	檜山川流域= <u>9.5</u> , 久喜沢川流域= <u>8.1</u> , 常盤川流域= <u>12.2</u> , 天内川流域=5.2, 種梅川流域=9.8, 内川流域= <u>12.9</u> , 比井野川流域=8.4, 阿仁川流域=57.7, 濁川流域= <u>9.5</u> , 竹生川流域= <u>10.8</u> , 悪土川流域=5.2, 田代川流域= <u>7.4</u>	米代川流域=(<u>5</u> , <u>45.6</u>), (略) 檜山川流域=(<u>9</u> , <u>8.5</u>), 天内川流域=(5, 3.6), 内川流域=(5, 12), 比井野川流域=(<u>5</u> , 4.9), 悪土川流域=(6, 4.6)																																																																	
	藤里町	藤琴川流域=30.7, 大沢川流域= <u>11</u> , 粕毛川流域=28.1, 寺沢川流域= <u>6.9</u> , 小比内川流域=15.8, 長場内川流域= <u>6.8</u>	- (略)																																																																	
	三種町	西部承水路・東部承水路流域=23.5, 鯉川流域= <u>7.9</u> , 三種川流域=16.4, 小又川流域=7.3, 鶴川流域=5.3, 金光寺川流域= <u>7.3</u> , 添畑川流域= <u>6.8</u> , 西又川流域=6.8	三種川流域=(5, 11.9) (略)																																																																	
	八峰町	竹生川流域= <u>7.1</u> , 真瀬川流域= <u>17.2</u> , 水沢川流域= <u>14.6</u> , 塙川流域= <u>12.3</u>	- (略)																																																																	
	本荘由 利地域	由利本 荘市	芋川流域= <u>25.7</u> , 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鶯川流域= <u>9.1</u> , 笹子川流域= <u>21.5</u> , 直根川流域= <u>12.2</u> , 百宅川流域= <u>9.5</u> , 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域= <u>7.3</u> , <u>土本川流域=3.8</u> , 北ノ股川流域= <u>5.2</u> , 黒森川流域= <u>4.5</u> , 須郷川流域= <u>7.6</u> , 坂部川流域= <u>8.7</u> , 杉森川流域= <u>4.8</u> , 大吹川流域=9.5, 丁川流域= <u>12.6</u> , 法内川流域= <u>8.9</u> , 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域= <u>4.5</u> , 勝手川流域= <u>8.1</u> , 君ヶ野川流域= <u>11.8</u> , 二古川流域= <u>6.5</u> , 衣川流域= <u>18.1</u> , 芦川流域=4.7, 蛇川流域= <u>8.2</u> , 福俣川流域= <u>8</u> , 黒川流域= <u>8</u> , 西目川流域=11.5, 羽広川流域= <u>6.4</u>	芋川流域=(10, 24.4), (略) 坂部川流域=(6, 8.6)																																																																
		にかほ市	鳥越川流域= <u>9.8</u> , 天拝川流域= <u>10.3</u> , 大湯川流域= <u>8.6</u> , 大沢川流域=8.1, 白雪川流域= <u>16.5</u> , 赤石川流域=4.5, 奈曾川流域= <u>9.4</u> , 川袋小川流域=5.7, 清水川流域=4.8	赤石川流域=(8, <u>3.9</u>), (略) 川袋小川流域=(8, 5.1), 清水川流域=(8, 4.3)																																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																		
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																			
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																			
124	192	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">北秋鹿角地域</td> <td style="width: 15%;">大館市</td> <td style="width: 30%;">米代川流域=37.5, 早口川流域=21.4, 岩瀬川流域=24.4, 山田川流域=12.4, 引欠川流域=<u>14.9</u>, 長木川流域=33.8, 犀川流域=<u>20.3</u>, 小森川流域=<u>6</u>, 下内川流域=<u>12.2</u>, 乱川流域=8.3, 大森川流域=<u>7.9</u>, 花岡川流域=6.6, 大茂内川流域=<u>7.9</u>, 板戸川流域=<u>4.2</u>, 炭谷川流域=<u>4.9</u></td> <td style="width: 30%;">米代川流域= (5, 33) , 早口川流域= (5, 19.2) , 長木川流域= (5, 30.4) , 犀川流域= (5, <u>18.2</u>) , 下内川流域= (5, <u>10.9</u>) , 花岡川流域= (5, 5.9)</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿角市</td> <td>米代川流域=<u>39.2</u>, 大湯川流域=<u>22.4</u>, 根市川流域=11, 間瀬川流域=12.8, 黒沢川流域=<u>5.1</u>, 夜明島川流域=<u>13.8</u>, 熊沢川流域=20.3, 小坂川流域=<u>20.6</u>, 汁毛川流域=7.9, 福土川流域=<u>8.6</u>, 夏井川流域=6.6, 櫻内川流域=<u>9.1</u>, 冷水川流域=7.3</td> <td>米代川流域= (<u>5, 35.2</u>) ,</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北秋田市</td> <td>阿仁川流域=54.2, 今泉川流域=<u>6.2</u>, 前山川流域=9.8, 小猿部川流域=<u>21.4</u>, 旧小猿部川流域=1.8, 綴子川流域=11.2, 摩当川流域=<u>10.2</u>, 糠沢川流域=13.5, 羽根山沢川流域=<u>9.6</u>, 小阿仁川流域=29.1, 小又川流域=27, 小糠川流域=<u>10.7</u>, 小森川流域=<u>10.7</u>, 品類川流域=<u>9.9</u>, 谷地川流域=4.8</td> <td>米代川流域= (5, 62.9) , 阿仁川流域= (5, 48.7) , 小阿仁川流域= (5, 25.6) , 谷地川流域= (5, 4.3)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小坂町</td> <td>小坂川流域=14.1, 荒川流域=<u>7.8</u>, 砂子沢川流域=<u>6.9</u>, 古達部川流域=9.3</td> <td>-</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上小阿仁村</td> <td>小阿仁川流域=<u>28.5</u>, 仏社川流域=10.1, 長滝沢・五反沢川流域=<u>13.7</u></td> <td>-</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	北秋鹿角地域	大館市	米代川流域=37.5, 早口川流域=21.4, 岩瀬川流域=24.4, 山田川流域=12.4, 引欠川流域= <u>14.9</u> , 長木川流域=33.8, 犀川流域= <u>20.3</u> , 小森川流域= <u>6</u> , 下内川流域= <u>12.2</u> , 乱川流域=8.3, 大森川流域= <u>7.9</u> , 花岡川流域=6.6, 大茂内川流域= <u>7.9</u> , 板戸川流域= <u>4.2</u> , 炭谷川流域= <u>4.9</u>	米代川流域= (5, 33) , 早口川流域= (5, 19.2) , 長木川流域= (5, 30.4) , 犀川流域= (5, <u>18.2</u>) , 下内川流域= (5, <u>10.9</u>) , 花岡川流域= (5, 5.9)	(略)		鹿角市	米代川流域= <u>39.2</u> , 大湯川流域= <u>22.4</u> , 根市川流域=11, 間瀬川流域=12.8, 黒沢川流域= <u>5.1</u> , 夜明島川流域= <u>13.8</u> , 熊沢川流域=20.3, 小坂川流域= <u>20.6</u> , 汁毛川流域=7.9, 福土川流域= <u>8.6</u> , 夏井川流域=6.6, 櫻内川流域= <u>9.1</u> , 冷水川流域=7.3	米代川流域= (<u>5, 35.2</u>) ,	(略)		北秋田市	阿仁川流域=54.2, 今泉川流域= <u>6.2</u> , 前山川流域=9.8, 小猿部川流域= <u>21.4</u> , 旧小猿部川流域=1.8, 綴子川流域=11.2, 摩当川流域= <u>10.2</u> , 糠沢川流域=13.5, 羽根山沢川流域= <u>9.6</u> , 小阿仁川流域=29.1, 小又川流域=27, 小糠川流域= <u>10.7</u> , 小森川流域= <u>10.7</u> , 品類川流域= <u>9.9</u> , 谷地川流域=4.8	米代川流域= (5, 62.9) , 阿仁川流域= (5, 48.7) , 小阿仁川流域= (5, 25.6) , 谷地川流域= (5, 4.3)	(略)		小坂町	小坂川流域=14.1, 荒川流域= <u>7.8</u> , 砂子沢川流域= <u>6.9</u> , 古達部川流域=9.3	-	(略)		上小阿仁村	小阿仁川流域= <u>28.5</u> , 仏社川流域=10.1, 長滝沢・五反沢川流域= <u>13.7</u>	-	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">北秋鹿角地域</td> <td style="width: 15%;">大館市</td> <td style="width: 30%;">米代川流域=37.5, 早口川流域=21.4, 岩瀬川流域=24.4, 山田川流域=12.4, 引欠川流域=<u>14.7</u>, 長木川流域=33.8, 犀川流域=<u>20.5</u>, 小森川流域=<u>5.9</u>, 下内川流域=<u>12.1</u>, 乱川流域=8.3, 大森川流域=<u>7.7</u>, 花岡川流域=6.6, 大茂内川流域=<u>7.7</u>, 板戸川流域=<u>5.3</u>, 炭谷川流域=<u>4.8</u></td> <td style="width: 30%;">米代川流域= (5, 33) , 早口川流域= (5, 19.2) , 長木川流域= (5, 30.4) , 犀川流域= (5, <u>18.4</u>) , 下内川流域= (5, <u>10.8</u>) , 花岡川流域= (5, 5.9)</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿角市</td> <td>米代川流域=<u>38.8</u>, 大湯川流域=<u>22.7</u>, 根市川流域=11, 間瀬川流域=12.8, 黒沢川流域=<u>5.2</u>, 夜明島川流域=<u>14</u>, 熊沢川流域=20.3, 小坂川流域=<u>20.3</u>, 汁毛川流域=7.9, 福土川流域=<u>8.7</u>, 夏井川流域=6.6, 櫻内川流域=<u>9.2</u>, 冷水川流域=7.3</td> <td>米代川流域= (<u>7, 34.9</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北秋田市</td> <td>阿仁川流域=54.2, 今泉川流域=<u>6.3</u>, 前山川流域=9.8, 小猿部川流域=<u>21.5</u>, 旧小猿部川流域=1.8, 綴子川流域=11.2, 摩当川流域=<u>10</u>, 糠沢川流域=13.5, 羽根山沢川流域=<u>9.4</u>, 小阿仁川流域=29.1, 小又川流域=27, 小糠川流域=<u>10.9</u>, 小森川流域=<u>10.5</u>, 品類川流域=<u>10</u>, 谷地川流域=4.8</td> <td>米代川流域= (5, 62.9) , 阿仁川流域= (5, 48.7) , 小阿仁川流域= (5, 25.6) , 谷地川流域= (5, 4.3)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小坂町</td> <td>小坂川流域=14.1, 荒川流域=<u>7.7</u>, 砂子沢川流域=<u>6.8</u>, 古達部川流域=9.3</td> <td>-</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上小阿仁村</td> <td>小阿仁川流域=<u>28.6</u>, 仏社川流域=10.1, 長滝沢・五反沢川流域=<u>13.9</u></td> <td>-</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	北秋鹿角地域	大館市	米代川流域=37.5, 早口川流域=21.4, 岩瀬川流域=24.4, 山田川流域=12.4, 引欠川流域= <u>14.7</u> , 長木川流域=33.8, 犀川流域= <u>20.5</u> , 小森川流域= <u>5.9</u> , 下内川流域= <u>12.1</u> , 乱川流域=8.3, 大森川流域= <u>7.7</u> , 花岡川流域=6.6, 大茂内川流域= <u>7.7</u> , 板戸川流域= <u>5.3</u> , 炭谷川流域= <u>4.8</u>	米代川流域= (5, 33) , 早口川流域= (5, 19.2) , 長木川流域= (5, 30.4) , 犀川流域= (5, <u>18.4</u>) , 下内川流域= (5, <u>10.8</u>) , 花岡川流域= (5, 5.9)	(略)		鹿角市	米代川流域= <u>38.8</u> , 大湯川流域= <u>22.7</u> , 根市川流域=11, 間瀬川流域=12.8, 黒沢川流域= <u>5.2</u> , 夜明島川流域= <u>14</u> , 熊沢川流域=20.3, 小坂川流域= <u>20.3</u> , 汁毛川流域=7.9, 福土川流域= <u>8.7</u> , 夏井川流域=6.6, 櫻内川流域= <u>9.2</u> , 冷水川流域=7.3	米代川流域= (<u>7, 34.9</u>)	(略)		北秋田市	阿仁川流域=54.2, 今泉川流域= <u>6.3</u> , 前山川流域=9.8, 小猿部川流域= <u>21.5</u> , 旧小猿部川流域=1.8, 綴子川流域=11.2, 摩当川流域= <u>10</u> , 糠沢川流域=13.5, 羽根山沢川流域= <u>9.4</u> , 小阿仁川流域=29.1, 小又川流域=27, 小糠川流域= <u>10.9</u> , 小森川流域= <u>10.5</u> , 品類川流域= <u>10</u> , 谷地川流域=4.8	米代川流域= (5, 62.9) , 阿仁川流域= (5, 48.7) , 小阿仁川流域= (5, 25.6) , 谷地川流域= (5, 4.3)	(略)		小坂町	小坂川流域=14.1, 荒川流域= <u>7.7</u> , 砂子沢川流域= <u>6.8</u> , 古達部川流域=9.3	-	(略)		上小阿仁村	小阿仁川流域= <u>28.6</u> , 仏社川流域=10.1, 長滝沢・五反沢川流域= <u>13.9</u>	-	(略)	所要の修正
北秋鹿角地域	大館市	米代川流域=37.5, 早口川流域=21.4, 岩瀬川流域=24.4, 山田川流域=12.4, 引欠川流域= <u>14.9</u> , 長木川流域=33.8, 犀川流域= <u>20.3</u> , 小森川流域= <u>6</u> , 下内川流域= <u>12.2</u> , 乱川流域=8.3, 大森川流域= <u>7.9</u> , 花岡川流域=6.6, 大茂内川流域= <u>7.9</u> , 板戸川流域= <u>4.2</u> , 炭谷川流域= <u>4.9</u>	米代川流域= (5, 33) , 早口川流域= (5, 19.2) , 長木川流域= (5, 30.4) , 犀川流域= (5, <u>18.2</u>) , 下内川流域= (5, <u>10.9</u>) , 花岡川流域= (5, 5.9)	(略)																																																		
	鹿角市	米代川流域= <u>39.2</u> , 大湯川流域= <u>22.4</u> , 根市川流域=11, 間瀬川流域=12.8, 黒沢川流域= <u>5.1</u> , 夜明島川流域= <u>13.8</u> , 熊沢川流域=20.3, 小坂川流域= <u>20.6</u> , 汁毛川流域=7.9, 福土川流域= <u>8.6</u> , 夏井川流域=6.6, 櫻内川流域= <u>9.1</u> , 冷水川流域=7.3	米代川流域= (<u>5, 35.2</u>) ,	(略)																																																		
	北秋田市	阿仁川流域=54.2, 今泉川流域= <u>6.2</u> , 前山川流域=9.8, 小猿部川流域= <u>21.4</u> , 旧小猿部川流域=1.8, 綴子川流域=11.2, 摩当川流域= <u>10.2</u> , 糠沢川流域=13.5, 羽根山沢川流域= <u>9.6</u> , 小阿仁川流域=29.1, 小又川流域=27, 小糠川流域= <u>10.7</u> , 小森川流域= <u>10.7</u> , 品類川流域= <u>9.9</u> , 谷地川流域=4.8	米代川流域= (5, 62.9) , 阿仁川流域= (5, 48.7) , 小阿仁川流域= (5, 25.6) , 谷地川流域= (5, 4.3)	(略)																																																		
	小坂町	小坂川流域=14.1, 荒川流域= <u>7.8</u> , 砂子沢川流域= <u>6.9</u> , 古達部川流域=9.3	-	(略)																																																		
	上小阿仁村	小阿仁川流域= <u>28.5</u> , 仏社川流域=10.1, 長滝沢・五反沢川流域= <u>13.7</u>	-	(略)																																																		
北秋鹿角地域	大館市	米代川流域=37.5, 早口川流域=21.4, 岩瀬川流域=24.4, 山田川流域=12.4, 引欠川流域= <u>14.7</u> , 長木川流域=33.8, 犀川流域= <u>20.5</u> , 小森川流域= <u>5.9</u> , 下内川流域= <u>12.1</u> , 乱川流域=8.3, 大森川流域= <u>7.7</u> , 花岡川流域=6.6, 大茂内川流域= <u>7.7</u> , 板戸川流域= <u>5.3</u> , 炭谷川流域= <u>4.8</u>	米代川流域= (5, 33) , 早口川流域= (5, 19.2) , 長木川流域= (5, 30.4) , 犀川流域= (5, <u>18.4</u>) , 下内川流域= (5, <u>10.8</u>) , 花岡川流域= (5, 5.9)	(略)																																																		
	鹿角市	米代川流域= <u>38.8</u> , 大湯川流域= <u>22.7</u> , 根市川流域=11, 間瀬川流域=12.8, 黒沢川流域= <u>5.2</u> , 夜明島川流域= <u>14</u> , 熊沢川流域=20.3, 小坂川流域= <u>20.3</u> , 汁毛川流域=7.9, 福土川流域= <u>8.7</u> , 夏井川流域=6.6, 櫻内川流域= <u>9.2</u> , 冷水川流域=7.3	米代川流域= (<u>7, 34.9</u>)	(略)																																																		
	北秋田市	阿仁川流域=54.2, 今泉川流域= <u>6.3</u> , 前山川流域=9.8, 小猿部川流域= <u>21.5</u> , 旧小猿部川流域=1.8, 綴子川流域=11.2, 摩当川流域= <u>10</u> , 糠沢川流域=13.5, 羽根山沢川流域= <u>9.4</u> , 小阿仁川流域=29.1, 小又川流域=27, 小糠川流域= <u>10.9</u> , 小森川流域= <u>10.5</u> , 品類川流域= <u>10</u> , 谷地川流域=4.8	米代川流域= (5, 62.9) , 阿仁川流域= (5, 48.7) , 小阿仁川流域= (5, 25.6) , 谷地川流域= (5, 4.3)	(略)																																																		
	小坂町	小坂川流域=14.1, 荒川流域= <u>7.7</u> , 砂子沢川流域= <u>6.8</u> , 古達部川流域=9.3	-	(略)																																																		
	上小阿仁村	小阿仁川流域= <u>28.6</u> , 仏社川流域=10.1, 長滝沢・五反沢川流域= <u>13.9</u>	-	(略)																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																	
125	193	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">仙北平鹿地域</td> <td style="width: 30%;"> <p>横手市 横手川流域=24, 榑岡川流域=<u>6.8</u>, 上溝川流域=<u>16.4</u>, 上法寺川流域=6.1, 地竹川流域=8.6, 厨川流域=<u>5.2</u>, 杉沢川流域=6.6, 横手大戸川流域=<u>4.6</u>, 頭無川流域=6, 大納川流域=<u>8.5</u>, 松川流域=<u>20</u>, 黒沢川流域=<u>13.9</u>, 武道川流域=<u>12.8</u>, 皿川流域=<u>12</u>, 成瀬川流域=<u>30.8</u>, 狙半内川流域=<u>11.1</u>, 七滝川流域=9.3, 坂部川流域=5.7</p> </td> <td style="width: 30%;"> <p>上溝川流域= (6, 16.1) (略)</p> </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大仙市</td> <td> <p>玉川流域=<u>55.4</u>, 横手川流域=<u>33.3</u>, 宮田又沢川流域=<u>12.3</u>, 淀川流域=<u>25.9</u>, 土貫川流域=<u>9.6</u>, 棚平川流域=<u>8.6</u>, 榑岡川流域=<u>19.4</u>, 小友川流域=9.5, 上総川流域=6.5, 心像川流域=<u>10.1</u>, 小出川流域=<u>8.8</u>, 西ノ又川流域=10, 齊内川流域=14.7, 小滝川流域=11.6, 窪堰川流域=4.6, 福部内川流域=<u>6.4</u>, 川口川流域=13.1, 矢島川流域=6.5, 湯元川流域=8.3</p> </td> <td> <p>雄物川流域= (<u>7, 28.7</u>), 玉川流域= (<u>5, 49.8</u>), 丸子川流域= (<u>5, 11.9</u>), 淀川流域= (<u>5, 23.3</u>), <u>大沢川流域= (5, 4.7)</u>, 土貫川流域= (<u>5, 8.6</u>), 棚平川流域= (<u>5, 7.7</u>), 榑岡川流域= (<u>5, 17.4</u>), 小友川流域= (5, 9.4), 西ノ又川流域= (<u>5, 9</u>), 小滝川流域= (<u>5, 10.4</u>), 福部内川流域= (5, 5.4)</p> </td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仙北市</td> <td> <p>玉川流域=<u>46.7</u>, 生保内川流域=<u>18.1</u>, 入見内川流域=9.2, 桧木内川流域=31.7, 山谷川流域=10.9, 堀内沢川流域=<u>7.4</u>, 才津川流域=<u>18.6</u>, 院内川流域=<u>7.7</u>, 小先達川流域=6.1, 刺市川流域=<u>6.3</u></p> </td> <td> <p>山谷川流域= (6, 9.1), 才津川流域= (6, 15.9), 刺市川流域= (6, <u>5.2</u>)</p> </td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美郷町</td> <td> <p>丸子川流域=<u>13.1</u>, 横手川流域=<u>29.6</u>, 上総川流域=5.7, 矢島川流域=4.8, 赤倉川流域=7.1, 出川流域=<u>5.1</u></p> </td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	仙北平鹿地域	<p>横手市 横手川流域=24, 榑岡川流域=<u>6.8</u>, 上溝川流域=<u>16.4</u>, 上法寺川流域=6.1, 地竹川流域=8.6, 厨川流域=<u>5.2</u>, 杉沢川流域=6.6, 横手大戸川流域=<u>4.6</u>, 頭無川流域=6, 大納川流域=<u>8.5</u>, 松川流域=<u>20</u>, 黒沢川流域=<u>13.9</u>, 武道川流域=<u>12.8</u>, 皿川流域=<u>12</u>, 成瀬川流域=<u>30.8</u>, 狙半内川流域=<u>11.1</u>, 七滝川流域=9.3, 坂部川流域=5.7</p>	<p>上溝川流域= (6, 16.1) (略)</p>		大仙市	<p>玉川流域=<u>55.4</u>, 横手川流域=<u>33.3</u>, 宮田又沢川流域=<u>12.3</u>, 淀川流域=<u>25.9</u>, 土貫川流域=<u>9.6</u>, 棚平川流域=<u>8.6</u>, 榑岡川流域=<u>19.4</u>, 小友川流域=9.5, 上総川流域=6.5, 心像川流域=<u>10.1</u>, 小出川流域=<u>8.8</u>, 西ノ又川流域=10, 齊内川流域=14.7, 小滝川流域=11.6, 窪堰川流域=4.6, 福部内川流域=<u>6.4</u>, 川口川流域=13.1, 矢島川流域=6.5, 湯元川流域=8.3</p>	<p>雄物川流域= (<u>7, 28.7</u>), 玉川流域= (<u>5, 49.8</u>), 丸子川流域= (<u>5, 11.9</u>), 淀川流域= (<u>5, 23.3</u>), <u>大沢川流域= (5, 4.7)</u>, 土貫川流域= (<u>5, 8.6</u>), 棚平川流域= (<u>5, 7.7</u>), 榑岡川流域= (<u>5, 17.4</u>), 小友川流域= (5, 9.4), 西ノ又川流域= (<u>5, 9</u>), 小滝川流域= (<u>5, 10.4</u>), 福部内川流域= (5, 5.4)</p>	(略)	仙北市	<p>玉川流域=<u>46.7</u>, 生保内川流域=<u>18.1</u>, 入見内川流域=9.2, 桧木内川流域=31.7, 山谷川流域=10.9, 堀内沢川流域=<u>7.4</u>, 才津川流域=<u>18.6</u>, 院内川流域=<u>7.7</u>, 小先達川流域=6.1, 刺市川流域=<u>6.3</u></p>	<p>山谷川流域= (6, 9.1), 才津川流域= (6, 15.9), 刺市川流域= (6, <u>5.2</u>)</p>	(略)	美郷町	<p>丸子川流域=<u>13.1</u>, 横手川流域=<u>29.6</u>, 上総川流域=5.7, 矢島川流域=4.8, 赤倉川流域=7.1, 出川流域=<u>5.1</u></p>	-	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">仙北平鹿地域</td> <td style="width: 30%;"> <p>横手市 横手川流域=24, 榑岡川流域=<u>6.7</u>, 上溝川流域=<u>16.3</u>, 上法寺川流域=6.1, 地竹川流域=8.6, 厨川流域=<u>5</u>, 杉沢川流域=6.6, 横手大戸川流域=<u>4.5</u>, 頭無川流域=6, 大納川流域=<u>8.6</u>, 松川流域=<u>19.6</u>, 黒沢川流域=<u>13.7</u>, 武道川流域=<u>12.6</u>, 皿川流域=<u>11.8</u>, 成瀬川流域=<u>31</u>, 狙半内川流域=<u>11.2</u>, 七滝川流域=9.3, 坂部川流域=5.7</p> </td> <td style="width: 30%;"> <p>上溝川流域= (6, 16.1) (略)</p> </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大仙市</td> <td> <p>玉川流域=<u>54.9</u>, 横手川流域=<u>32.9</u>, 宮田又沢川流域=<u>12.4</u>, 淀川流域=<u>25.7</u>, <u>大沢川流域=5.3</u>, 土貫川流域=<u>9.9</u>, 棚平川流域=<u>8.5</u>, 榑岡川流域=<u>19.5</u>, 小友川流域=9.5, 上総川流域=6.5, 心像川流域=<u>9.9</u>, 小出川流域=<u>8.7</u>, 西ノ又川流域=10, 齊内川流域=14.7, 小滝川流域=11.6, 窪堰川流域=4.6, 福部内川流域=<u>6.5</u>, 川口川流域=13.1, 矢島川流域=6.5, 湯元川流域=8.3</p> </td> <td> <p>雄物川流域= (<u>6, 29.8</u>), 玉川流域= (<u>6, 49.4</u>), 丸子川流域= (<u>6, 12.1</u>), 淀川流域= (<u>6, 23.1</u>), 小友川流域= (<u>6, 8.9</u>), 土貫川流域= (<u>6, 8.9</u>), 棚平川流域= (<u>6, 7.6</u>), 榑岡川流域= (<u>8, 11.6</u>), 小友川流域= (5, 9.4), 西ノ又川流域= (<u>6, 9</u>), 小滝川流域= (<u>6, 10.4</u>), 福部内川流域= (5, 5.4)</p> </td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仙北市</td> <td> <p>玉川流域=<u>46.2</u>, 生保内川流域=<u>17.8</u>, 入見内川流域=9.2, 桧木内川流域=31.7, 山谷川流域=10.9, 堀内沢川流域=<u>7.3</u>, 才津川流域=<u>18.3</u>, 院内川流域=<u>7.5</u>, 小先達川流域=6.1, 刺市川流域=<u>6.2</u></p> </td> <td> <p>山谷川流域= (6, 9.1), 才津川流域= (6, 15.9), 刺市川流域= (6, <u>5.3</u>)</p> </td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美郷町</td> <td> <p>丸子川流域=<u>12.9</u>, 横手川流域=<u>29.2</u>, 上総川流域=5.7, 矢島川流域=4.8, 赤倉川流域=7.1, 出川流域=<u>4.9</u></p> </td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	仙北平鹿地域	<p>横手市 横手川流域=24, 榑岡川流域=<u>6.7</u>, 上溝川流域=<u>16.3</u>, 上法寺川流域=6.1, 地竹川流域=8.6, 厨川流域=<u>5</u>, 杉沢川流域=6.6, 横手大戸川流域=<u>4.5</u>, 頭無川流域=6, 大納川流域=<u>8.6</u>, 松川流域=<u>19.6</u>, 黒沢川流域=<u>13.7</u>, 武道川流域=<u>12.6</u>, 皿川流域=<u>11.8</u>, 成瀬川流域=<u>31</u>, 狙半内川流域=<u>11.2</u>, 七滝川流域=9.3, 坂部川流域=5.7</p>	<p>上溝川流域= (6, 16.1) (略)</p>		大仙市	<p>玉川流域=<u>54.9</u>, 横手川流域=<u>32.9</u>, 宮田又沢川流域=<u>12.4</u>, 淀川流域=<u>25.7</u>, <u>大沢川流域=5.3</u>, 土貫川流域=<u>9.9</u>, 棚平川流域=<u>8.5</u>, 榑岡川流域=<u>19.5</u>, 小友川流域=9.5, 上総川流域=6.5, 心像川流域=<u>9.9</u>, 小出川流域=<u>8.7</u>, 西ノ又川流域=10, 齊内川流域=14.7, 小滝川流域=11.6, 窪堰川流域=4.6, 福部内川流域=<u>6.5</u>, 川口川流域=13.1, 矢島川流域=6.5, 湯元川流域=8.3</p>	<p>雄物川流域= (<u>6, 29.8</u>), 玉川流域= (<u>6, 49.4</u>), 丸子川流域= (<u>6, 12.1</u>), 淀川流域= (<u>6, 23.1</u>), 小友川流域= (<u>6, 8.9</u>), 土貫川流域= (<u>6, 8.9</u>), 棚平川流域= (<u>6, 7.6</u>), 榑岡川流域= (<u>8, 11.6</u>), 小友川流域= (5, 9.4), 西ノ又川流域= (<u>6, 9</u>), 小滝川流域= (<u>6, 10.4</u>), 福部内川流域= (5, 5.4)</p>	(略)	仙北市	<p>玉川流域=<u>46.2</u>, 生保内川流域=<u>17.8</u>, 入見内川流域=9.2, 桧木内川流域=31.7, 山谷川流域=10.9, 堀内沢川流域=<u>7.3</u>, 才津川流域=<u>18.3</u>, 院内川流域=<u>7.5</u>, 小先達川流域=6.1, 刺市川流域=<u>6.2</u></p>	<p>山谷川流域= (6, 9.1), 才津川流域= (6, 15.9), 刺市川流域= (6, <u>5.3</u>)</p>	(略)	美郷町	<p>丸子川流域=<u>12.9</u>, 横手川流域=<u>29.2</u>, 上総川流域=5.7, 矢島川流域=4.8, 赤倉川流域=7.1, 出川流域=<u>4.9</u></p>	-	(略)	時点修正
仙北平鹿地域	<p>横手市 横手川流域=24, 榑岡川流域=<u>6.8</u>, 上溝川流域=<u>16.4</u>, 上法寺川流域=6.1, 地竹川流域=8.6, 厨川流域=<u>5.2</u>, 杉沢川流域=6.6, 横手大戸川流域=<u>4.6</u>, 頭無川流域=6, 大納川流域=<u>8.5</u>, 松川流域=<u>20</u>, 黒沢川流域=<u>13.9</u>, 武道川流域=<u>12.8</u>, 皿川流域=<u>12</u>, 成瀬川流域=<u>30.8</u>, 狙半内川流域=<u>11.1</u>, 七滝川流域=9.3, 坂部川流域=5.7</p>	<p>上溝川流域= (6, 16.1) (略)</p>																																		
大仙市	<p>玉川流域=<u>55.4</u>, 横手川流域=<u>33.3</u>, 宮田又沢川流域=<u>12.3</u>, 淀川流域=<u>25.9</u>, 土貫川流域=<u>9.6</u>, 棚平川流域=<u>8.6</u>, 榑岡川流域=<u>19.4</u>, 小友川流域=9.5, 上総川流域=6.5, 心像川流域=<u>10.1</u>, 小出川流域=<u>8.8</u>, 西ノ又川流域=10, 齊内川流域=14.7, 小滝川流域=11.6, 窪堰川流域=4.6, 福部内川流域=<u>6.4</u>, 川口川流域=13.1, 矢島川流域=6.5, 湯元川流域=8.3</p>	<p>雄物川流域= (<u>7, 28.7</u>), 玉川流域= (<u>5, 49.8</u>), 丸子川流域= (<u>5, 11.9</u>), 淀川流域= (<u>5, 23.3</u>), <u>大沢川流域= (5, 4.7)</u>, 土貫川流域= (<u>5, 8.6</u>), 棚平川流域= (<u>5, 7.7</u>), 榑岡川流域= (<u>5, 17.4</u>), 小友川流域= (5, 9.4), 西ノ又川流域= (<u>5, 9</u>), 小滝川流域= (<u>5, 10.4</u>), 福部内川流域= (5, 5.4)</p>	(略)																																	
仙北市	<p>玉川流域=<u>46.7</u>, 生保内川流域=<u>18.1</u>, 入見内川流域=9.2, 桧木内川流域=31.7, 山谷川流域=10.9, 堀内沢川流域=<u>7.4</u>, 才津川流域=<u>18.6</u>, 院内川流域=<u>7.7</u>, 小先達川流域=6.1, 刺市川流域=<u>6.3</u></p>	<p>山谷川流域= (6, 9.1), 才津川流域= (6, 15.9), 刺市川流域= (6, <u>5.2</u>)</p>	(略)																																	
美郷町	<p>丸子川流域=<u>13.1</u>, 横手川流域=<u>29.6</u>, 上総川流域=5.7, 矢島川流域=4.8, 赤倉川流域=7.1, 出川流域=<u>5.1</u></p>	-	(略)																																	
仙北平鹿地域	<p>横手市 横手川流域=24, 榑岡川流域=<u>6.7</u>, 上溝川流域=<u>16.3</u>, 上法寺川流域=6.1, 地竹川流域=8.6, 厨川流域=<u>5</u>, 杉沢川流域=6.6, 横手大戸川流域=<u>4.5</u>, 頭無川流域=6, 大納川流域=<u>8.6</u>, 松川流域=<u>19.6</u>, 黒沢川流域=<u>13.7</u>, 武道川流域=<u>12.6</u>, 皿川流域=<u>11.8</u>, 成瀬川流域=<u>31</u>, 狙半内川流域=<u>11.2</u>, 七滝川流域=9.3, 坂部川流域=5.7</p>	<p>上溝川流域= (6, 16.1) (略)</p>																																		
大仙市	<p>玉川流域=<u>54.9</u>, 横手川流域=<u>32.9</u>, 宮田又沢川流域=<u>12.4</u>, 淀川流域=<u>25.7</u>, <u>大沢川流域=5.3</u>, 土貫川流域=<u>9.9</u>, 棚平川流域=<u>8.5</u>, 榑岡川流域=<u>19.5</u>, 小友川流域=9.5, 上総川流域=6.5, 心像川流域=<u>9.9</u>, 小出川流域=<u>8.7</u>, 西ノ又川流域=10, 齊内川流域=14.7, 小滝川流域=11.6, 窪堰川流域=4.6, 福部内川流域=<u>6.5</u>, 川口川流域=13.1, 矢島川流域=6.5, 湯元川流域=8.3</p>	<p>雄物川流域= (<u>6, 29.8</u>), 玉川流域= (<u>6, 49.4</u>), 丸子川流域= (<u>6, 12.1</u>), 淀川流域= (<u>6, 23.1</u>), 小友川流域= (<u>6, 8.9</u>), 土貫川流域= (<u>6, 8.9</u>), 棚平川流域= (<u>6, 7.6</u>), 榑岡川流域= (<u>8, 11.6</u>), 小友川流域= (5, 9.4), 西ノ又川流域= (<u>6, 9</u>), 小滝川流域= (<u>6, 10.4</u>), 福部内川流域= (5, 5.4)</p>	(略)																																	
仙北市	<p>玉川流域=<u>46.2</u>, 生保内川流域=<u>17.8</u>, 入見内川流域=9.2, 桧木内川流域=31.7, 山谷川流域=10.9, 堀内沢川流域=<u>7.3</u>, 才津川流域=<u>18.3</u>, 院内川流域=<u>7.5</u>, 小先達川流域=6.1, 刺市川流域=<u>6.2</u></p>	<p>山谷川流域= (6, 9.1), 才津川流域= (6, 15.9), 刺市川流域= (6, <u>5.3</u>)</p>	(略)																																	
美郷町	<p>丸子川流域=<u>12.9</u>, 横手川流域=<u>29.2</u>, 上総川流域=5.7, 矢島川流域=4.8, 赤倉川流域=7.1, 出川流域=<u>4.9</u></p>	-	(略)																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																														
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																															
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																															
126	193	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">湯沢雄勝地域</td> <td style="width: 10%;">湯沢市</td> <td style="width: 30%;">白子川流域=<u>6.8</u>, 戸沢川流域=<u>7.1</u>, 高松川流域=<u>18.3</u>, 役内川流域=<u>15.5</u>, 駒形黒沢川流域=5.7, 宇留院内川流域=<u>6.1</u>, 姉倉沢川流域=<u>5.6</u>, 羽後大戸川流域=<u>4.1</u></td> <td style="width: 15%;">雄物川流域= (7, 30.6)</td> <td style="width: 40%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>羽後町</td> <td>新町川流域=<u>6.8</u>, 西馬音内川流域=<u>10</u>, 羽後大戸川流域=<u>11.1</u>, 田沢川流域=<u>4.1</u>, 石沢川流域=12.3</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東成瀬村</td> <td>成瀬川流域=21.1, 大沢川流域=<u>6.3</u></td> <td>成瀬川流域= (<u>6</u>, 18.9)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※ 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。 ※ 複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。</p>	湯沢雄勝地域	湯沢市	白子川流域= <u>6.8</u> , 戸沢川流域= <u>7.1</u> , 高松川流域= <u>18.3</u> , 役内川流域= <u>15.5</u> , 駒形黒沢川流域=5.7, 宇留院内川流域= <u>6.1</u> , 姉倉沢川流域= <u>5.6</u> , 羽後大戸川流域= <u>4.1</u>	雄物川流域= (7, 30.6)	(略)		羽後町	新町川流域= <u>6.8</u> , 西馬音内川流域= <u>10</u> , 羽後大戸川流域= <u>11.1</u> , 田沢川流域= <u>4.1</u> , 石沢川流域=12.3	-	(略)		東成瀬村	成瀬川流域=21.1, 大沢川流域= <u>6.3</u>	成瀬川流域= (<u>6</u> , 18.9)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">湯沢雄勝地域</td> <td style="width: 10%;">湯沢市</td> <td style="width: 30%;">白子川流域=<u>6.6</u>, 戸沢川流域=<u>7</u>, 高松川流域=<u>19.2</u>, 役内川流域=<u>16.2</u>, 駒形黒沢川流域=5.7, 宇留院内川流域=<u>6.2</u>, 姉倉沢川流域=<u>5.4</u>, 羽後大戸川流域=<u>4</u></td> <td style="width: 15%;">雄物川流域= (7, 30.6)</td> <td style="width: 40%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>羽後町</td> <td>新町川流域=<u>6.7</u>, 西馬音内川流域=<u>9.9</u>, 羽後大戸川流域=<u>10.9</u>, 田沢川流域=<u>4</u>, 石沢川流域=12.3</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東成瀬村</td> <td>成瀬川流域=21.1, 大沢川流域=<u>6.2</u></td> <td>成瀬川流域= (<u>5</u>, 18.9)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※ 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。 ※ 複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。</p>	湯沢雄勝地域	湯沢市	白子川流域= <u>6.6</u> , 戸沢川流域= <u>7</u> , 高松川流域= <u>19.2</u> , 役内川流域= <u>16.2</u> , 駒形黒沢川流域=5.7, 宇留院内川流域= <u>6.2</u> , 姉倉沢川流域= <u>5.4</u> , 羽後大戸川流域= <u>4</u>	雄物川流域= (7, 30.6)	(略)		羽後町	新町川流域= <u>6.7</u> , 西馬音内川流域= <u>9.9</u> , 羽後大戸川流域= <u>10.9</u> , 田沢川流域= <u>4</u> , 石沢川流域=12.3	-	(略)		東成瀬村	成瀬川流域=21.1, 大沢川流域= <u>6.2</u>	成瀬川流域= (<u>5</u> , 18.9)	(略)	時点修正
湯沢雄勝地域	湯沢市	白子川流域= <u>6.8</u> , 戸沢川流域= <u>7.1</u> , 高松川流域= <u>18.3</u> , 役内川流域= <u>15.5</u> , 駒形黒沢川流域=5.7, 宇留院内川流域= <u>6.1</u> , 姉倉沢川流域= <u>5.6</u> , 羽後大戸川流域= <u>4.1</u>	雄物川流域= (7, 30.6)	(略)																														
	羽後町	新町川流域= <u>6.8</u> , 西馬音内川流域= <u>10</u> , 羽後大戸川流域= <u>11.1</u> , 田沢川流域= <u>4.1</u> , 石沢川流域=12.3	-	(略)																														
	東成瀬村	成瀬川流域=21.1, 大沢川流域= <u>6.3</u>	成瀬川流域= (<u>6</u> , 18.9)	(略)																														
湯沢雄勝地域	湯沢市	白子川流域= <u>6.6</u> , 戸沢川流域= <u>7</u> , 高松川流域= <u>19.2</u> , 役内川流域= <u>16.2</u> , 駒形黒沢川流域=5.7, 宇留院内川流域= <u>6.2</u> , 姉倉沢川流域= <u>5.4</u> , 羽後大戸川流域= <u>4</u>	雄物川流域= (7, 30.6)	(略)																														
	羽後町	新町川流域= <u>6.7</u> , 西馬音内川流域= <u>9.9</u> , 羽後大戸川流域= <u>10.9</u> , 田沢川流域= <u>4</u> , 石沢川流域=12.3	-	(略)																														
	東成瀬村	成瀬川流域=21.1, 大沢川流域= <u>6.2</u>	成瀬川流域= (<u>5</u> , 18.9)	(略)																														
127	194	<p>別表3 大雨注意報基準</p> <p>表(略)</p> <p>※ 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。 ※ 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険度の高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</p>	<p>別表3 大雨注意報基準</p> <p>表(略)</p> <p>※ 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に溜まっている量を示す指数。 ※ 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</p>	文言の適正化																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																									
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																										
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																										
128	195	別表4 洪水注意報基準		時点修正																									
		令和4年5月26日現在			令和5年6月8日現在																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">市町村等をまとめた</th> <th style="width: 5%;">市町村等</th> <th style="width: 30%;">流域雨量指数基準</th> <th style="width: 30%;">複合基準*1</th> <th style="width: 10%;">指定河川洪水予報による基</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">秋田中央地域</td> <td style="text-align: center;">秋田市</td> <td>旧雄物川流域=20.8, 旭川流域=14.4, 岩見川流域=26.1, 新波川流域=6, 草生津川流域=6.1, 下浜鮎川流域=6.4, 猿田川流域=6.9, 八田川流域=6.1, 梵字川流域=6.8, 神内川流域=6, 三内川流域=16.6, 平尾鳥川流域=7.6, 新城川流域=8.4, 馬踏川流域=5.2, 仁別川流域=4.4, 古川流域=3, 宝川流域=6, 白山川流域=7, 湯ノ里川流域=5, 安養寺川流域=5.4, 大戸川流域=4</td> <td>雄物川流域=(5, 24.9), 太平川流域=(5, 12), 旭川流域=(5, 12.2), 岩見川流域=(5, 26.1), 新波川流域=(5, 6), 草生津川流域=(5, 5.4), 下浜鮎川流域=(5, 5.7), 猿田川流域=(5, 4.9), 八田川流域=(5, 6.1), 梵字川流域=(7, 4.5), 神内川流域=(5, 5.2), 三内川流域=(7, 13.3), 平尾鳥川流域=(7, 5.9), 新城川流域=(5, 6.9), 馬踏川流域=(5, 5.2), 仁別川流域=(5, 4.4), 古川流域=(5, 2.2), 宝川流域=(7, 4.8), 白山川流域=(5, 6), 湯ノ里川流域=(7, 4), 安養寺川流域=(5, 5.4), 大戸川流域=(5, 2.8)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男鹿市</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=26.4, 滝川流域=4.4, 相川流域=3.4, 賀茂川流域=4.2, 比詰川流域=4.5</td> <td>滝川流域=(5, 4.4), 相川流域=(8, 2.7), 賀茂川流域=(9, 4.2), 比詰川流域=(8, 3.6)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた		市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基	秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=20.8, 旭川流域=14.4, 岩見川流域=26.1, 新波川流域=6, 草生津川流域=6.1, 下浜鮎川流域=6.4, 猿田川流域=6.9, 八田川流域=6.1, 梵字川流域=6.8, 神内川流域=6, 三内川流域=16.6, 平尾鳥川流域=7.6, 新城川流域=8.4, 馬踏川流域=5.2, 仁別川流域=4.4, 古川流域=3, 宝川流域=6, 白山川流域=7, 湯ノ里川流域=5, 安養寺川流域=5.4, 大戸川流域=4	雄物川流域=(5, 24.9), 太平川流域=(5, 12), 旭川流域=(5, 12.2), 岩見川流域=(5, 26.1), 新波川流域=(5, 6), 草生津川流域=(5, 5.4), 下浜鮎川流域=(5, 5.7), 猿田川流域=(5, 4.9), 八田川流域=(5, 6.1), 梵字川流域=(7, 4.5), 神内川流域=(5, 5.2), 三内川流域=(7, 13.3), 平尾鳥川流域=(7, 5.9), 新城川流域=(5, 6.9), 馬踏川流域=(5, 5.2), 仁別川流域=(5, 4.4), 古川流域=(5, 2.2), 宝川流域=(7, 4.8), 白山川流域=(5, 6), 湯ノ里川流域=(7, 4), 安養寺川流域=(5, 5.4), 大戸川流域=(5, 2.8)	(略)	男鹿市	西部承水路・東部承水路流域=26.4, 滝川流域=4.4, 相川流域=3.4, 賀茂川流域=4.2, 比詰川流域=4.5	滝川流域=(5, 4.4), 相川流域=(8, 2.7), 賀茂川流域=(9, 4.2), 比詰川流域=(8, 3.6)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">市町村等をまとめた</th> <th style="width: 5%;">市町村等</th> <th style="width: 30%;">流域雨量指数基準</th> <th style="width: 30%;">複合基準*1</th> <th style="width: 10%;">指定河川洪水予報による基</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">秋田中央地域</td> <td style="text-align: center;">秋田市</td> <td>旧雄物川流域=21, 旭川流域=14.5, 岩見川流域=26.1, 新波川流域=6, 草生津川流域=6, 下浜鮎川流域=6.4, 猿田川流域=6.8, 八田川流域=7.5, 梵字川流域=6.8, 神内川流域=6.2, 三内川流域=16.4, 平尾鳥川流域=7, 新城川流域=8.5, 馬踏川流域=5.2, 仁別川流域=4.3, 古川流域=3.2, 宝川流域=5.9, 白山川流域=7, 湯ノ里川流域=5.1, 安養寺川流域=5.4, 大戸川流域=4</td> <td>雄物川流域=(5, 24.9), 太平川流域=(5, 12), 旭川流域=(5, 12.2), 岩見川流域=(5, 18.7), 新波川流域=(5, 6), 草生津川流域=(5, 5.4), 下浜鮎川流域=(5, 5.8), 猿田川流域=(5, 4.9), 八田川流域=(5, 5.3), 梵字川流域=(7, 4.4), 神内川流域=(5, 5.2), 三内川流域=(7, 13.1), 平尾鳥川流域=(7, 5.9), 新城川流域=(5, 6.9), 馬踏川流域=(5, 5.2), 仁別川流域=(5, 4.3), 古川流域=(5, 2.3), 宝川流域=(7, 4.7), 白山川流域=(5, 6), 湯ノ里川流域=(7, 4.1), 安養寺川流域=(5, 5.4), 大戸川流域=(5, 2.7)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男鹿市</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=26.9, 滝川流域=4.4, 相川流域=3.5, 賀茂川流域=4.2, 比詰川流域=4.6</td> <td>滝川流域=(5, 4.4), 相川流域=(6, 2.7), 賀茂川流域=(6, 3.3), 比詰川流域=(8, 3.6)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基	秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=21, 旭川流域=14.5, 岩見川流域=26.1, 新波川流域=6, 草生津川流域=6, 下浜鮎川流域=6.4, 猿田川流域=6.8, 八田川流域=7.5, 梵字川流域=6.8, 神内川流域=6.2, 三内川流域=16.4, 平尾鳥川流域=7, 新城川流域=8.5, 馬踏川流域=5.2, 仁別川流域=4.3, 古川流域=3.2, 宝川流域=5.9, 白山川流域=7, 湯ノ里川流域=5.1, 安養寺川流域=5.4, 大戸川流域=4	雄物川流域=(5, 24.9), 太平川流域=(5, 12), 旭川流域=(5, 12.2), 岩見川流域=(5, 18.7), 新波川流域=(5, 6), 草生津川流域=(5, 5.4), 下浜鮎川流域=(5, 5.8), 猿田川流域=(5, 4.9), 八田川流域=(5, 5.3), 梵字川流域=(7, 4.4), 神内川流域=(5, 5.2), 三内川流域=(7, 13.1), 平尾鳥川流域=(7, 5.9), 新城川流域=(5, 6.9), 馬踏川流域=(5, 5.2), 仁別川流域=(5, 4.3), 古川流域=(5, 2.3), 宝川流域=(7, 4.7), 白山川流域=(5, 6), 湯ノ里川流域=(7, 4.1), 安養寺川流域=(5, 5.4), 大戸川流域=(5, 2.7)	(略)	男鹿市
市町村等をまとめた	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基																									
秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=20.8, 旭川流域=14.4, 岩見川流域=26.1, 新波川流域=6, 草生津川流域=6.1, 下浜鮎川流域=6.4, 猿田川流域=6.9, 八田川流域=6.1, 梵字川流域=6.8, 神内川流域=6, 三内川流域=16.6, 平尾鳥川流域=7.6, 新城川流域=8.4, 馬踏川流域=5.2, 仁別川流域=4.4, 古川流域=3, 宝川流域=6, 白山川流域=7, 湯ノ里川流域=5, 安養寺川流域=5.4, 大戸川流域=4	雄物川流域=(5, 24.9), 太平川流域=(5, 12), 旭川流域=(5, 12.2), 岩見川流域=(5, 26.1), 新波川流域=(5, 6), 草生津川流域=(5, 5.4), 下浜鮎川流域=(5, 5.7), 猿田川流域=(5, 4.9), 八田川流域=(5, 6.1), 梵字川流域=(7, 4.5), 神内川流域=(5, 5.2), 三内川流域=(7, 13.3), 平尾鳥川流域=(7, 5.9), 新城川流域=(5, 6.9), 馬踏川流域=(5, 5.2), 仁別川流域=(5, 4.4), 古川流域=(5, 2.2), 宝川流域=(7, 4.8), 白山川流域=(5, 6), 湯ノ里川流域=(7, 4), 安養寺川流域=(5, 5.4), 大戸川流域=(5, 2.8)	(略)																									
	男鹿市	西部承水路・東部承水路流域=26.4, 滝川流域=4.4, 相川流域=3.4, 賀茂川流域=4.2, 比詰川流域=4.5	滝川流域=(5, 4.4), 相川流域=(8, 2.7), 賀茂川流域=(9, 4.2), 比詰川流域=(8, 3.6)	(略)																									
市町村等をまとめた	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基																									
秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域=21, 旭川流域=14.5, 岩見川流域=26.1, 新波川流域=6, 草生津川流域=6, 下浜鮎川流域=6.4, 猿田川流域=6.8, 八田川流域=7.5, 梵字川流域=6.8, 神内川流域=6.2, 三内川流域=16.4, 平尾鳥川流域=7, 新城川流域=8.5, 馬踏川流域=5.2, 仁別川流域=4.3, 古川流域=3.2, 宝川流域=5.9, 白山川流域=7, 湯ノ里川流域=5.1, 安養寺川流域=5.4, 大戸川流域=4	雄物川流域=(5, 24.9), 太平川流域=(5, 12), 旭川流域=(5, 12.2), 岩見川流域=(5, 18.7), 新波川流域=(5, 6), 草生津川流域=(5, 5.4), 下浜鮎川流域=(5, 5.8), 猿田川流域=(5, 4.9), 八田川流域=(5, 5.3), 梵字川流域=(7, 4.4), 神内川流域=(5, 5.2), 三内川流域=(7, 13.1), 平尾鳥川流域=(7, 5.9), 新城川流域=(5, 6.9), 馬踏川流域=(5, 5.2), 仁別川流域=(5, 4.3), 古川流域=(5, 2.3), 宝川流域=(7, 4.7), 白山川流域=(5, 6), 湯ノ里川流域=(7, 4.1), 安養寺川流域=(5, 5.4), 大戸川流域=(5, 2.7)	(略)																									
	男鹿市	西部承水路・東部承水路流域=26.9, 滝川流域=4.4, 相川流域=3.5, 賀茂川流域=4.2, 比詰川流域=4.6	滝川流域=(5, 4.4), 相川流域=(6, 2.7), 賀茂川流域=(6, 3.3), 比詰川流域=(8, 3.6)	(略)																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																		
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																			
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																			
129	195	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">秋田中央地域</td> <td style="width: 15%;">潟上市</td> <td style="width: 30%;">馬踏川流域=8.6, 西部承水路・東部承水路流域=26.2, 豊川流域=7.8, 妹川流域=4</td> <td style="width: 15%;">豊川流域= (5, 6.8), 妹川流域= (9, 4)</td> <td style="width: 35%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>五城目町</td> <td>馬場目川流域=14.5, 内川川流域=6.9, 富津内川流域=8.1</td> <td>馬場目川流域= (7, 14.5), 内川川流域= (5, 6.9), 富津内川流域= (5, 8.1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>八郎潟町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=19.9, 馬場目川流域=21.1</td> <td>馬場目川流域= (5, 21.1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>井川町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=22.4, 井川流域=7, 赤沢川流域=3.2</td> <td>井川流域= (5, 6.1), 赤沢川流域= (7, 2.6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大潟村</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=7.8</td> <td>-</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	秋田中央地域	潟上市	馬踏川流域=8.6, 西部承水路・東部承水路流域= 26.2 , 豊川流域= 7.8 , 妹川流域=4	豊川流域= (5, 6.8), 妹川流域= (9, 4)	(略)		五城目町	馬場目川流域= 14.5 , 内川川流域=6.9, 富津内川流域=8.1	馬場目川流域= (7, 14.5), 内川川流域= (5, 6.9), 富津内川流域= (5, 8.1)	(略)		八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域=19.9, 馬場目川流域= 21.1	馬場目川流域= (5, 21.1)	(略)		井川町	西部承水路・東部承水路流域= 22.4 , 井川流域=7, 赤沢川流域= 3.2	井川流域= (5, 6.1), 赤沢川流域= (7, 2.6)	(略)		大潟村	西部承水路・東部承水路流域=7.8	-	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">秋田中央地域</td> <td style="width: 15%;">潟上市</td> <td style="width: 30%;">馬踏川流域=8.6, 西部承水路・東部承水路流域=26.8, 豊川流域=6.8, 妹川流域=4</td> <td style="width: 15%;">豊川流域= (5, 6.8), 妹川流域= (7, 3.2)</td> <td style="width: 35%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>五城目町</td> <td>馬場目川流域=14.6, 内川川流域=6.9, 富津内川流域=8.1</td> <td>馬場目川流域= (7, 14.6), 内川川流域= (5, 6.9), 富津内川流域= (5, 8.1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>八郎潟町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=19.9, 馬場目川流域=21.5</td> <td>馬場目川流域= (5, 21.5)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>井川町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=22.7, 井川流域=7, 赤沢川流域=3.3</td> <td>井川流域= (5, 6.1), 赤沢川流域= (6, 2.5)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大潟村</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=7.8</td> <td>-</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	秋田中央地域	潟上市	馬踏川流域=8.6, 西部承水路・東部承水路流域= 26.8 , 豊川流域= 6.8 , 妹川流域=4	豊川流域= (5, 6.8), 妹川流域= (7 , 3.2)	(略)		五城目町	馬場目川流域= 14.6 , 内川川流域=6.9, 富津内川流域=8.1	馬場目川流域= (7, 14.6), 内川川流域= (5, 6.9), 富津内川流域= (5, 8.1)	(略)		八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域=19.9, 馬場目川流域= 21.5	馬場目川流域= (5, 21.5)	(略)		井川町	西部承水路・東部承水路流域= 22.7 , 井川流域=7, 赤沢川流域= 3.3	井川流域= (5, 6.1), 赤沢川流域= (6 , 2.5)	(略)		大潟村	西部承水路・東部承水路流域=7.8	-	(略)	時点修正
		秋田中央地域	潟上市	馬踏川流域=8.6, 西部承水路・東部承水路流域= 26.2 , 豊川流域= 7.8 , 妹川流域=4	豊川流域= (5, 6.8), 妹川流域= (9, 4)	(略)																																																
			五城目町	馬場目川流域= 14.5 , 内川川流域=6.9, 富津内川流域=8.1	馬場目川流域= (7, 14.5), 内川川流域= (5, 6.9), 富津内川流域= (5, 8.1)	(略)																																																
			八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域=19.9, 馬場目川流域= 21.1	馬場目川流域= (5, 21.1)	(略)																																																
			井川町	西部承水路・東部承水路流域= 22.4 , 井川流域=7, 赤沢川流域= 3.2	井川流域= (5, 6.1), 赤沢川流域= (7, 2.6)	(略)																																																
	大潟村	西部承水路・東部承水路流域=7.8	-	(略)																																																		
秋田中央地域	潟上市	馬踏川流域=8.6, 西部承水路・東部承水路流域= 26.8 , 豊川流域= 6.8 , 妹川流域=4	豊川流域= (5, 6.8), 妹川流域= (7 , 3.2)	(略)																																																		
	五城目町	馬場目川流域= 14.6 , 内川川流域=6.9, 富津内川流域=8.1	馬場目川流域= (7, 14.6), 内川川流域= (5, 6.9), 富津内川流域= (5, 8.1)	(略)																																																		
	八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域=19.9, 馬場目川流域= 21.5	馬場目川流域= (5, 21.5)	(略)																																																		
	井川町	西部承水路・東部承水路流域= 22.7 , 井川流域=7, 赤沢川流域= 3.3	井川流域= (5, 6.1), 赤沢川流域= (6 , 2.5)	(略)																																																		
	大潟村	西部承水路・東部承水路流域=7.8	-	(略)																																																		
130	196	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">能代山本地域</td> <td style="width: 15%;">能代市</td> <td style="width: 30%;">檜山川流域=8.3, 久喜沢川流域=4.2, 常盤川流域=7.4, 天内川流域=4.1, 種梅川流域=6.8, 内川流域=10.2, 比井野川流域=5.3, 阿仁川流域=34.7, 濁川流域=8.4, 竹生川流域=8.8, 悪土川流域=4.1, 田代川流域=6</td> <td style="width: 15%;">米代川流域= (5, 30.4), 藤琴川流域= (5, 24.7), 檜山川流域= (5, 6.8), 久喜沢川流域= (5, 4.2), 常盤川流域= (6, 5.9), 天内川流域= (5, 2.8), 種梅川流域= (5, 6.8), 内川流域= (5, 10.2), 比井野川流域= (5, 4.4), 阿仁川流域= (5, 18.7), 悪土川流域= (5, 4.1), 田代川流域= (5, 4.9)</td> <td style="width: 35%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>藤里町</td> <td>藤琴川流域=24.5, 大沢川流域=9, 粕毛川流域=22.4, 寺沢川流域=5.6, 小比内川流域=9.2, 長場内川流域=5.6</td> <td>藤琴川流域= (5, 24.5), 大沢川流域= (5, 9), 小比内川流域= (5, 9.2)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三種町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=18.8, 鯉川流域=6.4, 三種川流域=11, 小又川流域=5.8, 鶴川川流域=4.2, 金光寺川流域=6, 添畑川流域=5.5, 西又川流域=5.4</td> <td>鯉川流域= (5, 6.4), 三種川流域= (5, 9.5), 小又川流域= (5, 4.6), 鶴川川流域= (5, 4.1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>八峰町</td> <td>竹生川流域=5.8, 真瀬川流域=14, 水沢川流域=11.8, 塙川流域=10</td> <td>塙川流域= (6, 8)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	能代山本地域	能代市	檜山川流域= 8.3 , 久喜沢川流域= 4.2 , 常盤川流域= 7.4 , 天内川流域= 4.1 , 種梅川流域=6.8, 内川流域= 10.2 , 比井野川流域=5.3, 阿仁川流域= 34.7 , 濁川流域= 8.4 , 竹生川流域= 8.8 , 悪土川流域= 4.1 , 田代川流域= 6	米代川流域= (5, 30.4), 藤琴川流域= (5, 24.7), 檜山川流域= (5, 6.8), 久喜沢川流域= (5, 4.2), 常盤川流域= (6, 5.9), 天内川流域= (5, 2.8), 種梅川流域= (5, 6.8), 内川流域= (5, 10.2), 比井野川流域= (5, 4.4), 阿仁川流域= (5, 18.7), 悪土川流域= (5, 4.1), 田代川流域= (5, 4.9)	(略)		藤里町	藤琴川流域=24.5, 大沢川流域= 9 , 粕毛川流域=22.4, 寺沢川流域= 5.6 , 小比内川流域=9.2, 長場内川流域= 5.6	藤琴川流域= (5, 24.5), 大沢川流域= (5, 9), 小比内川流域= (5, 9.2)	(略)		三種町	西部承水路・東部承水路流域=18.8, 鯉川流域= 6.4 , 三種川流域=11, 小又川流域=5.8, 鶴川川流域=4.2, 金光寺川流域= 6 , 添畑川流域= 5.5 , 西又川流域=5.4	鯉川流域= (5, 6.4), 三種川流域= (5, 9.5), 小又川流域= (5, 4.6), 鶴川川流域= (5, 4.1)	(略)		八峰町	竹生川流域= 5.8 , 真瀬川流域= 14 , 水沢川流域= 11.8 , 塙川流域= 10	塙川流域= (6, 8)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">能代山本地域</td> <td style="width: 15%;">能代市</td> <td style="width: 30%;">檜山川流域=7.6, 久喜沢川流域=4.1, 常盤川流域=7.6, 天内川流域=4.2, 種梅川流域=6.8, 内川流域=10.3, 比井野川流域=5.3, 阿仁川流域=35.1, 濁川流域=7.6, 竹生川流域=8.6, 悪土川流域=4.2, 田代川流域=5.9</td> <td style="width: 15%;">米代川流域= (5, 30.4), 藤琴川流域= (5, 24.7), 檜山川流域= (5, 6.8), 久喜沢川流域= (5, 4.1), 常盤川流域= (6, 6.1), 天内川流域= (5, 2.8), 種梅川流域= (5, 6.8), 内川流域= (5, 10.3), 比井野川流域= (5, 4.4), 阿仁川流域= (5, 31.1), 悪土川流域= (5, 4.1), 田代川流域= (5, 4.9)</td> <td style="width: 35%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>藤里町</td> <td>藤琴川流域=24.5, 大沢川流域=8.8, 粕毛川流域=22.4, 寺沢川流域=5.5, 小比内川流域=9.2, 長場内川流域=5.4</td> <td>藤琴川流域= (5, 24.5), 大沢川流域= (5, 8.8), 小比内川流域= (5, 9.2)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三種町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=18.8, 鯉川流域=6.3, 三種川流域=11, 小又川流域=5.8, 鶴川川流域=4.2, 金光寺川流域=5.8, 添畑川流域=5.4, 西又川流域=5.4</td> <td>鯉川流域= (5, 6.3), 三種川流域= (5, 9.5), 小又川流域= (5, 4.6), 鶴川川流域= (5, 4.1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>八峰町</td> <td>竹生川流域=5.6, 真瀬川流域=13.7, 水沢川流域=11.6, 塙川流域=9.8</td> <td>塙川流域= (6, 7.8)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	能代山本地域	能代市	檜山川流域= 7.6 , 久喜沢川流域= 4.1 , 常盤川流域= 7.6 , 天内川流域= 4.2 , 種梅川流域=6.8, 内川流域= 10.3 , 比井野川流域=5.3, 阿仁川流域= 35.1 , 濁川流域= 7.6 , 竹生川流域= 8.6 , 悪土川流域= 4.2 , 田代川流域= 5.9	米代川流域= (5, 30.4), 藤琴川流域= (5, 24.7), 檜山川流域= (5, 6.8), 久喜沢川流域= (5, 4.1), 常盤川流域= (6, 6.1), 天内川流域= (5, 2.8), 種梅川流域= (5, 6.8), 内川流域= (5, 10.3), 比井野川流域= (5, 4.4), 阿仁川流域= (5, 31.1), 悪土川流域= (5, 4.1), 田代川流域= (5, 4.9)	(略)		藤里町	藤琴川流域=24.5, 大沢川流域= 8.8 , 粕毛川流域=22.4, 寺沢川流域= 5.5 , 小比内川流域=9.2, 長場内川流域= 5.4	藤琴川流域= (5, 24.5), 大沢川流域= (5, 8.8), 小比内川流域= (5, 9.2)	(略)		三種町	西部承水路・東部承水路流域=18.8, 鯉川流域= 6.3 , 三種川流域=11, 小又川流域=5.8, 鶴川川流域=4.2, 金光寺川流域= 5.8 , 添畑川流域= 5.4 , 西又川流域=5.4	鯉川流域= (5, 6.3), 三種川流域= (5, 9.5), 小又川流域= (5, 4.6), 鶴川川流域= (5, 4.1)	(略)		八峰町	竹生川流域= 5.6 , 真瀬川流域= 13.7 , 水沢川流域= 11.6 , 塙川流域= 9.8	塙川流域= (6, 7.8)	(略)	時点修正										
		能代山本地域	能代市	檜山川流域= 8.3 , 久喜沢川流域= 4.2 , 常盤川流域= 7.4 , 天内川流域= 4.1 , 種梅川流域=6.8, 内川流域= 10.2 , 比井野川流域=5.3, 阿仁川流域= 34.7 , 濁川流域= 8.4 , 竹生川流域= 8.8 , 悪土川流域= 4.1 , 田代川流域= 6	米代川流域= (5, 30.4), 藤琴川流域= (5, 24.7), 檜山川流域= (5, 6.8), 久喜沢川流域= (5, 4.2), 常盤川流域= (6, 5.9), 天内川流域= (5, 2.8), 種梅川流域= (5, 6.8), 内川流域= (5, 10.2), 比井野川流域= (5, 4.4), 阿仁川流域= (5, 18.7), 悪土川流域= (5, 4.1), 田代川流域= (5, 4.9)	(略)																																																
			藤里町	藤琴川流域=24.5, 大沢川流域= 9 , 粕毛川流域=22.4, 寺沢川流域= 5.6 , 小比内川流域=9.2, 長場内川流域= 5.6	藤琴川流域= (5, 24.5), 大沢川流域= (5, 9), 小比内川流域= (5, 9.2)	(略)																																																
			三種町	西部承水路・東部承水路流域=18.8, 鯉川流域= 6.4 , 三種川流域=11, 小又川流域=5.8, 鶴川川流域=4.2, 金光寺川流域= 6 , 添畑川流域= 5.5 , 西又川流域=5.4	鯉川流域= (5, 6.4), 三種川流域= (5, 9.5), 小又川流域= (5, 4.6), 鶴川川流域= (5, 4.1)	(略)																																																
			八峰町	竹生川流域= 5.8 , 真瀬川流域= 14 , 水沢川流域= 11.8 , 塙川流域= 10	塙川流域= (6, 8)	(略)																																																
能代山本地域	能代市	檜山川流域= 7.6 , 久喜沢川流域= 4.1 , 常盤川流域= 7.6 , 天内川流域= 4.2 , 種梅川流域=6.8, 内川流域= 10.3 , 比井野川流域=5.3, 阿仁川流域= 35.1 , 濁川流域= 7.6 , 竹生川流域= 8.6 , 悪土川流域= 4.2 , 田代川流域= 5.9	米代川流域= (5, 30.4), 藤琴川流域= (5, 24.7), 檜山川流域= (5, 6.8), 久喜沢川流域= (5, 4.1), 常盤川流域= (6, 6.1), 天内川流域= (5, 2.8), 種梅川流域= (5, 6.8), 内川流域= (5, 10.3), 比井野川流域= (5, 4.4), 阿仁川流域= (5, 31.1), 悪土川流域= (5, 4.1), 田代川流域= (5, 4.9)	(略)																																																		
	藤里町	藤琴川流域=24.5, 大沢川流域= 8.8 , 粕毛川流域=22.4, 寺沢川流域= 5.5 , 小比内川流域=9.2, 長場内川流域= 5.4	藤琴川流域= (5, 24.5), 大沢川流域= (5, 8.8), 小比内川流域= (5, 9.2)	(略)																																																		
	三種町	西部承水路・東部承水路流域=18.8, 鯉川流域= 6.3 , 三種川流域=11, 小又川流域=5.8, 鶴川川流域=4.2, 金光寺川流域= 5.8 , 添畑川流域= 5.4 , 西又川流域=5.4	鯉川流域= (5, 6.3), 三種川流域= (5, 9.5), 小又川流域= (5, 4.6), 鶴川川流域= (5, 4.1)	(略)																																																		
	八峰町	竹生川流域= 5.6 , 真瀬川流域= 13.7 , 水沢川流域= 11.6 , 塙川流域= 9.8	塙川流域= (6, 7.8)	(略)																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																	
131	196	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">本荘由利地域</td> <td style="width: 10%;">由利本荘市</td> <td> 芋川流域=<u>20</u>, 小友川流域=<u>9.8</u>, 石沢川流域=15.5, 鮎川流域=9.2, 久保田川流域=6.1, 大砂川流域=6.1, 田沢川流域=<u>4.5</u>, 鶯川流域=<u>7.4</u>, 笹子川流域=<u>17.3</u>, 直根川流域=<u>10</u>, 百宅川流域=<u>7.7</u>, 下玉田川流域=9, 赤田川流域=9.5, 小関川流域=10.5, 中俣川流域=<u>5.7</u>, 北ノ股川流域=<u>4.6</u>, 黒森川流域=<u>3.5</u>, 須郷川流域=<u>6.1</u>, 坂部川流域=<u>7</u>, 杉森川流域=3.9, 大吹川流域=7.6, 丁川流域=<u>10.2</u>, 法内川流域=<u>7</u>, 祝沢川流域=6, 新沢川流域=<u>5.3</u>, 松沢川流域=2.8, 勝手川流域=<u>6.2</u>, 君ヶ野川流域=9.2, 二古川流域=4.9, 衣川流域=<u>13.8</u>, 芦川流域=<u>3.7</u>, 蛇川流域=<u>6.4</u>, 福俣川流域=<u>6.1</u>, 黒川流域=<u>6.3</u>, 西目川流域=9.2, 羽広川流域=<u>5.2</u> </td> <td> 子吉川流域=(5, <u>22.4</u>), (略) 芋川流域=(5, 12.8), 小友川流域=(5, <u>9.8</u>), 石沢川流域=(5, <u>11.9</u>), 鮎川流域=(5, 9.2), 田沢川流域=(5, 3.9), 笹子川流域=(5, <u>15.7</u>), 百宅川流域=(7, 5.7), 中俣川流域=(5, <u>5.7</u>), 坂部川流域=(<u>8</u>, <u>5.6</u>), 杉森川流域=(<u>8</u>, <u>3.1</u>), 丁川流域=(<u>7</u>, 9.2), 法内川流域=(<u>8</u>, <u>5.6</u>), 祝沢川流域=(<u>8</u>, 4.8), 松沢川流域=(<u>8</u>, 2.2), 勝手川流域=(5, <u>6.2</u>), 君ヶ野川流域=(5, 7.4), 衣川流域=(5, 9.4), 芦川流域=(<u>8</u>, 3), 蛇川流域=(<u>8</u>, <u>5.1</u>), 黒川流域=(<u>8</u>, <u>5</u>), 西目川流域=(<u>8</u>, <u>7.4</u>), 羽広川流域=(<u>7</u>, <u>4.1</u>) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>にかほ市</td> <td> 鳥越川流域=<u>8</u>, 天拝川流域=<u>8.4</u>, 大湯川流域=<u>6.9</u>, 大沢川流域=6.4, 白雪川流域=<u>13.5</u>, 赤石川流域=3.6, 奈曽川流域=<u>7.6</u>, 川袋小川流域=<u>4.5</u>, 清水川流域=<u>3.8</u> </td> <td> 天拝川流域=(9, <u>8.4</u>), (略) 大湯川流域=(5, 6.6), 白雪川流域=(8, <u>10.8</u>), 赤石川流域=(8, <u>3.6</u>), 奈曽川流域=(8, <u>6.1</u>), 川袋小川流域=(5, 4.5), 清水川流域=(8, 3) </td> </tr> </table>	本荘由利地域	由利本荘市	芋川流域= <u>20</u> , 小友川流域= <u>9.8</u> , 石沢川流域=15.5, 鮎川流域=9.2, 久保田川流域=6.1, 大砂川流域=6.1, 田沢川流域= <u>4.5</u> , 鶯川流域= <u>7.4</u> , 笹子川流域= <u>17.3</u> , 直根川流域= <u>10</u> , 百宅川流域= <u>7.7</u> , 下玉田川流域=9, 赤田川流域=9.5, 小関川流域=10.5, 中俣川流域= <u>5.7</u> , 北ノ股川流域= <u>4.6</u> , 黒森川流域= <u>3.5</u> , 須郷川流域= <u>6.1</u> , 坂部川流域= <u>7</u> , 杉森川流域=3.9, 大吹川流域=7.6, 丁川流域= <u>10.2</u> , 法内川流域= <u>7</u> , 祝沢川流域=6, 新沢川流域= <u>5.3</u> , 松沢川流域=2.8, 勝手川流域= <u>6.2</u> , 君ヶ野川流域=9.2, 二古川流域=4.9, 衣川流域= <u>13.8</u> , 芦川流域= <u>3.7</u> , 蛇川流域= <u>6.4</u> , 福俣川流域= <u>6.1</u> , 黒川流域= <u>6.3</u> , 西目川流域=9.2, 羽広川流域= <u>5.2</u>	子吉川流域=(5, <u>22.4</u>), (略) 芋川流域=(5, 12.8), 小友川流域=(5, <u>9.8</u>), 石沢川流域=(5, <u>11.9</u>), 鮎川流域=(5, 9.2), 田沢川流域=(5, 3.9), 笹子川流域=(5, <u>15.7</u>), 百宅川流域=(7, 5.7), 中俣川流域=(5, <u>5.7</u>), 坂部川流域=(<u>8</u> , <u>5.6</u>), 杉森川流域=(<u>8</u> , <u>3.1</u>), 丁川流域=(<u>7</u> , 9.2), 法内川流域=(<u>8</u> , <u>5.6</u>), 祝沢川流域=(<u>8</u> , 4.8), 松沢川流域=(<u>8</u> , 2.2), 勝手川流域=(5, <u>6.2</u>), 君ヶ野川流域=(5, 7.4), 衣川流域=(5, 9.4), 芦川流域=(<u>8</u> , 3), 蛇川流域=(<u>8</u> , <u>5.1</u>), 黒川流域=(<u>8</u> , <u>5</u>), 西目川流域=(<u>8</u> , <u>7.4</u>), 羽広川流域=(<u>7</u> , <u>4.1</u>)		にかほ市	鳥越川流域= <u>8</u> , 天拝川流域= <u>8.4</u> , 大湯川流域= <u>6.9</u> , 大沢川流域=6.4, 白雪川流域= <u>13.5</u> , 赤石川流域=3.6, 奈曽川流域= <u>7.6</u> , 川袋小川流域= <u>4.5</u> , 清水川流域= <u>3.8</u>	天拝川流域=(9, <u>8.4</u>), (略) 大湯川流域=(5, 6.6), 白雪川流域=(8, <u>10.8</u>), 赤石川流域=(8, <u>3.6</u>), 奈曽川流域=(8, <u>6.1</u>), 川袋小川流域=(5, 4.5), 清水川流域=(8, 3)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">本荘由利地域</td> <td style="width: 10%;">由利本荘市</td> <td> 芋川流域=<u>18.4</u>, 小友川流域=<u>9.6</u>, 石沢川流域=15.5, 鮎川流域=9.2, 久保田川流域=6.1, 大砂川流域=6.1, 田沢川流域=<u>4.6</u>, 鶯川流域=<u>7.2</u>, 笹子川流域=<u>17.2</u>, 直根川流域=<u>9.7</u>, 百宅川流域=<u>7.6</u>, 下玉田川流域=9, 赤田川流域=9.5, 小関川流域=10.5, 中俣川流域=<u>5.8</u>, <u>土本川流域=3</u>, 北ノ股川流域=<u>4.2</u>, 黒森川流域=<u>3.6</u>, 須郷川流域=<u>6</u>, 坂部川流域=<u>6.9</u>, 杉森川流域=3.9, 大吹川流域=7.6, 丁川流域=<u>10</u>, 法内川流域=<u>7.1</u>, 祝沢川流域=6, 新沢川流域=5.3, 松沢川流域=2.8, 勝手川流域=<u>6.4</u>, 君ヶ野川流域=9.4, 二古川流域=5.2, 衣川流域=<u>14.4</u>, 芦川流域=<u>3.8</u>, 蛇川流域=<u>6.5</u>, 福俣川流域=<u>6.4</u>, 黒川流域=<u>6.4</u>, 西目川流域=9.2, 羽広川流域=<u>5.1</u> </td> <td> 子吉川流域=(5, <u>22.5</u>), (略) 芋川流域=(5, 12.8), 小友川流域=(5, <u>9.6</u>), 石沢川流域=(5, <u>11.5</u>), 鮎川流域=(5, 9.2), 田沢川流域=(5, 3.9), 笹子川流域=(5, <u>15.8</u>), 百宅川流域=(7, 5.7), 中俣川流域=(5, <u>5.8</u>), 坂部川流域=(<u>5</u>, <u>6.9</u>), 杉森川流域=(<u>6</u>, <u>3</u>), 丁川流域=(<u>5</u>, 9.2), 法内川流域=(<u>5</u>, <u>7.1</u>), 祝沢川流域=(<u>6</u>, 4.8), 松沢川流域=(<u>6</u>, 2.2), 勝手川流域=(5, <u>6.3</u>), 君ヶ野川流域=(5, 7.4), 衣川流域=(5, 9.4), 芦川流域=(<u>6</u>, 3), 蛇川流域=(<u>5</u>, <u>6.5</u>), 黒川流域=(<u>5</u>, <u>6.4</u>), 西目川流域=(<u>5</u>, <u>9.2</u>), 羽広川流域=(<u>5</u>, <u>5.1</u>) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>にかほ市</td> <td> 鳥越川流域=<u>7.8</u>, 天拝川流域=<u>8.2</u>, 大湯川流域=<u>6.8</u>, 大沢川流域=6.4, 白雪川流域=<u>13.2</u>, 赤石川流域=3.6, 奈曽川流域=<u>7.5</u>, 川袋小川流域=<u>4.6</u>, 清水川流域=<u>3.9</u> </td> <td> 天拝川流域=(9, <u>8.2</u>), (略) 大湯川流域=(5, 6.6), 白雪川流域=(8, <u>10.6</u>), 赤石川流域=(8, <u>3.5</u>), 奈曽川流域=(8, <u>6</u>), 川袋小川流域=(5, 4.5), 清水川流域=(8, 3) </td> </tr> </table>	本荘由利地域	由利本荘市	芋川流域= <u>18.4</u> , 小友川流域= <u>9.6</u> , 石沢川流域=15.5, 鮎川流域=9.2, 久保田川流域=6.1, 大砂川流域=6.1, 田沢川流域= <u>4.6</u> , 鶯川流域= <u>7.2</u> , 笹子川流域= <u>17.2</u> , 直根川流域= <u>9.7</u> , 百宅川流域= <u>7.6</u> , 下玉田川流域=9, 赤田川流域=9.5, 小関川流域=10.5, 中俣川流域= <u>5.8</u> , <u>土本川流域=3</u> , 北ノ股川流域= <u>4.2</u> , 黒森川流域= <u>3.6</u> , 須郷川流域= <u>6</u> , 坂部川流域= <u>6.9</u> , 杉森川流域=3.9, 大吹川流域=7.6, 丁川流域= <u>10</u> , 法内川流域= <u>7.1</u> , 祝沢川流域=6, 新沢川流域=5.3, 松沢川流域=2.8, 勝手川流域= <u>6.4</u> , 君ヶ野川流域=9.4, 二古川流域=5.2, 衣川流域= <u>14.4</u> , 芦川流域= <u>3.8</u> , 蛇川流域= <u>6.5</u> , 福俣川流域= <u>6.4</u> , 黒川流域= <u>6.4</u> , 西目川流域=9.2, 羽広川流域= <u>5.1</u>	子吉川流域=(5, <u>22.5</u>), (略) 芋川流域=(5, 12.8), 小友川流域=(5, <u>9.6</u>), 石沢川流域=(5, <u>11.5</u>), 鮎川流域=(5, 9.2), 田沢川流域=(5, 3.9), 笹子川流域=(5, <u>15.8</u>), 百宅川流域=(7, 5.7), 中俣川流域=(5, <u>5.8</u>), 坂部川流域=(<u>5</u> , <u>6.9</u>), 杉森川流域=(<u>6</u> , <u>3</u>), 丁川流域=(<u>5</u> , 9.2), 法内川流域=(<u>5</u> , <u>7.1</u>), 祝沢川流域=(<u>6</u> , 4.8), 松沢川流域=(<u>6</u> , 2.2), 勝手川流域=(5, <u>6.3</u>), 君ヶ野川流域=(5, 7.4), 衣川流域=(5, 9.4), 芦川流域=(<u>6</u> , 3), 蛇川流域=(<u>5</u> , <u>6.5</u>), 黒川流域=(<u>5</u> , <u>6.4</u>), 西目川流域=(<u>5</u> , <u>9.2</u>), 羽広川流域=(<u>5</u> , <u>5.1</u>)		にかほ市	鳥越川流域= <u>7.8</u> , 天拝川流域= <u>8.2</u> , 大湯川流域= <u>6.8</u> , 大沢川流域=6.4, 白雪川流域= <u>13.2</u> , 赤石川流域=3.6, 奈曽川流域= <u>7.5</u> , 川袋小川流域= <u>4.6</u> , 清水川流域= <u>3.9</u>	天拝川流域=(9, <u>8.2</u>), (略) 大湯川流域=(5, 6.6), 白雪川流域=(8, <u>10.6</u>), 赤石川流域=(8, <u>3.5</u>), 奈曽川流域=(8, <u>6</u>), 川袋小川流域=(5, 4.5), 清水川流域=(8, 3)	時点修正
本荘由利地域	由利本荘市	芋川流域= <u>20</u> , 小友川流域= <u>9.8</u> , 石沢川流域=15.5, 鮎川流域=9.2, 久保田川流域=6.1, 大砂川流域=6.1, 田沢川流域= <u>4.5</u> , 鶯川流域= <u>7.4</u> , 笹子川流域= <u>17.3</u> , 直根川流域= <u>10</u> , 百宅川流域= <u>7.7</u> , 下玉田川流域=9, 赤田川流域=9.5, 小関川流域=10.5, 中俣川流域= <u>5.7</u> , 北ノ股川流域= <u>4.6</u> , 黒森川流域= <u>3.5</u> , 須郷川流域= <u>6.1</u> , 坂部川流域= <u>7</u> , 杉森川流域=3.9, 大吹川流域=7.6, 丁川流域= <u>10.2</u> , 法内川流域= <u>7</u> , 祝沢川流域=6, 新沢川流域= <u>5.3</u> , 松沢川流域=2.8, 勝手川流域= <u>6.2</u> , 君ヶ野川流域=9.2, 二古川流域=4.9, 衣川流域= <u>13.8</u> , 芦川流域= <u>3.7</u> , 蛇川流域= <u>6.4</u> , 福俣川流域= <u>6.1</u> , 黒川流域= <u>6.3</u> , 西目川流域=9.2, 羽広川流域= <u>5.2</u>	子吉川流域=(5, <u>22.4</u>), (略) 芋川流域=(5, 12.8), 小友川流域=(5, <u>9.8</u>), 石沢川流域=(5, <u>11.9</u>), 鮎川流域=(5, 9.2), 田沢川流域=(5, 3.9), 笹子川流域=(5, <u>15.7</u>), 百宅川流域=(7, 5.7), 中俣川流域=(5, <u>5.7</u>), 坂部川流域=(<u>8</u> , <u>5.6</u>), 杉森川流域=(<u>8</u> , <u>3.1</u>), 丁川流域=(<u>7</u> , 9.2), 法内川流域=(<u>8</u> , <u>5.6</u>), 祝沢川流域=(<u>8</u> , 4.8), 松沢川流域=(<u>8</u> , 2.2), 勝手川流域=(5, <u>6.2</u>), 君ヶ野川流域=(5, 7.4), 衣川流域=(5, 9.4), 芦川流域=(<u>8</u> , 3), 蛇川流域=(<u>8</u> , <u>5.1</u>), 黒川流域=(<u>8</u> , <u>5</u>), 西目川流域=(<u>8</u> , <u>7.4</u>), 羽広川流域=(<u>7</u> , <u>4.1</u>)																	
	にかほ市	鳥越川流域= <u>8</u> , 天拝川流域= <u>8.4</u> , 大湯川流域= <u>6.9</u> , 大沢川流域=6.4, 白雪川流域= <u>13.5</u> , 赤石川流域=3.6, 奈曽川流域= <u>7.6</u> , 川袋小川流域= <u>4.5</u> , 清水川流域= <u>3.8</u>	天拝川流域=(9, <u>8.4</u>), (略) 大湯川流域=(5, 6.6), 白雪川流域=(8, <u>10.8</u>), 赤石川流域=(8, <u>3.6</u>), 奈曽川流域=(8, <u>6.1</u>), 川袋小川流域=(5, 4.5), 清水川流域=(8, 3)																	
本荘由利地域	由利本荘市	芋川流域= <u>18.4</u> , 小友川流域= <u>9.6</u> , 石沢川流域=15.5, 鮎川流域=9.2, 久保田川流域=6.1, 大砂川流域=6.1, 田沢川流域= <u>4.6</u> , 鶯川流域= <u>7.2</u> , 笹子川流域= <u>17.2</u> , 直根川流域= <u>9.7</u> , 百宅川流域= <u>7.6</u> , 下玉田川流域=9, 赤田川流域=9.5, 小関川流域=10.5, 中俣川流域= <u>5.8</u> , <u>土本川流域=3</u> , 北ノ股川流域= <u>4.2</u> , 黒森川流域= <u>3.6</u> , 須郷川流域= <u>6</u> , 坂部川流域= <u>6.9</u> , 杉森川流域=3.9, 大吹川流域=7.6, 丁川流域= <u>10</u> , 法内川流域= <u>7.1</u> , 祝沢川流域=6, 新沢川流域=5.3, 松沢川流域=2.8, 勝手川流域= <u>6.4</u> , 君ヶ野川流域=9.4, 二古川流域=5.2, 衣川流域= <u>14.4</u> , 芦川流域= <u>3.8</u> , 蛇川流域= <u>6.5</u> , 福俣川流域= <u>6.4</u> , 黒川流域= <u>6.4</u> , 西目川流域=9.2, 羽広川流域= <u>5.1</u>	子吉川流域=(5, <u>22.5</u>), (略) 芋川流域=(5, 12.8), 小友川流域=(5, <u>9.6</u>), 石沢川流域=(5, <u>11.5</u>), 鮎川流域=(5, 9.2), 田沢川流域=(5, 3.9), 笹子川流域=(5, <u>15.8</u>), 百宅川流域=(7, 5.7), 中俣川流域=(5, <u>5.8</u>), 坂部川流域=(<u>5</u> , <u>6.9</u>), 杉森川流域=(<u>6</u> , <u>3</u>), 丁川流域=(<u>5</u> , 9.2), 法内川流域=(<u>5</u> , <u>7.1</u>), 祝沢川流域=(<u>6</u> , 4.8), 松沢川流域=(<u>6</u> , 2.2), 勝手川流域=(5, <u>6.3</u>), 君ヶ野川流域=(5, 7.4), 衣川流域=(5, 9.4), 芦川流域=(<u>6</u> , 3), 蛇川流域=(<u>5</u> , <u>6.5</u>), 黒川流域=(<u>5</u> , <u>6.4</u>), 西目川流域=(<u>5</u> , <u>9.2</u>), 羽広川流域=(<u>5</u> , <u>5.1</u>)																	
	にかほ市	鳥越川流域= <u>7.8</u> , 天拝川流域= <u>8.2</u> , 大湯川流域= <u>6.8</u> , 大沢川流域=6.4, 白雪川流域= <u>13.2</u> , 赤石川流域=3.6, 奈曽川流域= <u>7.5</u> , 川袋小川流域= <u>4.6</u> , 清水川流域= <u>3.9</u>	天拝川流域=(9, <u>8.2</u>), (略) 大湯川流域=(5, 6.6), 白雪川流域=(8, <u>10.6</u>), 赤石川流域=(8, <u>3.5</u>), 奈曽川流域=(8, <u>6</u>), 川袋小川流域=(5, 4.5), 清水川流域=(8, 3)																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																					
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																					
132	197	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">北秋鹿 角地域</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">大館市</td> <td style="width: 30%;">米代川流域=30, 早口川流域=17.1, 岩瀬川流域=19.5, 山田川流域=9.9, 引欠川流域=<u>11.9</u>, 長木川流域=27, 犀川流域=13.7, 小森川流域=<u>4.8</u>, 下内川流域=<u>9.7</u>, 乱川流域=6.6, 大森川流域=<u>6.3</u>, 花岡川流域=5.2, 大茂内川流域=<u>6.3</u>, 板戸川流域=<u>3.3</u>, 炭谷川流域=3.9</td> <td style="width: 30%;">米代川流域=(5, 29.7), 早口川流域=(5, 13.7), 岩瀬川流域=(5, 19.5), 山田川流域=(5, 9.9), 引欠川流域=(5, 9.5), 長木川流域=(5, 27), 犀川流域=(5, 13.7), 小森川流域=(5, 4.7), 下内川流域=(5, <u>9.7</u>), 乱川流域=(5, 6.6), 花岡川流域=(5, 5.2), 板戸川流域=(5, <u>2.2</u>), 炭谷川流域=(6, <u>3.1</u>)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">鹿角市</td> <td>米代川流域=<u>31.3</u>, 大湯川流域=<u>17.9</u>, 根市川流域=8.8, 間瀬川流域=10.2, 黒沢川流域=<u>4</u>, 夜明島川流域=<u>11</u>, 熊沢川流域=15.7, 小坂川流域=<u>16.4</u>, 汁毛川流域=6.3, 富士川流域=<u>6.8</u>, 夏井川流域=5.2, 櫻内川流域=<u>7.2</u>, 冷水川流域=5.8</td> <td>米代川流域=(5, <u>25</u>), 大湯川流域=(5, <u>14.3</u>), 間瀬川流域=(5, 7), 黒沢川流域=(5, 2.2), 夜明島川流域=(5, <u>8.8</u>), 熊沢川流域=(5, 15.7), 小坂川流域=(5, <u>13.1</u>), 汁毛川流域=(5, 5), 富士川流域=(5, <u>6.8</u>), 夏井川流域=(5, 4.2), 櫻内川流域=(5, 5.8), 冷水川流域=(5, 5.8)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	北秋鹿 角地域	大館市	米代川流域=30, 早口川流域=17.1, 岩瀬川流域=19.5, 山田川流域=9.9, 引欠川流域= <u>11.9</u> , 長木川流域=27, 犀川流域=13.7, 小森川流域= <u>4.8</u> , 下内川流域= <u>9.7</u> , 乱川流域=6.6, 大森川流域= <u>6.3</u> , 花岡川流域=5.2, 大茂内川流域= <u>6.3</u> , 板戸川流域= <u>3.3</u> , 炭谷川流域=3.9	米代川流域=(5, 29.7), 早口川流域=(5, 13.7), 岩瀬川流域=(5, 19.5), 山田川流域=(5, 9.9), 引欠川流域=(5, 9.5), 長木川流域=(5, 27), 犀川流域=(5, 13.7), 小森川流域=(5, 4.7), 下内川流域=(5, <u>9.7</u>), 乱川流域=(5, 6.6), 花岡川流域=(5, 5.2), 板戸川流域=(5, <u>2.2</u>), 炭谷川流域=(6, <u>3.1</u>)	(略)		鹿角市	米代川流域= <u>31.3</u> , 大湯川流域= <u>17.9</u> , 根市川流域=8.8, 間瀬川流域=10.2, 黒沢川流域= <u>4</u> , 夜明島川流域= <u>11</u> , 熊沢川流域=15.7, 小坂川流域= <u>16.4</u> , 汁毛川流域=6.3, 富士川流域= <u>6.8</u> , 夏井川流域=5.2, 櫻内川流域= <u>7.2</u> , 冷水川流域=5.8	米代川流域=(5, <u>25</u>), 大湯川流域=(5, <u>14.3</u>), 間瀬川流域=(5, 7), 黒沢川流域=(5, 2.2), 夜明島川流域=(5, <u>8.8</u>), 熊沢川流域=(5, 15.7), 小坂川流域=(5, <u>13.1</u>), 汁毛川流域=(5, 5), 富士川流域=(5, <u>6.8</u>), 夏井川流域=(5, 4.2), 櫻内川流域=(5, 5.8), 冷水川流域=(5, 5.8)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">北秋鹿 角地域</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">大館市</td> <td style="width: 30%;">米代川流域=30, 早口川流域=17.1, 岩瀬川流域=19.5, 山田川流域=9.9, 引欠川流域=<u>11.7</u>, 長木川流域=27, 犀川流域=13.7, 小森川流域=<u>4.7</u>, 下内川流域=<u>9.6</u>, 乱川流域=6.6, 大森川流域=<u>6.1</u>, 花岡川流域=5.2, 大茂内川流域=<u>6.1</u>, 板戸川流域=<u>4.2</u>, 炭谷川流域=3.9</td> <td style="width: 30%;">米代川流域=(5, 29.7), 早口川流域=(5, 13.7), 岩瀬川流域=(5, 19.5), 山田川流域=(5, 9.9), 引欠川流域=(5, 9.5), 長木川流域=(5, 27), 犀川流域=(5, 13.7), 小森川流域=(5, 4.7), 下内川流域=(5, <u>9.4</u>), 乱川流域=(5, 6.6), 花岡川流域=(5, 5.2), 板戸川流域=(5, <u>2.8</u>), 炭谷川流域=(6, <u>3</u>)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">鹿角市</td> <td>米代川流域=<u>31</u>, 大湯川流域=<u>18.1</u>, 根市川流域=8.8, 間瀬川流域=10.2, 黒沢川流域=<u>4.2</u>, 夜明島川流域=<u>11.2</u>, 熊沢川流域=15.7, 小坂川流域=<u>16.2</u>, 汁毛川流域=6.3, 富士川流域=<u>6.9</u>, 夏井川流域=5.2, 櫻内川流域=<u>7.3</u>, 冷水川流域=5.8</td> <td>米代川流域=(5, <u>24.8</u>), 大湯川流域=(5, <u>14.5</u>), 間瀬川流域=(5, 7), 黒沢川流域=(5, 2.2), 夜明島川流域=(5, <u>9</u>), 熊沢川流域=(5, 15.7), 小坂川流域=(5, <u>13</u>), 汁毛川流域=(5, 5), 富士川流域=(5, <u>6.9</u>), 夏井川流域=(5, 4.2), 櫻内川流域=(5, 5.8), 冷水川流域=(5, 5.8)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	北秋鹿 角地域	大館市	米代川流域=30, 早口川流域=17.1, 岩瀬川流域=19.5, 山田川流域=9.9, 引欠川流域= <u>11.7</u> , 長木川流域=27, 犀川流域=13.7, 小森川流域= <u>4.7</u> , 下内川流域= <u>9.6</u> , 乱川流域=6.6, 大森川流域= <u>6.1</u> , 花岡川流域=5.2, 大茂内川流域= <u>6.1</u> , 板戸川流域= <u>4.2</u> , 炭谷川流域=3.9	米代川流域=(5, 29.7), 早口川流域=(5, 13.7), 岩瀬川流域=(5, 19.5), 山田川流域=(5, 9.9), 引欠川流域=(5, 9.5), 長木川流域=(5, 27), 犀川流域=(5, 13.7), 小森川流域=(5, 4.7), 下内川流域=(5, <u>9.4</u>), 乱川流域=(5, 6.6), 花岡川流域=(5, 5.2), 板戸川流域=(5, <u>2.8</u>), 炭谷川流域=(6, <u>3</u>)	(略)		鹿角市	米代川流域= <u>31</u> , 大湯川流域= <u>18.1</u> , 根市川流域=8.8, 間瀬川流域=10.2, 黒沢川流域= <u>4.2</u> , 夜明島川流域= <u>11.2</u> , 熊沢川流域=15.7, 小坂川流域= <u>16.2</u> , 汁毛川流域=6.3, 富士川流域= <u>6.9</u> , 夏井川流域=5.2, 櫻内川流域= <u>7.3</u> , 冷水川流域=5.8	米代川流域=(5, <u>24.8</u>), 大湯川流域=(5, <u>14.5</u>), 間瀬川流域=(5, 7), 黒沢川流域=(5, 2.2), 夜明島川流域=(5, <u>9</u>), 熊沢川流域=(5, 15.7), 小坂川流域=(5, <u>13</u>), 汁毛川流域=(5, 5), 富士川流域=(5, <u>6.9</u>), 夏井川流域=(5, 4.2), 櫻内川流域=(5, 5.8), 冷水川流域=(5, 5.8)	(略)	時点修正
北秋鹿 角地域	大館市	米代川流域=30, 早口川流域=17.1, 岩瀬川流域=19.5, 山田川流域=9.9, 引欠川流域= <u>11.9</u> , 長木川流域=27, 犀川流域=13.7, 小森川流域= <u>4.8</u> , 下内川流域= <u>9.7</u> , 乱川流域=6.6, 大森川流域= <u>6.3</u> , 花岡川流域=5.2, 大茂内川流域= <u>6.3</u> , 板戸川流域= <u>3.3</u> , 炭谷川流域=3.9	米代川流域=(5, 29.7), 早口川流域=(5, 13.7), 岩瀬川流域=(5, 19.5), 山田川流域=(5, 9.9), 引欠川流域=(5, 9.5), 長木川流域=(5, 27), 犀川流域=(5, 13.7), 小森川流域=(5, 4.7), 下内川流域=(5, <u>9.7</u>), 乱川流域=(5, 6.6), 花岡川流域=(5, 5.2), 板戸川流域=(5, <u>2.2</u>), 炭谷川流域=(6, <u>3.1</u>)	(略)																				
	鹿角市	米代川流域= <u>31.3</u> , 大湯川流域= <u>17.9</u> , 根市川流域=8.8, 間瀬川流域=10.2, 黒沢川流域= <u>4</u> , 夜明島川流域= <u>11</u> , 熊沢川流域=15.7, 小坂川流域= <u>16.4</u> , 汁毛川流域=6.3, 富士川流域= <u>6.8</u> , 夏井川流域=5.2, 櫻内川流域= <u>7.2</u> , 冷水川流域=5.8	米代川流域=(5, <u>25</u>), 大湯川流域=(5, <u>14.3</u>), 間瀬川流域=(5, 7), 黒沢川流域=(5, 2.2), 夜明島川流域=(5, <u>8.8</u>), 熊沢川流域=(5, 15.7), 小坂川流域=(5, <u>13.1</u>), 汁毛川流域=(5, 5), 富士川流域=(5, <u>6.8</u>), 夏井川流域=(5, 4.2), 櫻内川流域=(5, 5.8), 冷水川流域=(5, 5.8)	(略)																				
北秋鹿 角地域	大館市	米代川流域=30, 早口川流域=17.1, 岩瀬川流域=19.5, 山田川流域=9.9, 引欠川流域= <u>11.7</u> , 長木川流域=27, 犀川流域=13.7, 小森川流域= <u>4.7</u> , 下内川流域= <u>9.6</u> , 乱川流域=6.6, 大森川流域= <u>6.1</u> , 花岡川流域=5.2, 大茂内川流域= <u>6.1</u> , 板戸川流域= <u>4.2</u> , 炭谷川流域=3.9	米代川流域=(5, 29.7), 早口川流域=(5, 13.7), 岩瀬川流域=(5, 19.5), 山田川流域=(5, 9.9), 引欠川流域=(5, 9.5), 長木川流域=(5, 27), 犀川流域=(5, 13.7), 小森川流域=(5, 4.7), 下内川流域=(5, <u>9.4</u>), 乱川流域=(5, 6.6), 花岡川流域=(5, 5.2), 板戸川流域=(5, <u>2.8</u>), 炭谷川流域=(6, <u>3</u>)	(略)																				
	鹿角市	米代川流域= <u>31</u> , 大湯川流域= <u>18.1</u> , 根市川流域=8.8, 間瀬川流域=10.2, 黒沢川流域= <u>4.2</u> , 夜明島川流域= <u>11.2</u> , 熊沢川流域=15.7, 小坂川流域= <u>16.2</u> , 汁毛川流域=6.3, 富士川流域= <u>6.9</u> , 夏井川流域=5.2, 櫻内川流域= <u>7.3</u> , 冷水川流域=5.8	米代川流域=(5, <u>24.8</u>), 大湯川流域=(5, <u>14.5</u>), 間瀬川流域=(5, 7), 黒沢川流域=(5, 2.2), 夜明島川流域=(5, <u>9</u>), 熊沢川流域=(5, 15.7), 小坂川流域=(5, <u>13</u>), 汁毛川流域=(5, 5), 富士川流域=(5, <u>6.9</u>), 夏井川流域=(5, 4.2), 櫻内川流域=(5, 5.8), 冷水川流域=(5, 5.8)	(略)																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																														
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																															
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																															
133	197	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">北秋鹿 角地域</td> <td style="width: 10%;">北秋田市</td> <td style="width: 25%;">阿仁川流域=43.3, 今泉川流域=4.9, 前山川流域=7.8, 小猿部川流域=15.6, 旧小猿部川流域=1.4, 綴子川流域=8.9, 摩当川流域=8.1, 糠沢川流域=10.5, 羽根山沢川流域=7.6, 小阿仁川流域=20.1, 小又川流域=21.6, 小様川流域=8.5, 小森川流域=8.5, 品類川流域=7.9, 谷地川流域=3.8</td> <td style="width: 25%;">米代川流域= (5, 49.9) , 阿仁川流域= (5, 43.3) , 今泉川流域= (5, 3.9) , 前山川流域= (5, 6.2) , 小猿部川流域= (5, 15.6) , 綴子川流域= (5, 8.9) , 糠沢川流域= (5, 10.5) , 羽根山沢川流域= (5, 7.6) , 小阿仁川流域= (5, 20.1) , 小又川流域= (6, 17.3) , 小森川流域= (5, 5.9) , 品類川流域= (5, 7.5) , 谷地川流域= (5, 3)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小坂町</td> <td>小坂川流域=11.2, 荒川流域=6.2, 砂子沢川流域=5.5, 古遠部川流域=7.4</td> <td>小坂川流域= (5, 11.2)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上小阿 仁村</td> <td>小阿仁川流域=22.8, 仏社川流域=8, 長滝沢・五反沢川流域=10.9</td> <td>小阿仁川流域= (5, 15.2) , 仏社川流域= (5, 6.6) , 長滝沢・五反沢川流域= (6, 8.7)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	北秋鹿 角地域	北秋田市	阿仁川流域=43.3, 今泉川流域=4.9, 前山川流域=7.8, 小猿部川流域= 15.6 , 旧小猿部川流域= 1.4 , 綴子川流域=8.9, 摩当川流域= 8.1 , 糠沢川流域=10.5, 羽根山沢川流域= 7.6 , 小阿仁川流域=20.1, 小又川流域=21.6, 小様川流域= 8.5 , 小森川流域= 8.5 , 品類川流域= 7.9 , 谷地川流域= 3.8	米代川流域= (5, 49.9) , 阿仁川流域= (5, 43.3) , 今泉川流域= (5, 3.9) , 前山川流域= (5, 6.2) , 小猿部川流域= (5, 15.6) , 綴子川流域= (5, 8.9) , 糠沢川流域= (5, 10.5) , 羽根山沢川流域= (5, 7.6) , 小阿仁川流域= (5, 20.1) , 小又川流域= (6, 17.3) , 小森川流域= (5, 5.9) , 品類川流域= (5, 7.5) , 谷地川流域= (5, 3)	(略)		小坂町	小坂川流域=11.2, 荒川流域= 6.2 , 砂子沢川流域= 5.5 , 古遠部川流域=7.4	小坂川流域= (5, 11.2)	(略)		上小阿 仁村	小阿仁川流域=22.8, 仏社川流域=8, 長滝沢・五反沢川流域= 10.9	小阿仁川流域= (5, 15.2) , 仏社川流域= (5, 6.6) , 長滝沢・五反沢川流域= (6 , 8.7)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">北秋鹿 角地域</td> <td style="width: 10%;">北秋田市</td> <td style="width: 25%;">阿仁川流域=43.3, 今泉川流域=4.9, 前山川流域=7.8, 小猿部川流域=15.7, 旧小猿部川流域=1.3, 綴子川流域=8.9, 摩当川流域=8, 糠沢川流域=10.5, 羽根山沢川流域=7.5, 小阿仁川流域=20.1, 小又川流域=21.6, 小様川流域=8.7, 小森川流域=8.4, 品類川流域=8, 谷地川流域=3.9</td> <td style="width: 25%;">米代川流域= (5, 49.9) , 阿仁川流域= (5, 43.3) , 今泉川流域= (5, 3.8) , 前山川流域= (5, 6.2) , 小猿部川流域= (5, 15.7) , 綴子川流域= (5, 8.9) , 糠沢川流域= (5, 10.5) , 羽根山沢川流域= (5, 7.5) , 小阿仁川流域= (5, 20.1) , 小又川流域= (6, 17.3) , 小森川流域= (5, 5.9) , 品類川流域= (5, 7.5) , 谷地川流域= (5, 3)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小坂町</td> <td>小坂川流域=11.2, 荒川流域=6.1, 砂子沢川流域=5.4, 古遠部川流域=7.4</td> <td>小坂川流域= (5, 11.2)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上小阿 仁村</td> <td>小阿仁川流域=22.8, 仏社川流域=8, 長滝沢・五反沢川流域=11.1</td> <td>小阿仁川流域= (5, 15.2) , 仏社川流域= (5, 6.5) , 長滝沢・五反沢川流域= (5, 8.9)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	北秋鹿 角地域	北秋田市	阿仁川流域=43.3, 今泉川流域=4.9, 前山川流域=7.8, 小猿部川流域= 15.7 , 旧小猿部川流域= 1.3 , 綴子川流域=8.9, 摩当川流域= 8 , 糠沢川流域=10.5, 羽根山沢川流域= 7.5 , 小阿仁川流域=20.1, 小又川流域=21.6, 小様川流域= 8.7 , 小森川流域= 8.4 , 品類川流域= 8 , 谷地川流域= 3.9	米代川流域= (5, 49.9) , 阿仁川流域= (5, 43.3) , 今泉川流域= (5, 3.8) , 前山川流域= (5, 6.2) , 小猿部川流域= (5, 15.7) , 綴子川流域= (5, 8.9) , 糠沢川流域= (5, 10.5) , 羽根山沢川流域= (5, 7.5) , 小阿仁川流域= (5, 20.1) , 小又川流域= (6, 17.3) , 小森川流域= (5, 5.9) , 品類川流域= (5, 7.5) , 谷地川流域= (5, 3)	(略)		小坂町	小坂川流域=11.2, 荒川流域= 6.1 , 砂子沢川流域= 5.4 , 古遠部川流域=7.4	小坂川流域= (5, 11.2)	(略)		上小阿 仁村	小阿仁川流域=22.8, 仏社川流域=8, 長滝沢・五反沢川流域= 11.1	小阿仁川流域= (5, 15.2) , 仏社川流域= (5, 6.5) , 長滝沢・五反沢川流域= (5 , 8.9)	(略)	時点修正
北秋鹿 角地域	北秋田市	阿仁川流域=43.3, 今泉川流域=4.9, 前山川流域=7.8, 小猿部川流域= 15.6 , 旧小猿部川流域= 1.4 , 綴子川流域=8.9, 摩当川流域= 8.1 , 糠沢川流域=10.5, 羽根山沢川流域= 7.6 , 小阿仁川流域=20.1, 小又川流域=21.6, 小様川流域= 8.5 , 小森川流域= 8.5 , 品類川流域= 7.9 , 谷地川流域= 3.8	米代川流域= (5, 49.9) , 阿仁川流域= (5, 43.3) , 今泉川流域= (5, 3.9) , 前山川流域= (5, 6.2) , 小猿部川流域= (5, 15.6) , 綴子川流域= (5, 8.9) , 糠沢川流域= (5, 10.5) , 羽根山沢川流域= (5, 7.6) , 小阿仁川流域= (5, 20.1) , 小又川流域= (6, 17.3) , 小森川流域= (5, 5.9) , 品類川流域= (5, 7.5) , 谷地川流域= (5, 3)	(略)																														
	小坂町	小坂川流域=11.2, 荒川流域= 6.2 , 砂子沢川流域= 5.5 , 古遠部川流域=7.4	小坂川流域= (5, 11.2)	(略)																														
	上小阿 仁村	小阿仁川流域=22.8, 仏社川流域=8, 長滝沢・五反沢川流域= 10.9	小阿仁川流域= (5, 15.2) , 仏社川流域= (5, 6.6) , 長滝沢・五反沢川流域= (6 , 8.7)	(略)																														
北秋鹿 角地域	北秋田市	阿仁川流域=43.3, 今泉川流域=4.9, 前山川流域=7.8, 小猿部川流域= 15.7 , 旧小猿部川流域= 1.3 , 綴子川流域=8.9, 摩当川流域= 8 , 糠沢川流域=10.5, 羽根山沢川流域= 7.5 , 小阿仁川流域=20.1, 小又川流域=21.6, 小様川流域= 8.7 , 小森川流域= 8.4 , 品類川流域= 8 , 谷地川流域= 3.9	米代川流域= (5, 49.9) , 阿仁川流域= (5, 43.3) , 今泉川流域= (5, 3.8) , 前山川流域= (5, 6.2) , 小猿部川流域= (5, 15.7) , 綴子川流域= (5, 8.9) , 糠沢川流域= (5, 10.5) , 羽根山沢川流域= (5, 7.5) , 小阿仁川流域= (5, 20.1) , 小又川流域= (6, 17.3) , 小森川流域= (5, 5.9) , 品類川流域= (5, 7.5) , 谷地川流域= (5, 3)	(略)																														
	小坂町	小坂川流域=11.2, 荒川流域= 6.1 , 砂子沢川流域= 5.4 , 古遠部川流域=7.4	小坂川流域= (5, 11.2)	(略)																														
	上小阿 仁村	小阿仁川流域=22.8, 仏社川流域=8, 長滝沢・五反沢川流域= 11.1	小阿仁川流域= (5, 15.2) , 仏社川流域= (5, 6.5) , 長滝沢・五反沢川流域= (5 , 8.9)	(略)																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																					
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																					
134	198	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">仙北平 鹿地域</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">横手市</td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 横手川流域=19.2, 檜岡川流域=5.4, 上溝川流域=12.6, 上法寺川流域=4.8, 地竹川流域=5.3, 厨川流域=4.1, 杉沢川流域=5.2, 横手大戸川流域=3.6, 頭無川流域=4.8, 大納川流域=6.8, 松川流域=1.6, 黒沢川流域=11.1, 武道川流域=10.2, 皿川流域=9.6, 成瀬川流域=24.6, 狙半内川流域=8.8, 七滝川流域=7.4, 坂部川流域=4.5 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 雄物川流域= (6, 34.2), 横手川流域= (5, 18.6), 檜岡川流域= (5, 5.4), 上溝川流域= (5, 12.6), 上法寺川流域= (5, 4.8), 地竹川流域= (6, 4.2), 横手大戸川流域= (6, 2.9), 大納川流域= (7, 6.8), 武道川流域= (5, 9.2), 七滝川流域= (6, 5.9), 坂部川流域= (5, 3.3) </td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">大仙市</td> <td style="vertical-align: top;"></td> <td style="vertical-align: top;"> 玉川流域=44.3, 横手川流域=26.6, 宮田又沢川流域=9.8, 淀川流域=14.9, 大沢川流域=4.2, 土買川流域=7.3, 栩平川流域=6.8, 檜岡川流域=15.5, 小友川流域=6.2, 上総川流域=5.2, 心像川流域=7.9, 小出川流域=7, 西ノ又川流域=8, 齊内川流域=11.7, 小滝川流域=9.2, 窪堰川流域=3.6, 福部内川流域=4.4, 川口川流域=10.4, 矢島川流域=5.2, 湯元川流域=6.6 </td> <td style="vertical-align: top;"> 雄物川流域= (5, 25.8), 玉川流域= (5, 35.4), 丸子川流域= (5, 10.7), 横手川流域= (6, 21.3), 淀川流域= (5, 13.5), 大沢川流域= (5, 4.1), 土買川流域= (5, 6.6), 栩平川流域= (5, 6.8), 檜岡川流域= (5, 12.9), 小友川流域= (5, 6.2), 小出川流域= (5, 7), 西ノ又川流域= (5, 8), 齊内川流域= (5, 9.4), 小滝川流域= (5, 9.2), 窪堰川流域= (5, 3.6), 福部内川流域= (5, 4.4), 川口川流域= (5, 10.4), 矢島川流域= (5, 5.2) </td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> </table>	仙北平 鹿地域	横手市	横手川流域=19.2, 檜岡川流域= 5.4 , 上溝川流域= 12.6 , 上法寺川流域=4.8, 地竹川流域=5.3, 厨川流域= 4.1 , 杉沢川流域=5.2, 横手大戸川流域= 3.6 , 頭無川流域=4.8, 大納川流域=6.8, 松川流域= 1.6 , 黒沢川流域= 11.1 , 武道川流域= 10.2 , 皿川流域= 9.6 , 成瀬川流域= 24.6 , 狙半内川流域= 8.8 , 七滝川流域=7.4, 坂部川流域= 4.5	雄物川流域= (6, 34.2), 横手川流域= (5, 18.6), 檜岡川流域= (5, 5.4), 上溝川流域= (5, 12.6), 上法寺川流域= (5, 4.8), 地竹川流域= (6, 4.2), 横手大戸川流域= (6, 2.9), 大納川流域= (7, 6.8), 武道川流域= (5, 9.2), 七滝川流域= (6, 5.9), 坂部川流域= (5, 3.3)	(略)	大仙市		玉川流域= 44.3 , 横手川流域= 26.6 , 宮田又沢川流域= 9.8 , 淀川流域= 14.9 , 大沢川流域=4.2, 土買川流域=7.3, 栩平川流域= 6.8 , 檜岡川流域= 15.5 , 小友川流域=6.2, 上総川流域=5.2, 心像川流域=7.9, 小出川流域= 7 , 西ノ又川流域=8, 齊内川流域=11.7, 小滝川流域=9.2, 窪堰川流域= 3.6 , 福部内川流域=4.4, 川口川流域=10.4, 矢島川流域=5.2, 湯元川流域=6.6	雄物川流域= (5, 25.8), 玉川流域= (5, 35.4), 丸子川流域= (5, 10.7), 横手川流域= (6, 21.3), 淀川流域= (5, 13.5), 大沢川流域= (5, 4.1), 土買川流域= (5, 6.6), 栩平川流域= (5, 6.8), 檜岡川流域= (5, 12.9), 小友川流域= (5, 6.2), 小出川流域= (5, 7), 西ノ又川流域= (5, 8), 齊内川流域= (5, 9.4), 小滝川流域= (5, 9.2), 窪堰川流域= (5, 3.6), 福部内川流域= (5, 4.4), 川口川流域= (5, 10.4), 矢島川流域= (5, 5.2)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">仙北平 鹿地域</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">横手市</td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 横手川流域=19.2, 檜岡川流域=5.3, 上溝川流域=12.7, 上法寺川流域=4.8, 地竹川流域=5.3, 厨川流域=4, 杉沢川流域=5.2, 横手大戸川流域=3.7, 頭無川流域=4.8, 大納川流域=6.8, 松川流域=15.6, 黒沢川流域=10.9, 武道川流域=10, 皿川流域=9.4, 成瀬川流域=24.8, 狙半内川流域=8.9, 七滝川流域=7.4, 坂部川流域=4.6 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 雄物川流域= (6, 35), 横手川流域= (5, 18.6), 檜岡川流域= (5, 5.3), 上溝川流域= (5, 12.7), 地竹川流域= (6, 4.2), 横手大戸川流域= (6, 2.9), 大納川流域= (7, 6.8), 武道川流域= (5, 9.2), 七滝川流域= (6, 5.9), 坂部川流域= (5, 3.3) </td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">大仙市</td> <td style="vertical-align: top;"></td> <td style="vertical-align: top;"> 玉川流域=43.9, 横手川流域=26.3, 宮田又沢川流域=9.9, 淀川流域=13.9, 大沢川流域=4.2, 土買川流域=7.3, 栩平川流域=6.7, 檜岡川流域=15.6, 小友川流域=6.2, 上総川流域=5.2, 心像川流域=7.9, 小出川流域=6.9, 西ノ又川流域=8, 齊内川流域=11.7, 小滝川流域=9.2, 窪堰川流域=3.7, 福部内川流域=4.4, 川口川流域=10.4, 矢島川流域=5.2, 湯元川流域=6.6 </td> <td style="vertical-align: top;"> 雄物川流域= (5, 26.8), 玉川流域= (6, 43.9), 丸子川流域= (5, 10.9), 横手川流域= (7, 26.3), 淀川流域= (5, 13.5), 大沢川流域= (5, 4.2), 土買川流域= (5, 6.5), 栩平川流域= (5, 6.7), 檜岡川流域= (5, 10.4), 小友川流域= (5, 6.2), 小出川流域= (5, 6.9), 西ノ又川流域= (5, 8), 齊内川流域= (5, 9.4), 小滝川流域= (6, 7.4), 窪堰川流域= (6, 2.9), 福部内川流域= (5, 4.4), 川口川流域= (7, 9.8), 矢島川流域= (5, 5.2) </td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> </table>	仙北平 鹿地域	横手市	横手川流域=19.2, 檜岡川流域= 5.3 , 上溝川流域= 12.7 , 上法寺川流域=4.8, 地竹川流域=5.3, 厨川流域= 4 , 杉沢川流域=5.2, 横手大戸川流域= 3.7 , 頭無川流域=4.8, 大納川流域=6.8, 松川流域= 15.6 , 黒沢川流域= 10.9 , 武道川流域= 10 , 皿川流域= 9.4 , 成瀬川流域= 24.8 , 狙半内川流域= 8.9 , 七滝川流域=7.4, 坂部川流域= 4.6	雄物川流域= (6, 35), 横手川流域= (5, 18.6), 檜岡川流域= (5, 5.3), 上溝川流域= (5, 12.7), 地竹川流域= (6, 4.2), 横手大戸川流域= (6, 2.9), 大納川流域= (7, 6.8), 武道川流域= (5, 9.2), 七滝川流域= (6, 5.9), 坂部川流域= (5, 3.3)	(略)	大仙市		玉川流域= 43.9 , 横手川流域= 26.3 , 宮田又沢川流域= 9.9 , 淀川流域= 13.9 , 大沢川流域=4.2, 土買川流域=7.3, 栩平川流域= 6.7 , 檜岡川流域= 15.6 , 小友川流域=6.2, 上総川流域=5.2, 心像川流域=7.9, 小出川流域= 6.9 , 西ノ又川流域=8, 齊内川流域=11.7, 小滝川流域=9.2, 窪堰川流域= 3.7 , 福部内川流域=4.4, 川口川流域=10.4, 矢島川流域=5.2, 湯元川流域=6.6	雄物川流域= (5, 26.8), 玉川流域= (6, 43.9), 丸子川流域= (5, 10.9), 横手川流域= (7, 26.3), 淀川流域= (5, 13.5), 大沢川流域= (5, 4.2), 土買川流域= (5, 6.5), 栩平川流域= (5, 6.7), 檜岡川流域= (5, 10.4), 小友川流域= (5, 6.2), 小出川流域= (5, 6.9), 西ノ又川流域= (5, 8), 齊内川流域= (5, 9.4), 小滝川流域= (6, 7.4), 窪堰川流域= (6, 2.9), 福部内川流域= (5, 4.4), 川口川流域= (7, 9.8), 矢島川流域= (5, 5.2)	(略)	時点修正
仙北平 鹿地域	横手市	横手川流域=19.2, 檜岡川流域= 5.4 , 上溝川流域= 12.6 , 上法寺川流域=4.8, 地竹川流域=5.3, 厨川流域= 4.1 , 杉沢川流域=5.2, 横手大戸川流域= 3.6 , 頭無川流域=4.8, 大納川流域=6.8, 松川流域= 1.6 , 黒沢川流域= 11.1 , 武道川流域= 10.2 , 皿川流域= 9.6 , 成瀬川流域= 24.6 , 狙半内川流域= 8.8 , 七滝川流域=7.4, 坂部川流域= 4.5	雄物川流域= (6, 34.2), 横手川流域= (5, 18.6), 檜岡川流域= (5, 5.4), 上溝川流域= (5, 12.6), 上法寺川流域= (5, 4.8), 地竹川流域= (6, 4.2), 横手大戸川流域= (6, 2.9), 大納川流域= (7, 6.8), 武道川流域= (5, 9.2), 七滝川流域= (6, 5.9), 坂部川流域= (5, 3.3)	(略)																				
大仙市		玉川流域= 44.3 , 横手川流域= 26.6 , 宮田又沢川流域= 9.8 , 淀川流域= 14.9 , 大沢川流域=4.2, 土買川流域=7.3, 栩平川流域= 6.8 , 檜岡川流域= 15.5 , 小友川流域=6.2, 上総川流域=5.2, 心像川流域=7.9, 小出川流域= 7 , 西ノ又川流域=8, 齊内川流域=11.7, 小滝川流域=9.2, 窪堰川流域= 3.6 , 福部内川流域=4.4, 川口川流域=10.4, 矢島川流域=5.2, 湯元川流域=6.6	雄物川流域= (5, 25.8), 玉川流域= (5, 35.4), 丸子川流域= (5, 10.7), 横手川流域= (6, 21.3), 淀川流域= (5, 13.5), 大沢川流域= (5, 4.1), 土買川流域= (5, 6.6), 栩平川流域= (5, 6.8), 檜岡川流域= (5, 12.9), 小友川流域= (5, 6.2), 小出川流域= (5, 7), 西ノ又川流域= (5, 8), 齊内川流域= (5, 9.4), 小滝川流域= (5, 9.2), 窪堰川流域= (5, 3.6), 福部内川流域= (5, 4.4), 川口川流域= (5, 10.4), 矢島川流域= (5, 5.2)	(略)																				
仙北平 鹿地域	横手市	横手川流域=19.2, 檜岡川流域= 5.3 , 上溝川流域= 12.7 , 上法寺川流域=4.8, 地竹川流域=5.3, 厨川流域= 4 , 杉沢川流域=5.2, 横手大戸川流域= 3.7 , 頭無川流域=4.8, 大納川流域=6.8, 松川流域= 15.6 , 黒沢川流域= 10.9 , 武道川流域= 10 , 皿川流域= 9.4 , 成瀬川流域= 24.8 , 狙半内川流域= 8.9 , 七滝川流域=7.4, 坂部川流域= 4.6	雄物川流域= (6, 35), 横手川流域= (5, 18.6), 檜岡川流域= (5, 5.3), 上溝川流域= (5, 12.7), 地竹川流域= (6, 4.2), 横手大戸川流域= (6, 2.9), 大納川流域= (7, 6.8), 武道川流域= (5, 9.2), 七滝川流域= (6, 5.9), 坂部川流域= (5, 3.3)	(略)																				
大仙市		玉川流域= 43.9 , 横手川流域= 26.3 , 宮田又沢川流域= 9.9 , 淀川流域= 13.9 , 大沢川流域=4.2, 土買川流域=7.3, 栩平川流域= 6.7 , 檜岡川流域= 15.6 , 小友川流域=6.2, 上総川流域=5.2, 心像川流域=7.9, 小出川流域= 6.9 , 西ノ又川流域=8, 齊内川流域=11.7, 小滝川流域=9.2, 窪堰川流域= 3.7 , 福部内川流域=4.4, 川口川流域=10.4, 矢島川流域=5.2, 湯元川流域=6.6	雄物川流域= (5, 26.8), 玉川流域= (6, 43.9), 丸子川流域= (5, 10.9), 横手川流域= (7, 26.3), 淀川流域= (5, 13.5), 大沢川流域= (5, 4.2), 土買川流域= (5, 6.5), 栩平川流域= (5, 6.7), 檜岡川流域= (5, 10.4), 小友川流域= (5, 6.2), 小出川流域= (5, 6.9), 西ノ又川流域= (5, 8), 齊内川流域= (5, 9.4), 小滝川流域= (6, 7.4), 窪堰川流域= (6, 2.9), 福部内川流域= (5, 4.4), 川口川流域= (7, 9.8), 矢島川流域= (5, 5.2)	(略)																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																								
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																									
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																									
135	198	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">仙北平鹿地域</td> <td style="width: 10%;">仙北市</td> <td style="width: 25%;">玉川流域=37.2, 生保内川流域=14.4, 入見内川流域=7.3, 桧木内川流域=19.7, 山谷川流域=8.7, 堀内沢川流域=5.9, 才津川流域=14.8, 院内川流域=4.9, 小先達川流域=4.8, 刺市川流域=5</td> <td style="width: 25%;">玉川流域=(5, 35.7), 入見内川流域=(6, 5.8), 桧木内川流域=(7, 18.5), 山谷川流域=(5, 8.2), 才津川流域=(6, 11.8), 院内川流域=(5, 4.9), 小先達川流域=(6, 3.8), 刺市川流域=(5, 4.7)</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>美郷町</td> <td>丸子川流域=10.4, 横手川流域=23.6, 上総川流域=4.5, 矢島川流域=3.8, 赤倉川流域=5.6, 出川流域=4</td> <td>横手川流域=(5, 23.6), 上総川流域=(5, 4.5)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>白子川流域=5.4, 戸沢川流域=5.6, 高松川流域=14.6, 役内川流域=12.4, 駒形黒沢川流域=4.5, 宇留院内川流域=4.8, 姉倉沢川流域=4.4, 羽後大戸川流域=3.2</td> <td>雄物川流域=(5, 21.4), 皆瀬川流域=(5, 27.2), 高松川流域=(5, 11.7)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>羽後町</td> <td>新町川流域=5.4, 西馬音内川流域=8, 羽後大戸川流域=8.8, 田沢川流域=3.2, 石沢川流域=9.5</td> <td>雄物川流域=(6, 23.3), 新町川流域=(5, 5.2), 石沢川流域=(6, 7.8)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>東成瀬村</td> <td>成瀬川流域=16.8, 大沢川流域=5</td> <td>成瀬川流域=(5, 16.8)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	仙北平鹿地域	仙北市	玉川流域=37.2, 生保内川流域=14.4, 入見内川流域=7.3, 桧木内川流域=19.7, 山谷川流域=8.7, 堀内沢川流域=5.9, 才津川流域=14.8, 院内川流域=4.9, 小先達川流域=4.8, 刺市川流域=5	玉川流域=(5, 35.7), 入見内川流域=(6, 5.8), 桧木内川流域=(7, 18.5), 山谷川流域=(5, 8.2), 才津川流域=(6, 11.8), 院内川流域=(5, 4.9), 小先達川流域=(6, 3.8), 刺市川流域=(5, 4.7)	(略)		美郷町	丸子川流域=10.4, 横手川流域=23.6, 上総川流域=4.5, 矢島川流域=3.8, 赤倉川流域=5.6, 出川流域=4	横手川流域=(5, 23.6), 上総川流域=(5, 4.5)	(略)		湯沢雄勝地域	湯沢市	白子川流域=5.4, 戸沢川流域=5.6, 高松川流域=14.6, 役内川流域=12.4, 駒形黒沢川流域=4.5, 宇留院内川流域=4.8, 姉倉沢川流域=4.4, 羽後大戸川流域=3.2	雄物川流域=(5, 21.4), 皆瀬川流域=(5, 27.2), 高松川流域=(5, 11.7)	(略)			羽後町	新町川流域=5.4, 西馬音内川流域=8, 羽後大戸川流域=8.8, 田沢川流域=3.2, 石沢川流域=9.5	雄物川流域=(6, 23.3), 新町川流域=(5, 5.2), 石沢川流域=(6, 7.8)	(略)			東成瀬村	成瀬川流域=16.8, 大沢川流域=5	成瀬川流域=(5, 16.8)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">仙北平鹿地域</td> <td style="width: 10%;">仙北市</td> <td style="width: 25%;">玉川流域=36.9, 生保内川流域=14.2, 入見内川流域=7.3, 桧木内川流域=19.7, 山谷川流域=8.7, 堀内沢川流域=5.8, 才津川流域=14.6, 院内川流域=4.9, 小先達川流域=4.8, 刺市川流域=4.9</td> <td style="width: 25%;">玉川流域=(5, 35.9), 入見内川流域=(6, 5.8), 桧木内川流域=(7, 18.5), 山谷川流域=(5, 8.2), 才津川流域=(6, 11.7), 院内川流域=(5, 4.9), 小先達川流域=(6, 3.8), 刺市川流域=(5, 4.8)</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>美郷町</td> <td>丸子川流域=10.3, 横手川流域=23.3, 上総川流域=4.6, 矢島川流域=3.9, 赤倉川流域=5.6, 出川流域=3.9</td> <td>横手川流域=(5, 23.3), 上総川流域=(5, 4.5)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>白子川流域=5.2, 戸沢川流域=5.6, 高松川流域=15.3, 役内川流域=12.9, 駒形黒沢川流域=4.6, 宇留院内川流域=4.9, 姉倉沢川流域=4.3, 羽後大戸川流域=3.3</td> <td>雄物川流域=(5, 27.5), 皆瀬川流域=(5, 27.4), 高松川流域=(5, 12.2)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>羽後町</td> <td>新町川流域=5.3, 西馬音内川流域=7.9, 羽後大戸川流域=8.7, 田沢川流域=3.3, 石沢川流域=9.5</td> <td>雄物川流域=(5, 24.2), 新町川流域=(5, 5.2), 石沢川流域=(5, 7.8)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>東成瀬村</td> <td>成瀬川流域=16.8, 大沢川流域=4.9</td> <td>成瀬川流域=(5, 16.8)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	仙北平鹿地域	仙北市	玉川流域=36.9, 生保内川流域=14.2, 入見内川流域=7.3, 桧木内川流域=19.7, 山谷川流域=8.7, 堀内沢川流域=5.8, 才津川流域=14.6, 院内川流域=4.9, 小先達川流域=4.8, 刺市川流域=4.9	玉川流域=(5, 35.9), 入見内川流域=(6, 5.8), 桧木内川流域=(7, 18.5), 山谷川流域=(5, 8.2), 才津川流域=(6, 11.7), 院内川流域=(5, 4.9), 小先達川流域=(6, 3.8), 刺市川流域=(5, 4.8)	(略)		美郷町	丸子川流域=10.3, 横手川流域=23.3, 上総川流域=4.6, 矢島川流域=3.9, 赤倉川流域=5.6, 出川流域=3.9	横手川流域=(5, 23.3), 上総川流域=(5, 4.5)	(略)		湯沢雄勝地域	湯沢市	白子川流域=5.2, 戸沢川流域=5.6, 高松川流域=15.3, 役内川流域=12.9, 駒形黒沢川流域=4.6, 宇留院内川流域=4.9, 姉倉沢川流域=4.3, 羽後大戸川流域=3.3	雄物川流域=(5, 27.5), 皆瀬川流域=(5, 27.4), 高松川流域=(5, 12.2)	(略)			羽後町	新町川流域=5.3, 西馬音内川流域=7.9, 羽後大戸川流域=8.7, 田沢川流域=3.3, 石沢川流域=9.5	雄物川流域=(5, 24.2), 新町川流域=(5, 5.2), 石沢川流域=(5, 7.8)	(略)			東成瀬村	成瀬川流域=16.8, 大沢川流域=4.9	成瀬川流域=(5, 16.8)	(略)	<p>時点修正</p>
仙北平鹿地域	仙北市	玉川流域=37.2, 生保内川流域=14.4, 入見内川流域=7.3, 桧木内川流域=19.7, 山谷川流域=8.7, 堀内沢川流域=5.9, 才津川流域=14.8, 院内川流域=4.9, 小先達川流域=4.8, 刺市川流域=5	玉川流域=(5, 35.7), 入見内川流域=(6, 5.8), 桧木内川流域=(7, 18.5), 山谷川流域=(5, 8.2), 才津川流域=(6, 11.8), 院内川流域=(5, 4.9), 小先達川流域=(6, 3.8), 刺市川流域=(5, 4.7)	(略)																																																								
	美郷町	丸子川流域=10.4, 横手川流域=23.6, 上総川流域=4.5, 矢島川流域=3.8, 赤倉川流域=5.6, 出川流域=4	横手川流域=(5, 23.6), 上総川流域=(5, 4.5)	(略)																																																								
	湯沢雄勝地域	湯沢市	白子川流域=5.4, 戸沢川流域=5.6, 高松川流域=14.6, 役内川流域=12.4, 駒形黒沢川流域=4.5, 宇留院内川流域=4.8, 姉倉沢川流域=4.4, 羽後大戸川流域=3.2	雄物川流域=(5, 21.4), 皆瀬川流域=(5, 27.2), 高松川流域=(5, 11.7)	(略)																																																							
		羽後町	新町川流域=5.4, 西馬音内川流域=8, 羽後大戸川流域=8.8, 田沢川流域=3.2, 石沢川流域=9.5	雄物川流域=(6, 23.3), 新町川流域=(5, 5.2), 石沢川流域=(6, 7.8)	(略)																																																							
		東成瀬村	成瀬川流域=16.8, 大沢川流域=5	成瀬川流域=(5, 16.8)	(略)																																																							
仙北平鹿地域	仙北市	玉川流域=36.9, 生保内川流域=14.2, 入見内川流域=7.3, 桧木内川流域=19.7, 山谷川流域=8.7, 堀内沢川流域=5.8, 才津川流域=14.6, 院内川流域=4.9, 小先達川流域=4.8, 刺市川流域=4.9	玉川流域=(5, 35.9), 入見内川流域=(6, 5.8), 桧木内川流域=(7, 18.5), 山谷川流域=(5, 8.2), 才津川流域=(6, 11.7), 院内川流域=(5, 4.9), 小先達川流域=(6, 3.8), 刺市川流域=(5, 4.8)	(略)																																																								
	美郷町	丸子川流域=10.3, 横手川流域=23.3, 上総川流域=4.6, 矢島川流域=3.9, 赤倉川流域=5.6, 出川流域=3.9	横手川流域=(5, 23.3), 上総川流域=(5, 4.5)	(略)																																																								
	湯沢雄勝地域	湯沢市	白子川流域=5.2, 戸沢川流域=5.6, 高松川流域=15.3, 役内川流域=12.9, 駒形黒沢川流域=4.6, 宇留院内川流域=4.9, 姉倉沢川流域=4.3, 羽後大戸川流域=3.3	雄物川流域=(5, 27.5), 皆瀬川流域=(5, 27.4), 高松川流域=(5, 12.2)	(略)																																																							
		羽後町	新町川流域=5.3, 西馬音内川流域=7.9, 羽後大戸川流域=8.7, 田沢川流域=3.3, 石沢川流域=9.5	雄物川流域=(5, 24.2), 新町川流域=(5, 5.2), 石沢川流域=(5, 7.8)	(略)																																																							
		東成瀬村	成瀬川流域=16.8, 大沢川流域=4.9	成瀬川流域=(5, 16.8)	(略)																																																							
		<p>※ 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害の危険度の高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。</p> <p>※ 複合基準：(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。</p>	<p>※ 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。</p> <p>※ 複合基準：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。</p>																																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																															
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																
136	201	<p>第4 指定河川洪水予報</p> <p>2 洪水予報の種類・発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 30%;">情報名</th> <th style="width: 55%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報(警戒情報解除)」</td> <td>「氾濫注意情報(警戒情報解除)」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。</p> <p style="font-size: small;">注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。</p>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき 	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 		「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	「洪水注意報(警戒情報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき 	<p>第4 指定河川洪水予報</p> <p>2 <u>指定河川</u>洪水予報の種類、<u>標題と概要</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 20%;">標題</th> <th style="width: 65%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">洪水警報</td> <td style="text-align: center;">氾濫発生情報</td> <td> 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫危険情報</td> <td> 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氾濫警戒情報</td> <td> 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">洪水注意報</td> <td style="text-align: center;">氾濫注意情報</td> <td> 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	文言の適正化
種類	情報名	発表基準																																	
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき 																																	
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 																																	
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 																																	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき 																																	
「洪水注意報(警戒情報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 																																	
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき 																																	
種類	標題	概要																																	
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。																																	
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。																																	
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。																																	
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																								
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																									
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																									
137	202	第4 指定河川洪水予報 3 洪水予報の実施区間及び基準地点 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">予報 区域名</th> <th style="width: 40%;">実施区間</th> <th style="width: 15%;">洪水予報 基準地点</th> <th style="width: 35%;">担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">雄物川上流 (横手川及 び丸子川 を含む)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>横手川</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td>左岸 秋田県大仙市角間川町下中町73番地から 雄物川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 秋田県大仙市藤木丙字大久保44番地から 雄物川合流点まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	予報 区域名	実施区間	洪水予報 基準地点	担当官署名	雄物川上流 (横手川及 び丸子川 を含む)	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	左岸 秋田県大仙市角間川町下中町73番地から 雄物川合流点まで	右岸 秋田県大仙市藤木丙字大久保44番地から 雄物川合流点まで		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	第4 指定河川洪水予報 3 洪水予報の実施区間及び基準地点 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">予報 区域名</th> <th style="width: 40%;">実施区間</th> <th style="width: 15%;">洪水予報 基準地点</th> <th style="width: 35%;">担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">雄物川上流 (横手川及 び丸子川 を含む)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>横手川</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> <tr> <td>左岸 秋田県大仙市角間川町下中町73番地先から 雄物川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 秋田県大仙市藤木丙字大久保44番地先から 雄物川合流点まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	予報 区域名	実施区間	洪水予報 基準地点	担当官署名	雄物川上流 (横手川及 び丸子川 を含む)	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	左岸 秋田県大仙市角間川町下中町73番地 先 から 雄物川合流点まで	右岸 秋田県大仙市藤木丙字大久保44番地 先 から 雄物川合流点まで		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	所要の修正
予報 区域名	実施区間	洪水予報 基準地点	担当官署名																																									
雄物川上流 (横手川及 び丸子川 を含む)	(略)	(略)	(略)																																									
	横手川	(略)																																										
	左岸 秋田県大仙市角間川町下中町73番地から 雄物川合流点まで																																											
	右岸 秋田県大仙市藤木丙字大久保44番地から 雄物川合流点まで																																											
	(略)	(略)																																										
	(略)	(略)	(略)																																									
予報 区域名	実施区間	洪水予報 基準地点	担当官署名																																									
雄物川上流 (横手川及 び丸子川 を含む)	(略)	(略)	(略)																																									
	横手川	(略)																																										
	左岸 秋田県大仙市角間川町下中町73番地 先 から 雄物川合流点まで																																											
	右岸 秋田県大仙市藤木丙字大久保44番地 先 から 雄物川合流点まで																																											
	(略)	(略)																																										
	(略)	(略)	(略)																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
138	203	<p style="text-align: center;">【雄物川下流及び子吉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	<p style="text-align: center;">【雄物川下流及び子吉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	時点修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
139	204	<p>【雄物川上流（横手川及び丸子川を含む）、皆瀬川及び玉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	<p>【雄物川上流（横手川及び丸子川を含む）、皆瀬川及び玉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	時点修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
140	205	<p style="text-align: center;">【米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: center;">米代川国道事務所 TEL 0185(70)1170 FAX 0185(70)1141 ☎/フ 753-351,354 FAX 753-458,459</p> <p style="text-align: center;">秋田県水防本部 建設部河川防課 TEL 018(860)2511 FAX 018(860)3809 ☎/フ 759-32 FAX 759-51</p> <p style="text-align: center;">秋田県水防支部 鹿角地域振興局 建設部 TEL 0186(23)2316 FAX 0186(23)6074</p> <p style="text-align: center;">秋田県水防支部 北秋田地域振興局 建設部 TEL 0186(62)3116 FAX 0186(62)9640</p> <p style="text-align: center;">秋田県水防支部 山本地域振興局 建設部 TEL 0185(52)6109 FAX 0185(54)3226</p> <p style="text-align: center;">水防管理団体（市町村）</p> <p style="text-align: center;">関係市町村</p> <p style="text-align: center;">住民</p>	<p style="text-align: center;">【米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: center;">米代川国道事務所 TEL 0185(70)1170 FAX 0185(70)1141 ☎/フ 753-351,354 FAX 753-458,459</p> <p style="text-align: center;">秋田県水防本部 建設部河川防課 TEL 018(860)2511 FAX 018(860)3809 ☎/フ 759-32 FAX 759-51</p> <p style="text-align: center;">秋田県水防支部 鹿角地域振興局 建設部 TEL 0186(23)2316 FAX 0186(23)6074</p> <p style="text-align: center;">秋田県水防支部 北秋田地域振興局 建設部 TEL 0186(62)3116 FAX 0186(62)9640</p> <p style="text-align: center;">秋田県水防支部 山本地域振興局 建設部 TEL 0185(52)6109 FAX 0185(54)3226</p> <p style="text-align: center;">水防管理団体（市町村）</p> <p style="text-align: center;">関係市町村</p> <p style="text-align: center;">住民</p>	時点修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
141	208	<p>第8 警報等の受領等</p> <p style="text-align: center;">【気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の収集・伝達図】</p> <p>注ニ重複で囲まれている機関は、気象警報法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注ニ重複の経路は、気象警報法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは同知の程度が懸念が懸念づけられている伝達経路</p>	<p>第8 警報等の受領等</p> <p style="text-align: center;">【気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の収集・伝達図】</p> <p>注ニ重複で囲まれている機関は、気象警報法施行令第8条第1号及び第1号及び第2号の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注ニ重複の経路は、気象警報法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は同知の程度が懸念が懸念づけられている伝達経路</p>	時点修正等

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由								
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策									
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画									
142	212	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画 第5 水位情報 2 県が発表する水位情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">指定河川</td> <td> <p>34河川…米代川、福土川、大湯川、小坂川、熊沢川、阿仁川、長木川、下内川、小阿仁川、小猿部川、綴子川、犀川、藤琴川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、丸子川、福部内川、窪堰川、川口川、矢島川、斉内川、玉川、松木内川、入見内川、横手川、役内川、芋川、馬場目川、三種川、白雪川</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通知内容 通知先等</td> <td> <p>知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した上記34河川について、氾濫危険水位（注）を定め、これらの河川がその水位に達した時は、水防管理者及び量水標管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 （注）氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）</p> </td> </tr> </table>	指定河川	<p>34河川…米代川、福土川、大湯川、小坂川、熊沢川、阿仁川、長木川、下内川、小阿仁川、小猿部川、綴子川、犀川、藤琴川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、丸子川、福部内川、窪堰川、川口川、矢島川、斉内川、玉川、松木内川、入見内川、横手川、役内川、芋川、馬場目川、三種川、白雪川</p>	通知内容 通知先等	<p>知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した上記34河川について、氾濫危険水位（注）を定め、これらの河川がその水位に達した時は、水防管理者及び量水標管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 （注）氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）</p>	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画 第5 水位情報 2 県が発表する水位情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">指定河川</td> <td> <p>37河川…米代川、福土川、大湯川、小坂川、熊沢川、阿仁川、長木川、下内川、小阿仁川、小猿部川、綴子川、犀川、藤琴川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、丸子川、福部内川、窪堰川、川口川、矢島川、斉内川、玉川、松木内川、入見内川、横手川、役内川、芋川、馬場目川、三種川、白雪川、<u>檜山川</u>、<u>上湧川</u>、<u>雄物川</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通知内容 通知先等</td> <td> <p>知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した上記37河川について、氾濫危険水位（注）を定め、これらの河川がその水位に達した時は、水防管理者及び量水標管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 （注）氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）</p> </td> </tr> </table>	指定河川	<p>37河川…米代川、福土川、大湯川、小坂川、熊沢川、阿仁川、長木川、下内川、小阿仁川、小猿部川、綴子川、犀川、藤琴川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、丸子川、福部内川、窪堰川、川口川、矢島川、斉内川、玉川、松木内川、入見内川、横手川、役内川、芋川、馬場目川、三種川、白雪川、<u>檜山川</u>、<u>上湧川</u>、<u>雄物川</u></p>	通知内容 通知先等	<p>知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した上記37河川について、氾濫危険水位（注）を定め、これらの河川がその水位に達した時は、水防管理者及び量水標管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 （注）氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）</p>	時点修正
指定河川	<p>34河川…米代川、福土川、大湯川、小坂川、熊沢川、阿仁川、長木川、下内川、小阿仁川、小猿部川、綴子川、犀川、藤琴川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、丸子川、福部内川、窪堰川、川口川、矢島川、斉内川、玉川、松木内川、入見内川、横手川、役内川、芋川、馬場目川、三種川、白雪川</p>											
通知内容 通知先等	<p>知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した上記34河川について、氾濫危険水位（注）を定め、これらの河川がその水位に達した時は、水防管理者及び量水標管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 （注）氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）</p>											
指定河川	<p>37河川…米代川、福土川、大湯川、小坂川、熊沢川、阿仁川、長木川、下内川、小阿仁川、小猿部川、綴子川、犀川、藤琴川、太平川、旭川、草生津川、猿田川、新城川、岩見川、丸子川、福部内川、窪堰川、川口川、矢島川、斉内川、玉川、松木内川、入見内川、横手川、役内川、芋川、馬場目川、三種川、白雪川、<u>檜山川</u>、<u>上湧川</u>、<u>雄物川</u></p>											
通知内容 通知先等	<p>知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、都道府県の管理河川において経済上相当な被害が生ずるおそれがあるものと想定した上記37河川について、氾濫危険水位（注）を定め、これらの河川がその水位に達した時は、水防管理者及び量水標管理者に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。 （注）氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）</p>											
143	215	<p>第9 被害報告 1 市町村（消防機関） （略）</p> <p style="text-align: center;">【災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告系統図】</p>	<p>第9 被害報告 1 市町村（消防機関） （略）</p> <p style="text-align: center;">【災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告系統図】</p>	所要の修正								

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																												
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																													
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																																																													
145	221	<p>第3号様式 災害確定報告</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 15%;">区</th> <th style="width: 15%;">分</th> <th style="width: 15%;">被</th> <th style="width: 15%;">害</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害名 確定年月日</td> <td rowspan="4">月</td> <td rowspan="4">日</td> <td rowspan="4">時</td> <td rowspan="4">確定</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> </tr> <tr> <td>流失・埋没</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">報告者名</td> <td rowspan="2">学</td> <td rowspan="2">校</td> <td rowspan="2">留</td> <td rowspan="2">留</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">人的被害</td> <td rowspan="5">区</td> <td rowspan="5">分</td> <td rowspan="5">被</td> <td rowspan="5">害</td> <td>そ</td> </tr> <tr> <td>死</td> <td>者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>災害関連死者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>重傷</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>軽傷</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">住家被害</td> <td rowspan="5">の</td> <td rowspan="5">全</td> <td rowspan="5">壊</td> <td rowspan="5">壊</td> <td>清掃施設</td> </tr> <tr> <td>住くすれ</td> </tr> <tr> <td>鉄道不通</td> </tr> <tr> <td>被害船舶</td> </tr> <tr> <td>水道戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">他</td> <td rowspan="5">電</td> <td rowspan="5">話</td> <td rowspan="5">回</td> <td rowspan="5">線</td> <td>戸</td> </tr> <tr> <td>電</td> </tr> <tr> <td>気</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非住家</td> <td rowspan="4">火</td> <td rowspan="4">災</td> <td rowspan="4">発</td> <td rowspan="4">生</td> <td>ブロック塀等</td> </tr> <tr> <td>り</td> </tr> <tr> <td>り</td> </tr> <tr> <td>建</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家</td> <td rowspan="2">火</td> <td rowspan="2">災</td> <td rowspan="2">発</td> <td rowspan="2">生</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>り</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	区	分	被	害		災害名 確定年月日	月	日	時	確定	田	冠水	流失・埋没	冠水	報告者名	学	校	留	留	畑	冠水	人的被害	区	分	被	害	そ	死	者	人	うち	災害関連死者	人	行方不明者	人	負傷者	重傷	人	負傷者	軽傷	人	住家被害	の	全	壊	壊	清掃施設	住くすれ	鉄道不通	被害船舶	水道戸	他	電	話	回	線	戸	電	気	ガス	戸	非住家	火	災	発	生	ブロック塀等	り	り	建	非住家	火	災	発	生	その他	り	<p>第3号様式 災害確定報告</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 15%;">区</th> <th style="width: 15%;">分</th> <th style="width: 15%;">被</th> <th style="width: 15%;">害</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害名 確定年月日</td> <td rowspan="4">月</td> <td rowspan="4">日</td> <td rowspan="4">時</td> <td rowspan="4">確定</td> <td>田</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> </tr> <tr> <td>流失・埋没</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">報告者名</td> <td rowspan="2">学</td> <td rowspan="2">校</td> <td rowspan="2">留</td> <td rowspan="2">留</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">人的被害</td> <td rowspan="5">区</td> <td rowspan="5">分</td> <td rowspan="5">被</td> <td rowspan="5">害</td> <td>そ</td> </tr> <tr> <td>死</td> <td>者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>うち</td> <td>災害関連死者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>重傷</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>軽傷</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">住家被害</td> <td rowspan="5">の</td> <td rowspan="5">全</td> <td rowspan="5">壊</td> <td rowspan="5">壊</td> <td>清掃施設</td> </tr> <tr> <td>鉄道不通</td> </tr> <tr> <td>被害船舶</td> </tr> <tr> <td>水道戸</td> </tr> <tr> <td>電</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">他</td> <td rowspan="5">電</td> <td rowspan="5">話</td> <td rowspan="5">回</td> <td rowspan="5">線</td> <td>戸</td> </tr> <tr> <td>電</td> </tr> <tr> <td>気</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> </tr> <tr> <td>戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非住家</td> <td rowspan="4">火</td> <td rowspan="4">災</td> <td rowspan="4">発</td> <td rowspan="4">生</td> <td>ブロック塀等</td> </tr> <tr> <td>り</td> </tr> <tr> <td>り</td> </tr> <tr> <td>建</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家</td> <td rowspan="2">火</td> <td rowspan="2">災</td> <td rowspan="2">発</td> <td rowspan="2">生</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>り</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	区	分	被	害		災害名 確定年月日	月	日	時	確定	田	冠水	流失・埋没	冠水	報告者名	学	校	留	留	畑	冠水	人的被害	区	分	被	害	そ	死	者	人	うち	災害関連死者	人	行方不明者	人	負傷者	重傷	人	負傷者	軽傷	人	住家被害	の	全	壊	壊	清掃施設	鉄道不通	被害船舶	水道戸	電	他	電	話	回	線	戸	電	気	ガス	戸	非住家	火	災	発	生	ブロック塀等	り	り	建	非住家	火	災	発	生	その他	り	<p>関係要領の様式 変更に伴う修正</p>
市町村	区	分	被	害																																																																																																																																																												
災害名 確定年月日	月	日	時	確定	田																																																																																																																																																											
					冠水																																																																																																																																																											
					流失・埋没																																																																																																																																																											
					冠水																																																																																																																																																											
報告者名	学	校	留	留	畑																																																																																																																																																											
					冠水																																																																																																																																																											
人的被害	区	分	被	害	そ																																																																																																																																																											
					死	者	人																																																																																																																																																									
					うち	災害関連死者	人																																																																																																																																																									
					行方不明者	人																																																																																																																																																										
					負傷者	重傷	人																																																																																																																																																									
	負傷者	軽傷	人																																																																																																																																																													
	住家被害	の	全	壊	壊	清掃施設																																																																																																																																																										
						住くすれ																																																																																																																																																										
						鉄道不通																																																																																																																																																										
						被害船舶																																																																																																																																																										
水道戸																																																																																																																																																																
他		電	話	回	線	戸																																																																																																																																																										
						電																																																																																																																																																										
						気																																																																																																																																																										
						ガス																																																																																																																																																										
						戸																																																																																																																																																										
非住家	火	災	発	生	ブロック塀等																																																																																																																																																											
					り																																																																																																																																																											
					り																																																																																																																																																											
					建																																																																																																																																																											
非住家	火	災	発	生	その他																																																																																																																																																											
					り																																																																																																																																																											
市町村	区	分	被	害																																																																																																																																																												
災害名 確定年月日	月	日	時	確定	田																																																																																																																																																											
					冠水																																																																																																																																																											
					流失・埋没																																																																																																																																																											
					冠水																																																																																																																																																											
報告者名	学	校	留	留	畑																																																																																																																																																											
					冠水																																																																																																																																																											
人的被害	区	分	被	害	そ																																																																																																																																																											
					死	者	人																																																																																																																																																									
					うち	災害関連死者	人																																																																																																																																																									
					行方不明者	人																																																																																																																																																										
					負傷者	重傷	人																																																																																																																																																									
	負傷者	軽傷	人																																																																																																																																																													
	住家被害	の	全	壊	壊	清掃施設																																																																																																																																																										
						鉄道不通																																																																																																																																																										
						被害船舶																																																																																																																																																										
						水道戸																																																																																																																																																										
電																																																																																																																																																																
他		電	話	回	線	戸																																																																																																																																																										
						電																																																																																																																																																										
						気																																																																																																																																																										
						ガス																																																																																																																																																										
						戸																																																																																																																																																										
非住家	火	災	発	生	ブロック塀等																																																																																																																																																											
					り																																																																																																																																																											
					り																																																																																																																																																											
					建																																																																																																																																																											
非住家	火	災	発	生	その他																																																																																																																																																											
					り																																																																																																																																																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																						
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																							
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																							
146	225	第10 被害の認定基準 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">人的被害</td><td></td></tr> <tr><td>用語</td><td style="text-align: center;">被害程度の認定基準</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>行方不明</td><td>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者</td></tr> <tr><td rowspan="2" style="text-align: center;">負傷者</td><td>重傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者</td></tr> <tr><td>軽傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者</td></tr> </table>	人的被害		用語	被害程度の認定基準	(略)	(略)	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者	負傷者	重傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者	軽傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者	第10 被害の認定基準 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">人的被害</td><td></td></tr> <tr><td>用語</td><td style="text-align: center;">被害程度の認定基準</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>行方不明者</td><td>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者</td></tr> <tr><td rowspan="2" style="text-align: center;">負傷者</td><td>重傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのも</td></tr> <tr><td>軽傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのも</td></tr> </table> <p style="font-size: small; color: red; margin-top: 10px;">※「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官（令和5年5月消防防第55号）（以下「災害報告取扱要領」という。））」による。</p>	人的被害		用語	被害程度の認定基準	(略)	(略)	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者	負傷者	重傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのも	軽傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのも	文言の適正化
人的被害																										
用語	被害程度の認定基準																									
(略)	(略)																									
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者																									
負傷者	重傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者																									
	軽傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者																									
人的被害																										
用語	被害程度の認定基準																									
(略)	(略)																									
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者																									
負傷者	重傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのも																									
	軽傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのも																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																					
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																					
147	225	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">住家被害</th> <th style="width: 85%;">被害程度の認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用語</td> <td>被害程度の認定基準</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>全壊、全焼 又は流失</td> <td>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、<u>焼失</u>したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により<u>元どおり</u>に再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、<u>焼失</u>若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の<u>被害額（復旧費相当額）</u>がその住家の<u>再建築価格</u>の50%以上に達した程度のものとする。</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td><u>半壊</u>であって、<u>構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、</u> 1 <u>損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。</u> 2 <u>住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。</u></td> </tr> </tbody> </table>	住家被害	被害程度の認定基準	用語	被害程度の認定基準	(略)	(略)	全壊、全焼 又は流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、 <u>焼失</u> したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により <u>元どおり</u> に再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失</u> 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の <u>被害額（復旧費相当額）</u> がその住家の <u>再建築価格</u> の50%以上に達した程度のものとする。	大規模半壊	<u>半壊</u> であって、 <u>構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、</u> 1 <u>損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。</u> 2 <u>住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">住家被害</th> <th style="width: 85%;">被害程度の認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用語</td> <td>被害程度の認定基準</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により<u>元通り</u>に再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の<u>経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上</u>に達した程度のものとする。</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td><u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的に、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	住家被害	被害程度の認定基準	用語	被害程度の認定基準	(略)	(略)	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により <u>元通り</u> に再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の <u>経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上</u> に達した程度のものとする。	大規模半壊	<u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的に、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>	文言の適正化
住家被害	被害程度の認定基準																							
用語	被害程度の認定基準																							
(略)	(略)																							
全壊、全焼 又は流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、 <u>焼失</u> したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により <u>元どおり</u> に再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失</u> 若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の <u>被害額（復旧費相当額）</u> がその住家の <u>再建築価格</u> の50%以上に達した程度のものとする。																							
大規模半壊	<u>半壊</u> であって、 <u>構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、</u> 1 <u>損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。</u> 2 <u>住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。</u>																							
住家被害	被害程度の認定基準																							
用語	被害程度の認定基準																							
(略)	(略)																							
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により <u>元通り</u> に再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の <u>経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上</u> に達した程度のものとする。																							
大規模半壊	<u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的に、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由												
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策													
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画													
148	225	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">半壊又は半焼</td> <td> <p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一部破損</td> <td> <p>全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。</p> <p>ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。</p> </td> </tr> </table>	半壊又は半焼	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。</p>	一部破損	<p>全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。</p> <p>ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">中規模半壊</td> <td> <p style="color: red;">居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">半壊</td> <td> <p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">準半壊</td> <td> <p style="color: red;">住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一部破損</td> <td> <p>全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものを除く。</p> </td> </tr> </table>	中規模半壊	<p style="color: red;">居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p>	半壊	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>	準半壊	<p style="color: red;">住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p>	一部破損	<p>全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものを除く。</p>	文言の適正化
半壊又は半焼	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。</p>															
一部破損	<p>全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。</p> <p>ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。</p>															
中規模半壊	<p style="color: red;">居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p>															
半壊	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>															
準半壊	<p style="color: red;">住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p>															
一部破損	<p>全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものを除く。</p>															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																														
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																															
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																															
149	225	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">床上浸水</td> <td>浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">非住家被害</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th>被害程度の認定基準</th> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td>住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住している時は、当該部分は住家とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</td> </tr> <tr> <td>被害の程度</td> <td>非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。</td> </tr> </table>	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	非住家被害		用語	被害程度の認定基準	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住している時は、当該部分は住家とする。	(略)	(略)	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	被害の程度	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">床上浸水</td> <td>全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">※ 住家、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水は、「災害報告取扱要領」による。</p> <p style="font-size: small; color: red;">※ 大規模半壊、中規模半壊、準半壊は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）内閣府（防災担当）」によるが、詳細は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。 ・中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。 ・準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">非住家被害</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th>被害程度の認定基準</th> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td>住家以外の建物で、災害報告取扱要領による報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">※ 「災害報告取扱要領」による。</p>	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	非住家被害		用語	被害程度の認定基準	非住家	住家以外の建物で、災害報告取扱要領による報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	(略)	(略)	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	文言の適正化
床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。																																	
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。																																	
非住家被害																																		
用語	被害程度の認定基準																																	
非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住している時は、当該部分は住家とする。																																	
(略)	(略)																																	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。																																	
被害の程度	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。																																	
床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。																																	
床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。																																	
非住家被害																																		
用語	被害程度の認定基準																																	
非住家	住家以外の建物で、災害報告取扱要領による報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。																																	
(略)	(略)																																	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
150	231	<p>第6節 通信運用計画</p> <p>第2 通信の確保</p> <p>2 市町村・防災関係機関</p> <p>市町村機関及び防災関係機関は、それぞれが所管する通信の確保に必要な措置を県の例に準じて講ずるものとする。</p>	<p>第6節 通信運用計画</p> <p>第2 通信の確保</p> <p>2 市町村・防災関係機関</p> <p>市町村機関及び防災関係機関は、それぞれが所管する通信の確保に必要な措置を県の例に準じて講ずるものとする。<u>加えて、電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するものとする。</u></p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映
151	247	<p>第8節 避難計画</p> <p>第6 指定避難所の開設・運営管理等</p> <p>1 指定避難所の開設 (略)</p> <p>また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとする。</p> <p>なお、市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p>	<p>第8節 避難計画</p> <p>第6 指定避難所の開設・運営管理等</p> <p>1 指定避難所の開設 (略)</p> <p>また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとする。</p> <p>なお、市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p><u>加えて、市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u></p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映等

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
152	248	<p>2 指定避難所の運営管理等 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 適切な運営管理</p> <p>市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 指定避難所の運営管理等 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 適切な運営管理</p> <p>市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映等</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
153	248	<p>第7 多様な視点を取り入れた避難所対策</p> <p>2 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施したり、防犯ブザーを配付するなど、安全・安心の確保に配慮すること。</u></p> <p><u>(4) 一般の避難所等では避難生活に困難が生じる要配慮者については、介護や医療相談等を受けられるスペースを確保するなど配慮すること。</u></p> <p>3 避難所の運営管理 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること。</p> <p>(5) 避難所で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行う<u>よう努めること。</u> (略)</p>	<p>第7 多様な視点を取り入れた避難所対策</p> <p>2 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 一般の避難所等では避難生活に困難が生じる要配慮者については、介護や医療相談等を受けられるスペースを確保するなど配慮すること。</u></p> <p>3 避難所の運営管理 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 女性や子供等に対する<u>(性)</u>暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、<u>男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施する、防犯ブザーを配付する、(性)</u>暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること。</p> <p>(5) 避難所で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行う<u>ため、環境の整備に努めるとともに、当事者から合理的配慮の提供について求めがあった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を行うこと。</u> (略)</p>	重複標記の整理等
154	251	<p>第13 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援</p> <p>市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者に対して、情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、県及び市町村は健康相談や保健指導を実施するものとする。</p>	<p>第13 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援</p> <p>市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者に対して、情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療<u>福祉</u>サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、県及び市町村は健康相談や保健指導を実施するものとする。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
155	263	<p>第10節 消防防災ヘリコプター活動計画</p> <p>第7 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 (略)</p> <p>1 ヘリ運用調整会議の所掌事項</p> <p>(3) 航空機の運用調整等 (略)</p> <p>県は、航空機（消防防災ヘリ、県警ヘリ等）を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内のヘリ運用調整班において、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>加えて、県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p> <p>また、ヘリ運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	<p>第10節 消防防災ヘリコプター活動計画</p> <p>第7 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 (略)</p> <p>1 ヘリ運用調整会議の所掌事項</p> <p>(3) 航空機の運用調整等 (略)</p> <p>県は、航空機（消防防災ヘリ、県警ヘリ等）を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内のヘリ運用調整班において、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>加えて、県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p> <p>また、ヘリ運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映</p>
156	268	<p>第11節 水防活動計画</p> <p>第2 水防組織</p> <p>4 水防支部の構成</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph TD A[水防支部 (地域振興局建設部)] --- B[支部長] B --- C[副支部長 (地域振興局建設部)] C --- D[水防要員] </pre> </div>	<p>第11節 水防活動計画</p> <p>第2 水防組織</p> <p>4 水防支部の構成</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph TD A[水防支部 (地域振興局建設部)] --- B[支部長 (地域振興局長)] B --- C[副支部長 (地域振興局建設部長)] C --- D[水防要員] </pre> </div>	<p>所要の改正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																								
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																									
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																									
157	270	第4 水防管理団体 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">水防支部名</th> <th style="width: 15%;">郡市名</th> <th style="width: 25%;">指定水防管理団体</th> <th style="width: 40%;">管理団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鹿角</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>北秋田</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>山本</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>由利</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>仙北</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平鹿</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>雄勝</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(令和元年度 秋田県水防計画)</p>	水防支部名	郡市名	指定水防管理団体	管理団体名	鹿角	(略)	(略)	(略)	北秋田	(略)	(略)	(略)	山本	(略)	(略)	(略)	秋田	(略)	(略)	(略)	由利	(略)	(略)	(略)	仙北	(略)	(略)	(略)	平鹿	(略)	(略)	(略)	雄勝	(略)	(略)	(略)	第4 水防管理団体 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">水防支部名</th> <th style="width: 15%;">郡市名</th> <th style="width: 25%;">指定水防管理団体</th> <th style="width: 40%;">管理団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鹿角</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>北秋田</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>山本</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>由利</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>仙北</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>平鹿</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>雄勝</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(令和5年度 秋田県水防計画)</p>	水防支部名	郡市名	指定水防管理団体	管理団体名	鹿角	(略)	(略)	(略)	北秋田	(略)	(略)	(略)	山本	(略)	(略)	(略)	秋田	(略)	(略)	(略)	由利	(略)	(略)	(略)	仙北	(略)	(略)	(略)	平鹿	(略)	(略)	(略)	雄勝	(略)	(略)	(略)	時点修正
水防支部名	郡市名	指定水防管理団体	管理団体名																																																																									
鹿角	(略)	(略)	(略)																																																																									
北秋田	(略)	(略)	(略)																																																																									
山本	(略)	(略)	(略)																																																																									
秋田	(略)	(略)	(略)																																																																									
由利	(略)	(略)	(略)																																																																									
仙北	(略)	(略)	(略)																																																																									
平鹿	(略)	(略)	(略)																																																																									
雄勝	(略)	(略)	(略)																																																																									
水防支部名	郡市名	指定水防管理団体	管理団体名																																																																									
鹿角	(略)	(略)	(略)																																																																									
北秋田	(略)	(略)	(略)																																																																									
山本	(略)	(略)	(略)																																																																									
秋田	(略)	(略)	(略)																																																																									
由利	(略)	(略)	(略)																																																																									
仙北	(略)	(略)	(略)																																																																									
平鹿	(略)	(略)	(略)																																																																									
雄勝	(略)	(略)	(略)																																																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																													
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																														
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																														
158	271	第5 水防警報 1 国土交通大臣が発表する水防警報（法第16条） （略） 【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】	第5 水防警報 1 国土交通大臣が発表する水防警報（法第16条） （略） 【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】	所要の改正																																																																																																																													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">水系名</th> <th style="width: 10%;">河川名</th> <th style="width: 40%;">実施区域</th> <th style="width: 10%;">観測所</th> <th style="width: 10%;">水防団待機水位</th> <th style="width: 10%;">氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">米代川</td> <td>米代川</td> <td>左岸 大館市比内町大字扇田字本道端77から日本海まで 右岸 大館市大字山館字大樽木33の5から日本海まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>藤琴川</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>小猿部川</td> <td>左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地から米代川合流点まで 右岸 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地から米代川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">雄物川</td> <td>雄物川</td> <td>左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢1の42から日本海まで 右岸 湯沢市小野字可成沢113から日本海まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>横手川</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>丸子川</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>皆瀬川</td> <td>左岸 横手市増田町大字戸波字関根25から雄物川合流点まで 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻25から雄物川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>成瀬川</td> <td>左岸 横手市増田町大字荻袋字真人24から皆瀬川合流点まで 右岸 横手市増田町大字真人字山下8から皆瀬川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">岩崎橋</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">1.70</td> </tr> <tr> <td>玉川</td> <td>左岸 大仙市長野字開2から雄物川合流点まで 右岸 大仙市長野字八乙女123から雄物川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子吉川</td> <td>子吉川</td> <td>左岸 由利本荘市吉沢字堰根川原2の11地先から日本海まで 右岸 由利本荘市吉沢字百地2番地先から日本海まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>石沢川</td> <td>左岸 由利本荘市鳥川字沖真田233番地の1地先鳥川橋から子吉川合流点まで 右岸 由利本荘市上野字蛇田59番の1地先鳥川橋から子吉川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">（令和4年度 秋田県水防計画）</p>	水系名		河川名	実施区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	米代川	米代川	左岸 大館市比内町大字扇田字本道端77から日本海まで 右岸 大館市大字山館字大樽木33の5から日本海まで	(略)	(略)	(略)	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地から米代川合流点まで 右岸 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地から米代川合流点まで	(略)	(略)	(略)	雄物川	雄物川	左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢1の42から日本海まで 右岸 湯沢市小野字可成沢113から日本海まで	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)	皆瀬川	左岸 横手市増田町大字戸波字関根25から雄物川合流点まで 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻25から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)	成瀬川	左岸 横手市増田町大字荻袋字真人24から皆瀬川合流点まで 右岸 横手市増田町大字真人字山下8から皆瀬川合流点まで	岩崎橋	1.00	1.70	玉川	左岸 大仙市長野字開2から雄物川合流点まで 右岸 大仙市長野字八乙女123から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)	子吉川	子吉川	左岸 由利本荘市吉沢字堰根川原2の11地先から日本海まで 右岸 由利本荘市吉沢字百地2番地先から日本海まで	(略)	(略)	(略)	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田233番地の1地先鳥川橋から子吉川合流点まで 右岸 由利本荘市上野字蛇田59番の1地先鳥川橋から子吉川合流点まで	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">水系名</th> <th style="width: 10%;">河川名</th> <th style="width: 40%;">実施区域</th> <th style="width: 10%;">観測所</th> <th style="width: 10%;">水防団待機水位</th> <th style="width: 10%;">氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">米代川</td> <td>米代川</td> <td>左岸 大館市比内町大字扇田字本道端77から日本海まで 右岸 大館市大字山館字大樽木から日本海まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>藤琴川</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>小猿部川</td> <td>左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先から米代川合流点まで 右岸 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先から米代川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">雄物川</td> <td>雄物川</td> <td>左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢1の42地先から日本海まで 右岸 湯沢市小野字可成沢113から日本海まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>横手川</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>丸子川</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>皆瀬川</td> <td>左岸 横手市増田町戸波字関根25番地先から雄物川合流点まで 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻25番地先から雄物川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>成瀬川</td> <td>左岸 横手市増田町真人字山下8番地先から皆瀬川合流点まで 右岸 横手市増田町荻袋字真人24番地先から皆瀬川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">安養寺</td> <td style="text-align: center;">1.50</td> <td style="text-align: center;">2.40</td> </tr> <tr> <td>玉川</td> <td>左岸 大仙市長野字開2から雄物川合流点まで 右岸 大仙市長野字八乙女123から雄物川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子吉川</td> <td>子吉川</td> <td>左岸 由利本荘市吉沢堰根川原2番の11地先から日本海まで 右岸 由利本荘市吉沢字百地2番地先から日本海まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>石沢川</td> <td>左岸 由利本荘市鳥川字沖真田233番地の1地先子吉川合流点まで 右岸 由利本荘市上野字蛇田59番地の1地先子吉川合流点まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">（令和5年度 秋田県水防計画）</p>	水系名	河川名	実施区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	米代川	米代川	左岸 大館市比内町大字扇田字本道端77から日本海まで 右岸 大館市大字山館字大樽木から日本海まで	(略)	(略)	(略)	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先から米代川合流点まで 右岸 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先から米代川合流点まで	(略)	(略)	(略)	雄物川	雄物川	左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢1の42地先から日本海まで 右岸 湯沢市小野字可成沢113から日本海まで	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)	皆瀬川	左岸 横手市増田町戸波字関根25番地先から雄物川合流点まで 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻25番地先から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)	成瀬川	左岸 横手市増田町真人字山下8番地先から皆瀬川合流点まで 右岸 横手市増田町荻袋字真人24番地先から皆瀬川合流点まで	安養寺	1.50	2.40	玉川	左岸 大仙市長野字開2から雄物川合流点まで 右岸 大仙市長野字八乙女123から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)	子吉川	子吉川	左岸 由利本荘市吉沢堰根川原2番の11地先から日本海まで 右岸 由利本荘市吉沢字百地2番地先から日本海まで	(略)	(略)	(略)	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田233番地の1地先子吉川合流点まで 右岸 由利本荘市上野字蛇田59番地の1地先子吉川合流点まで
水系名	河川名	実施区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位																																																																																																																												
米代川	米代川	左岸 大館市比内町大字扇田字本道端77から日本海まで 右岸 大館市大字山館字大樽木33の5から日本海まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地から米代川合流点まで 右岸 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地から米代川合流点まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
雄物川	雄物川	左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢1の42から日本海まで 右岸 湯沢市小野字可成沢113から日本海まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	皆瀬川	左岸 横手市増田町大字戸波字関根25から雄物川合流点まで 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻25から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	成瀬川	左岸 横手市増田町大字荻袋字真人24から皆瀬川合流点まで 右岸 横手市増田町大字真人字山下8から皆瀬川合流点まで	岩崎橋	1.00	1.70																																																																																																																												
	玉川	左岸 大仙市長野字開2から雄物川合流点まで 右岸 大仙市長野字八乙女123から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
子吉川	子吉川	左岸 由利本荘市吉沢字堰根川原2の11地先から日本海まで 右岸 由利本荘市吉沢字百地2番地先から日本海まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田233番地の1地先鳥川橋から子吉川合流点まで 右岸 由利本荘市上野字蛇田59番の1地先鳥川橋から子吉川合流点まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
水系名	河川名	実施区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位																																																																																																																												
米代川	米代川	左岸 大館市比内町大字扇田字本道端77から日本海まで 右岸 大館市大字山館字大樽木から日本海まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先から米代川合流点まで 右岸 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先から米代川合流点まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
雄物川	雄物川	左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢1の42地先から日本海まで 右岸 湯沢市小野字可成沢113から日本海まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	皆瀬川	左岸 横手市増田町戸波字関根25番地先から雄物川合流点まで 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻25番地先から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	成瀬川	左岸 横手市増田町真人字山下8番地先から皆瀬川合流点まで 右岸 横手市増田町荻袋字真人24番地先から皆瀬川合流点まで	安養寺	1.50	2.40																																																																																																																												
	玉川	左岸 大仙市長野字開2から雄物川合流点まで 右岸 大仙市長野字八乙女123から雄物川合流点まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
子吉川	子吉川	左岸 由利本荘市吉沢堰根川原2番の11地先から日本海まで 右岸 由利本荘市吉沢字百地2番地先から日本海まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												
	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田233番地の1地先子吉川合流点まで 右岸 由利本荘市上野字蛇田59番地の1地先子吉川合流点まで	(略)	(略)	(略)																																																																																																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																														
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																															
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																																															
159	272	<p>2 知事が発表する水防警報（法第16条） （略）</p> <p style="text-align: center;">【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警戒区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">米代川</td> <td>米代川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>檜山川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">雄物川</td> <td>太平川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>新城川</td> <td>（略）</td> <td>笠岡</td> <td>1.20</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>雄物川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>子吉川</td> <td>芋川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">馬場目川</td> <td>馬場目川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>三種川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>白雪川</td> <td>白雪川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（令和4年度 秋田県水防計画）</p>	水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	米代川	米代川	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	檜山川	（略）	（略）	（略）	（略）	雄物川	太平川	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	新城川	（略）	笠岡	1.20	1.40	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	雄物川	（略）	（略）	（略）	（略）	子吉川	芋川	（略）	（略）	（略）	（略）	馬場目川	馬場目川	（略）	（略）	（略）	（略）	三種川	（略）	（略）	（略）	（略）	白雪川	白雪川	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>2 知事が発表する水防警報（法第16条） （略）</p> <p style="text-align: center;">【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警戒区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">米代川</td> <td>米代川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>檜山川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">雄物川</td> <td>太平川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>新城川</td> <td>（略）</td> <td>笠岡</td> <td>1.30</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>雄物川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>子吉川</td> <td>芋川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">馬場目川</td> <td>馬場目川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>三種川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>白雪川</td> <td>白雪川</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（令和5年度 秋田県水防計画）</p>	水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	米代川	米代川	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	檜山川	（略）	（略）	（略）	（略）	雄物川	太平川	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	新城川	（略）	笠岡	1.30	1.50	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	雄物川	（略）	（略）	（略）	（略）	子吉川	芋川	（略）	（略）	（略）	（略）	馬場目川	馬場目川	（略）	（略）	（略）	（略）	三種川	（略）	（略）	（略）	（略）	白雪川	白雪川	（略）	（略）	（略）	（略）	時点修正
水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位																																																																																																																																													
米代川	米代川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	檜山川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
雄物川	太平川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	新城川	（略）	笠岡	1.20	1.40																																																																																																																																													
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	雄物川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
子吉川	芋川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
馬場目川	馬場目川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	三種川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
白雪川	白雪川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位																																																																																																																																													
米代川	米代川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	檜山川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
雄物川	太平川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	新城川	（略）	笠岡	1.30	1.50																																																																																																																																													
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	雄物川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
子吉川	芋川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
馬場目川	馬場目川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
	三種川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													
白雪川	白雪川	（略）	（略）	（略）	（略）																																																																																																																																													

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																	
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																		
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																		
160	273	<p style="text-align: center;">【水防警報の種類・内容及び発表基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 40%;">内容</th> <th style="width: 50%;">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">待機</td> <td><u>水防団員の足留めを行う。</u></td> <td><u>雨量・水位・流量その他河川状況等により、必要と認められる時。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備</td> <td><u>水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの。</u></td> <td><u>水防団待機水位に達し、気象状況等により準備の必要が認められた時。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出動</td> <td><u>水防団員の出動を通知するもの。</u></td> <td><u>水位・流量・その他河川状況等により氾濫注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解除</td> <td><u>水防活動の終了を通知するもの。</u></td> <td><u>水防作業の必要がなくなった時。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報</td> <td><u>水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの</u></td> <td style="text-align: center;">適宜</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和4年度 秋田県水防計画)</p>	種類	内容	判断基準	待機	<u>水防団員の足留めを行う。</u>	<u>雨量・水位・流量その他河川状況等により、必要と認められる時。</u>	準備	<u>水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの。</u>	<u>水防団待機水位に達し、気象状況等により準備の必要が認められた時。</u>	出動	<u>水防団員の出動を通知するもの。</u>	<u>水位・流量・その他河川状況等により氾濫注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時。</u>	解除	<u>水防活動の終了を通知するもの。</u>	<u>水防作業の必要がなくなった時。</u>	情報	<u>水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの</u>	適宜	<p style="text-align: center;">【水防警報の種類・内容及び発表基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 40%;">内容</th> <th style="width: 50%;">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">待機 <small>※国交省のみ</small></td> <td><u>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</u></td> <td><u>気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備</td> <td><u>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</u></td> <td><u>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出動</td> <td><u>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</u></td> <td><u>氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解除</td> <td><u>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</u></td> <td><u>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。 ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</small></p> <p>(令和5年度 秋田県水防計画)</p>	種類	内容	判断基準	待機 <small>※国交省のみ</small>	<u>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</u>	<u>気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。</u>	準備	<u>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</u>	<u>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</u>	出動	<u>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</u>	<u>氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。</u>	解除	<u>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</u>	<u>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</u>	<p>文言の適正化</p>
種類	内容	判断基準																																			
待機	<u>水防団員の足留めを行う。</u>	<u>雨量・水位・流量その他河川状況等により、必要と認められる時。</u>																																			
準備	<u>水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの。</u>	<u>水防団待機水位に達し、気象状況等により準備の必要が認められた時。</u>																																			
出動	<u>水防団員の出動を通知するもの。</u>	<u>水位・流量・その他河川状況等により氾濫注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時。</u>																																			
解除	<u>水防活動の終了を通知するもの。</u>	<u>水防作業の必要がなくなった時。</u>																																			
情報	<u>水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの</u>	適宜																																			
種類	内容	判断基準																																			
待機 <small>※国交省のみ</small>	<u>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</u>	<u>気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。</u>																																			
準備	<u>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</u>	<u>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</u>																																			
出動	<u>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</u>	<u>氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。</u>																																			
解除	<u>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</u>	<u>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</u>																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		第6 水位情報周知河川の指定と氾濫危険水位（法第13条による洪水特別警戒水位）	第6 水位情報周知河川の指定と氾濫危険水位（法第13条による洪水特別警戒水位）	時点修正等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		1 国土交通大臣が定める氾濫危険水位	1 国土交通大臣が定める氾濫危険水位																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
161	274	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警戒区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>水防管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">雄物川</td> <td rowspan="2">成瀬川</td> <td>左岸 横手市増田町大字萩袋 字真入24番地先 から 皆瀬川合流点 まで</td> <td rowspan="2">安養寺</td> <td rowspan="2">1.50</td> <td rowspan="2">2.40</td> <td rowspan="2">3.50</td> <td rowspan="2">3.80</td> <td rowspan="2">横手市</td> </tr> <tr> <td>右岸 横手市増田町大字真入 字山下8番地先 から 皆瀬川合流点 まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子吉川</td> <td rowspan="2">石沢川</td> <td>左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233番の1地先 から 子吉川合流点 まで</td> <td rowspan="2">鮎瀬</td> <td rowspan="2">2.50</td> <td rowspan="2">3.40</td> <td rowspan="2">4.20</td> <td rowspan="2">4.50</td> <td rowspan="2">由利本荘市</td> </tr> <tr> <td>右岸 由利本荘市上野字蛇田 59番の1地先 から 子吉川合流点 まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米代川</td> <td rowspan="2">小猿部川</td> <td>左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢 65番地先 から 米代川合流点 まで</td> <td rowspan="2">堂ヶ岱</td> <td rowspan="2">1.70</td> <td rowspan="2">2.70</td> <td rowspan="2">4.00</td> <td rowspan="2">4.90</td> <td rowspan="2">北秋田市</td> </tr> <tr> <td>右岸 北秋田市脇神堂ヶ岱屋敷廻 60番地先 から 米代川合流点 まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防管理者	雄物川	成瀬川	左岸 横手市増田町大字萩袋 字真入24番地先 から 皆瀬川合流点 まで	安養寺	1.50	2.40	3.50	3.80	横手市	右岸 横手市増田町大字真入 字山下8番地先 から 皆瀬川合流点 まで	子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233番の1地先 から 子吉川合流点 まで	鮎瀬	2.50	3.40	4.20	4.50	由利本荘市	右岸 由利本荘市上野字蛇田 59番の1地先 から 子吉川合流点 まで	米代川	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢 65番地先 から 米代川合流点 まで	堂ヶ岱	1.70	2.70	4.00	4.90	北秋田市	右岸 北秋田市脇神堂ヶ岱屋敷廻 60番地先 から 米代川合流点 まで	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>美濃区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>水防管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">米代川</td> <td>左岸</td> <td>大館市比内町原田字本流瀬77</td> <td>十二所</td> <td>2.60</td> <td>3.00</td> <td>6.10</td> <td>6.40</td> <td>水防管理者</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>日本海</td> <td>鷹ノ巣</td> <td>5.60</td> <td>6.10</td> <td>7.90</td> <td>7.90</td> <td>大館市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>大館市大字山崎字大樽本</td> <td>二ツ井</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.30</td> <td>6.80</td> <td>北秋田市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>日本海</td> <td>向龍代</td> <td>1.80</td> <td>1.80</td> <td>3.00</td> <td>3.40</td> <td>能代市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地</td> <td>二ツ井</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.30</td> <td>6.80</td> <td>能代市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市小野字平沢1の24地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市小野字可成沢113</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">雄物川</td> <td>左岸</td> <td>大館市比内町原田字本流瀬77</td> <td>十二所</td> <td>2.60</td> <td>3.00</td> <td>6.10</td> <td>6.40</td> <td>水防管理者</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>日本海</td> <td>鷹ノ巣</td> <td>5.60</td> <td>6.10</td> <td>7.90</td> <td>7.90</td> <td>大館市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>大館市大字山崎字大樽本</td> <td>二ツ井</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.30</td> <td>6.80</td> <td>北秋田市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>日本海</td> <td>向龍代</td> <td>1.80</td> <td>1.80</td> <td>3.00</td> <td>3.40</td> <td>能代市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地</td> <td>二ツ井</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.30</td> <td>6.80</td> <td>能代市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市小野字平沢1の24地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市小野字可成沢113</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">雄物川</td> <td>左岸</td> <td>大館市比内町原田字本流瀬77</td> <td>十二所</td> <td>2.60</td> <td>3.00</td> <td>6.10</td> <td>6.40</td> <td>水防管理者</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>日本海</td> <td>鷹ノ巣</td> <td>5.60</td> <td>6.10</td> <td>7.90</td> <td>7.90</td> <td>大館市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>大館市大字山崎字大樽本</td> <td>二ツ井</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.30</td> <td>6.80</td> <td>北秋田市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>日本海</td> <td>向龍代</td> <td>1.80</td> <td>1.80</td> <td>3.00</td> <td>3.40</td> <td>能代市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地</td> <td>二ツ井</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.30</td> <td>6.80</td> <td>能代市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市小野字平沢1の24地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市小野字可成沢113</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">雄物川</td> <td>左岸</td> <td>大館市比内町原田字本流瀬77</td> <td>十二所</td> <td>2.60</td> <td>3.00</td> <td>6.10</td> <td>6.40</td> <td>水防管理者</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>日本海</td> <td>鷹ノ巣</td> <td>5.60</td> <td>6.10</td> <td>7.90</td> <td>7.90</td> <td>大館市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>大館市大字山崎字大樽本</td> <td>二ツ井</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.30</td> <td>6.80</td> <td>北秋田市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>日本海</td> <td>向龍代</td> <td>1.80</td> <td>1.80</td> <td>3.00</td> <td>3.40</td> <td>能代市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地</td> <td>二ツ井</td> <td>3.00</td> <td>4.50</td> <td>6.30</td> <td>6.80</td> <td>能代市</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市小野字平沢1の24地先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>能代市小野字可成沢113</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	美濃区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防管理者	米代川	左岸	大館市比内町原田字本流瀬77	十二所	2.60	3.00	6.10	6.40	水防管理者	右岸	日本海	鷹ノ巣	5.60	6.10	7.90	7.90	大館市	右岸	大館市大字山崎字大樽本	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	北秋田市	右岸	日本海	向龍代	1.80	1.80	3.00	3.40	能代市	右岸	能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	能代市	右岸	能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地							右岸	能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先							右岸	能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先							右岸	能代市小野字平沢1の24地先							右岸	能代市小野字可成沢113							雄物川	左岸	大館市比内町原田字本流瀬77	十二所	2.60	3.00	6.10	6.40	水防管理者	右岸	日本海	鷹ノ巣	5.60	6.10	7.90	7.90	大館市	右岸	大館市大字山崎字大樽本	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	北秋田市	右岸	日本海	向龍代	1.80	1.80	3.00	3.40	能代市	右岸	能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	能代市	右岸	能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地							右岸	能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先							右岸	能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先							右岸	能代市小野字平沢1の24地先							右岸	能代市小野字可成沢113							雄物川	左岸	大館市比内町原田字本流瀬77	十二所	2.60	3.00	6.10	6.40	水防管理者	右岸	日本海	鷹ノ巣	5.60	6.10	7.90	7.90	大館市	右岸	大館市大字山崎字大樽本	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	北秋田市	右岸	日本海	向龍代	1.80	1.80	3.00	3.40	能代市	右岸	能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	能代市	右岸	能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地							右岸	能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先							右岸	能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先							右岸	能代市小野字平沢1の24地先							右岸	能代市小野字可成沢113							雄物川	左岸	大館市比内町原田字本流瀬77	十二所	2.60	3.00	6.10	6.40	水防管理者	右岸	日本海	鷹ノ巣	5.60	6.10	7.90	7.90	大館市	右岸	大館市大字山崎字大樽本	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	北秋田市	右岸	日本海	向龍代	1.80	1.80	3.00	3.40	能代市	右岸	能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	能代市	右岸	能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地							右岸	能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先							右岸	能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先							右岸	能代市小野字平沢1の24地先							右岸	能代市小野字可成沢113							
水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防管理者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
雄物川	成瀬川	左岸 横手市増田町大字萩袋 字真入24番地先 から 皆瀬川合流点 まで	安養寺	1.50	2.40	3.50	3.80	横手市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		右岸 横手市増田町大字真入 字山下8番地先 から 皆瀬川合流点 まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233番の1地先 から 子吉川合流点 まで	鮎瀬	2.50	3.40	4.20	4.50	由利本荘市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		右岸 由利本荘市上野字蛇田 59番の1地先 から 子吉川合流点 まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
米代川	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢 65番地先 から 米代川合流点 まで	堂ヶ岱	1.70	2.70	4.00	4.90	北秋田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		右岸 北秋田市脇神堂ヶ岱屋敷廻 60番地先 から 米代川合流点 まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
水系名	河川名	美濃区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防管理者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
米代川	左岸	大館市比内町原田字本流瀬77	十二所	2.60	3.00	6.10	6.40	水防管理者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	日本海	鷹ノ巣	5.60	6.10	7.90	7.90	大館市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	大館市大字山崎字大樽本	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	北秋田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	日本海	向龍代	1.80	1.80	3.00	3.40	能代市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	能代市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市小野字平沢1の24地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市小野字可成沢113																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
雄物川	左岸	大館市比内町原田字本流瀬77	十二所	2.60	3.00	6.10	6.40	水防管理者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	日本海	鷹ノ巣	5.60	6.10	7.90	7.90	大館市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	大館市大字山崎字大樽本	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	北秋田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	日本海	向龍代	1.80	1.80	3.00	3.40	能代市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	能代市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市小野字平沢1の24地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市小野字可成沢113																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
雄物川	左岸	大館市比内町原田字本流瀬77	十二所	2.60	3.00	6.10	6.40	水防管理者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	日本海	鷹ノ巣	5.60	6.10	7.90	7.90	大館市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	大館市大字山崎字大樽本	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	北秋田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	日本海	向龍代	1.80	1.80	3.00	3.40	能代市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	能代市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市小野字平沢1の24地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市小野字可成沢113																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
雄物川	左岸	大館市比内町原田字本流瀬77	十二所	2.60	3.00	6.10	6.40	水防管理者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	日本海	鷹ノ巣	5.60	6.10	7.90	7.90	大館市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	大館市大字山崎字大樽本	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	北秋田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	日本海	向龍代	1.80	1.80	3.00	3.40	能代市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	能代市二ツ井筋上郷字荒田8番地	二ツ井	3.00	4.50	6.30	6.80	能代市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	右岸	能代市二ツ井筋上郷字岩根81番地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市北秋田市脇神字法泉坊沢65番地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市小野字平沢1の24地先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	右岸	能代市小野字可成沢113																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
162	278	<p>2 知事が定める氾濫危険水位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警戒区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> <th>避難判断 水 位</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>水防管理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">米代川</td><td>犀 川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>藤琴川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>檜山川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="18">雄物川</td><td>太平川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旭 川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>草生津川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>猿田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新城川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>岩見川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>丸子川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>福部内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>窪堰川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>川口川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>矢島川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>斉内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>玉 川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>桧木内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">横手川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>上溝川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>役内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>雄物川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>子吉川</td><td>芋 川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="3">馬場目川</td><td>馬場目川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>白雪川</td><td>白雪川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和4年度 秋田県水防計画)</p>	水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	水防管理 者	米代川	犀 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	檜山川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	雄物川	太平川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	旭 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	草生津川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	猿田川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	新城川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	岩見川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	福部内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	窪堰川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	川口川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	矢島川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	斉内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	玉 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	桧木内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	上溝川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	役内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	芋 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2 知事が定める氾濫危険水位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警戒区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> <th>避難判断 水 位</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>水防管理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">米代川</td><td>犀 川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>藤琴川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>檜山川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="18">雄物川</td><td>太平川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旭 川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>草生津川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>猿田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新城川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>岩見川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>丸子川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>福部内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>窪堰川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>川口川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>矢島川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>斉内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>玉 川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>桧木内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">横手川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>上溝川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>役内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>雄物川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>子吉川</td><td>芋 川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="3">馬場目川</td><td>馬場目川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>白雪川</td><td>白雪川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和5年度 秋田県水防計画)</p>	水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	水防管理 者	米代川	犀 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	檜山川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	雄物川	太平川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	旭 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	草生津川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	猿田川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	新城川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	岩見川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	福部内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	窪堰川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	川口川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	矢島川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	斉内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	玉 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	桧木内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	上溝川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	役内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	芋 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	時点修正等
水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	水防管理 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
米代川	犀 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	檜山川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
雄物川	太平川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	旭 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	草生津川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	猿田川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	新城川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	岩見川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福部内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	窪堰川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	川口川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	矢島川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	斉内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	玉 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	桧木内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	上溝川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	役内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
子吉川	芋 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	水防管理 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
米代川	犀 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	檜山川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
雄物川	太平川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	旭 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	草生津川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	猿田川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	新城川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	岩見川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福部内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	窪堰川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	川口川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	矢島川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	斉内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	玉 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	桧木内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	上溝川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	役内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
子吉川	芋 川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
163	281	<p>第13節 緊急輸送計画 第2 輸送網の確保 3 港湾</p> <p>船舶を利用して緊急物資を搬入する場合、耐震強化岸壁を最優先に使用させるため、港湾管理者は同岸壁での一般荷役作業を一時制限するとともに、背後のふ頭用地から支障となる荷物等を速やかに撤去又は移動させ、緊急物資の受入体制を整える。航路等についても被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省〕に報告するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の輸送路の確保等の応急復旧を行うものとする。なお、国〔国土交通省〕は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。</p>	<p>第13節 緊急輸送計画 第2 輸送網の確保 3 港湾</p> <p>船舶を利用して緊急物資を搬入する場合、耐震強化岸壁を最優先に使用させるため、港湾管理者は同岸壁での一般荷役作業を一時制限するとともに、背後のふ頭用地から支障となる荷物等を速やかに撤去又は移動させ、緊急物資の受入体制を整える。航路等についても被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省〕に報告するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の輸送路の確保等の応急復旧を行うものとする。なお、国〔国土交通省〕は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。</p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映
164	296	<p>第17節 医療救護計画 第2 災害時の医療提供体制 1 県保健医療調整本部の役割</p> <p>秋田県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については秋田県健康福祉部長を本部長とする秋田県保健医療調整本部（以下「県保健医療調整本部」という。）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、傷病者の搬送・受入、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。</p> <p>県保健医療調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) コーディネーター等は、大規模災害発生時等において、県保健医療調整本部長の指揮下で、災害医療コーディネートチームとして災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行う。</p>	<p>第17節 医療救護計画 第2 災害時の医療提供体制 1 県保健医療福祉調整本部の役割</p> <p>秋田県災害対策本部長の指揮のもと、災害医療については秋田県健康福祉部長を本部長とする秋田県保健医療福祉調整本部（以下「県保健医療福祉調整本部」という。）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、傷病者の搬送・受入、避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。</p> <p>県保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) コーディネーター等は、大規模災害発生時等において、県保健医療福祉調整本部長の指揮下で、災害医療コーディネートチームとして災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行う。</p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
165	297	<p>2 地域保健医療調整本部の役割</p> <p>県は、被災二次医療圏ごとに地域振興局福祉環境部長を本部長とする地域保健医療調整本部を設置し、市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。また、地域保健医療調整本部の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県が任命した地域災害医療コーディネーターを必要に応じ市町村に派遣するほか、現地での情報収集、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部等（以下「郡市医師会等」という。）との連携による医療救護体制の整備を行うなど、市町村の医療救護活動を支援する。</p> <p>(2) 県保健医療調整本部、医療機関、E M I S等を通じて災害医療に係る情報収集を行うとともに、必要に応じて、直接医療機関に向向いて情報を把握する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県保健医療調整本部へ災害医療に係る活動の支援を要請する。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、大規模災害発生時等において、県保健医療調整本部長の指揮下で、災害医療コーディネーターチームとして災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行う。</p>	<p>2 地域保健医療福祉調整本部の役割</p> <p>県は、被災二次医療圏ごとに地域振興局福祉環境部長を本部長とする地域保健医療福祉調整本部を設置し、市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。また、地域保健医療福祉調整本部の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地での情報収集、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部等（以下「郡市医師会等」という。）との連携による医療救護体制の整備を行うなど、市町村の医療救護活動を支援する。</p> <p>(2) 県保健医療福祉調整本部、医療機関、E M I S等を通じて災害医療に係る情報収集を行うとともに、必要に応じて、直接医療機関に向向いて情報を把握する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県保健医療福祉調整本部へ災害医療に係る活動の支援を要請する。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、大規模災害発生時等において、県保健医療福祉調整本部長の指揮下で、災害医療コーディネーターチームとして災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行う。</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映</p>
166	297	<p>3 災害拠点病院の役割</p> <p>(1) 被災状況等の報告</p> <p>災害が発生した場合には速やかに自院の被災状況、受入可能傷病者数等を調査し、E M I Sに入力するとともに、県保健医療調整本部や地域保健医療調整本部等からの被災状況の問い合わせに応じる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 傷病者の搬送調整</p> <p>受入れ困難な傷病者等の搬送を県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部等と協力して調整する。</p> <p>(4) D M A T等の派遣</p> <p>県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部等の要請に応じてD M A T等を派遣する。なお、災害の状況により、病院長の判断でD M A T等を派遣することができる。</p>	<p>3 災害拠点病院の役割</p> <p>(1) 被災状況等の報告</p> <p>災害が発生した場合には速やかに自院の被災状況、受入可能傷病者数等を調査し、E M I Sに入力するとともに、県保健医療福祉調整本部や地域保健医療福祉調整本部等からの被災状況の問い合わせに応じる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 傷病者の搬送調整</p> <p>受入れ困難な傷病者等の搬送を県保健医療福祉調整本部、地域保健医療福祉調整本部等と協力して調整する。</p> <p>(4) D M A T等の派遣</p> <p>県保健医療福祉調整本部、地域保健医療福祉調整本部等の要請に応じてD M A T等を派遣する。なお、災害の状況により、病院長の判断でD M A T等を派遣することができる。</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
167	298	<p>4 日本赤十字社秋田県支部等の役割</p> <p>(1) 日本赤十字社秋田県支部は、災害発生時には即時に被災地に医療救護班を派遣し、初動医療救護活動に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を県保健医療調整本部に提供する。</p> <p>(2) 日赤災害医療コーディネーターチームは、県保健医療調整本部において本部機能を補助するとともに、赤十字救護班の活動範囲、期間等に関し緊密に連携を図り、円滑な医療救護活動を行えるよう調整する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 日本赤十字社秋田県支部等の役割</p> <p>(1) 日本赤十字社秋田県支部は、災害発生時には即時に被災地に医療救護班を派遣し、初動医療救護活動に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を県保健医療福祉調整本部に提供する。</p> <p>(2) 日赤災害医療コーディネーターチームは、県保健医療福祉調整本部において本部機能を補助するとともに、赤十字救護班の活動範囲、期間等に関し緊密に連携を図り、円滑な医療救護活動を行えるよう調整する。</p> <p>(3) (略)</p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映
168	298	<p>5 災害協力医療機関の役割</p> <p>災害拠点病院以外の医療機関は災害協力医療機関として被災地域内の医療救護に当たるとともに、県の災害医療活動の実施に必要な協力を行う。その役割は以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部等の協力要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>5 災害協力医療機関の役割</p> <p>災害拠点病院以外の医療機関は災害協力医療機関として被災地域内の医療救護に当たるとともに、県の災害医療活動の実施に必要な協力を行う。その役割は以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県保健医療福祉調整本部、地域保健医療福祉調整本部等の協力要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。</p> <p>(3) (略)</p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映
169	298	<p>6 保健医療活動チーム</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)その他</p> <p>県は、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、医療救護班（日本赤十字社他）、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、その他の災害対策に係る保健医療で活動するチームについて、受入れを調整し、被災地での活動を支援する。</p>	<p>6 保健医療活動チーム</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)その他</p> <p>県は、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、医療救護班（日本赤十字社他）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会によるチーム、災害支援ナース、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、日本災害リハビリテーション支援協会チーム（JRAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームについて、受入れを調整し、被災地での活動を支援する。</p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映等

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
170	299	<p>第3 備蓄医薬品等の供給</p> <p>1 常用備蓄と流通備蓄の供給</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 連絡</p> <p>① 医薬品等の卸業者、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会は、県保健医療調整本部との連絡体制を確保し、県保健医療調整本部の指示により、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乗せして備蓄（以下「流通備蓄」という。）している医薬品等を供給する。</p> <p>② (略)</p>	<p>第3 備蓄医薬品等の供給</p> <p>1 常用備蓄と流通備蓄の供給</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 連絡</p> <p>① 医薬品等の卸業者、秋田県医薬品卸業協会及び秋田県医療機器販売業協会は、県保健医療福祉調整本部との連絡体制を確保し、県保健医療福祉調整本部の指示により、医薬品卸業者等の在庫に一定量を上乗せして備蓄（以下「流通備蓄」という。）している医薬品等を供給する。</p> <p>② (略)</p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映
171	299	<p>2 後方供給</p> <p>(1) 支援医薬品等の仕分け等</p> <p>① 県保健医療調整本部は、薬剤師会又は医薬品卸業者等（以下「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（以下「支援医薬品等」という。）の集積場所（以下「支援医薬品集積センター」という。）での支援医薬品等の仕分け作業や災害拠点病院、他の支援医薬品集積センター、救護所等への輸送等に携わる要員及び搬送車両を確保するものとする。</p> <p>② 県保健医療調整本部は、流通備蓄主体の協力を得て、支援医薬品等の搬送車両を緊急通行車両として活用し、支援医薬品等を必要とする医療機関、救護所等に支援医薬品等を供給する。</p> <p>(2) 支援医薬品等の情報提供</p> <p>県保健医療調整本部は、支援医薬品等の在庫状況を定期的に取りまとめ、情報を提供する。</p> <p>(3) 県内医薬品等製造業者への協力要請</p> <p>県保健医療調整本部は、県内の医薬品等製造業者に対し、災害医療に必要な医薬品等の優先供給について、協力を要請する。</p>	<p>2 後方供給</p> <p>(1) 支援医薬品等の仕分け等</p> <p>① 県保健医療福祉調整本部は、薬剤師会又は医薬品卸業者等（以下「流通備蓄主体」という。）の協力を得て、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（以下「支援医薬品等」という。）の集積場所（以下「支援医薬品集積センター」という。）での支援医薬品等の仕分け作業や災害拠点病院、他の支援医薬品集積センター、救護所等への輸送等に携わる要員及び搬送車両を確保するものとする。</p> <p>② 県保健医療福祉調整本部は、流通備蓄主体の協力を得て、支援医薬品等の搬送車両を緊急通行車両として活用し、支援医薬品等を必要とする医療機関、救護所等に支援医薬品等を供給する。</p> <p>(2) 支援医薬品等の情報提供</p> <p>県保健医療福祉調整本部は、支援医薬品等の在庫状況を定期的に取りまとめ、情報を提供する。</p> <p>(3) 県内医薬品等製造業者への協力要請</p> <p>県保健医療福祉調整本部は、県内の医薬品等製造業者に対し、災害医療に必要な医薬品等の優先供給について、協力を要請する。</p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映
172	299	<p>4 血液製剤の供給</p> <p>(1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、平常時から秋田県災害・救急医療情報システムの血液応需モニターを通じ、輸血用血液製剤の在庫数について情報提供を行う。</p> <p>(2) 秋田県赤十字血液センターは、災害時の緊急連絡先を医療機関へ周知するほか、災害時の血液製剤の供給方法について、あらかじめ日本赤十字社東北ブロック血液センターとの間で支援体制等を構築する。</p> <p>(3) 秋田県赤十字血液センターは、県保健医療調整本部との連絡体制を確保する。</p>	<p>4 血液製剤の供給</p> <p>(1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、平常時から秋田県災害・救急医療情報システムの血液応需モニターを通じ、輸血用血液製剤の在庫数について情報提供を行う。</p> <p>(2) 秋田県赤十字血液センターは、災害時の緊急連絡先を医療機関へ周知するほか、災害時の血液製剤の供給方法について、あらかじめ日本赤十字社東北ブロック血液センターとの間で支援体制等を構築する。</p> <p>(3) 秋田県赤十字血液センターは、県保健医療福祉調整本部との連絡体制を確保する。</p>	防災基本計画 (R5.5修正) の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
173	300	<p>5 医療用ガスの確保</p> <p>県保健医療調整本部は、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。</p>	<p>5 医療用ガスの確保</p> <p>県保健医療福祉調整本部は、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部秋田県支部の協力を得て、災害時における医療用ガスの安定供給を図る。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映
174	300	<p>第4 関係機関との情報収集・提供</p> <p>1 情報収集・提供の体制</p> <p>県保健医療調整本部は、災害医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため、地域保健医療調整本部、医療機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）から次の事項について情報を収集し、関係機関等に対し速やかに情報を提供する。</p> <p>（略）</p>	<p>第4 関係機関との情報収集・提供</p> <p>1 情報収集・提供の体制</p> <p>県保健医療福祉調整本部は、災害医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため、地域保健医療福祉調整本部、医療機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）から次の事項について情報を収集し、関係機関等に対し速やかに情報を提供する。</p> <p>（略）</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映
175	300	<p>3 災害医療情報の提供</p> <p>県保健医療調整本部及び市町村災害対策本部は、医療機関、救護所等に関する情報について、県民に対し適宜提供する。</p>	<p>3 災害医療情報の提供</p> <p>県保健医療福祉調整本部及び市町村災害対策本部は、医療機関、救護所等に関する情報について、県民に対し適宜提供する。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映
176	300	<p>第5 搬送等</p> <p>1 搬送の確保</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 重症患者の搬送については、救急車による搬送を原則とするが、多数の重症患者が発生した場合等救急車だけの搬送が困難となる場合は、県保健医療調整本部からの指示に基づき、災害協力医療機関等が保有している患者搬送車並びに多数の患者搬送が可能な車両の確保し、搬送する。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>(5) D M A T等の医師は、トリアージ区分に従い、適切な搬送手段等を確保するものとし、災害拠点病院等への搬送指示に当たっては、県保健医療調整本部等との連絡体制を構築する。</p>	<p>第5 搬送等</p> <p>1 搬送の確保</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 重症患者の搬送については、救急車による搬送を原則とするが、多数の重症患者が発生した場合等救急車だけの搬送が困難となる場合は、県保健医療福祉調整本部からの指示に基づき、災害協力医療機関等が保有している患者搬送車並びに多数の患者搬送が可能な車両の確保し、搬送する。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>(5) D M A T等の医師は、トリアージ区分に従い、適切な搬送手段等を確保するものとし、災害拠点病院等への搬送指示に当たっては、県保健医療福祉調整本部等との連絡体制を構築する。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
177	301	<p>2 在宅医療機器使用患者等への対応</p> <p>(1) 県保健医療調整本部は、各市町村が策定する要配慮者避難支援プランと連携し、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者（以下「在宅医療機器使用患者等」という。）への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保を図る。</p> <p>(2) 県保健医療調整本部は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を利用し、在宅医療機器使用患者等の受入れが可能な医療機関を把握する。</p> <p>(3) 県保健医療調整本部は、収集した情報について、地域保健医療調整本部及び市町村災害対策本部に提供し、在宅医療機器使用患者等への医療提供を支援する。</p> <p>(4) 県保健医療調整本部は、県災害対策本部を通じ、透析施設に対する給水の優先供給について、各市町村の水道事業管理者に要請する。</p> <p>(5) 県保健医療調整本部は、（公社）日本透析医会の災害時医療情報ネットワークを活用するなど、災害時における適切な透析の実施を支援する。</p>	<p>2 在宅医療機器使用患者等への対応</p> <p>(1) 県保健医療福祉調整本部は、各市町村が策定する要配慮者避難支援プランと連携し、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者（以下「在宅医療機器使用患者等」という。）への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保を図る。</p> <p>(2) 県保健医療福祉調整本部は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を利用し、在宅医療機器使用患者等の受入れが可能な医療機関を把握する。</p> <p>(3) 県保健医療福祉調整本部は、収集した情報について、地域保健医療福祉調整本部及び市町村災害対策本部に提供し、在宅医療機器使用患者等への医療提供を支援する。</p> <p>(4) 県保健医療福祉調整本部は、県災害対策本部を通じ、透析施設に対する給水の優先供給について、各市町村の水道事業管理者に要請する。</p> <p>(5) 県保健医療福祉調整本部は、（公社）日本透析医会の災害時医療情報ネットワークを活用するなど、災害時における適切な透析の実施を支援する。</p>	防災基本計画 （R5.5修正） の反映
178	301	<p>3 広域医療搬送</p> <p>(1) 県保健医療調整本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を国等に要請する。この場合、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施する。</p> <p>(2) 県保健医療調整本部は、広域医療搬送拠点となる秋田空港、大館能代空港の施設管理者と協議し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置する。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 県保健医療調整本部は、SCUへの搬送要員を確保する。</p> <p>(5) （略）</p>	<p>3 広域医療搬送</p> <p>(1) 県保健医療福祉調整本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を国等に要請する。この場合、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施する。</p> <p>(2) 県保健医療福祉調整本部は、広域医療搬送拠点となる秋田空港、大館能代空港の施設管理者と協議し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置する。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 県保健医療福祉調整本部は、SCUへの搬送要員を確保する。</p> <p>(5) （略）</p>	防災基本計画 （R5.5修正） の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
179	301	<p>第6 遺体検案</p> <p>1 検案医師班の派遣</p> <p>災害発生時には、被災市町村災害対策本部の要請により、県保健医療調整本部は災害時の死体検案のために検案医師班を派遣する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6 遺体検案</p> <p>1 検案医師班の派遣</p> <p>災害発生時には、被災市町村災害対策本部の要請により、県保健医療福祉調整本部は災害時の死体検案のために検案医師班を派遣する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映</p>
180	302	<p style="text-align: center;">医療救護活動の体制 (秋田県)</p> <p>この図は、被災地から市町村災害対策本部、地域保健医療調整本部、被災地内医療機関、災害応急医療機関、市町連絡会等へと連携する体制を示しています。また、県保健医療調整本部、DMAT調整本部、DPAT調整本部、保健医療福祉調整本部、被災地、災害拠点病院、保健所(地域保健医療福祉調整本部)、病院・施設、救護所、市町村、避難所との連携も示されています。</p>	<p style="text-align: center;">災害医療の連携(連絡)体制図</p> <p>この図は、SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)や他都道府県との連携、災害対策本部、DMAT調整本部、DPAT調整本部、保健医療福祉調整本部、被災地(災害拠点病院、DMAT指揮所設置)、病院・施設、救護所、市町村、避難所との連携体制を示しています。</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映等</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
181	304	<p>第18節 災害ボランティア活動支援計画</p> <p>第3 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>3 災害ボランティアの確保と調整</p> <p>県及び市町村は、被災地におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、NPO・ボランティア等と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。</p> <p>4 災害ボランティア団体等との情報共有する場の設置</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置するなど連携を図るとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p>	<p>第18節 災害ボランティア活動支援計画</p> <p>第3 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>3 災害ボランティアの確保等</p> <p>県及び市町村は、被災地におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、NPO等と相互に協力し、必要な災害ボランティアの確保に加え、そのコーディネートや情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。</p> <p>4 関係機関・団体等との連携と情報共有</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映等
182	314	<p>第22節 防疫、保健衛生計画</p> <p>第2 防疫</p> <p>1 実施機関</p> <p>災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。）に基づき、知事は、感染症患者若しくはその保護者又はその場所の管理者等に対し、消毒を命ずることができる。また、災害の状況により感染症の患者等が実施不可能等の場合は、法第27条の規定により知事は市町村に消毒を指示することができる。</p>	<p>第22節 防疫、保健衛生計画</p> <p>第2 防疫</p> <p>1 実施機関</p> <p>災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。）に基づき、知事は、感染症患者若しくはその保護者又はその場所の管理者等に対し、消毒を命ずることができる。また、災害の状況により感染症の患者等による消毒が実施不可能等の場合は、法第27条の規定により知事は市町村に消毒を指示することができる。</p>	文言の適正化
183	315	<p>第4 被災者の保健衛生</p> <p>県及び市町村は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p>	<p>第4 被災者の保健衛生</p> <p>県及び市町村は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、感染症の予防にも留意しながら、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p>	文言の適正化

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																								
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																									
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																									
184	328	<p>第27節 住宅応急対策計画</p> <p>第7 応急修理</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>(3) 修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用の限度額は次のとおりとし、現物給付により行う。</p> <p>①半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</p> <p style="padding-left: 20px;">300,000円</p> <p>②上記に掲げる世帯以外の世帯</p> <p style="padding-left: 20px;">595,000円</p> <p>(4) 修理の期間</p> <p>災害発生の日から3か月以内に完了するものとする。</p> <p>県は、応急修理に当たっては、必要に応じ協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。</p>	<p>第27節 住宅応急対策計画</p> <p>第7 応急修理</p> <p>2 住宅の応急修理</p> <p>(3) 修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用の限度額は次のとおりとし、現物給付により行う。</p> <p>①半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</p> <p style="padding-left: 20px;">343,000円以内</p> <p>②上記に掲げる世帯以外の世帯</p> <p style="padding-left: 20px;">706,000円以内</p> <p>(4) 修理の期間</p> <p>災害発生の日から3か月以内に完了 <u>(国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了)</u> するものとする。</p> <p>県は、応急修理に当たっては、必要に応じ協定に基づき関係団体に対して協力を要請する</p>	時点修正等																																																								
185	336	<p>第29節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画</p> <p>第2 海上排出油等防除措置</p> <p>1 各機関の役割</p> <p style="text-align: center;">【秋田県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部構成員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協議会 役員名</th> <th style="width: 35%;">機関名等</th> <th style="width: 15%;">担当課</th> <th style="width: 35%;">構成員・ 担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">会 員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田海陸運送株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協議会 役員名	機関名等	担当課	構成員・ 担当者	会長	(略)	(略)	(略)	会 員	(略)	(略)	(略)	秋田海陸運送株式会社	(略)	(略)	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				<p>第29節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画</p> <p>第2 海上排出油等防除措置</p> <p>1 各機関の役割</p> <p style="text-align: center;">【秋田県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部構成員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協議会 役員名</th> <th style="width: 35%;">機関名等</th> <th style="width: 15%;">担当課</th> <th style="width: 35%;">構成員・ 担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">会 員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田海陸株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協議会 役員名	機関名等	担当課	構成員・ 担当者	会長	(略)	(略)	(略)	会 員	(略)	(略)	(略)	秋田海陸株式会社	(略)	(略)	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				語句の適正化
協議会 役員名	機関名等	担当課	構成員・ 担当者																																																									
会長	(略)	(略)	(略)																																																									
会 員	(略)	(略)	(略)																																																									
	秋田海陸運送株式会社	(略)	(略)																																																									
	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所	(略)	(略)																																																									
	(略)	(略)	(略)																																																									
	(略)	(略)	(略)																																																									
(略)																																																												
協議会 役員名	機関名等	担当課	構成員・ 担当者																																																									
会長	(略)	(略)	(略)																																																									
会 員	(略)	(略)	(略)																																																									
	秋田海陸株式会社	(略)	(略)																																																									
	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所	(略)	(略)																																																									
	(略)	(略)	(略)																																																									
	(略)	(略)	(略)																																																									
(略)																																																												

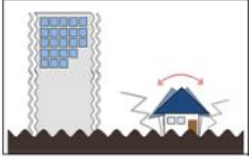

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
186	344	第32節 災害救助法適用計画 第4 適用手続 2 知事は、市町村長からの報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めた時は、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））に情報提供をする。	第32節 災害救助法適用計画 第4 適用手続 2 知事は、市町村長からの報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めた時は、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））に情報提供をする。	語句の適正化

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策	
		第1章 地震被害想定等	第1章 地震被害想定等	
187	351	第1節 地震に関する知識 第4 地震の種類 (1)～(2) (略) (新設)	第1節 地震に関する知識 第4 地震の種類 (1)～(2) (略) <u>(3) 日本海東縁部の地震</u> <u>秋田県沖を含む北海道沖から新潟県沖にかけての日本海東縁部は、太平洋側のように、海溝からプレートが沈み込む境界ではなく、プレート境界が幅広い帯状の地域となっており、南北走向の東西に分布する何条かの断層帯より成り、幅を持った領域全体（ひずみ集中帯）で圧縮力によりひずみが解消し地震が発生すると考えられている。</u>	関連領域の説明 事項の追加に伴う修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																				
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策																					
188	356	<p>(新設)</p>	<p>第6 長周期地震動階級関連解説表</p> <p>長周期地震動階級は、固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標である。</p> <p>「長周期地震動階級関連解説表」は、長周期地震動階級と人の体感や室内の状況とを関連づけることを目的として、気象庁が策定した資料である。</p> <p style="text-align: center;"><参考> 気象庁ホームページより抜粋</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">短い周期の地震動</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">長周期地震動</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">長周期地震動階級関連解説表(高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">長周期地震動階級</th> <th style="width: 30%;">人の体感・行動</th> <th style="width: 30%;">室内の状況</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)</td> <td>室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。</td> <td>ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動階級2 (大きな揺れ)</td> <td>室内で大きな揺れを感じ、物につかまらなると感じる。物につかまらなると感じる。物につかまらなると感じる。物につかまらなると感じる。</td> <td>キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)</td> <td>立っていることが困難になる。</td> <td>キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</td> <td>間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)</td> <td>立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。</td> <td>キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。</td> <td>間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。</td> </tr> </tbody> </table>	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考	長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	＝	長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまらなると感じる。物につかまらなると感じる。物につかまらなると感じる。物につかまらなると感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	＝	長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。	長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。	<p>長周期地震動階級の説明事項の追加に伴う修正</p>
長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考																					
長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	＝																					
長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまらなると感じる。物につかまらなると感じる。物につかまらなると感じる。物につかまらなると感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	＝																					
長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。																					
長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由												
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策													
189	357	<p>(新設)</p>	<p><u>【長周期地震動階級関連解説表の使用にあたっての留意事項】</u></p> <p><u>(1) 長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。</u></p> <p><u>(2) 長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なる。</u></p> <p><u>(3) 長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成した。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。</u></p> <p><u>(4) 長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、以下に示す副詞・形容詞を用いている。</u></p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わずか</td> <td>数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。</td> </tr> <tr> <td>大半</td> <td>半分以上。ほとんどよりは少ない。</td> </tr> <tr> <td>ほとんど</td> <td>全部ではないが、全部に近い。</td> </tr> <tr> <td>が(も)ある が(も)いる</td> <td>当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。</td> </tr> <tr> <td>多くなる</td> <td>量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。	大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。	ほとんど	全部ではないが、全部に近い。	が(も)ある が(も)いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。	多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。	<p>長周期地震動階級の説明事項の追加に伴う修正</p>
用 語	意 味															
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。															
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。															
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。															
が(も)ある が(も)いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。															
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。															
190	358	<p>第2節 秋田県の活断層</p> <p>第1 活断層</p> <p>4 活断層による地震</p> <p>活断層は、陸域と海域にあり、海域の活断層でM7クラスを超える地震が発生した場合は、津波が発生する。</p> <p>また、陸域の活断層による地震(内陸直下型地震)は、ほとんどが深さ約20km以浅を震源とするため、比較的規模が小さな地震でも被害が大きくなる場合がある。</p>	<p>第2節 秋田県の活断層</p> <p>第1 活断層</p> <p>4 活断層による地震</p> <p>活断層は、陸域と海域にあり、海域の活断層で発生する地震では、M6.5程度から津波とともに<u>う。</u></p> <p>また、陸域の活断層による地震は、ほとんどが深さ約20km以浅を震源とするため、比較的規模が小さな地震でも被害が大きくなる場合がある。</p>	<p>文言の適正化</p>												

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策	
191	364	<p>第5節 地震・津波等に関する調査研究</p> <p>2 地震被害想定調査</p> <p>県域での内陸直下型地震（活断層）並びに海溝型地震（秋田県沖）を想定した地震被害想定調査を実施し、この調査報告書を減災目標設定のための基礎資料とする。</p> <p>（略）</p>	<p>第5節 地震・津波等に関する調査研究</p> <p>2 地震被害想定調査</p> <p>県域での活断層の周辺で発生する地震並びに海域の地震（秋田県沖）を想定した地震被害想定調査を実施し、この調査報告書を減災目標設定のための基礎資料とする。</p> <p>（略）</p>	文言の適正化

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																													
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策																																																																																														
		第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画																																																																																														
192	382	<p>第1節 計画的な地震防災対策の推進 第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 2 第6次五箇年計画の対象施設等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 85%;">避難地</td><td style="width: 10%;">(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>避難路</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>3</td><td>消防用施設</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>5</td><td>緊急輸送道路等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>・ 緊急輸送道路 ・ 緊急輸送交通管制施設</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>6</td><td>共同溝等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>9</td><td>公立小中学校</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>・ 校舎 ・ 屋内運動場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>11</td><td>公的建造物</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>12</td><td>公立小中学校</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>・ 校舎 ・ 屋内運動場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>13</td><td>砂防設備等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>・ 砂防設備 ・ 保安施設 ・ 地すべり防止施設 ・ 急傾斜地崩壊防止施設 ・ ため池</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>19</td><td>老朽住宅密集対策</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	1	避難地	(略)	2	避難路	(略)	3	消防用施設	(略)	5	緊急輸送道路等	(略)		・ 緊急輸送道路 ・ 緊急輸送交通管制施設	(略)	6	共同溝等	(略)	9	公立小中学校	(略)		・ 校舎 ・ 屋内運動場	(略)	11	公的建造物	(略)	12	公立小中学校	(略)		・ 校舎 ・ 屋内運動場	(略)	13	砂防設備等	(略)		・ 砂防設備 ・ 保安施設 ・ 地すべり防止施設 ・ 急傾斜地崩壊防止施設 ・ ため池	(略)	19	老朽住宅密集対策	(略)	<p>第1節 計画的な地震防災対策の推進 第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 2 第6次五箇年計画の対象施設等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 85%;">避難地</td><td style="width: 10%;">(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>避難路</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>3</td><td>消防用施設</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>5</td><td>緊急輸送道路等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>・ 緊急輸送道路 ・ 緊急輸送交通管制施設</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>6</td><td>共同溝等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>9</td><td>公立小中学校</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>・ 校舎 ・ 屋内運動場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>11</td><td>公的建造物</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>12</td><td>公立小中学校</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>・ 校舎 ・ 屋内運動場</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>13</td><td>砂防設備等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>・ 砂防設備 ・ 保安施設 ・ 地すべり防止施設 ・ 急傾斜地崩壊防止施設 ・ ため池</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>15</td><td>防災行政無線設備</td><td>市町村は、地震災害時に緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線設備の更新設備を推進する。</td></tr> <tr><td>16</td><td>飲料水施設・電源施設等</td><td>市町村は、地震災害時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。</td></tr> <tr><td>17</td><td>備蓄倉庫</td><td>市町村は、地震災害時に速やかに備蓄物資を提供できるよう、指定避難所となる施設の近隣に備蓄倉庫を整備する。</td></tr> <tr><td>19</td><td>老朽住宅密集対策</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	1	避難地	(略)	2	避難路	(略)	3	消防用施設	(略)	5	緊急輸送道路等	(略)		・ 緊急輸送道路 ・ 緊急輸送交通管制施設	(略)	6	共同溝等	(略)	9	公立小中学校	(略)		・ 校舎 ・ 屋内運動場	(略)	11	公的建造物	(略)	12	公立小中学校	(略)		・ 校舎 ・ 屋内運動場	(略)	13	砂防設備等	(略)		・ 砂防設備 ・ 保安施設 ・ 地すべり防止施設 ・ 急傾斜地崩壊防止施設 ・ ため池	(略)	15	防災行政無線設備	市町村は、地震災害時に緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線設備の更新設備を推進する。	16	飲料水施設・電源施設等	市町村は、地震災害時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。	17	備蓄倉庫	市町村は、地震災害時に速やかに備蓄物資を提供できるよう、指定避難所となる施設の近隣に備蓄倉庫を整備する。	19	老朽住宅密集対策	(略)	<p>所要の修正</p>
1	避難地	(略)																																																																																															
2	避難路	(略)																																																																																															
3	消防用施設	(略)																																																																																															
5	緊急輸送道路等	(略)																																																																																															
	・ 緊急輸送道路 ・ 緊急輸送交通管制施設	(略)																																																																																															
6	共同溝等	(略)																																																																																															
9	公立小中学校	(略)																																																																																															
	・ 校舎 ・ 屋内運動場	(略)																																																																																															
11	公的建造物	(略)																																																																																															
12	公立小中学校	(略)																																																																																															
	・ 校舎 ・ 屋内運動場	(略)																																																																																															
13	砂防設備等	(略)																																																																																															
	・ 砂防設備 ・ 保安施設 ・ 地すべり防止施設 ・ 急傾斜地崩壊防止施設 ・ ため池	(略)																																																																																															
19	老朽住宅密集対策	(略)																																																																																															
1	避難地	(略)																																																																																															
2	避難路	(略)																																																																																															
3	消防用施設	(略)																																																																																															
5	緊急輸送道路等	(略)																																																																																															
	・ 緊急輸送道路 ・ 緊急輸送交通管制施設	(略)																																																																																															
6	共同溝等	(略)																																																																																															
9	公立小中学校	(略)																																																																																															
	・ 校舎 ・ 屋内運動場	(略)																																																																																															
11	公的建造物	(略)																																																																																															
12	公立小中学校	(略)																																																																																															
	・ 校舎 ・ 屋内運動場	(略)																																																																																															
13	砂防設備等	(略)																																																																																															
	・ 砂防設備 ・ 保安施設 ・ 地すべり防止施設 ・ 急傾斜地崩壊防止施設 ・ ため池	(略)																																																																																															
15	防災行政無線設備	市町村は、地震災害時に緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線設備の更新設備を推進する。																																																																																															
16	飲料水施設・電源施設等	市町村は、地震災害時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。																																																																																															
17	備蓄倉庫	市町村は、地震災害時に速やかに備蓄物資を提供できるよう、指定避難所となる施設の近隣に備蓄倉庫を整備する。																																																																																															
19	老朽住宅密集対策	(略)																																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																		
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策																			
193	383	<p>第2節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 緊急地震速報の種類、発表基準及び普及啓発等</p> <p>1 緊急地震速報の発表</p> <p>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p> <p>また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。</p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。</p>	<p>第2節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 緊急地震速報の種類、発表基準及び普及啓発等</p> <p>1 緊急地震速報の発表</p> <p>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p> <p>また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。</p> <p>なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。</p>	<p>緊急地震速報の発表基準の変更（R5.2）に伴う修正</p>																		
194	383	<p>2 緊急地震速報の区分と発表内容</p> <p>気象庁における発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 75%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地震動警報</td> <td style="text-align: center;">緊急地震速報（警報）</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想された時に、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地震動予報</td> <td style="text-align: center;">緊急地震速報（予報）</td> <td>最大震度3以上又はM3.5以上等と予想された時に発表するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</p>	区分	名称	発表内容	地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れが予想された時に、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの	地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上等と予想された時に発表するもの	<p>2 緊急地震速報の区分と発表内容</p> <p>気象庁は地震動警報・予報の発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用い、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 75%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地震動警報</td> <td style="text-align: center;">緊急地震速報（警報）</td> <td>最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された時に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地震動予報</td> <td style="text-align: center;">緊急地震速報（予報）</td> <td>最大震度3以上又はM3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された時に発表するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</p>	区分	名称	発表内容	地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上 または長周期地震動階級3以上 の揺れが予想された時に、震度4以上 または長周期地震動階級3以上 が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの	地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上 もしくは長周期地震動階級1以上 等と予想された時に発表するもの	<p>緊急地震速報の発表基準の変更（R5.2）に伴う修正</p>
区分	名称	発表内容																				
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上の揺れが予想された時に、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの																				
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上等と予想された時に発表するもの																				
区分	名称	発表内容																				
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上 または長周期地震動階級3以上 の揺れが予想された時に、震度4以上 または長周期地震動階級3以上 が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの																				
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上 もしくは長周期地震動階級1以上 等と予想された時に発表するもの																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策	
195	384	<p>4 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容</p> <p>(1) 緊急地震速報を発表する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合 <p>(2) 緊急地震速報の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。 	<p>4 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容</p> <p>(1) 緊急地震速報を発表する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合 <p>(2) 緊急地震速報の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。 	緊急地震速報の発表基準の変更（R5.2）に伴う修正
196	384	<p>6 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動</p> <p>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p>	<p>6 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動</p> <p>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p>	緊急地震速報の発表基準の変更（R5.2）に伴う修正
197	400	<p>第8節 積雪期の地震災害予防計画</p> <p>第5 緊急活動体制の整備</p> <p>1 冬期緊急道路確保路線図の策定</p> <p>各道路管理者は、冬期緊急道路確保路線図の策定に努めるものとする</p>	<p>第8節 積雪期の地震災害予防計画</p> <p>第5 緊急活動体制の整備</p> <p>1 冬期緊急確保路線図の策定</p> <p>各道路管理者は、冬期緊急確保路線図の策定に努めるものとする</p>	文言の適正化
		第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
198	403	<p>第1節 地震・津波情報の伝達計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>秋田地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県、市町村その他の防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <p>特に、市町村においては、住民、要配慮者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい伝達文を作成し、かつ明瞭な伝達に努めるものとする。また、市町村防災行政無線施設の整備促進と機能の向上、さらには計画的な施設の耐震対策及び維持管理の徹底、併せて通信の途絶による地区及び集落の孤立防止を図る。</p>	<p>第1節 地震・津波情報の伝達計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>秋田地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県、市町村その他の防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <p>特に、市町村においては、住民、要配慮者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい伝達文を作成し、かつ明瞭な伝達に努めるものとする。また、市町村防災行政無線施設の整備促進と機能の向上、さらには計画的な施設の耐震対策及び維持管理の徹底、併せて通信の途絶による地区及び集落の孤立防止を図る。</p>	防災基本計画（R5.5修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																			
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策																																																				
199	403	第2 地震情報等 1 地震情報	第2 地震情報等 1 地震情報	地震情報の発表基準等の変更に伴う修正																																																			
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地震情報の種類</th> <th style="width: 35%;">発表基準</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td> 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 </td> <td> 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 </td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>(略)</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td> 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 </td> <td> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 </td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類		発表基準	内 容	震度速報	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	(略)	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	(略)	(略)	推計震度分布図	(略)	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地震情報の種類</th> <th style="width: 35%;">発表基準</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 </td> <td> 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。 </td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>(略)</td> <td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td> ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 </td> <td> 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。 </td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td> 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある </td> <td> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表 </td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	(略)	(略)	震源に関する情報	(略)	(略)	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	各地の震度に関する情報	(略)	(略)	推計震度分布図	(略)	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
地震情報の種類	発表基準	内 容																																																					
震度速報	(略)	(略)																																																					
震源に関する情報	(略)	(略)																																																					
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																					
各地の震度に関する情報	(略)	(略)																																																					
推計震度分布図	(略)	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																																					
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。																																																					
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。																																																					
その他の情報	(略)	(略)																																																					
地震情報の種類	発表基準	内 容																																																					
震度速報	(略)	(略)																																																					
震源に関する情報	(略)	(略)																																																					
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。																																																					
各地の震度に関する情報	(略)	(略)																																																					
推計震度分布図	(略)	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																																					
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。																																																					
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																																																					
その他の情報	(略)	(略)																																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																				
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策																																					
200	404	<p>2 地震解説資料 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">解説資料等の種類</th> <th style="width: 35%;">発表基準</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料 (速報版)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料 (詳細版)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料 (詳細版)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>月間地震概況</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>週間地震概況</td> <td>・定期(毎週金曜)</td> <td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの東北地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内 容	地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、 当該都道府県の情報等 、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	地震解説資料 (詳細版)	(略)	(略)	地震解説資料 (詳細版)	(略)	(略)	月間地震概況	(略)	(略)	週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの 東北地方の地震活動の状況 をとりまとめた資料。	<p>2 地震解説資料 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">解説資料等の種類</th> <th style="width: 35%;">発表基準</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料 (速報版)</td> <td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</td> <td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料 (詳細版)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地震解説資料 (詳細版)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>月間地震概況</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>週間地震概況</td> <td>・定期(毎週金曜)</td> <td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内 容	地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、 震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等 、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	地震解説資料 (詳細版)	(略)	(略)	地震解説資料 (詳細版)	(略)	(略)	月間地震概況	(略)	(略)	週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの 全国の震度など をとりまとめた資料。	地震解説情報の発表内容の変更に伴う修正
解説資料等の種類	発表基準	内 容																																						
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、 当該都道府県の情報等 、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。																																						
地震解説資料 (詳細版)	(略)	(略)																																						
地震解説資料 (詳細版)	(略)	(略)																																						
月間地震概況	(略)	(略)																																						
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの 東北地方の地震活動の状況 をとりまとめた資料。																																						
解説資料等の種類	発表基準	内 容																																						
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・秋田県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、 震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等 、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。																																						
地震解説資料 (詳細版)	(略)	(略)																																						
地震解説資料 (詳細版)	(略)	(略)																																						
月間地震概況	(略)	(略)																																						
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの 全国の震度など をとりまとめた資料。																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																				
		第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策																					
		第1章 津波被害想定	第1章 津波被害想定																					
201	416	<p>第1節 津波に関する知識</p> <p>第1 海溝型地震と津波</p> <p style="color: blue;">海底のプレート境界や海底の活断層で発生する地震で、M7程度から津波をともなう。(なお、震源、深さ等によってはM7未満でも津波が発生する。)発生間隔は活断層で発生する地震より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生する。</p> <p>津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くないが、沿岸部に近づくると、波高が高くなり沿岸部に被害をもたらす。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 津波に関する知識</p> <p>第1 海溝の地震と津波</p> <p style="color: red;">海溝型地震は海のプレートと陸のプレートの境界に位置する海溝沿いで発生する地震で、M6.5程度から津波を伴う。発生間隔は活断層で発生する地震より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生する。</p> <p>津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くないが、沿岸部に近づくると、波高が高くなり沿岸部に被害をもたらす。</p> <p>(略)</p>	文言の適正化																				
		第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画																					
202	437	<p>第1節 防災知識等普及計画</p> <p>第2 津波に関する知識の普及・啓発</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">【津波防災に関する主な普及啓発内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">避難行動に関する知識</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波に関する想定・予測の不確実性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭での予防・安全対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波の特性や津波に関する知識</td> <td> 1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること (いわゆる津波地震や遠地地震の発生) </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難行動に関する知識	(略)	津波に関する想定・予測の不確実性		家庭での予防・安全対策	(略)	津波の特性や津波に関する知識	1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること (いわゆる津波地震や遠地地震の発生)	その他	(略)	<p>第1節 防災知識等普及計画</p> <p>第2 津波に関する知識の普及・啓発</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">【津波防災に関する主な普及啓発内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">避難行動に関する知識</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波に関する想定・予測の不確実性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭での予防・安全対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波の特性や津波に関する知識</td> <td> 1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること (いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生) </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難行動に関する知識	(略)	津波に関する想定・予測の不確実性		家庭での予防・安全対策	(略)	津波の特性や津波に関する知識	1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること (いわゆる津波地震や遠地地震、 火山噴火等による津波 の発生)	その他	(略)	防災基本計画 (R5.5修正) の反映
避難行動に関する知識	(略)																							
津波に関する想定・予測の不確実性																								
家庭での予防・安全対策	(略)																							
津波の特性や津波に関する知識	1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること (いわゆる津波地震や遠地地震の発生)																							
その他	(略)																							
避難行動に関する知識	(略)																							
津波に関する想定・予測の不確実性																								
家庭での予防・安全対策	(略)																							
津波の特性や津波に関する知識	1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること (いわゆる津波地震や遠地地震、 火山噴火等による津波 の発生)																							
その他	(略)																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																
		第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策																																																	
		第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画																																																	
203	442	<p>第1節 情報伝達計画 第2 津波警報等 1 津波警報等 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3"> <u>(巨大)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 <u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 </td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 </td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td> 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近付いたり海岸に近付いたりしない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1～4 (略)</p>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	<u>(巨大)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 <u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近付いたり海岸に近付いたりしない。	<p>第1節 情報伝達計画 第2 津波警報等 1 津波警報等 (略)</p> <p style="text-align: center; color: red;">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (予想される津波の高さ区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3"> 巨大な津波が襲い、巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 </td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 </td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td> 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近付いたり海岸に近付いたりしない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1～4 (略)</p>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近付いたり海岸に近付いたりしない。	<p>文言の適正化</p>
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																																															
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	<u>(巨大)</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 <u>(高い)</u> 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。																																																
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																																		
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																																		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近付いたり海岸に近付いたりしない。																																																
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																																
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表																																																	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																																		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																																		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に近付いたり海岸に近付いたりしない。																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策	
204	445	<p>第3 津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の受領・伝達</p> <p><u>1</u> 伝達機関</p> <p>秋田地方気象台から津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報などが発表された時、県、市町村及び関係機関などは速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 県における津波警報等の受領</p> <p>(略)</p>	<p>第3 津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の受領・伝達等</p> <p><u>1</u> <u>津波警報等の発表及び伝達</u></p> <p><u>国〔消防庁、気象庁〕、県及び市町村は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 伝達機関</p> <p>秋田地方気象台から津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報などが発表された時、県、市町村及び関係機関などは速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 県における津波警報等の受領</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策	
205	447	<p>3 地震・津波情報の収集・伝達図</p> <p>注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が懸念づけられている伝達経路</p>	<p>3 地震・津波情報の収集・伝達図</p> <p>注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第1号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が懸念づけられている伝達経路</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																						
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																							
		第1章 火山防災と秋田県の活火山	第1章 火山防災と秋田県の活火山																							
206	451	第2節 秋田県の活火山 2 火山災害要因 (略) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">【主な火山災害要因】</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">溶岩流</td> <td> 溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、避難することが可能である。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	溶岩流	溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、避難することが可能である。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。	(略)	(略)	第2節 秋田県の活火山 2 火山災害要因 (略) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">【主な火山災害要因】</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">溶岩流</td> <td> 溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、歩行による避難が可能な場合もある。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	溶岩流	溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、 歩行による避難が可能な場合もある。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。	(略)	(略)	文言の適正化										
(略)	(略)																									
溶岩流	溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、避難することが可能である。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。																									
(略)	(略)																									
(略)	(略)																									
溶岩流	溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、 歩行による避難が可能な場合もある。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。																									
(略)	(略)																									
207	454	第2節 秋田県の活火山 3 秋田県の活火山及び周辺の概況 十和田 ◎ 観測体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th style="width: 70%;">観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土地理院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北大学</td> <td>地震計</td> </tr> <tr> <td>防災科学技術研究所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	青森県	(略)	国土地理院	(略)	東北大学	地震計	防災科学技術研究所	(略)	気象庁	(略)	第2節 秋田県の活火山 3 秋田県の活火山及び周辺の概況 十和田 ◎ 観測体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th style="width: 70%;">観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土地理院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災科学技術研究所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	青森県	(略)	国土地理院	(略)	防災科学技術研究所	(略)	気象庁	(略)	観測体制の変更に伴う修正
実施機関	観測機器・観測項目																									
青森県	(略)																									
国土地理院	(略)																									
東北大学	地震計																									
防災科学技術研究所	(略)																									
気象庁	(略)																									
実施機関	観測機器・観測項目																									
青森県	(略)																									
国土地理院	(略)																									
防災科学技術研究所	(略)																									
気象庁	(略)																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由								
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策									
208	453	<p>◎ 概要</p> <p>先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約20万年前から活動を開始し、度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山群が形成された。その後、約5万5千年前頃からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。</p> <p>◎ 最近1万年間の活動 (略)</p>	<p>◎ 概要</p> <p>先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約20万年前から活動を開始し、度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山群が形成された。その後、約6万1千年前頃(※1)からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。</p> <p>◎ 最近1万年間の活動 (略)</p> <p>※1：出典：「十和田湖地域の地質」より(工藤崇・内野隆之・濱崎聡志) 令和元年 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センター 地域地質研究報告 5万分の1地質図幅 青森(5)第38号 NK-54-24-2</p>	火山防災協議会の意見を反映								
209	454	<p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">観 光 客</td> <td>十和田湖畔温泉…約1万9千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	十和田湖畔温泉… 約1万9千人	<p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">観 光 客</td> <td>十和田湖畔温泉…約2万4千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和4年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	十和田湖畔温泉… 約2万4千人	時点修正
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	十和田湖畔温泉… 約1万9千人											
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	十和田湖畔温泉… 約2万4千人											
210	455	<p>八幡平</p> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">観 光 客</td> <td>八幡平ビジターセンター…約2万5千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	八幡平ビジターセンター… 約2万5千人	<p>八幡平</p> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">観 光 客</td> <td>八幡平ビジターセンター…約2万7千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和4年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	八幡平ビジターセンター… 約2万7千人	時点修正
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	八幡平ビジターセンター… 約2万5千人											
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	八幡平ビジターセンター… 約2万7千人											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																		
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																			
211	457	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">秋田駒ヶ岳</div> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">耕地・水源となる河川</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>アルパこまくさ…約5万人 たざわ湖スキー場…約7万8千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」（県観光戦略課）による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	アルパこまくさ…約5万人 たざわ湖スキー場…約7万8千人	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">秋田駒ヶ岳</div> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">耕地・水源となる河川</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>アルパこまくさ…約4万5千人 たざわ湖スキー場…約8万7千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和4年秋田県観光統計」（県観光戦略課）による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	アルパこまくさ…約4万5千人 たざわ湖スキー場…約8万7千人	時点修正										
耕地・水源となる河川	(略)																					
観 光 客	アルパこまくさ…約5万人 たざわ湖スキー場…約7万8千人																					
耕地・水源となる河川	(略)																					
観 光 客	アルパこまくさ…約4万5千人 たざわ湖スキー場…約8万7千人																					
212	459	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">秋田焼山</div> <p>◎ 観測体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th>観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土地理院</td> <td>GNSS</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北大学</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	(略)	国土地理院	GNSS	東北地方整備局	(略)	東北大学	(略)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">秋田焼山</div> <p>◎ 観測体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施機関</th> <th>観測機器・観測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北大学</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	観測機器・観測項目	気象庁	(略)	東北地方整備局	(略)	東北大学	(略)	観測体制の変更に伴う修正
実施機関	観測機器・観測項目																					
気象庁	(略)																					
国土地理院	GNSS																					
東北地方整備局	(略)																					
東北大学	(略)																					
実施機関	観測機器・観測項目																					
気象庁	(略)																					
東北地方整備局	(略)																					
東北大学	(略)																					
213	459	<p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">耕地・水源となる河川</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>八幡平ビジターセンター…約2万5千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」（県観光戦略課）による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	八幡平ビジターセンター…約2万5千人	<p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">耕地・水源となる河川</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>八幡平ビジターセンター…約2万7千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和4年秋田県観光統計」（県観光戦略課）による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	八幡平ビジターセンター…約2万7千人	時点修正										
耕地・水源となる河川	(略)																					
観 光 客	八幡平ビジターセンター…約2万5千人																					
耕地・水源となる河川	(略)																					
観 光 客	八幡平ビジターセンター…約2万7千人																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由								
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策									
214	461	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">栗駒山</div> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>須川温泉(栗駒山荘)…約3万4千人 ジュネス栗駒スキー場…約1万8千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	須川温泉(栗駒山荘)… 約3万4千人 ジュネス栗駒スキー場… 約1万8千人	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">栗駒山</div> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>須川温泉(栗駒山荘)…約3万6千人 ジュネス栗駒スキー場…約1万7千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和4年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	須川温泉(栗駒山荘)… 約3万6千人 ジュネス栗駒スキー場… 約1万7千人	時点修正
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	須川温泉(栗駒山荘)… 約3万4千人 ジュネス栗駒スキー場… 約1万8千人											
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	須川温泉(栗駒山荘)… 約3万6千人 ジュネス栗駒スキー場… 約1万7千人											
215	464	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">鳥海山</div> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>鳥海山・鉾立…約15万6千人 鳥海高原矢島スキー場…約3万5千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	鳥海山・鉾立… 約15万6千人 鳥海高原矢島スキー場… 約3万5千人	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">鳥海山</div> <p>◎ 火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>鳥海山・鉾立…約26万4千人 鳥海高原矢島スキー場…約4万1千人</td> </tr> </table> <p>※ 観光客数については、「令和4年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	鳥海山・鉾立… 約26万4千人 鳥海高原矢島スキー場… 約4万1千人	時点修正
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	鳥海山・鉾立… 約15万6千人 鳥海高原矢島スキー場… 約3万5千人											
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	鳥海山・鉾立… 約26万4千人 鳥海高原矢島スキー場… 約4万1千人											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
		第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
216	466	<p>第2節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第2 火山防災協議会の構成</p> <p>火山防災協議会は、県、市町村、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体など検討に必要な様々な者により構成する。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備する。</p>	<p>第2節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第2 火山防災協議会の構成</p> <p>火山防災協議会は、県、市町村、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体など検討に必要な様々な者を加え構成する。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備する。</p>	文言の適正化
217	469	<p>第4節 防災情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 火山防災情報の伝達 (略)</p> <p>県及び関係市町村は、登山者への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p>	<p>第4節 防災情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 火山防災情報の伝達 (略)</p> <p>県及び関係市町村は、登山者への噴火警報等の伝達をより確実にするため、防災行政無線、登録制メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p>	気象庁の緊急速報メールの配信終了に伴う修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																		
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																																																			
218	471	<p>2 噴火警戒レベル (略)</p> <p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：十和田、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">対象範囲</th> <th style="width: 15%;">噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th style="width: 45%;">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別 警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">居住地域及び それより火口 側</td> <td style="text-align: center;">レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">レベル4 (高齢者等避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td style="text-align: center;">火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺</td> <td style="text-align: center;">レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火口から少し 離れた所まで の火口周辺</td> <td style="text-align: center;">レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予報</td> <td style="text-align: center;">噴火予報</td> <td style="text-align: center;">火口内等</td> <td style="text-align: center;">レベル1 (活火山である ことに留意)</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">◎ 各火山の噴火警戒レベル 資料編参照</p>	種類	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	<p>2 噴火警戒レベル (略)</p> <p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：十和田、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">対象範囲</th> <th style="width: 15%;">噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th style="width: 45%;">火山活動の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特別 警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">居住地域及び それより火口 側</td> <td style="text-align: center;">レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">レベル4 (高齢者等避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td style="text-align: center;">火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺</td> <td style="text-align: center;">レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火口から少し 離れた所まで の火口周辺</td> <td style="text-align: center;">レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予報</td> <td style="text-align: center;">噴火予報</td> <td style="text-align: center;">火口内等</td> <td style="text-align: center;">レベル1 (活火山である ことに留意)</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">◎ 十和田については、レベル2及び3は、火山活動が高まっていく段階では使用しない。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">◎ 各火山の噴火警戒レベル 資料編参照</p>	種類	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	火山防災協議会の意見を反映
種類	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況																																																		
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。																																																		
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。																																																		
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																		
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																		
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。																																																		
種類	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況																																																		
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。																																																		
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。																																																		
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																		
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																																		
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																								
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																									
219	472	<p>2 噴火警戒レベル (略)</p> <p>ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火山の状況に関する解説情報</td> <td> 火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発生し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発生し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発生する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火山ガス予報</td> <td> 仙台管区気象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(略)	(略)	火山の状況に関する解説情報	火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発生し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発生し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、 「火山の状況に関する解説情報（臨時）」 を発生する。	(略)	(略)	火山ガス予報	仙台管区気象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。	(略)	(略)	<p>2 噴火警戒レベル (略)</p> <p>ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火山の状況に関する解説情報</td> <td> 火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発生し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発生し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発生する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火山ガス予報</td> <td> 仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(略)	(略)	火山の状況に関する解説情報	火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発生し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発生し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発生する。	(略)	(略)	火山ガス予報	仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。	(略)	(略)	文言の適正化
種 類	内 容																											
(略)	(略)																											
火山の状況に関する解説情報	火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発生し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発生し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、 「火山の状況に関する解説情報（臨時）」 を発生する。																											
(略)	(略)																											
火山ガス予報	仙台管区気象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。																											
(略)	(略)																											
種 類	内 容																											
(略)	(略)																											
火山の状況に関する解説情報	火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発生し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発生し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発生する。																											
(略)	(略)																											
火山ガス予報	仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。																											
(略)	(略)																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
		第3章 災害応急対策計画等	第3章 災害応急対策計画等	
220	478	<p>第5 噴火警報等の収集・伝達図</p> <p>注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請が義務付けられている伝達経路。</p>	<p>第5 噴火警報等の収集・伝達図</p> <p>注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請が義務付けられている伝達経路。</p>	所要の修正

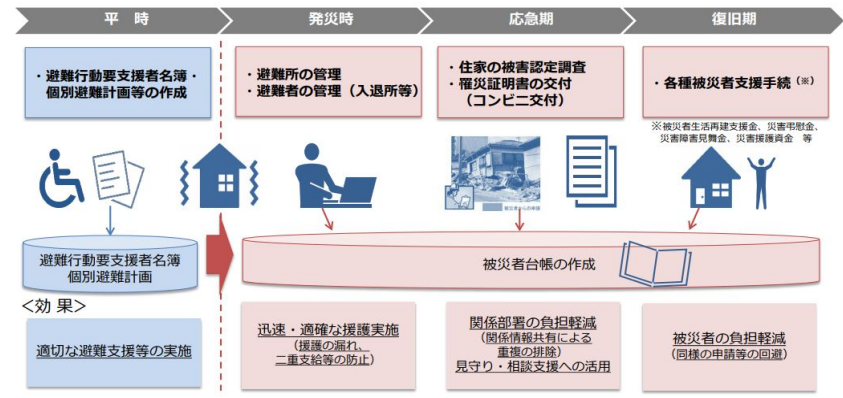
秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																									
		第6編 災害復旧事業	第6編 災害復旧事業																																																																																										
221	491	第2節 農林漁業経営安定計画 第1 日本政策金融公庫資金（農林水産事業） (略)	第2節 農林漁業経営安定計画 第1 日本政策金融公庫資金（農林水産事業） (略)	対象資金の追加に伴う修正																																																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">農業関係</td> <td> 1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農林漁業セーフティネット資金 5 農林漁業施設資金（災害復旧） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">林業関係</td> <td> 1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漁業関係</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	農業関係		1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農林漁業セーフティネット資金 5 農林漁業施設資金（災害復旧）	林業関係	1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）	漁業関係	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">農業関係</td> <td> 1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農林漁業セーフティネット資金 5 農林漁業施設資金（災害復旧） 6 農林漁業経営資本強化資金 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">林業関係</td> <td> 1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧） 4 農林漁業経営資本強化資金 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漁業関係</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	農業関係	1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農林漁業セーフティネット資金 5 農林漁業施設資金（災害復旧） 6 農林漁業経営資本強化資金	林業関係	1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧） 4 農林漁業経営資本強化資金	漁業関係	(略)																																																																													
農業関係	1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農林漁業セーフティネット資金 5 農林漁業施設資金（災害復旧）																																																																																												
林業関係	1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）																																																																																												
漁業関係	(略)																																																																																												
農業関係	1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農林漁業セーフティネット資金 5 農林漁業施設資金（災害復旧） 6 農林漁業経営資本強化資金																																																																																												
林業関係	1 林業基盤整備資金 2 農林漁業セーフティネット資金 3 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧） 4 農林漁業経営資本強化資金																																																																																												
漁業関係	(略)																																																																																												
222	491	第2 天災融資法による災害経営資金	第2 天災融資法による災害経営資金	貸付限度額の変更に伴う修正																																																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">天災融資制度</th> </tr> <tr> <td colspan="4">◎ 天災融資法 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【天災融資法】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">支援の内容</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">項目</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">貸付限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">経営資金(万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">林業者</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	天災融資制度				◎ 天災融資法 (略)				【天災融資法】				支援の内容	項目	貸付限度額		経営資金(万円)		農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	500	2,500	一般農業者	200	2,000	林業者		200	2,000	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	500	2,500	水産動植物養殖資金	500	2,500	一般漁業者	200	2,000	(略)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">天災融資制度</th> </tr> <tr> <td colspan="4">◎ 天災融資法 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【天災融資法】</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">支援の内容</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">経営資金</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">貸付限度額（損失額のA%又はB万円のどちらか低い額）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A %</td> <td style="text-align: center;">B 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">林業者</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	天災融資制度				◎ 天災融資法 (略)				【天災融資法】				支援の内容	経営資金	貸付限度額（損失額のA%又はB万円のどちらか低い額）		A %	B 万円	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	55	500	一般農業者	45	200	林業者		45	200	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	水産動植物養殖資金	50	2,500	一般漁業者	50	2,000	(略)	
天災融資制度																																																																																													
◎ 天災融資法 (略)																																																																																													
【天災融資法】																																																																																													
支援の内容	項目	貸付限度額																																																																																											
		経営資金(万円)																																																																																											
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	500	2,500																																																																																										
	一般農業者	200	2,000																																																																																										
林業者		200	2,000																																																																																										
漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000																																																																																										
	漁船建造・取得資金	500	2,500																																																																																										
	水産動植物養殖資金	500	2,500																																																																																										
	一般漁業者	200	2,000																																																																																										
(略)																																																																																													
天災融資制度																																																																																													
◎ 天災融資法 (略)																																																																																													
【天災融資法】																																																																																													
支援の内容	経営資金	貸付限度額（損失額のA%又はB万円のどちらか低い額）																																																																																											
		A %	B 万円																																																																																										
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	55	500																																																																																										
	一般農業者	45	200																																																																																										
林業者		45	200																																																																																										
漁業者	漁具購入資金	80	5,000																																																																																										
	漁船建造・取得資金	80	500																																																																																										
	水産動植物養殖資金	50	2,500																																																																																										
	一般漁業者	50	2,000																																																																																										
(略)																																																																																													

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																													
		第6編 災害復旧事業	第6編 災害復旧事業																																																																																														
223	492	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>天災融資制度</p> <p>◎ 激甚災害法 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">貸付限度額</th> <th colspan="2">経営資金 (万円)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td></td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資格者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>6年、7年以内</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>7年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (略)</p> <p>(略) (略)</p> </div>	項目	貸付限度額	経営資金 (万円)		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	600	2,500	一般農業者	250	2,000	林業者		250	2,000	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	600	2,500	水産動植物養殖資金	600	2,500	一般漁業者	250	2,000	資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	6年、7年以内	(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	7年以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>天災融資制度</p> <p>◎ 激甚災害法 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th> <th rowspan="3">貸付限度額 (損失額のA%又はB万円のどちらか低い額)</th> <th colspan="2">B万円</th> </tr> <tr> <th colspan="2">A%</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼育者</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td></td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>60</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資格者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者</td> <td>6.5%以内</td> <td>4年、5年、6年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者</td> <td>5.5%以内</td> <td>6年、7年以内</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>7年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (略)</p> <p>(略) (略)</p> </div>	項目	貸付限度額 (損失額のA%又はB万円のどちらか低い額)	B万円		A%		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,000	資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	4年、5年、6年以内	(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	6年、7年以内	(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	7年以内	貸付限度額の変更に伴う修正
項目	貸付限度額	経営資金 (万円)																																																																																															
		個人	法人																																																																																														
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	600	2,500																																																																																														
	一般農業者	250	2,000																																																																																														
林業者		250	2,000																																																																																														
漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000																																																																																														
	漁船建造・取得資金	600	2,500																																																																																														
	水産動植物養殖資金	600	2,500																																																																																														
	一般漁業者	250	2,000																																																																																														
資格者	貸付利率	償還期限																																																																																															
(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																																																																															
(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	6年、7年以内																																																																																															
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	7年以内																																																																																															
項目	貸付限度額 (損失額のA%又はB万円のどちらか低い額)	B万円																																																																																															
		A%																																																																																															
		個人	法人																																																																																														
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500																																																																																													
	一般農業者	60	250	2,000																																																																																													
林業者		60	250	2,000																																																																																													
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																																																																													
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																																																																													
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																																																																													
	一般漁業者	60	250	2,000																																																																																													
資格者	貸付利率	償還期限																																																																																															
(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	4年、5年、6年以内																																																																																															
(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	6年、7年以内																																																																																															
(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	7年以内																																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由
		第6編 災害復旧事業	第6編 災害復旧事業	
224	495	<p>第4節 被災者の生活支援計画</p> <p>第2 被災者支援の総合的・効率的な実施 (略)</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>加えて、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>第4節 被災者の生活支援計画</p> <p>第2 被災者支援の総合的・効率的な実施 (略)</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行った時は、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>加えて、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p><参考> 内閣府ホームページの資料より抜粋 ～災害フェーズを網羅したクラウド型被災者支援システム～</p> 	<p>防災基本計画 (R5.5修正) の反映等</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																				
		第6編 災害復旧事業	第6編 災害復旧事業																					
225	502	<p>第8 住宅資金の貸付等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">母子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">支援の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：200万円以内 ② 貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.5%（連帯保証人がいない場合） ③ 据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） ④ 償還期間：7年以内 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td>◎ 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">問い合わせ</td> <td>県、市町村</td> </tr> </table>	母子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金		支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：200万円以内 ② 貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.5%（連帯保証人がいない場合） ③ 据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） ④ 償還期間：7年以内 	対象者	◎ 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象。	問い合わせ	県、市町村	<p>第8 住宅資金の貸付等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">支援の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：200万円以内 ② 貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.0%（連帯保証人がいない場合） ③ 据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） ④ 償還期間：7年以内 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td>◎ 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子父子寡婦世帯が対象。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">問い合わせ</td> <td>県、市町村</td> </tr> </table>	母子 父子 寡婦福祉資金貸付金の住宅資金		支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：200万円以内 ② 貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.0%（連帯保証人がいない場合） ③ 据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） ④ 償還期間：7年以内 	対象者	◎ 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子 父子 寡婦世帯が対象。	問い合わせ	県、市町村	支援内容等の修正				
母子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金																								
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：200万円以内 ② 貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.5%（連帯保証人がいない場合） ③ 据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） ④ 償還期間：7年以内 																							
対象者	◎ 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象。																							
問い合わせ	県、市町村																							
母子 父子 寡婦福祉資金貸付金の住宅資金																								
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額：200万円以内 ② 貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.0%（連帯保証人がいない場合） ③ 据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） ④ 償還期間：7年以内 																							
対象者	◎ 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子 父子 寡婦世帯が対象。																							
問い合わせ	県、市町村																							
226	505	<p>第9 災害弔慰金・見舞金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">災害援護資金</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">目的</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支援の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額表 (略) ② 貸付利率：年3%（据置期間は無利子） ③～④ (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ② 家財の3分の1以上の損害 ③ 住居の半壊又は全壊・流失 ◎ 以下の所得制限がある。表 (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">問い合わせ</td> <td>市町村</td> </tr> </table>	災害援護資金		目的	(略)	支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額表 (略) ② 貸付利率：年3%（据置期間は無利子） ③～④ (略) 	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ② 家財の3分の1以上の損害 ③ 住居の半壊又は全壊・流失 ◎ 以下の所得制限がある。表 (略) 	問い合わせ	市町村	<p>第9 災害弔慰金・見舞金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">災害援護資金</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">目的</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支援の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額表 (略) ② 貸付利率：年3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間は無利子） ③～④ (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ② 家財の3分の1以上の損害 ③ 住居の半壊、全壊・滅失又は流失 ◎ 以下の所得制限がある。表 (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">問い合わせ</td> <td>市町村</td> </tr> </table>	災害援護資金		目的	(略)	支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額表 (略) ② 貸付利率：年3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間は無利子） ③～④ (略) 	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ② 家財の3分の1以上の損害 ③ 住居の半壊、全壊・滅失又は流失 ◎ 以下の所得制限がある。表 (略) 	問い合わせ	市町村	支援内容等の修正
災害援護資金																								
目的	(略)																							
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額表 (略) ② 貸付利率：年3%（据置期間は無利子） ③～④ (略) 																							
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ② 家財の3分の1以上の損害 ③ 住居の半壊又は全壊・流失 ◎ 以下の所得制限がある。表 (略) 																							
問い合わせ	市町村																							
災害援護資金																								
目的	(略)																							
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。 ① 貸付限度額表 (略) ② 貸付利率：年3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間は無利子） ③～④ (略) 																							
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ② 家財の3分の1以上の損害 ③ 住居の半壊、全壊・滅失又は流失 ◎ 以下の所得制限がある。表 (略) 																							
問い合わせ	市町村																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																
		第6編 災害復旧事業	第6編 災害復旧事業																	
227	507	<p>第10 生活資金等の貸付</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">母子寡婦福祉資金貸付金</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">支援の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ◎ 災害により被災した母子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い猶予などの特別措置を講ずる。 ◎ 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。 </td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 母子家庭の母 （配偶者のない女子で現に児童を扶養している者） ② 母子福祉団体（法人） ③ 父母のいない児童（20歳未満） ◎ 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の及び寡婦以外の者 </td> </tr> <tr> <td>問い合わせ</td> <td>市町村</td> </tr> </table>	母子寡婦福祉資金貸付金		支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ◎ 災害により被災した母子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い猶予などの特別措置を講ずる。 ◎ 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。 	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 母子家庭の母 （配偶者のない女子で現に児童を扶養している者） ② 母子福祉団体（法人） ③ 父母のいない児童（20歳未満） ◎ 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の及び寡婦以外の者 	問い合わせ	市町村	<p>第10 生活資金等の貸付</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">母子寡婦父子寡婦福祉資金貸付金</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">支援の内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子・寡婦父子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ◎ 災害により被災した母子・寡婦父子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い 猶予などの特別措置を講ずる。 ◎ 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。 </td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子・寡婦父子福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 母子・寡婦父子家庭の母（配偶者のない女子・男子で現に児童を扶養している者） ② 母子・寡婦父子福祉団体（法人） ③ 父母のいない児童（20歳未満） ◎ 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者 </td> </tr> <tr> <td>問い合わせ</td> <td>市、市町村</td> </tr> </table>	母子 寡婦 父子寡婦福祉資金貸付金		支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子・寡婦父子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ◎ 災害により被災した母子・寡婦父子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い 猶予などの特別措置を講ずる。 ◎ 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。 	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子・寡婦父子福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 母子・寡婦父子家庭の母（配偶者のない女子・男子で現に児童を扶養している者） ② 母子・寡婦父子福祉団体（法人） ③ 父母のいない児童（20歳未満） ◎ 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者 	問い合わせ	市 、市町村	支援内容等の修正
母子寡婦福祉資金貸付金																				
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ◎ 災害により被災した母子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い猶予などの特別措置を講ずる。 ◎ 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。 																			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 母子家庭の母 （配偶者のない女子で現に児童を扶養している者） ② 母子福祉団体（法人） ③ 父母のいない児童（20歳未満） ◎ 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の及び寡婦以外の者 																			
問い合わせ	市町村																			
母子 寡婦 父子寡婦福祉資金貸付金																				
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子・寡婦父子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ◎ 災害により被災した母子・寡婦父子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い 猶予などの特別措置を講ずる。 ◎ 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。 																			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子・寡婦父子福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 母子・寡婦父子家庭の母（配偶者のない女子・男子で現に児童を扶養している者） ② 母子・寡婦父子福祉団体（法人） ③ 父母のいない児童（20歳未満） ◎ 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する者） <ul style="list-style-type: none"> ① 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者 																			
問い合わせ	市 、市町村																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																										
		第6編 災害復旧事業	第6編 災害復旧事業																																																																											
228	508	<p>第11 被災者生活再建支援金の支給</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ 自然災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。</p> <p>◎ 支給額は、次の2つの支援金の合計額になる。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になる。)</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">全壊等</td> <td style="padding: 2px;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">100万円</td> <td style="padding: 2px;">50万円</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">建設・購入</td> <td style="padding: 2px;">補修</td> <td style="padding: 2px;">賃借（公営住宅を除く）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">200万円</td> <td style="padding: 2px;">100万円</td> <td style="padding: 2px;">50万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ 住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象。 (※) 下記の世帯を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。 ・ 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住居が居住不能になった世帯。 </div> <p>問い合わせ 市町村</p>	全壊等	大規模半壊	100万円	50万円	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）	200万円	100万円	50万円	<p>第11 被災者生活再建支援金の支給</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ 自然災害により、<u>居住する住宅が全壊等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給するもの。</u></p> <p>◎ 支給額は、次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="border: none;">区 分</th> <th style="border: none;">①基礎支援金 (住宅の被害程度)</th> <th style="border: none;">②加算支援金 (住宅の再建方法)</th> <th style="border: none;">計 (①+②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="border: none;">複数世帯 (被災時世帯 の人数が2人 以上)</td> <td style="border: none;">全壊世帯</td> <td style="border: none;">建設・購入 2.00万円</td> <td style="border: none;">3.00万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">解体世帯</td> <td style="border: none;">補修 1.00万円</td> <td style="border: none;">2.00万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">長期避難世帯</td> <td style="border: none;">賃借 5.00万円</td> <td style="border: none;">1.50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="border: none;">大規模半壊世帯</td> <td style="border: none;">大規模半壊世帯</td> <td style="border: none;">建設・購入 2.00万円</td> <td style="border: none;">2.50万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">補修 1.00万円</td> <td style="border: none;">1.50万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">賃借 5.00万円</td> <td style="border: none;">1.00万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="border: none;">中規模半壊世帯</td> <td style="border: none;">中規模半壊世帯</td> <td style="border: none;">建設・購入 1.00万円</td> <td style="border: none;">1.00万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">補修 5.00万円</td> <td style="border: none;">5.00万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">賃借 2.50万円</td> <td style="border: none;">2.50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="border: none;">単身世帯 (被災時世帯 の人数が1 人)</td> <td style="border: none;">全壊世帯</td> <td style="border: none;">建設・購入 1.50万円</td> <td style="border: none;">2.25万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">解体世帯</td> <td style="border: none;">補修 7.50万円</td> <td style="border: none;">1.50万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">長期避難世帯</td> <td style="border: none;">賃借 3.7.50万円</td> <td style="border: none;">1.1.2.50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="border: none;">大規模半壊世帯</td> <td style="border: none;">大規模半壊世帯</td> <td style="border: none;">建設・購入 1.50万円</td> <td style="border: none;">1.8.7.50万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">補修 7.50万円</td> <td style="border: none;">1.1.2.50万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">賃借 3.7.50万円</td> <td style="border: none;">7.50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="border: none;">中規模半壊世帯</td> <td style="border: none;">中規模半壊世帯</td> <td style="border: none;">建設・購入 7.50万円</td> <td style="border: none;">7.50万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">補修 3.7.50万円</td> <td style="border: none;">3.7.50万円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">賃借 1.8.7.50万円</td> <td style="border: none;">1.8.7.50万円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>・ 住宅が全壊した世帯(全壊世帯)</p> <p>・ 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体世帯)</p> <p>・ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯)</p> <p>・ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</p> <p>・ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）</p> </div> <p>問い合わせ 市町村</p>	区 分	①基礎支援金 (住宅の被害程度)	②加算支援金 (住宅の再建方法)	計 (①+②)	複数世帯 (被災時世帯 の人数が2人 以上)	全壊世帯	建設・購入 2.00万円	3.00万円	解体世帯	補修 1.00万円	2.00万円	長期避難世帯	賃借 5.00万円	1.50万円	大規模半壊世帯	大規模半壊世帯	建設・購入 2.00万円	2.50万円		補修 1.00万円	1.50万円		賃借 5.00万円	1.00万円	中規模半壊世帯	中規模半壊世帯	建設・購入 1.00万円	1.00万円		補修 5.00万円	5.00万円		賃借 2.50万円	2.50万円	単身世帯 (被災時世帯 の人数が1 人)	全壊世帯	建設・購入 1.50万円	2.25万円	解体世帯	補修 7.50万円	1.50万円	長期避難世帯	賃借 3.7.50万円	1.1.2.50万円	大規模半壊世帯	大規模半壊世帯	建設・購入 1.50万円	1.8.7.50万円		補修 7.50万円	1.1.2.50万円		賃借 3.7.50万円	7.50万円	中規模半壊世帯	中規模半壊世帯	建設・購入 7.50万円	7.50万円		補修 3.7.50万円	3.7.50万円		賃借 1.8.7.50万円	1.8.7.50万円	支援内容等の修正
全壊等	大規模半壊																																																																													
100万円	50万円																																																																													
建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）																																																																												
200万円	100万円	50万円																																																																												
区 分	①基礎支援金 (住宅の被害程度)	②加算支援金 (住宅の再建方法)	計 (①+②)																																																																											
複数世帯 (被災時世帯 の人数が2人 以上)	全壊世帯	建設・購入 2.00万円	3.00万円																																																																											
	解体世帯	補修 1.00万円	2.00万円																																																																											
	長期避難世帯	賃借 5.00万円	1.50万円																																																																											
大規模半壊世帯	大規模半壊世帯	建設・購入 2.00万円	2.50万円																																																																											
		補修 1.00万円	1.50万円																																																																											
		賃借 5.00万円	1.00万円																																																																											
中規模半壊世帯	中規模半壊世帯	建設・購入 1.00万円	1.00万円																																																																											
		補修 5.00万円	5.00万円																																																																											
		賃借 2.50万円	2.50万円																																																																											
単身世帯 (被災時世帯 の人数が1 人)	全壊世帯	建設・購入 1.50万円	2.25万円																																																																											
	解体世帯	補修 7.50万円	1.50万円																																																																											
	長期避難世帯	賃借 3.7.50万円	1.1.2.50万円																																																																											
大規模半壊世帯	大規模半壊世帯	建設・購入 1.50万円	1.8.7.50万円																																																																											
		補修 7.50万円	1.1.2.50万円																																																																											
		賃借 3.7.50万円	7.50万円																																																																											
中規模半壊世帯	中規模半壊世帯	建設・購入 7.50万円	7.50万円																																																																											
		補修 3.7.50万円	3.7.50万円																																																																											
		賃借 1.8.7.50万円	1.8.7.50万円																																																																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由								
		災害記録	災害記録									
229	518	第1 一般災害 (略)	第1 一般災害 (略)	見直しに伴う修正								
		大雨・洪水 (1/9)	大雨・洪水 (1/11)									
		年月日	地 域		被害の記録	被害の記録	被害額	法の適用	備考	被害額	法の適用	備考
					被害の名称	被害の大きさ	(千円)			(千円)		
		昭和22年 7.21~7.24 <small>(昭和22年大水害)</small>	全 県		1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	25人 1人 355世帯 15,808世帯 17,798世帯 48,600 ha 1,330か所						
		昭和22年 7.29~8.5 <small>(昭和22年大水害)</small>	全 県		1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	7人 1人 113世帯 4,335世帯 7,631世帯 18,400 ha 144か所						
		昭和26年 8.6~8.8	県南部		1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 半壊 5 " 床上・床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	9人 8人 42世帯 16世帯 1,121世帯 72,000 ha 270か所		災害救助法			○災害救助法 下川大内村 大正寺村 大沢郷村	
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					被害の名称	被害の大きさ	(千円)			(千円)		
		昭和26年 8.6~8.8	県南部		1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊・流失 4 " 半壊 5 " 床上・床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 土木被害等	9人 8人 42世帯 16世帯 1,121世帯 72,000 ha 270か所		災害救助法			○災害救助法 下川大内村 大正寺村 大沢郷村	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																					
		災害記録	災害記録																																																																																																						
230	519	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">大雨・洪水 (2/9)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th>被害額</th> <th>法の適用</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> <th>(千円)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (2/9)		被害の記録		被害額	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">大雨・洪水 (2/11)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th>被害額</th> <th>法の適用</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> <th>(千円)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (2/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正																																																											
		大雨・洪水 (2/9)		被害の記録		被害額	法の適用	備考																																																																																																	
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
大雨・洪水 (2/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考																																																																																																			
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
231	520	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">大雨・洪水 (3/9)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th>被害額</th> <th>法の適用</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> <th>(千円)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">昭和39年 4.1~4.30</td> <td rowspan="10" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 死者・行方不明者</td> <td>8人</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10" style="text-align: center;">長雨</td> </tr> <tr> <td>2 負傷者</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>3 住家の全壊・流失</td> <td>6世帯</td> </tr> <tr> <td>4 " 半壊</td> <td>6世帯</td> </tr> <tr> <td>5 " 一部損壊</td> <td>6世帯</td> </tr> <tr> <td>6 " 床上浸水</td> <td>27世帯</td> </tr> <tr> <td>7 " 床下浸水</td> <td>394世帯</td> </tr> <tr> <td>8 田畑の流失・冠水</td> <td>8,400 ha</td> </tr> <tr> <td>9 林業被害</td> <td>89か所</td> </tr> <tr> <td>10 土木被害等</td> <td>292か所</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (3/9)		被害の記録		被害額	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)			昭和39年 4.1~4.30	全 県	1 死者・行方不明者	8人			長雨	2 負傷者	3人	3 住家の全壊・流失	6世帯	4 " 半壊	6世帯	5 " 一部損壊	6世帯	6 " 床上浸水	27世帯	7 " 床下浸水	394世帯	8 田畑の流失・冠水	8,400 ha	9 林業被害	89か所	10 土木被害等	292か所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">大雨・洪水 (3/11)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th>被害額</th> <th>法の適用</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> <th>(千円)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">昭和49年 7.28~8.5</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の全壊・流失</td> <td>1世帯</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">6,915,069</td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>2 " 半壊</td> <td>3世帯</td> </tr> <tr> <td>3 " 床上浸水</td> <td>59世帯</td> </tr> <tr> <td>4 " 床下浸水</td> <td>366世帯</td> </tr> <tr> <td>5 田畑の流失・冠水</td> <td>1,263 ha</td> </tr> <tr> <td>6 林業被害</td> <td>55か所</td> </tr> <tr> <td>7 土木被害等</td> <td>561か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">昭和50年 7.11</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の床上浸水</td> <td>97世帯</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">6,484,374</td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>2 " 床下浸水</td> <td>750世帯</td> </tr> <tr> <td>3 田畑の流失・冠水</td> <td>7,825 ha</td> </tr> <tr> <td>6 林業被害</td> <td>66か所</td> </tr> <tr> <td>7 土木被害等</td> <td>903か所</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (3/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和49年 7.28~8.5	全 県	1 住家の全壊・流失	1世帯	6,915,069			2 " 半壊	3世帯	3 " 床上浸水	59世帯	4 " 床下浸水	366世帯	5 田畑の流失・冠水	1,263 ha	6 林業被害	55か所	7 土木被害等	561か所	昭和50年 7.11	全 県	1 住家の床上浸水	97世帯	6,484,374			2 " 床下浸水	750世帯	3 田畑の流失・冠水	7,825 ha	6 林業被害	66か所	7 土木被害等	903か所	見直しに伴う修正
		大雨・洪水 (3/9)		被害の記録		被害額	法の適用	備考																																																																																																	
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)																																																																																																					
昭和39年 4.1~4.30	全 県	1 死者・行方不明者	8人			長雨																																																																																																			
		2 負傷者	3人																																																																																																						
		3 住家の全壊・流失	6世帯																																																																																																						
		4 " 半壊	6世帯																																																																																																						
		5 " 一部損壊	6世帯																																																																																																						
		6 " 床上浸水	27世帯																																																																																																						
		7 " 床下浸水	394世帯																																																																																																						
		8 田畑の流失・冠水	8,400 ha																																																																																																						
		9 林業被害	89か所																																																																																																						
		10 土木被害等	292か所																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
大雨・洪水 (3/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考																																																																																																			
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
昭和49年 7.28~8.5	全 県	1 住家の全壊・流失	1世帯	6,915,069																																																																																																					
		2 " 半壊	3世帯																																																																																																						
		3 " 床上浸水	59世帯																																																																																																						
		4 " 床下浸水	366世帯																																																																																																						
		5 田畑の流失・冠水	1,263 ha																																																																																																						
		6 林業被害	55か所																																																																																																						
		7 土木被害等	561か所																																																																																																						
昭和50年 7.11	全 県	1 住家の床上浸水	97世帯	6,484,374																																																																																																					
		2 " 床下浸水	750世帯																																																																																																						
		3 田畑の流失・冠水	7,825 ha																																																																																																						
		6 林業被害	66か所																																																																																																						
		7 土木被害等	903か所																																																																																																						
		232	521				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">大雨・洪水 (4/9)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th>被害額</th> <th>法の適用</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> <th>(千円)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (4/9)		被害の記録		被害額	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">大雨・洪水 (4/11)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th>被害額</th> <th>法の適用</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> <th>(千円)</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">昭和51年 9.8~9.14</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 田畑の流失・冠水</td> <td>430 ha</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,585,313</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 土木被害等</td> <td>350か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">昭和53年 8.14~8.17</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の一部損壊</td> <td>1世帯</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1,605,707</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 " 床上浸水</td> <td>2世帯</td> </tr> <tr> <td>3 " 床下浸水</td> <td>330世帯</td> </tr> <tr> <td>4 林業被害</td> <td>20か所</td> </tr> <tr> <td>5 土木被害等</td> <td>271か所</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (4/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和51年 9.8~9.14	全 県	1 田畑の流失・冠水	430 ha	1,585,313			2 土木被害等	350か所	昭和53年 8.14~8.17	全 県	1 住家の一部損壊	1世帯	1,605,707			2 " 床上浸水	2世帯	3 " 床下浸水	330世帯	4 林業被害	20か所	5 土木被害等	271か所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正																							
							大雨・洪水 (4/9)		被害の記録		被害額	法の適用	備考																																																																																												
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
大雨・洪水 (4/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考																																																																																																			
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)																																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
昭和51年 9.8~9.14	全 県	1 田畑の流失・冠水	430 ha	1,585,313																																																																																																					
		2 土木被害等	350か所																																																																																																						
昭和53年 8.14~8.17	全 県	1 住家の一部損壊	1世帯	1,605,707																																																																																																					
		2 " 床上浸水	2世帯																																																																																																						
		3 " 床下浸水	330世帯																																																																																																						
		4 林業被害	20か所																																																																																																						
		5 土木被害等	271か所																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																															
		災害記録	災害記録																																																																																																																																																																
233	522	大雨・洪水 (5/9)	大雨・洪水 (5/11)	見直しに伴う修正																																																																																																																																																															
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日		地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">昭和55年 6.17</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の床上浸水</td> <td style="text-align: right;">13世帯</td> <td rowspan="5" style="text-align: right;">1,616,262</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 " 床下浸水</td> <td style="text-align: right;">137世帯</td> </tr> <tr> <td>3 田畑の流失・冠水</td> <td style="text-align: right;">412 ha</td> </tr> <tr> <td>4 林業被害</td> <td style="text-align: right;">7か所</td> </tr> <tr> <td>5 土木被害等</td> <td style="text-align: right;">740か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">昭和56年 6.22~6.23</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の床下浸水</td> <td style="text-align: right;">59世帯</td> <td rowspan="4" style="text-align: right;">2,269,563</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2 田畑の流失・冠水</td> <td style="text-align: right;">3,941 ha</td> </tr> <tr> <td>3 林業被害</td> <td style="text-align: right;">31か所</td> </tr> <tr> <td>4 土木被害等</td> <td style="text-align: right;">390か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">昭和56年 7.5~7.7</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の一部損壊</td> <td style="text-align: right;">1世帯</td> <td rowspan="6" style="text-align: right;">1,970,414</td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>2 " 床上浸水</td> <td style="text-align: right;">3世帯</td> </tr> <tr> <td>3 " 床下浸水</td> <td style="text-align: right;">50世帯</td> </tr> <tr> <td>4 田畑の流失・冠水</td> <td style="text-align: right;">4,461 ha</td> </tr> <tr> <td>5 林業被害</td> <td style="text-align: right;">36か所</td> </tr> <tr> <td>6 土木被害等</td> <td style="text-align: right;">649か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">昭和57年 4.14~4.16</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の床下浸水</td> <td style="text-align: right;">2世帯</td> <td rowspan="4" style="text-align: right;">7,027,830</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2 田畑の流失・冠水</td> <td style="text-align: right;">140ha</td> </tr> <tr> <td>3 林業被害</td> <td style="text-align: right;">3か所</td> </tr> <tr> <td>4 土木被害等</td> <td style="text-align: right;">1,524か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">昭和57年 5.13~5.14</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の床下浸水</td> <td style="text-align: right;">41世帯</td> <td rowspan="4" style="text-align: right;">1,799,552</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2 田畑の流失・冠水</td> <td style="text-align: right;">275 ha</td> </tr> <tr> <td>3 林業被害</td> <td style="text-align: right;">8か所</td> </tr> <tr> <td>4 土木被害等</td> <td style="text-align: right;">278か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">昭和60年 7.17~7.18</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 田畑の流失・冠水</td> <td style="text-align: right;">925 ha</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">1,462,723</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 土木被害等</td> <td style="text-align: right;">65か所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">昭和62年 7.22~7.24</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の床上浸水</td> <td style="text-align: right;">1世帯</td> <td rowspan="5" style="text-align: right;">1,064,849</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 " 床下浸水</td> <td style="text-align: right;">15世帯</td> </tr> <tr> <td>4 林業被害</td> <td style="text-align: right;">13か所</td> </tr> <tr> <td>5 土木被害等</td> <td style="text-align: right;">143か所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">昭和62年 8.28~8.29</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">県南部</td> <td>1 住家の床上浸水</td> <td style="text-align: right;">89世帯</td> <td rowspan="5" style="text-align: right;">2,542,001</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 " 床下浸水</td> <td style="text-align: right;">855世帯</td> </tr> <tr> <td>3 田畑の流失・冠水</td> <td style="text-align: right;">5,515 ha</td> </tr> <tr> <td>4 林業被害</td> <td style="text-align: right;">4か所</td> </tr> <tr> <td>5 土木被害等</td> <td style="text-align: right;">179か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">昭和63年 5.12~5.13</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 負傷者</td> <td style="text-align: right;">4人</td> <td rowspan="4" style="text-align: right;">1,900,819</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>2 住家の一部損壊</td> <td style="text-align: right;">6世帯</td> </tr> <tr> <td>3 田畑の流失・冠水</td> <td style="text-align: right;">26 ha</td> </tr> <tr> <td>4 土木被害等</td> <td style="text-align: right;">181か所</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	昭和55年 6.17	全 県	1 住家の床上浸水	13世帯	1,616,262			2 " 床下浸水	137世帯	3 田畑の流失・冠水	412 ha	4 林業被害	7か所	5 土木被害等	740か所	昭和56年 6.22~6.23	全 県	1 住家の床下浸水	59世帯	2,269,563			2 田畑の流失・冠水	3,941 ha	3 林業被害	31か所	4 土木被害等	390か所	昭和56年 7.5~7.7	全 県	1 住家の一部損壊	1世帯	1,970,414			2 " 床上浸水	3世帯	3 " 床下浸水	50世帯	4 田畑の流失・冠水	4,461 ha	5 林業被害	36か所	6 土木被害等	649か所	昭和57年 4.14~4.16	全 県	1 住家の床下浸水	2世帯	7,027,830			2 田畑の流失・冠水	140ha	3 林業被害	3か所	4 土木被害等	1,524か所	昭和57年 5.13~5.14	全 県	1 住家の床下浸水	41世帯	1,799,552			2 田畑の流失・冠水	275 ha	3 林業被害	8か所	4 土木被害等	278か所	昭和60年 7.17~7.18	全 県	1 田畑の流失・冠水	925 ha	1,462,723			2 土木被害等	65か所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和62年 7.22~7.24	全 県	1 住家の床上浸水	1世帯	1,064,849			2 " 床下浸水	15世帯	4 林業被害	13か所	5 土木被害等	143か所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和62年 8.28~8.29	県南部	1 住家の床上浸水	89世帯	2,542,001			2 " 床下浸水	855世帯	3 田畑の流失・冠水	5,515 ha	4 林業被害	4か所	5 土木被害等	179か所	昭和63年 5.12~5.13	全 県	1 負傷者	4人	1,900,819			2 住家の一部損壊	6世帯	3 田畑の流失・冠水	26 ha	4 土木被害等	181か所
		年月日				地域	被害の記録				被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																																						
			被害の名称		被害の大きさ																																																																																																																																																														
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																										
		年月日	地域		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																																										
					被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																																																													
		昭和55年 6.17	全 県		1 住家の床上浸水	13世帯	1,616,262																																																																																																																																																												
					2 " 床下浸水	137世帯																																																																																																																																																													
					3 田畑の流失・冠水	412 ha																																																																																																																																																													
					4 林業被害	7か所																																																																																																																																																													
					5 土木被害等	740か所																																																																																																																																																													
		昭和56年 6.22~6.23	全 県		1 住家の床下浸水	59世帯	2,269,563																																																																																																																																																												
					2 田畑の流失・冠水	3,941 ha																																																																																																																																																													
					3 林業被害	31か所																																																																																																																																																													
4 土木被害等	390か所																																																																																																																																																																		
昭和56年 7.5~7.7	全 県	1 住家の一部損壊	1世帯	1,970,414																																																																																																																																																															
		2 " 床上浸水	3世帯																																																																																																																																																																
		3 " 床下浸水	50世帯																																																																																																																																																																
		4 田畑の流失・冠水	4,461 ha																																																																																																																																																																
		5 林業被害	36か所																																																																																																																																																																
		6 土木被害等	649か所																																																																																																																																																																
昭和57年 4.14~4.16	全 県	1 住家の床下浸水	2世帯	7,027,830																																																																																																																																																															
		2 田畑の流失・冠水	140ha																																																																																																																																																																
		3 林業被害	3か所																																																																																																																																																																
		4 土木被害等	1,524か所																																																																																																																																																																
昭和57年 5.13~5.14	全 県	1 住家の床下浸水	41世帯	1,799,552																																																																																																																																																															
		2 田畑の流失・冠水	275 ha																																																																																																																																																																
		3 林業被害	8か所																																																																																																																																																																
		4 土木被害等	278か所																																																																																																																																																																
昭和60年 7.17~7.18	全 県	1 田畑の流失・冠水	925 ha	1,462,723																																																																																																																																																															
		2 土木被害等	65か所																																																																																																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																													
昭和62年 7.22~7.24	全 県	1 住家の床上浸水	1世帯	1,064,849																																																																																																																																																															
		2 " 床下浸水	15世帯																																																																																																																																																																
		4 林業被害	13か所																																																																																																																																																																
		5 土木被害等	143か所																																																																																																																																																																
		(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																									
昭和62年 8.28~8.29	県南部	1 住家の床上浸水	89世帯	2,542,001																																																																																																																																																															
		2 " 床下浸水	855世帯																																																																																																																																																																
		3 田畑の流失・冠水	5,515 ha																																																																																																																																																																
		4 林業被害	4か所																																																																																																																																																																
		5 土木被害等	179か所																																																																																																																																																																
昭和63年 5.12~5.13	全 県	1 負傷者	4人	1,900,819																																																																																																																																																															
		2 住家の一部損壊	6世帯																																																																																																																																																																
		3 田畑の流失・冠水	26 ha																																																																																																																																																																
		4 土木被害等	181か所																																																																																																																																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																						
		災害記録	災害記録																																																																																																							
234	523	大雨・洪水 (6/9)	大雨・洪水 (6/11)	見直しに伴う修正																																																																																																						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日		地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成2年 7.17~7.19</td> <td style="text-align: center;">県南部</td> <td>1 死者、行方不明者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 非住家の全・半壊 6 田畑の流失・冠水 7 林業被害 8 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">2人 2世帯 9世帯 111世帯 94世帯 617 ha 60か所 181か所</td> <td style="text-align: center;">3,488,381</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成3年 6.12~6.13</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の床下浸水 2 非住家の全・半壊 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">16世帯 29世帯 1,000 ha 22か所 154か所</td> <td style="text-align: center;">1,282,207</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成4年 5.7~5.9</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 林業被害 2 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">7か所 25か所</td> <td style="text-align: center;">1,155,318</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成7年 8.1~8.7</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">14世帯 66世帯 57世帯 1,131 ha 57か所 229か所</td> <td style="text-align: center;">6,300,397</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成7年 8.16</td> <td style="text-align: center;">県南部</td> <td>1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">41世帯 304世帯 301世帯 134 ha 40か所 208か所</td> <td style="text-align: center;">3,447,052</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成7年 8.21</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 林業被害 6 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">1人 21世帯 252世帯 158世帯 66か所 433か所</td> <td style="text-align: center;">3,402,333</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成8年 6.18~6.20</td> <td style="text-align: center;">県南部</td> <td>1 負傷者 2 住家の床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">2人 3世帯 443 ha 15か所 390か所</td> <td style="text-align: center;">2,580,122</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成8年 7.2~7.4</td> <td style="text-align: center;">県北部</td> <td>1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">3世帯 49世帯 271 ha 24か所 227か所</td> <td style="text-align: center;">2,647,518</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成2年 7.17~7.19	県南部	1 死者、行方不明者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 非住家の全・半壊 6 田畑の流失・冠水 7 林業被害 8 土木被害等	2人 2世帯 9世帯 111世帯 94世帯 617 ha 60か所 181か所	3,488,381			平成3年 6.12~6.13	全 県	1 住家の床下浸水 2 非住家の全・半壊 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	16世帯 29世帯 1,000 ha 22か所 154か所	1,282,207			平成4年 5.7~5.9	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	7か所 25か所	1,155,318			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成7年 8.1~8.7	全 県	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等	14世帯 66世帯 57世帯 1,131 ha 57か所 229か所	6,300,397			平成7年 8.16	県南部	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等	41世帯 304世帯 301世帯 134 ha 40か所 208か所	3,447,052			平成7年 8.21	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 林業被害 6 土木被害等	1人 21世帯 252世帯 158世帯 66か所 433か所	3,402,333			平成8年 6.18~6.20	県南部	1 負傷者 2 住家の床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	2人 3世帯 443 ha 15か所 390か所	2,580,122			平成8年 7.2~7.4	県北部	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	3世帯 49世帯 271 ha 24か所 227か所	2,647,518			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		年月日				地域	被害の記録				被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																													
			被害の名称		被害の大きさ																																																																																																					
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																	
		年月日	地域		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																	
					被害の名称	被害の大きさ																																																																																																				
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																	
		平成2年 7.17~7.19	県南部		1 死者、行方不明者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 非住家の全・半壊 6 田畑の流失・冠水 7 林業被害 8 土木被害等	2人 2世帯 9世帯 111世帯 94世帯 617 ha 60か所 181か所	3,488,381																																																																																																			
		平成3年 6.12~6.13	全 県		1 住家の床下浸水 2 非住家の全・半壊 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	16世帯 29世帯 1,000 ha 22か所 154か所	1,282,207																																																																																																			
平成4年 5.7~5.9	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	7か所 25か所	1,155,318																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																				
平成7年 8.1~8.7	全 県	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等	14世帯 66世帯 57世帯 1,131 ha 57か所 229か所	6,300,397																																																																																																						
平成7年 8.16	県南部	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 田畑の流失・冠水 5 林業被害 6 土木被害等	41世帯 304世帯 301世帯 134 ha 40か所 208か所	3,447,052																																																																																																						
平成7年 8.21	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 林業被害 6 土木被害等	1人 21世帯 252世帯 158世帯 66か所 433か所	3,402,333																																																																																																						
平成8年 6.18~6.20	県南部	1 負傷者 2 住家の床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	2人 3世帯 443 ha 15か所 390か所	2,580,122																																																																																																						
平成8年 7.2~7.4	県北部	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	3世帯 49世帯 271 ha 24か所 227か所	2,647,518																																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																								
		災害記録	災害記録																																																																									
235	524	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="7">大雨・洪水 (7/9)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (7/9)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="7">大雨・洪水 (7/11)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">平成9年 9.1~9.3</td> <td rowspan="6">全 県</td> <td>1 負傷者</td> <td>2世帯</td> <td rowspan="6">4,202,220</td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>2 住家の床上浸水</td> <td>84世帯</td> </tr> <tr> <td>3 " 床下浸水</td> <td>460世帯</td> </tr> <tr> <td>4 田畑の流失・冠水</td> <td>603ha</td> </tr> <tr> <td>5 林業被害</td> <td>55か所</td> </tr> <tr> <td>6 土木被害等</td> <td>375か所</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (7/11)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成9年 9.1~9.3	全 県	1 負傷者	2世帯	4,202,220			2 住家の床上浸水	84世帯	3 " 床下浸水	460世帯	4 田畑の流失・冠水	603ha	5 林業被害	55か所	6 土木被害等	375か所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正		
		大雨・洪水 (7/9)																																																																										
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																						
		被害の名称	被害の大きさ																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
大雨・洪水 (7/11)																																																																												
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																						
		被害の名称	被害の大きさ																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
平成9年 9.1~9.3	全 県	1 負傷者	2世帯	4,202,220																																																																								
		2 住家の床上浸水	84世帯																																																																									
		3 " 床下浸水	460世帯																																																																									
		4 田畑の流失・冠水	603ha																																																																									
		5 林業被害	55か所																																																																									
		6 土木被害等	375か所																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
236	525	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="7">大雨・洪水 (8/9)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (8/9)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="7">大雨・洪水 (8/11)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">平成19年 8.20~8.23</td> <td rowspan="7">全 県</td> <td>1 死者・行方不明者</td> <td>2人</td> <td rowspan="7">3,048,404</td> <td rowspan="7">激甚災害法</td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>2 負傷者</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>3 住家の床上浸水</td> <td>3世帯</td> </tr> <tr> <td>4 " 床下浸水</td> <td>91世帯</td> </tr> <tr> <td>5 田畑の流失・冠水</td> <td>500ha</td> </tr> <tr> <td>6 林業被害</td> <td>41か所</td> </tr> <tr> <td>7 土木被害等</td> <td>161か所</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (8/11)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成19年 8.20~8.23	全 県	1 死者・行方不明者	2人	3,048,404	激甚災害法		2 負傷者	5人	3 住家の床上浸水	3世帯	4 " 床下浸水	91世帯	5 田畑の流失・冠水	500ha	6 林業被害	41か所	7 土木被害等	161か所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正
		大雨・洪水 (8/9)																																																																										
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																						
		被害の名称	被害の大きさ																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
大雨・洪水 (8/11)																																																																												
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																						
		被害の名称	被害の大きさ																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
平成19年 8.20~8.23	全 県	1 死者・行方不明者	2人	3,048,404	激甚災害法																																																																							
		2 負傷者	5人																																																																									
		3 住家の床上浸水	3世帯																																																																									
		4 " 床下浸水	91世帯																																																																									
		5 田畑の流失・冠水	500ha																																																																									
		6 林業被害	41か所																																																																									
		7 土木被害等	161か所																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
237	526	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="7">大雨・洪水 (9/9)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (9/9)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="7">大雨・洪水 (9/11)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	大雨・洪水 (9/11)							年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正																										
		大雨・洪水 (9/9)																																																																										
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																						
		被害の名称	被害の大きさ																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						
大雨・洪水 (9/11)																																																																												
年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																						
		被害の名称	被害の大きさ																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																					
		災害記録	災害記録																																																																																						
238	527		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">大雨・洪水 (10/11)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">被害の記録</th> <th style="text-align: center;">被害額</th> <th style="text-align: center;">法の適用</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年月日</th> <th style="text-align: center;">地 域</th> <th style="text-align: center;">被害の名称</th> <th style="text-align: center;">被害の大きさ</th> <th style="text-align: center;">(千円)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和2年 7.27~7.28</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">全 県</td> <td>1 住家の一部破損</td> <td>3棟(3世帯)</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2,435,207</td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>2 " 床上浸水</td> <td>10棟(12世帯)</td> </tr> <tr> <td>3 " 床下浸水</td> <td>77棟(77世帯)</td> </tr> <tr> <td>4 田畑の流失・冠水</td> <td>348ha</td> </tr> <tr> <td>5 林業被害</td> <td>227か所</td> </tr> <tr> <td>6 公共土木被害</td> <td>59か所</td> </tr> <tr> <td>7 文教被害</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和3年 7.11~7.13</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">全 県</td> <td>1 住家の一部破損</td> <td>1棟(1世帯)</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1,360,519</td> <td rowspan="8"></td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">激甚災害法</td> </tr> <tr> <td>2 " 床上浸水</td> <td>54棟(57世帯)</td> </tr> <tr> <td>3 " 床下浸水</td> <td>141棟(151世帯)</td> </tr> <tr> <td>4 非住家の半壊</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>5 田畑の流失・冠水</td> <td>85.87ha</td> </tr> <tr> <td>6 林業被害</td> <td>161か所</td> </tr> <tr> <td>7 公共土木被害</td> <td>18か所</td> </tr> <tr> <td>8 文教被害</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和4年 8.2~8.4</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">全 県</td> <td>1 住家の一部破損</td> <td>1棟(1世帯)</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4,362,624</td> <td rowspan="6"></td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">激甚災害法</td> </tr> <tr> <td>2 " 床上浸水</td> <td>24棟(24世帯)</td> </tr> <tr> <td>3 " 床下浸水</td> <td>54棟(54世帯)</td> </tr> <tr> <td>4 田畑の流失・冠水</td> <td>0.2ha</td> </tr> <tr> <td>5 林業被害</td> <td>181か所</td> </tr> <tr> <td>6 公共土木被害</td> <td>79か所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	大雨・洪水 (10/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考	年月日	地 域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令和2年 7.27~7.28	全 県	1 住家の一部破損	3棟(3世帯)	2,435,207			2 " 床上浸水	10棟(12世帯)	3 " 床下浸水	77棟(77世帯)	4 田畑の流失・冠水	348ha	5 林業被害	227か所	6 公共土木被害	59か所	7 文教被害	1か所	令和3年 7.11~7.13	全 県	1 住家の一部破損	1棟(1世帯)	1,360,519		激甚災害法	2 " 床上浸水	54棟(57世帯)	3 " 床下浸水	141棟(151世帯)	4 非住家の半壊	1棟	5 田畑の流失・冠水	85.87ha	6 林業被害	161か所	7 公共土木被害	18か所	8 文教被害	2か所	令和4年 8.2~8.4	全 県	1 住家の一部破損	1棟(1世帯)	4,362,624		激甚災害法	2 " 床上浸水	24棟(24世帯)	3 " 床下浸水	54棟(54世帯)	4 田畑の流失・冠水	0.2ha	5 林業被害	181か所	6 公共土木被害	79か所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正
大雨・洪水 (10/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考																																																																																			
年月日	地 域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)	(略)	(略)																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																			
令和2年 7.27~7.28	全 県	1 住家の一部破損	3棟(3世帯)	2,435,207																																																																																					
		2 " 床上浸水	10棟(12世帯)																																																																																						
		3 " 床下浸水	77棟(77世帯)																																																																																						
		4 田畑の流失・冠水	348ha																																																																																						
		5 林業被害	227か所																																																																																						
		6 公共土木被害	59か所																																																																																						
		7 文教被害	1か所																																																																																						
令和3年 7.11~7.13	全 県	1 住家の一部破損	1棟(1世帯)	1,360,519		激甚災害法																																																																																			
		2 " 床上浸水	54棟(57世帯)																																																																																						
		3 " 床下浸水	141棟(151世帯)																																																																																						
		4 非住家の半壊	1棟																																																																																						
		5 田畑の流失・冠水	85.87ha																																																																																						
		6 林業被害	161か所																																																																																						
		7 公共土木被害	18か所																																																																																						
		8 文教被害	2か所																																																																																						
令和4年 8.2~8.4	全 県	1 住家の一部破損	1棟(1世帯)	4,362,624		激甚災害法																																																																																			
		2 " 床上浸水	24棟(24世帯)																																																																																						
		3 " 床下浸水	54棟(54世帯)																																																																																						
		4 田畑の流失・冠水	0.2ha																																																																																						
		5 林業被害	181か所																																																																																						
		6 公共土木被害	79か所																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																			
239	528		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">大雨・洪水 (11/11)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">被害の記録</th> <th style="text-align: center;">被害額</th> <th style="text-align: center;">法の適用</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年月日</th> <th style="text-align: center;">地 域</th> <th style="text-align: center;">被害の名称</th> <th style="text-align: center;">被害の大きさ</th> <th style="text-align: center;">(千円)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">令和4年 8.8~8.14</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">全 県</td> <td>1 住家の半壊</td> <td>2棟(2世帯)</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">21,231,361</td> <td rowspan="8"></td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">激甚災害法</td> </tr> <tr> <td>2 " 一部破損</td> <td>4棟(4世帯)</td> </tr> <tr> <td>3 " 床上浸水</td> <td>102棟(105世帯)</td> </tr> <tr> <td>4 " 床下浸水</td> <td>299棟(309世帯)</td> </tr> <tr> <td>5 非住家の全・半壊</td> <td>2棟</td> </tr> <tr> <td>6 田畑の流失・冠水</td> <td>2,431ha</td> </tr> <tr> <td>7 林業被害</td> <td>599か所</td> </tr> <tr> <td>8 公共土木被害</td> <td>317か所</td> </tr> </tbody> </table>	大雨・洪水 (11/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考	年月日	地 域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令和4年 8.8~8.14	全 県	1 住家の半壊	2棟(2世帯)	21,231,361		激甚災害法	2 " 一部破損	4棟(4世帯)	3 " 床上浸水	102棟(105世帯)	4 " 床下浸水	299棟(309世帯)	5 非住家の全・半壊	2棟	6 田畑の流失・冠水	2,431ha	7 林業被害	599か所	8 公共土木被害	317か所	見直しに伴う修正																																											
大雨・洪水 (11/11)		被害の記録		被害額	法の適用	備考																																																																																			
年月日	地 域	被害の名称	被害の大きさ	(千円)	(略)	(略)																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																			
令和4年 8.8~8.14	全 県	1 住家の半壊	2棟(2世帯)	21,231,361		激甚災害法																																																																																			
		2 " 一部破損	4棟(4世帯)																																																																																						
		3 " 床上浸水	102棟(105世帯)																																																																																						
		4 " 床下浸水	299棟(309世帯)																																																																																						
		5 非住家の全・半壊	2棟																																																																																						
		6 田畑の流失・冠水	2,431ha																																																																																						
		7 林業被害	599か所																																																																																						
		8 公共土木被害	317か所																																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																														
		災害記録	災害記録																																																																															
240	530	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">風害 (2/4)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	風害 (2/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">風害 (2/4)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和53年 3.1 (暴風雨)</td> <td>全 県</td> <td>1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊</td> <td>1人 1世帯 11世帯 330世帯</td> <td>1,107,192</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和55年 10.26~10.27 (暴風雨)</td> <td>全 県</td> <td>1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 果樹 6 林業被害 7 土木被害等</td> <td>1人 14世帯 1世帯 13世帯 1,310 ha 7か所 83か所</td> <td>3,236,060</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	風害 (2/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和53年 3.1 (暴風雨)	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊	1人 1世帯 11世帯 330世帯	1,107,192			昭和55年 10.26~10.27 (暴風雨)	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 果樹 6 林業被害 7 土木被害等	1人 14世帯 1世帯 13世帯 1,310 ha 7か所 83か所	3,236,060			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正																					
		風害 (2/4)		被害の記録		被害額 (千円)				法の適用	備考																																																																							
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
風害 (2/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																												
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
昭和53年 3.1 (暴風雨)	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊	1人 1世帯 11世帯 330世帯	1,107,192																																																																														
昭和55年 10.26~10.27 (暴風雨)	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 " 床上浸水 4 " 床下浸水 5 果樹 6 林業被害 7 土木被害等	1人 14世帯 1世帯 13世帯 1,310 ha 7か所 83か所	3,236,060																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
241	531	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">風害 (3/4)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	風害 (3/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">風害 (3/4)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和60年 7.1 (台風第6号)</td> <td>全 県</td> <td>1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 土木被害等</td> <td>1世帯 27世帯 2世帯 170か所</td> <td>1,055,586</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和63年 2.2~2.4 (暴風雪)</td> <td>全 県</td> <td>1 住家の一部損壊 2 田畑の流失・冠水 3 土木被害等</td> <td>6世帯 25 ha 159か所</td> <td>1,900,819</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成7年 11.7~11.9 (強風)</td> <td>全 県</td> <td>1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 田畑の流失・冠水 4 果樹 5 林業被害</td> <td>1人 33世帯 48 ha 1,400 ha 1か所</td> <td>1,387,548</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成14年 8.19~8.20 (台風第13号)</td> <td>全 県</td> <td>1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 果樹 4 林業被害</td> <td>3世帯 73世帯 10ha 4か所</td> <td>1,137,011</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	風害 (3/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和60年 7.1 (台風第6号)	全 県	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 土木被害等	1世帯 27世帯 2世帯 170か所	1,055,586			昭和63年 2.2~2.4 (暴風雪)	全 県	1 住家の一部損壊 2 田畑の流失・冠水 3 土木被害等	6世帯 25 ha 159か所	1,900,819			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成7年 11.7~11.9 (強風)	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 田畑の流失・冠水 4 果樹 5 林業被害	1人 33世帯 48 ha 1,400 ha 1か所	1,387,548			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成14年 8.19~8.20 (台風第13号)	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 果樹 4 林業被害	3世帯 73世帯 10ha 4か所	1,137,011			見直しに伴う修正
風害 (3/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																												
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
風害 (3/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																												
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
昭和60年 7.1 (台風第6号)	全 県	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 土木被害等	1世帯 27世帯 2世帯 170か所	1,055,586																																																																														
昭和63年 2.2~2.4 (暴風雪)	全 県	1 住家の一部損壊 2 田畑の流失・冠水 3 土木被害等	6世帯 25 ha 159か所	1,900,819																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
平成7年 11.7~11.9 (強風)	全 県	1 負傷者 2 住家の一部損壊 3 田畑の流失・冠水 4 果樹 5 林業被害	1人 33世帯 48 ha 1,400 ha 1か所	1,387,548																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
平成14年 8.19~8.20 (台風第13号)	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 果樹 4 林業被害	3世帯 73世帯 10ha 4か所	1,137,011																																																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																						
		災害記録	災害記録																																																																																																							
242	533	雪害 (1/3)	雪害 (1/4)	見直しに伴う修正																																																																																																						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日		地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和40年 1~4月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 一部損壊 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 果樹 8 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">2人 7人 2世帯 189世帯 77世帯 928 ha 1,926 ha 283か所</td> <td style="text-align: center;">2,266,749</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和42年 3.27~3.28</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">3世帯 37世帯 3世帯 446か所</td> <td style="text-align: center;">1,010,142</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和43年 1~4月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">10人 7人 2世帯 1世帯 1世帯 2世帯 364か所</td> <td style="text-align: center;">1,196,590</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和44年 4.4~4.17</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 死者・行方不明者 2 住家の床下浸水 3 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">1人 5世帯 634か所</td> <td style="text-align: center;">2,021,703</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和47年 3.20~3.21</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の一部損壊 2 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">29世帯 703か所</td> <td style="text-align: center;">1,904,090</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和50年 3.20~3.25</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の床下浸水 2 果樹 3 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">2人 1,671 ha 369か所</td> <td style="text-align: center;">2,078,990</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和50年 4.5~4.11</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">1世帯 7世帯 495か所</td> <td style="text-align: center;">2,698,966</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和51年 3~4月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>土木被害等</td> <td style="text-align: center;">848か所</td> <td style="text-align: center;">4,071,662</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和52年 2~3月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 林業被害 2 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">44か所 1,154か所</td> <td style="text-align: center;">7,684,406</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年月日	地域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和40年 1~4月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 一部損壊 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 果樹 8 土木被害等	2人 7人 2世帯 189世帯 77世帯 928 ha 1,926 ha 283か所	2,266,749			昭和42年 3.27~3.28	全 県	1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 土木被害等	3世帯 37世帯 3世帯 446か所	1,010,142			昭和43年 1~4月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 土木被害等	10人 7人 2世帯 1世帯 1世帯 2世帯 364か所	1,196,590			昭和44年 4.4~4.17	全 県	1 死者・行方不明者 2 住家の床下浸水 3 土木被害等	1人 5世帯 634か所	2,021,703			昭和47年 3.20~3.21	全 県	1 住家の一部損壊 2 土木被害等	29世帯 703か所	1,904,090			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和50年 3.20~3.25	全 県	1 住家の床下浸水 2 果樹 3 土木被害等	2人 1,671 ha 369か所	2,078,990			昭和50年 4.5~4.11	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 土木被害等	1世帯 7世帯 495か所	2,698,966			昭和51年 3~4月	全 県	土木被害等	848か所	4,071,662			昭和52年 2~3月	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	44か所 1,154か所	7,684,406		
		年月日				地域	被害の記録				被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																													
			被害の名称		被害の大きさ																																																																																																					
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																	
		年月日	地域		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																	
					被害の名称	被害の大きさ																																																																																																				
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																	
		昭和40年 1~4月	全 県		1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 一部損壊 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 果樹 8 土木被害等	2人 7人 2世帯 189世帯 77世帯 928 ha 1,926 ha 283か所	2,266,749																																																																																																			
		昭和42年 3.27~3.28	全 県		1 住家の一部損壊 2 " 床上浸水 3 " 床下浸水 4 土木被害等	3世帯 37世帯 3世帯 446か所	1,010,142																																																																																																			
		昭和43年 1~4月	全 県		1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 土木被害等	10人 7人 2世帯 1世帯 1世帯 2世帯 364か所	1,196,590																																																																																																			
		昭和44年 4.4~4.17	全 県		1 死者・行方不明者 2 住家の床下浸水 3 土木被害等	1人 5世帯 634か所	2,021,703																																																																																																			
		昭和47年 3.20~3.21	全 県		1 住家の一部損壊 2 土木被害等	29世帯 703か所	1,904,090																																																																																																			
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																	
		昭和50年 3.20~3.25	全 県		1 住家の床下浸水 2 果樹 3 土木被害等	2人 1,671 ha 369か所	2,078,990																																																																																																			
昭和50年 4.5~4.11	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 土木被害等	1世帯 7世帯 495か所	2,698,966																																																																																																						
昭和51年 3~4月	全 県	土木被害等	848か所	4,071,662																																																																																																						
昭和52年 2~3月	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	44か所 1,154か所	7,684,406																																																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																										
		災害記録	災害記録																																																											
243	534		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">雪害 (2/4)</th> <th colspan="2"></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">年月日</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">地 域</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">被害の記録</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">法の適用</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">被害の名称</th> <th style="text-align: center;">被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昭和53年 3~4月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td style="text-align: center;">土木被害等</td> <td style="text-align: center;">485か所</td> <td style="text-align: center;">2,343,190</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和54年 3.30~4.1</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> 1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 林業被害 8 土木被害等 </td> <td style="text-align: center;"> 7人 6世帯 103世帯 2,052世帯 6世帯 31世帯 2か所 1,784か所 </td> <td style="text-align: center;">8,744,783</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和55年 1~5月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> 1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等 </td> <td style="text-align: center;"> 261世帯 646世帯 26 ha 88か所 2,526か所 </td> <td style="text-align: center;">16,301,877</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和56年 3.13~3.15月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> 1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 林業被害 4 土木被害等 </td> <td style="text-align: center;"> 4世帯 5世帯 17か所 1,351か所 </td> <td style="text-align: center;">6,206,971</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和58年 3~4月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> 1 林業被害 2 土木被害等 </td> <td style="text-align: center;"> 8か所 1,531か所 </td> <td style="text-align: center;">6,453,780</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和59年 1~3月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> 1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部損壊 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 果樹 8 土木被害等 </td> <td style="text-align: center;"> 6人 61人 29世帯 4世帯 77世帯 4,176 ha 1,027 ha 894か所 </td> <td style="text-align: center;">5,293,604</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	雪害 (2/4)							年月日	地 域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	昭和53年 3~4月	全 県	土木被害等	485か所	2,343,190			昭和54年 3.30~4.1	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 林業被害 8 土木被害等	7人 6世帯 103世帯 2,052世帯 6世帯 31世帯 2か所 1,784か所	8,744,783			昭和55年 1~5月	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	261世帯 646世帯 26 ha 88か所 2,526か所	16,301,877			昭和56年 3.13~3.15月	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 林業被害 4 土木被害等	4世帯 5世帯 17か所 1,351か所	6,206,971			昭和58年 3~4月	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	8か所 1,531か所	6,453,780			昭和59年 1~3月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部損壊 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 果樹 8 土木被害等	6人 61人 29世帯 4世帯 77世帯 4,176 ha 1,027 ha 894か所	5,293,604			見直しに伴う修正
雪害 (2/4)																																																														
年月日	地 域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																								
		被害の名称	被害の大きさ																																																											
昭和53年 3~4月	全 県	土木被害等	485か所	2,343,190																																																										
昭和54年 3.30~4.1	全 県	1 負傷者 2 住家の全壊 3 " 半壊 4 " 一部損壊 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 7 林業被害 8 土木被害等	7人 6世帯 103世帯 2,052世帯 6世帯 31世帯 2か所 1,784か所	8,744,783																																																										
昭和55年 1~5月	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 田畑の流失・冠水 4 林業被害 5 土木被害等	261世帯 646世帯 26 ha 88か所 2,526か所	16,301,877																																																										
昭和56年 3.13~3.15月	全 県	1 住家の床上浸水 2 " 床下浸水 3 林業被害 4 土木被害等	4世帯 5世帯 17か所 1,351か所	6,206,971																																																										
昭和58年 3~4月	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	8か所 1,531か所	6,453,780																																																										
昭和59年 1~3月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の一部損壊 4 " 床上浸水 5 " 床下浸水 6 田畑の流失・冠水 7 果樹 8 土木被害等	6人 61人 29世帯 4世帯 77世帯 4,176 ha 1,027 ha 894か所	5,293,604																																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																
		災害記録	災害記録																																																	
244	534		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昭和59年 4.15～4.19</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 住家の床下浸水 3世帯 2 林業被害 62か所 3 土木被害等 1,752か所 </td> <td style="text-align: center;">10,116,531</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和60年 1～3月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 死者・行方不明者 2人 2 負傷者 46人 3 住家の半壊 1世帯 4 " 一部損壊 71世帯 5 " 床上浸水 3世帯 6 " 床下浸水 25世帯 7 土木被害等 97か所 </td> <td style="text-align: center;">1,563,106</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和61年 2月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>土木被害等</td> <td style="text-align: center;">485か所</td> <td style="text-align: center;">5,886,820</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和61年 4.10～4.16</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>土木被害等</td> <td style="text-align: center;">154か所</td> <td style="text-align: center;">963,669</td> <td style="text-align: center;">激甚災害法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和61年 4.22～4.28</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 住家の床下浸水 1世帯 2 林業被害 16か所 3 土木被害等 1,591か所 </td> <td style="text-align: center;">10,425,142</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和62年 2.7～2.12</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 住家の床下浸水 3世帯 2 林業被害 1か所 3 土木被害等 1,404か所 </td> <td style="text-align: center;">8,946,018</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和63年 5.12～5.13</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>土木被害等</td> <td style="text-align: center;">181か所</td> <td style="text-align: center;">5,548,813</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和63年 11.11～11.12</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 負傷者 4人 2 住家の一部損壊 6世帯 3 田畑の流失・冠水 24.5 ha 4 土木被害等 181か所 </td> <td style="text-align: center;">1,900,819</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	昭和59年 4.15～4.19	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家の床下浸水 3世帯 2 林業被害 62か所 3 土木被害等 1,752か所 	10,116,531			昭和60年 1～3月	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 死者・行方不明者 2人 2 負傷者 46人 3 住家の半壊 1世帯 4 " 一部損壊 71世帯 5 " 床上浸水 3世帯 6 " 床下浸水 25世帯 7 土木被害等 97か所 	1,563,106			昭和61年 2月	全 県	土木被害等	485か所	5,886,820		昭和61年 4.10～4.16	全 県	土木被害等	154か所	963,669	激甚災害法	昭和61年 4.22～4.28	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家の床下浸水 1世帯 2 林業被害 16か所 3 土木被害等 1,591か所 	10,425,142			昭和62年 2.7～2.12	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家の床下浸水 3世帯 2 林業被害 1か所 3 土木被害等 1,404か所 	8,946,018			昭和63年 5.12～5.13	全 県	土木被害等	181か所	5,548,813		昭和63年 11.11～11.12	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 負傷者 4人 2 住家の一部損壊 6世帯 3 田畑の流失・冠水 24.5 ha 4 土木被害等 181か所 	1,900,819			見直しに伴う修正
昭和59年 4.15～4.19	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家の床下浸水 3世帯 2 林業被害 62か所 3 土木被害等 1,752か所 	10,116,531																																																	
昭和60年 1～3月	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 死者・行方不明者 2人 2 負傷者 46人 3 住家の半壊 1世帯 4 " 一部損壊 71世帯 5 " 床上浸水 3世帯 6 " 床下浸水 25世帯 7 土木被害等 97か所 	1,563,106																																																	
昭和61年 2月	全 県	土木被害等	485か所	5,886,820																																																
昭和61年 4.10～4.16	全 県	土木被害等	154か所	963,669	激甚災害法																																															
昭和61年 4.22～4.28	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家の床下浸水 1世帯 2 林業被害 16か所 3 土木被害等 1,591か所 	10,425,142																																																	
昭和62年 2.7～2.12	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家の床下浸水 3世帯 2 林業被害 1か所 3 土木被害等 1,404か所 	8,946,018																																																	
昭和63年 5.12～5.13	全 県	土木被害等	181か所	5,548,813																																																
昭和63年 11.11～11.12	全 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 負傷者 4人 2 住家の一部損壊 6世帯 3 田畑の流失・冠水 24.5 ha 4 土木被害等 181か所 	1,900,819																																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																											
245	535	災害記録	災害記録	見直しに伴う修正																																																																											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">雪害 (1/3)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">被害の記録</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">法の適用</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年月日</th> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">被害の名称</th> <th style="text-align: center;">被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成元年 2.16~3.5</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 林業被害 2 土木被害等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	雪害 (1/3)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成元年 2.16~3.5	全 県	1 林業被害 2 土木被害等		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">雪害 (3/4)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">被害の記録</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">法の適用</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年月日</th> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">被害の名称</th> <th style="text-align: center;">被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成元年 2.26~3.5</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 林業被害 2 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">5 ha 1,216か所</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成2年 1.10~1.11</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 住家の一部破損 2 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">6世帯 23か所</td> <td style="text-align: center;">1,950,260</td> <td></td> <td style="text-align: center;">融雪</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成5年 1.28~1.29</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 林業被害 2 土木被害等</td> <td style="text-align: center;">4か所 9か所</td> <td style="text-align: center;">1,200,505</td> <td></td> <td style="text-align: center;">融雪</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	雪害 (3/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	平成元年 2.26~3.5	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	5 ha 1,216か所	(略)	(略)	(略)	平成2年 1.10~1.11	全 県	1 住家の一部破損 2 土木被害等	6世帯 23か所	1,950,260		融雪	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成5年 1.28~1.29	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	4か所 9か所	1,200,505		融雪	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
雪害 (1/3)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																									
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
平成元年 2.16~3.5	全 県	1 林業被害 2 土木被害等		(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
雪害 (3/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																									
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																												
平成元年 2.26~3.5	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	5 ha 1,216か所	(略)	(略)	(略)																																																																									
平成2年 1.10~1.11	全 県	1 住家の一部破損 2 土木被害等	6世帯 23か所	1,950,260		融雪																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
平成5年 1.28~1.29	全 県	1 林業被害 2 土木被害等	4か所 9か所	1,200,505		融雪																																																																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
246	536	災害記録	災害記録	見直しに伴う修正																																																																											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">雪害 (3/3)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">被害の記録</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">法の適用</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年月日</th> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">被害の名称</th> <th style="text-align: center;">被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	雪害 (3/3)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">雪害 (4/4)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">被害の記録</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">法の適用</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年月日</th> <th style="text-align: center;">地域</th> <th style="text-align: center;">被害の名称</th> <th style="text-align: center;">被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年12月 ~ 令和3年3月</td> <td style="text-align: center;">全 県</td> <td>1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 一部破損 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 6 非住家の全・半壊 7 農業被害 8 林業被害</td> <td style="text-align: center;">18人 245人 5棟 3棟 1棟 9棟 65か所 873.25ha 6か所</td> <td style="text-align: center;">9,137,645</td> <td style="text-align: center;">災害救助法</td> <td style="text-align: center;">○災害救助法 横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 羽後町 東成瀬村</td> </tr> </tbody> </table>	雪害 (4/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令和2年12月 ~ 令和3年3月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 一部破損 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 6 非住家の全・半壊 7 農業被害 8 林業被害	18人 245人 5棟 3棟 1棟 9棟 65か所 873.25ha 6か所	9,137,645	災害救助法	○災害救助法 横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 羽後町 東成瀬村																																	
雪害 (3/3)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																									
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
雪害 (4/4)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																									
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																									
令和2年12月 ~ 令和3年3月	全 県	1 死者・行方不明者 2 負傷者 3 住家の全壊 4 " 一部破損 5 " 床上浸水 6 " 床下浸水 6 非住家の全・半壊 7 農業被害 8 林業被害	18人 245人 5棟 3棟 1棟 9棟 65か所 873.25ha 6か所	9,137,645	災害救助法	○災害救助法 横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 羽後町 東成瀬村																																																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																							
		災害記録	災害記録																																																																								
247	537	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">干害（干ばつ）</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 （千円）</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和21年 7.18～8.21</td> <td>全 県</td> <td>農作物等</td> <td>10,160 ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和24年 5～6月</td> <td>県南部</td> <td>農作物等</td> <td>20,000 ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和24年 7.26～8.17</td> <td>県南部</td> <td>農作物等</td> <td>19,000 ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和28年 6.11～6.30</td> <td>全 県</td> <td>農作物等</td> <td>3,000 ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和32年 6.10～6.30</td> <td>県南部・県東部</td> <td>農作物等</td> <td>1,700 ha</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	干害（干ばつ）		被害の記録		被害額 （千円）	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	昭和21年 7.18～8.21	全 県	農作物等	10,160 ha				昭和24年 5～6月	県南部	農作物等	20,000 ha				昭和24年 7.26～8.17	県南部	農作物等	19,000 ha				昭和28年 6.11～6.30	全 県	農作物等	3,000 ha				昭和32年 6.10～6.30	県南部・県東部	農作物等	1,700 ha				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">干害（干ばつ）</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 （千円）</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	干害（干ばつ）		被害の記録		被害額 （千円）	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正
干害（干ばつ）		被害の記録		被害額 （千円）	法の適用	備考																																																																					
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																								
昭和21年 7.18～8.21	全 県	農作物等	10,160 ha																																																																								
昭和24年 5～6月	県南部	農作物等	20,000 ha																																																																								
昭和24年 7.26～8.17	県南部	農作物等	19,000 ha																																																																								
昭和28年 6.11～6.30	全 県	農作物等	3,000 ha																																																																								
昭和32年 6.10～6.30	県南部・県東部	農作物等	1,700 ha																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
干害（干ばつ）		被害の記録		被害額 （千円）	法の適用	備考																																																																					
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
248	538	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">冷 害</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 （千円）</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和53年 5～6月</td> <td>全 県</td> <td>果樹</td> <td>412 ha</td> <td>433,513</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	冷 害		被害の記録		被害額 （千円）	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和53年 5～6月	全 県	果樹	412 ha	433,513			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">冷 害</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 （千円）</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	冷 害		被害の記録		被害額 （千円）	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正																					
冷 害		被害の記録		被害額 （千円）	法の適用	備考																																																																					
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
昭和53年 5～6月	全 県	果樹	412 ha	433,513																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
冷 害		被害の記録		被害額 （千円）	法の適用	備考																																																																					
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																									
		災害記録	災害記録																																																																																																																																										
249	539	雹 害	雹 害	見直しに伴う修正																																																																																																																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和48年 9.16</td> <td>県北部</td> <td>農作物等</td> <td>320 ha</td> <td>71,342</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和56年 10.12</td> <td>由利地域</td> <td>1 農作物等 2 果樹</td> <td>480 ha .2 ha</td> <td>81,713</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和58年 6.9</td> <td>県南部</td> <td>農作物等</td> <td>380 ha</td> <td>330,973</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和58年 6.30</td> <td>県南部</td> <td>1 農作物等 2 果樹</td> <td>58 ha 20 ha</td> <td>55,390</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和59年 6.14</td> <td>鹿角地域</td> <td>1 農作物等 2 果樹</td> <td>20 ha 60 ha</td> <td>88,480</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和62年 5.6</td> <td>全 県</td> <td>1 農作物等 2 果樹</td> <td>150 ha 570 ha</td> <td>517,309</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和62年 9.22</td> <td>平鹿地区</td> <td>1 住家の一部損壊 2 農作物等 3 果樹</td> <td>1世帯 30 ha 190 ha</td> <td>91,699</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和63年 10.13</td> <td>秋田市 能代市</td> <td>1 住家の一部損壊 2 果樹</td> <td>3世帯 81 ha</td> <td>50,613</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成12年 5.24</td> <td>増田町</td> <td>農作物等</td> <td>3 ha</td> <td>107</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成12年 7.4</td> <td>十文字町</td> <td>1 住家の一部損壊 2 果樹</td> <td>2世帯 5 ha</td> <td>2,115</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成14年 5.24~5.25</td> <td>内陸部</td> <td>果樹</td> <td>27 ha</td> <td>27,612</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成14年 11.12</td> <td>全 県</td> <td>1 畑作 2 果樹</td> <td>60 ha 50 ha</td> <td>53,854</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成17年 5.23~6.22</td> <td>鹿角地 域 平鹿地</td> <td>1 畑作 2 果樹</td> <td>14 ha 19 ha</td> <td>30,421</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日		地 域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和48年 9.16	県北部	農作物等	320 ha	71,342			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和56年 10.12	由利地域	1 農作物等 2 果樹	480 ha .2 ha	81,713			昭和58年 6.9	県南部	農作物等	380 ha	330,973			昭和58年 6.30	県南部	1 農作物等 2 果樹	58 ha 20 ha	55,390			昭和59年 6.14	鹿角地域	1 農作物等 2 果樹	20 ha 60 ha	88,480			昭和62年 5.6	全 県	1 農作物等 2 果樹	150 ha 570 ha	517,309			昭和62年 9.22	平鹿地区	1 住家の一部損壊 2 農作物等 3 果樹	1世帯 30 ha 190 ha	91,699			昭和63年 10.13	秋田市 能代市	1 住家の一部損壊 2 果樹	3世帯 81 ha	50,613			平成12年 5.24	増田町	農作物等	3 ha	107			平成12年 7.4	十文字町	1 住家の一部損壊 2 果樹	2世帯 5 ha	2,115			平成14年 5.24~5.25	内陸部	果樹	27 ha	27,612			平成14年 11.12	全 県	1 畑作 2 果樹	60 ha 50 ha	53,854			平成17年 5.23~6.22	鹿角地 域 平鹿地	1 畑作 2 果樹	14 ha 19 ha	30,421			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	地 域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		年月日				地 域	被害の記録				被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																
			被害の名称		被害の大きさ																																																																																																																																								
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
		昭和48年 9.16	県北部		農作物等	320 ha	71,342																																																																																																																																						
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
		昭和56年 10.12	由利地域		1 農作物等 2 果樹	480 ha .2 ha	81,713																																																																																																																																						
		昭和58年 6.9	県南部		農作物等	380 ha	330,973																																																																																																																																						
		昭和58年 6.30	県南部		1 農作物等 2 果樹	58 ha 20 ha	55,390																																																																																																																																						
		昭和59年 6.14	鹿角地域		1 農作物等 2 果樹	20 ha 60 ha	88,480																																																																																																																																						
		昭和62年 5.6	全 県		1 農作物等 2 果樹	150 ha 570 ha	517,309																																																																																																																																						
		昭和62年 9.22	平鹿地区		1 住家の一部損壊 2 農作物等 3 果樹	1世帯 30 ha 190 ha	91,699																																																																																																																																						
		昭和63年 10.13	秋田市 能代市		1 住家の一部損壊 2 果樹	3世帯 81 ha	50,613																																																																																																																																						
		平成12年 5.24	増田町		農作物等	3 ha	107																																																																																																																																						
		平成12年 7.4	十文字町		1 住家の一部損壊 2 果樹	2世帯 5 ha	2,115																																																																																																																																						
		平成14年 5.24~5.25	内陸部		果樹	27 ha	27,612																																																																																																																																						
		平成14年 11.12	全 県		1 畑作 2 果樹	60 ha 50 ha	53,854																																																																																																																																						
		平成17年 5.23~6.22	鹿角地 域 平鹿地		1 畑作 2 果樹	14 ha 19 ha	30,421																																																																																																																																						
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																				
年月日	地 域	被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																																							
		被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

No.	計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																		
		災害記録	災害記録																																																																																																																			
250	539	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">土砂災害 (1/2)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成9年 5.11</td> <td>全 県</td> <td>1 土木被害等 2 温泉施設の全壊</td> <td>16棟</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	土砂災害 (1/2)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成9年 5.11	全 県	1 土木被害等 2 温泉施設の全壊	16棟	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">土砂災害 (1/2)</th> <th colspan="2">被害の記録</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>地域</th> <th>被害の名称</th> <th>被害の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成9年 5.11</td> <td>全 県</td> <td>1 土木被害等 2 温泉施設の全壊</td> <td>16棟 427か所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	土砂災害 (1/2)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考	年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成9年 5.11	全 県	1 土木被害等 2 温泉施設の全壊	16棟 427か所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正																																																		
		土砂災害 (1/2)		被害の記録		被害額 (千円)				法の適用	備考																																																																																																											
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																
平成9年 5.11	全 県	1 土木被害等 2 温泉施設の全壊	16棟	(略)	(略)	(略)																																																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																
土砂災害 (1/2)		被害の記録		被害額 (千円)	法の適用	備考																																																																																																																
年月日	地域	被害の名称	被害の大きさ																																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																
平成9年 5.11	全 県	1 土木被害等 2 温泉施設の全壊	16棟 427か所	(略)	(略)	(略)																																																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																
251	541	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8">火災 (焼損棟数 : 50棟以上) 2/2</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th>焼損棟数</th> <th rowspan="2">り災世帯数</th> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">負傷者</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> </tr> <tr> <th>(住家+非住家)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和25年 3.29</td> <td>秋田市</td> <td>82</td> <td>86</td> <td></td> <td></td> <td>56,330</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和28年 4.29</td> <td>大館市</td> <td>83</td> <td>88</td> <td></td> <td></td> <td>810,285</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和28年 5.14</td> <td>大館市</td> <td>66</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td>30,596</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和28年 5.19</td> <td>刈田野町</td> <td>128</td> <td>89</td> <td></td> <td>3</td> <td>118,182</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>昭和40年 6.15</td> <td>能代市</td> <td>85</td> <td>44</td> <td></td> <td></td> <td>88,875</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	火災 (焼損棟数 : 50棟以上) 2/2								年月日	地域	焼損棟数	り災世帯数	死者	負傷者	被害額 (千円)	法の適用	(住家+非住家)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和25年 3.29	秋田市	82	86			56,330		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和28年 4.29	大館市	83	88			810,285		昭和28年 5.14	大館市	66	32			30,596		昭和28年 5.19	刈田野町	128	89		3	118,182		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	昭和40年 6.15	能代市	85	44			88,875		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8">火災 (焼損棟数 : 50棟以上) 2/2</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">地域</th> <th>焼損棟数</th> <th rowspan="2">り災世帯数</th> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">負傷者</th> <th rowspan="2">被害額 (千円)</th> <th rowspan="2">法の適用</th> </tr> <tr> <th>(住家+非住家)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	火災 (焼損棟数 : 50棟以上) 2/2								年月日	地域	焼損棟数	り災世帯数	死者	負傷者	被害額 (千円)	法の適用	(住家+非住家)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	見直しに伴う修正
		火災 (焼損棟数 : 50棟以上) 2/2																																																																																																																				
年月日	地域	焼損棟数	り災世帯数	死者	負傷者	被害額 (千円)	法の適用																																																																																																															
		(住家+非住家)																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
昭和25年 3.29	秋田市	82	86			56,330																																																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
昭和28年 4.29	大館市	83	88			810,285																																																																																																																
昭和28年 5.14	大館市	66	32			30,596																																																																																																																
昭和28年 5.19	刈田野町	128	89		3	118,182																																																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
昭和40年 6.15	能代市	85	44			88,875																																																																																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															
火災 (焼損棟数 : 50棟以上) 2/2																																																																																																																						
年月日	地域	焼損棟数	り災世帯数	死者	負傷者	被害額 (千円)	法の適用																																																																																																															
		(住家+非住家)																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																															

